

令和 4 年

# 波佐見町議会定例会会議録

第3回 開会：令和 4年 9月28日  
閉会：令和 4年10月19日

波佐見町議会

令和4年 第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	9月28日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 町長の所信表明及び提案要旨の説明 議案審 議 委員会付託 報告 質疑 討論 採決
第2日	9月29日	木	委員会	決算特別委員会 (第一分科会)
第3日	9月30日	金	委員会	決算特別委員会 (第二分科会)
第4日	10月1日	土	休 会	
第5日	10月2日	日	休 会	
第6日	10月3日	月	委員会	決算特別委員会 (第一分科会)
第7日	10月4日	火	委員会	決算特別委員会 (第二分科会)
第8日	10月5日	水	休 会	議事整理
第9日	10月6日	木	委員会	議会運営委員会 (一般質問審査)
第10日	10月7日	金	委員会	決算特別委員会 (現場)
第11日	10月8日	土	休 会	
第12日	10月9日	日	休 会	
第13日	10月10日	月	休 会	
第14日	10月11日	火	委員会	総務文教委員会 (付託事件審査)
第15日	10月12日	水	休 会	議事整理
第16日	10月13日	木	委員会	決算特別委員会 (議員のみ)
第17日	10月14日	金	休 会	議事整理
第18日	10月15日	土	休 会	
第19日	10月16日	日	休 会	
第20日	10月17日	月	本会議	一般質問
第21日	10月18日	火	本会議	一般質問
第22日	10月19日	水	委員会 本会議	決算特別委員会 (全体会) 議案審議、委員長報告 (質疑・討論・採決)

# 令和4年第3回(9月)波佐見町議会定例会会議録 目次

## 第1日目(9月28日)(水曜日)

○開 会 .....	2
○諸報告	
諸報告1 議長報告 .....	2
諸報告2 諸般の報告 .....	2
○議事日程	
日程第1 議席の指定 .....	2
日程第2 議席の一部変更 .....	2
日程第3 会議録署名議員の指名 .....	3
日程第4 会期の決定 .....	3
日程第5 町長の所信表明及び提案要旨の説明 .....	3
議案審議(質疑・討論・採決)	
日程第6 議案第43号 .....	9
日程第7 議案第44号 .....	30
日程第8 議案第45号 .....	31
日程第9 議案第46号 .....	32
日程第10 議案第47号 .....	34
日程第11 議案第48号(総務文教委員会委員へ付託) .....	36
日程第12 議案第51号 .....	38
日程第13 議案第52号 .....	40
日程第14~20 議案第53~59号(決算特別委員会へ付託) .....	42
日程第21 議案第60号 .....	50
日程第22 諮問第1号 .....	51
日程第23 議案第3号 .....	52
○散 会 .....	53

## 第2日目(10月17日)(月曜日)

○開 会 .....	55
○議事日程	
日程第1 町政に対する一般質問 .....	55
城後 光 議員 .....	55
岡村 達馬 議員 .....	72
田添 有喜 議員 .....	84

横山 聖代 議員 .....	98
前田 博司 議員 .....	109
北村 清美 議員 .....	122
○散 会 .....	137

### 第 3 日目 (10 月 18 日) (木曜日)

○開 会 .....	139
○議事日程	
日程第 1 町政に対する一般質問 .....	139
福田 勝也 議員 .....	139
岡村 真由美 議員 .....	153
澤田 昭則 議員 .....	168
脇坂 正孝 議員 .....	185
濱本 秋人 議員 .....	198
三石 孝 議員 .....	208
○散 会 .....	223

### 第 22 日目 (10 月 19 日) (水曜日)

○開 会 .....	225
○諸報告	
議長報告 (1) .....	225
議長報告 (2) ~ (7) .....	225
○議事日程	
日程第 1 提案要旨の説明 .....	225
議案審議 (質疑・討論・採決)	
日程第 2 議案第 61 号 .....	226
日程第 3 議案第 48 号 (総務文教委員会委員長報告) .....	227
日程第 4 議案第 49 号 .....	232
日程第 5 議案第 50 号 .....	236
日程第 6 ~ 12 議案第 53 号 ~ 59 号 (決算特別委員会委員長報告) ....	241
○閉会中の継続調査	
日程第 13 閉会中の継続調査申出について .....	246
(総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長)	
○閉 会 .....	246

## 第 1 日目（9 月 28 日）（水曜日）

### 諸 報 告

#### 1 議長報告

- （1）総務文教委員会の委員について
- （2）産業厚生委員会の委員について
- （3）議会広報調査特別委員会の委員について
- （4）議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長について

#### 2 諸報告

- （1）委員会報告
- （2）例月現金出納検査結果の報告（5，6，7月分）

### 議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 町長の所信表明及び提案要旨の説明
- 第 6 議案第 43 号 令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 44 号 令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 45 号 令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 46 号 令和 4 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 47 号 令和 4 年度波佐見町上水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 48 号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
（以上 1 件 総務文教委員会付託）
- 第 12 議案第 51 号 町内小中学校トイレ改修工事（1 工区）請負契約の締結について
- 第 13 議案第 52 号 町内小中学校トイレ改修工事（2 工区）請負契約の締結について
- 第 14 議案第 53 号 令和 3 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第 54 号 令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 16 議案第 55 号 令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 17 議案第 56 号 令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

第 18 議案第 57 号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 議案第 58 号 令和 3 年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第 20 議案第 59 号 令和 3 年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(以上 7 件 決算特別委員会付託)

第 21 議案第 60 号 教育委員会委員の任命について

第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 23 報告第 3 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

## 第1日目（9月28日）（水曜日）

### 1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	三石	孝
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

### 4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画財政課長	辻川	尚徳	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮田	和子	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課課長補佐	太田	誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

---

## 午前 10 時 開 会

### ○議長（百武辰美君）

皆さんご起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第3回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

### 諸報告 1 議長報告

#### ○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。議長報告であります。

総務文教委員会の委員について、先の波佐見町議会議員補欠選挙で当選された濱本秋人議員を、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、1名欠員でありました総務文教委員会の委員に指名しました。

次に産業厚生委員会の委員について、先の波佐見町議会議員補欠選挙で当選された前田博司議員を、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、1名欠員でありました産業厚生委員会の委員に指名しました。

次に議会広報調査特別委員会の委員について、北村清美委員、福田勝也委員から、議会広報調査特別委員会委員の辞任届が提出されましたので、これを許可しました。当該委員会に2名の欠員が生じたので、濱本秋人議員、前田博司議員を委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議会広報調査特別委員会の委員に指名しました。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長について、北村清美委員長から議会広報調査特別委員会委員長を、福田勝也副委員長から議会広報調査特別委員会副委員長の辞任届が提出され、同委員会において委員長及び副委員長選挙が行われ、田添有喜委員が委員長に澤田昭則委員が副委員長に互選された旨、同委員会から報告がありました。

変更後の委員会名簿はお手元に配付のとおりであります。

### 諸報告 2 諸般の報告

#### ○議長（百武辰美君）

次に諸報告です。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告（5、6、7月分）についてはその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

### 日程第 1 議席の指定

### 日程第 2 議席の一部変更

#### ○議長（百武辰美君）

これから議事に入ります。

日程第1．議席の指定及び日程第2．議席の一部変更を行います。

今回、波佐見町議会議員補欠選挙で当選された濱本秋人議員、前田博司議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定によって前田博司議員を一番に、濱本秋人議員を2番に指定します。

濱本秋人議員、前田博司議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

澤田昭則議員の議席を3番に、岡村真由美議員の議席を4番に、田添有喜議員の議席を5番に、岡村達馬議員の議席を6番に、福田勝也議員の議席を7番に、城後光議員の議席を8番に、横山聖代議員の議席を9番に、三石孝議員の議席を10番に、北村清美議員を議員の議席を1一番に、脇坂正孝議員の議席を12番にそれぞれ変更します。変更した議席はお手元に配付しました議席表のとおりであります。

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により6番岡村達馬議員、7番福田勝也議員を指名いたします。

### 日程第4 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第4．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から10月19日までの22日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日から10月19日までの22日間と決定しました。

### 日程第5 町長の所信表明及び提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第5．提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。

本日ここに、令和4年 第3回波佐見町議会「定例会」を招集しましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

先週襲来しました台風14号は、近年にない勢力で長崎県を含む九州を縦断いたしました。

本町では9月18日の午前8時から町内4か所を避難所として開設し、最大95世帯、174人の方の避難があったところです。

台風の被害は、本町では幸いにして人的被害や町道等の公共施設への被災はなかったものの、宮崎県を中心とする九州東部で大きな被害が発生しており、その後の台風15号では、静岡県を中

心に大きな傷跡が残っており、被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧を祈念するものであります。

さて、新型コロナウイルスの陽性者数については、全国的に全数把握が見直され、重点的に健康観察や入院が必要となる方を医療機関で、軽症の方を陽性者判断センターで把握するように変更されたところです。

報告書の推移を見ますと、幾分陽性者数が減少傾向ではありますが、まだまだ予断を許さない状況には変わりはなく、今後も感染拡大防止と経済の再生という厳しい両立を図る必要があります。

なお、連休期間中の町内各所でのにぎわいには、その両立のヒントがあるように思われたところです。

9月23日は、待望の西九州新幹線が長崎駅と武雄温泉駅の間で開業し、多くの搭乗客でにぎわっており、本町におきましても9月23日から25日にかけて長崎市水辺の森公園や武雄温泉駅で行われた、西九州新幹線開業イベントに「波佐見町ブース」を出展し、多くの観光客の皆様には波佐見町をPRしたところです。

この西九州新幹線は、佐賀県の整備方針が決まっていない状況でもありますが、新幹線という交通の大動脈が近隣に通ることとなり、観光面を初めとして大きな波及効果が期待される場所です。

さて、私は先に行われました町長選挙におきまして、町民皆様方の温かいご理解とご支援によりまして、町政の重責を担わせていただくことになりました。3,862票の重みと、町長という職責の重さに身の引き締まる思いであり、衷心より深く感謝申し上げますとともに、全力にて波佐見町の発展のため務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、波佐見町議会議員補欠選挙におきまして、濱本秋人議員、前田博司議員が当選されました。誠にありがとうございます。町政発展のためご尽力いただき、ご指導賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、町長就任にあたり、町政に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私は、今回の町長選挙においては「波佐見町の勢い」を止めないことを目標に「継承、変革、進化」を基本方針に掲げ町民皆様に町政発展の施策を訴えて参りました。

一瀬町政の6期24年の実績により、波佐見町は全国から注目を浴び高い評価を受けています。

私は、これらをしっかり引継ぎ、時には時代に合わせた変革を行い、さらには未来に向けた進化を遂げたいと思います。

人口減少社会の到来により、地域の消滅さえ危惧される時代にあって、10年先、20年先の一手を打つ必要があります、そのためには、まちづくりの根幹となる「人」への支援を行い、特に、町を今後支える子育て世代の人たちが住みたくなる、住んでよかったと思うような施策をしっかりと柱に据えて、次の項目を重点的に取り組んでまいります。

### 1. 子育て世代に優しいまちづくりについて。

安心して子供を産み育てられる環境の整備のため、小児科誘致に努めます。多くの自治体が抱える困難な問題ですが、あらゆる方法手段を検討し、誘致に向けての取組を進めたいと考えます。

また、保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費の第2子以降の無償化を行い、今後の本町の財政状況を踏まえながら、完全無償化への検討を進めてまいります。

そのほか、保育園・認定こども園の保育士不足の解消や保育の質の向上を図りながら待機児童解消に取り組むとともに、新たに法制化された医療的ケア児への支援の充実を図ります。

妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談体制を構築するため、既存の窓口を一本化した「子供家庭センター」の設置について協議を進めます。

### 2. 地場産業 農業と窯業の振興について

農業の振興については、農業従事者の減少や高齢化に対応するため、農地集積、集落営農の法人化、中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度、農地中間管理事業、経営安定所得対策などあらゆる事業を推進しており、今後も国県の交付金や補助制度を最大限に活用し、農業経営基盤の安定を進め農業振興を図ります。

現在、生産活動の大きな課題となっている農薬や肥料燃料など生産資材の高騰は、国県の施策等を見極めて素早く対処するようにいたします。

窯業振興については、更なる「波佐見焼の知名度」向上と定着のために、大都市圏でのイベントに今後も積極的に参画するとともに、業界と一丸となって情報発信を行い波佐見焼ブランドの確立を図ります。

生産体制で課題となっている生地製造業をはじめとする窯業従事者の担い手不足や後継者問題、燃料や資材の高騰問題についても、その支援策について関係者と十分に検討を進めてまいります。

廃石膏処理については、リサイクルによる豊かな循環モデルを確立し、マイナスからプラスへ。波佐見らしい「地域内循環モデル」を展開します。

### 3. 高齢者支援について

急速に進む少子高齢化の中で、行政ができることには限界がございます。

誰もが安心して、穏やかに暮らせるよう各種制度の拡充とともに、地域全体で支えあう仕組みづくりのため、自助、共助、公助の考えのもと「支え合いまちづくり」を進めます。

そして、福祉の根幹は心身とも健康であることが第一です。いつまでも健やかで現役であるため、健診や運動教室の開催など、健康施策の充実を図ります。

なお、高齢者タクシー制度は、支給条件である免許所持の有無について一部見直しを行い、支給対象者の拡大を図ります。

### 4. 観光交流人口の拡大について

新型コロナウイルスの影響で大きな打撃を受けた観光事業ですが、ウィズコロナで行った「波佐見陶器まつり」や各種イベントも好評であり、今後の反転攻勢の足がかりができたものと思います。

今後は、観光客の増客はもちろん、滞在時間の延長や消費単価のアップを図るため、各種イベント、交流メニューのブラッシュアップや「西の原」・「陶芸の館」一体をハブとした町内の周遊ルートの充実を進めてまいります。

また、西九州新幹線開業に伴い、そこからの取り込みや相乗効果を狙った事業の仕掛けを積極的に行います。

#### 5. 生活基盤の整備について

町民皆様から要望が強い町道の改修等については、現在、災害復旧事業に傾注している状況ではありますが、優先度を見極め、町全体の均衡も考慮しながら進めてまいります。

西ノ原土地地区画整理事業については、着手から24年も経過し長期間に及ぶため、事業の早期完了に向け、その手法について地元の皆様のご意見も伺いながら丁寧な議論に努め合意のもとで一定の方向性を示したいと考えます。

公共下水道については、未整備地区の事業推進と供用区域内の公共下水道接続を進めるとともに、企業会計へ移行し経営の安定化を図ります。

#### 6. 教育、文化、スポーツの振興について

次世代の波佐見町を担う「人づくり」を基本に、確かな「学力向上」対策、郷土愛を育む文化教育を進めるとともに、ICT教育や施設整備など教育環境の充実を進めます。

また、競技力向上を図りつつ町民の皆様が健康で生涯にわたりスポーツを楽しめるよう関係団体の育成を進めます。

文化面については、総合文化会館をはじめ、歴史文化交流館や講堂を生かした文化振興を図ります。

#### 7. 自治会活動の推進について

本町行政の活性化の源泉は、毎月の自治会長定例会による情報交換によるところが大きく、これを継続するとともに、常に地域に寄り添い耳を傾け、可能な限り地域の要望に応えてまいります。

また、自治会の自主性と伝統を尊重しながら、行政との情報共有を進め、地域課題の解決と地域活性化を支援してまいります。

#### 8. 新しい時代への対応について

人口減少社会の到来、少子高齢化に対応するためには、自治体DXを進める必要があります。自治体DXの最終的な目標は、町民皆さんの利便性向上と町行政の信頼性向上です。

今後、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行や各種手続の電子申請の開始を進めるとともに、母子手帳のデジタル化など、町民目線での行政のDX、デジタルトランスフォーメーショ

ンを進めてまいります。

また、DXを推進するため外部の人材登用なども含め専門的部署の設置についても検討いたします。

また全国からお寄せいただいている「ふるさと納税」については、リピーターの定着とフォローアップ体制を整え、さらなる全国PRを進めてまいります。

新型コロナ対策については、ウィズコロナのもと、町民皆様の要望に応えながらワクチン接種と経済対策を進めてまいります。

以上であります。現在、第6次波佐見町総合計画の策定を進めておりますので、これらの施策の反映を行いつつ、財源の確保と財政健全化を図りながら、国や県の補助制度を最大限活用するとともに「ふるさと納税」の寄付金を有効に活用して、町民皆様にお示しした各施策の実現に向けて、全身全霊、職員とともに全力を尽くす覚悟であります。

どうか、町民の皆様をはじめ、議員の皆様におかれましては、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出しました議案の要旨についてご説明をいたします。

議案第43号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の予算総額に1億8,550万円を追加し、補正後の予算総額を114億4,000万円とするものです。

主なものは、年度中途における事業計画の補正や追加などに加え、公共施設の電気料高騰による補正、資材高騰による農業資材等価格高騰対策の追加及び公共施設工事費の増額、新型コロナウイルスに対する追加支援策などで、財源については「普通交付税」の交付決定による増額、「基金繰入金」、「前年度繰越金」としています。

議案第44号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に4,200万円を追加し、補正後の予算総額を16億4,600万円とするものです。

主なものは、歳出では過年度の実績に伴う補助金返還金及び予備費の増額で、歳入では前年度繰越金の計上が主になっています。

議案第45号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に7,133万円を追加し、補正後の予算総額を14億5,633万円とするものです。

主なものは、歳出では過年度の実績に伴う補助金返還金及び予備費の増額で、歳入では前年度繰越金の計上となっています。

議案第46号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に210万円を減額し、補正後の予算総額を3億7,890万円とするものです。

主なものは、歳出では人事異動による減額、消費税納付額の増額などで、歳入では一般会計繰入金の減額などとなっています。

議案第47号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、「収益的支出の補正」では、浄水場等の電気料の増額、人事異動による補正、「資本的収入の補正」では、公用車

の売り払い収入の計上となっています。

議案第48号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例は、指定管理者制度の導入手続きなどについて、基本的な事項を定めるものです。

議案第49号 波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例は、ICT技術を活用した電子申請の手続きなどについて、必要な事項を定めるものです。

議案第50号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、波佐見町陶芸の里伝習館の使用料について、改正を行うものです。

議案第51号 町内小中学校トイレ改修事業（1工区）請負契約の締結については、9月20日に実施した指名競争入札の結果、落札した「株式会社 小佐々建設」と工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 町内小中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の締結については、9月20日に実施した指名競争入札の結果、落札した「株式会社 上山建設」と工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第53号から議案第59号までの7件は、令和3年度一般会計をはじめ、各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものです。

また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書もあわせて添付していますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

議案第60号 教育委員会委員の任命については、現委員の谷口貴子氏の任期が10月6日に任期満了となりますので、その後任に折敷瀬郷の松尾保子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

なお、今期限りで勇退される谷口貴子氏におかれましては、平成30年10月7日から保護者の代表として本町教育行政にご尽力いただきました。

ここに衷心よりお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の岳邊忠彦氏が、令和4年12月末の任期満了をもって勇退されますので、その後任に野々川郷の柿本茂喜氏を法務大臣に推薦するため提案するものです。

なお、今期限りで勇退される岳邊忠彦氏におかれましては、平成30年から本町の人権擁護の活動にご尽力いただきました。

ここに衷心よりお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資本不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

提出した議案は以上であり、詳細については、ご審議の折に説明をいたしますので、何卒慎重

にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

## 日程第6 議案第43号

### ○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第43号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

### ○企画財政課長（辻川尚徳君）

おはようございます。それでは議案第43号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに1億8,550万円を追加し、総額114億4,000万円とするものです。債務負担行為の補正、地方債の補正については、第2表及び第3表によります。

今回の補正は年度中途における事業計画の補正や追加などに加え、公共施設の電気料金高騰に伴う光熱水費の増額、資材高騰による農業資材等価格高騰対策の追加及び公共施設工事費の増額などについて所要額を計上しております。

5ページをお願いします。第2表 債務負担行為の補正ですが、母子健康手帳アプリ保守業務委託料について追加しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

6ページをお願いします。第3表 地方債の補正ですが、変更として国指定史跡保存整備事業に係る一般補助施設整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を補正しております。

このうち臨時財政対策債については本来普通交付税として配分されるべき額のうち、国の財源不足により一旦地方債を発行し、後年度にその元利償還金の財源として普通交付税が措置されるものですが、その限度額については普通交付税算定時に確定するため今回確定額に合わせた補正を行うものです。なお利率、償還の方法について変更はありません。

続いて9ページをお願いします。以下歳入について主なものを説明します。10款、1項、地方交付税ですが、7月に普通交付税の額が決定されたことに伴い3,320万5,000円の増額補正を行っています。

10ページをお願いします。14款、国庫支出金から15ページの15款、県支出金については、歳出側の各事業費の増減等に伴う補正となります。

主なものとして障害者自立支援給付費のうち補装具に係る負担金、新型コロナウイルス感染症予防接種体制確保事業費に伴う国庫支出金などとなっています。

16ページをお願いします。18款、2項、2目、ふるさとづくり応援基金繰入金については、小中学校トイレ改修工事や河川及び排水路改修工事、農業資材等価格高騰対策事業費補助金、定住奨励金などに充てるため9,670万円を増額補正するものです。

17ページをお願いします。19款、1項、繰越金ですが、令和3年度決算における実質収支額が

9,121万4,000円で固まったことに伴い、純繰越金をその額に合わせるため6,121万4,000円の増額補正を行っています。

18ページをお願いします。20款、4項、3目。雑入のうちコミュニティー事業助成金210万円は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するもので、今年度甲長野郷自治会が本事業の採択を受けたためのものです。

19ページをお願いします。20款、1項。町債ですが、これは先ほど6ページの第3表 地方債補正で申し上げたとおり、一般補助施設整備事業債と臨時財政対策債について補正を行うものです。

歳出につきましてはそれぞれの担当課から主なものについて説明を行います。まず企画財政課所管について説明します。

22ページをお願いします。2款、1項、6目。企画費のうちコミュニティー助成事業費補助金210万円については、歳入でもご説明しましたが一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するもので、今年度甲長野郷自治会が本事業の採択を受けたものです。

23ページの16目。定住推進事業費については、定住奨励金が当初の想定を超える申請が見込まれるため722万6,000円を増額補正するものです。以上企画財政課所管でございます。

その他の主なものは、これより各所管課よりご説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

はい。それでは総務課所管についてその内容についてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。2款、1項、1目。一般管理費、4節。共済費。一番下の段でございます。雇用保険料についてでございますが、会計年度任用職員いわゆる臨時職員の雇用保険料について総務課で一括管理するため、今回所要額として142万円を計上したところでございます。

次ページをお願いいたします。同じ目10節。需用費でございます。消耗品として326万2,000円を計上しております。これは現在総務課において現在の文書管理、簿冊方式をファイリング方式に変えることで全庁的な取組を行っておりますが、その役場全体で簿冊からファイリング方式にする個別ホルダー、ファイルボックス等の消耗品を購入するため所要額を計上しております。

次に5目。財産管理費、10節。需用費光熱水費として167万7,000円を計上しております。これは庁舎にかかる電気料についてでございますが、ご存じのとおり現在電気料が高騰しておりますので、電気の契約先から価格改定が行っておりますので、その価格改定を見込んだもので年間の所要額として167万7,000円を計上するものでございます。

次に17節。備品購入費でございます。印刷機購入として建設課に印刷機を1台購入することで198万円を計上しております。

次ページ23ページをお願いいたします。7目。交通安全対策費でございます。14節。工事請負

費に270万4,000円としております。これは交通安全施設設置工事といたしまして町道鮎埴今熊線におけるガードレール工事について所要額を計上するものでございます。

次に13節．電算管理費でございます。12節．委託料システム改修委託料として136万2,000円と計上させていただいております。これはもろもろございますが現在国においてシステムの標準化仕様が定められておりますので、それに対応するシステム改修あるいは決算書の様式も変えましたので、そのかかる内容等が主なものでございます。

少し飛びまして48ページをお願いいたします。9款、1項、1目．常備消防費でございます。広域消防業務委託料として206万円を追加しております。ご存じのとおり本町の消防業務については、佐世保市のほうに委託をかけておりますが、佐世保市の予算が定まり本庁に通知があったため、この当初予算に計上した差額として206万円を計上するものでございます。

次に3目．消防施設費でございます。14節．工事請負費でございますが消防施設改修工事として220万円を計上しております。これは各自治会から要望がありました既存の消防施設等の改修工事について所要額を計上しております。

次に5目．災害対策費、17節．備品購入費でございますが、ドローン購入費ということで所要額を計上しています。金額についてはこの後の入札等がありますので掲載をしておりません。

今回佐見町消防団でドローン隊の結成が行われるということになっております。今回は練習用として1台を購入したいということで考えております。今後操作研修等を行いまして体制を整えたら、次年度に本格的なドローンを購入したいということで考えております。以上が総務課所管でございます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは新庁舎建設事業に関する説明をさせていただきます。

23ページ、24ページをご覧ください。2款、1項、19目．新庁舎建設事業費12節．委託料650万円、周辺整備工事設計業務委託料。14節．工事請負費-818万5,000円。21節．補償、補填及び賠償金168万5,000円。支障電柱移転補償費を計上させていただきます。

それでは内訳といたしましては12節．委託料は新庁舎建設にあわせまして町道鹿山飛瀬線の歩道の拡幅及び横断歩道の設置の設計業務であります。地元からの要望もあっております。

14節．工事請負費。12節振替分と21節の流用分との減額、工事費からのというようになりま

す。

21節．補償、補填及び賠償金については、新庁舎建設工事に伴いまして施工業者と協議の結果、9電柱N T T通信線等が支障となり移設を行わせていただきました。

以上で新庁舎建設事業の説明を終わります。以上です。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管についてご説明いたします。

30ページをお願いいたします。3款、1項、3目。障害者福祉費の19節。扶助費の補装具給付費で258万1,000円を増額しております。これは申請件数増によるものでございます。以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

まず5ページまで戻っていただいでよろしいでしょうか。債務負担行為を追加しておりますが、今回の補正で母子健康手帳の初期構築をすることを計画していますが、令和5年度の保守業務をあわせて契約する必要がありますので、見込まれる金額として40万円を計上しています。

32ページをお願いします。3款、2項、1目。児童福祉総務費18節。負担金、補助及び交付金を189万4,000円増額しておりますが、制度の見直しや対象者数の増加に伴い、保育園や放課後児童クラブに補助金を増額するものです。

22節。償還金については34ページまで記載しておりますけれども、1目。児童福祉総務費で867万1,000円。34ページ2目。児童措置費で104万円。4目。子育て世帯生活支援特別給付費で562万2,000円。5目。子育て世帯臨時特別給付費で206万9,000円計上しています。令和3年度のそれぞれの事業実績を精算し、補助金を返還するものです。

続いて35ページをお願いします。4款、1項、2目。予防費12節。委託料に接種券発行業務委託料131万2,000円を計上しています。今回新型コロナワクチン接種対象者が拡大され、新たに接種券を発行する必要がありますので、印刷や封入作業を委託するものです。

22節。償還金124万9,000円は令和3年度の事業実績を精算し、負担金と補助金を返還するものです。

36ページ2行目になりますが、母子健康手帳アプリ初期構築業務委託料として11万円を計上しています。母子手帳のデジタル化に対応するため民間が開発したアプリの活用を考えています。選定する業者により導入時期が異なってまいります。遅くとも来年4月には運用を開始したいと思っております。以上で子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

次に農林課所管の主な補正内容について説明をいたします。補正予算書の38ページをお願いいたします。

6款、1項、2目、17節。備品購入費126万1,000円の増額でございますけれども、農林課の作業員が使用する軽トラックを購入するためのものでございます。

次に39ページをお願いいたします。3目。農業振興費の18節。負担金、補助及び交付金575万2,000円の増額についてでございますが、現下の社会情勢によりまして、肥料それから畜産等の飼

料それから燃油などの農業生産に必要な資材が、かつてない高騰が続けているところでございますが、そのことが農業の経営にも影響を与えているため、国においてもその対策と支援が検討されているところであります。

このようなことから町といたしましても農業者の負担部分を少しでも軽減を図るために補助を行うものでございます。

次に同じページでございますけども7目、農村環境改善センター管理費の12節、委託料でございますけども、以前同センターにおきまして使用しておりました焼却炉を撤去するにあたり、有害物質が含まれていないかの調査、それから撤去工事設計を業務委託するために今回補正するものでございます。以上で農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして商工観光課所管の主なものを説明いたします。

41ページをお願いいたします。7款、1項、2目、18節、負担金、補助金及び交付金の2行目の、あちこち陶器まつり事業費補助金150万円を計上しております。これについてはそもそも当初予算で150万円を計上しておりましたが、秋のあちこち陶器まつりの運営の安定化、定着化とPRの強化。あと感染対策を考慮し長崎県市町村振興協会の補助事業を活用し、歳入歳出ともに150万円を追加で計上したものでございます。

よって補助金の事業費としては300万円となって秋の陶器まつりの活性化、窯業支援を強力に支援していくという考えでございます。

以上で商工観光課所管の補正の内容説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは建設課所管分の主なものについて説明いたします。

44ページをお願いいたします。8款、土木費、2項、3目、道路橋梁改良費、14節、工事請負費を150万2,000円増額しています。これまでの自治会要望において通行に支障をきたす路線が今回見受けられたため、早期対応を行うものでございます。2路線分の舗装を予定しております。また補助対象事業の兼ね合いから21節に一部組替えを行っているものです。

18節、負担金、補助及び交付金を100万円増額しています。道路等事業補助金いわゆる里道への要望に対し現行予算が不足したため、増額をするものでございます。

21節、補償、補填及び賠償金を269万8,000円増額しております。先ほど14節で申しましたが、再算定により金額が確定いたしましたので事業費の組替えを行うものでございます。

次に45ページをお願いいたします。3款、1目、河川総務費でございます。14節、工事請負費を720万円増額しています。道路と同じく自治会や地元関係者からの要望によるものでございまして、用水路に対して影響があることから、次年度の作付け等を考慮し早期対応を行うものとして

おります。3河川を予定しております。

次に飛びまして57ページをお願いいたします。11款. 災害復旧費、1項、1目. 農地農業用施設災害復旧費、12節. 委託料を590万円増額しています。令和3年8月の災害対応業務委託について、当初半年を予定しておりましたが、いまだ完了していないため引き続き対応が必要であるということで増額をするものでございます。

58ページをお願いいたします。2項、1目. 公共土木施設災害復旧費、14節. 工事請負費を120万円増額しています。今年度の大雨により被災した町道三股線の対応分となります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課所管分についてご説明いたします。

46ページをお願いします。8款、4項、4目. 下水道費615万5,000円を減額するものです。主に人事異動等に伴い人件費が減少するため、公共下水道事業特別会計へ繰出したものですが、減額するものでございます。以上が水道課所管分でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係をご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。10款、1項、2目、12節. 委託料でございますけども、先ほど農林課でも説明しましたけども、焼却炉関係の業務委託料、設計委託料を計上いたしております。

14節. 工事請負費でございます。現在町内の小・中学校のトイレの改修工事を進めておりますけども、まず7月29日に入札会を行いましてそれが不落に終わりました。それで再度9月20日に入札を行いました。その際に最初は町内の4校同時に工事費の発注をしたのですが、それが不落に終わったということで、町内の工事関係の状況等々を勘案して、これを1工区2工区。2つに分けたほうが受注しやすいだろうということで、まず1工区2工区の2つに分けて再設計を行っております。

その際に昨今の工事費の高騰、物価の高騰等もございましたので再度設計。そういった額を見直しまして、この工事費の増額ということで発注を行いました。9月20日に入札を行いまして、無事落札業者が決定したような状況でございます。

続きまして50ページをお願いします。10款、2項、1目、14節. 工事請負費でございますけども、こちらは東小学校のトイレ用の水を屋上に高架水槽に上げるためのポンプが不調でございます。早急に取り替える必要がございましたので予算を計上させていただいております。

同じく10款、2項、4目. 需用費でございますけども光熱費でございますけども、先ほどもあっておりますけども電気光熱費が高騰いたしております。その関係で上げております。

7目. 南小学校でも光熱費が上がっておりますので、そういった関連をあげさせていただいております。

続きまして51ページをお願いいたします。10款、3項、2目、13節でございますけども、修学旅行の車借上料ということで230万円を計上いたしておりますけども、こちらにつきましては各学校で修学旅行もしくは宿泊体験、社会科見学というバスを使って校外に行く授業を行っておりますけども、その際にコロナ対策ということでバスの余裕を持たせようということでバスをそれぞれ2倍にした分の借上料を計上させていただいております。

続きまして53ページをお願いいたします。10款、4項、4目、10節. 需用費でございますけども光熱費の高騰分を計上させていただいております。

12節. 委託料でございます。芸術文化公演開催委託料ということで200万円を計上させていただいておりますけども、こちらにつきましては昨年ですかね。川棚の魚雷発射場とか波佐見町の講堂を撮影現場として平和学習、平和映画ということで「祈り」という映画の作成をされまして、その上映のための経費を計上させていただいております。本町も講堂がそういった撮影現場になったということで、原爆関係の映画でございますけども、そういった平和学習も兼ねて今回開催をするということで200万円を計上させていただいております。

14節. 工事請負費でございますけども、こちらにつきましては文化会館の小ホールから雨漏りがしておりまして、調べたところダクトの部分の老朽化によりまして、雨漏りがしているということでダクトを取り替えるための工事費が主なものでございます。

続きまして55ページでございます。10款、5項、1目、18節. 負担金、補助及び交付金でございますけども全国大会等出場補助金ということで200万円を計上させていただいておりますけども、こちらにつきましては、先般8月に波佐見中学校の野球部が全国大会に進みまして見事ベスト8という成績を収めてまいりましたけども、こういった子供たちのそういった全国大会、九州大会への助成費を波佐見町スポーツ振興事業補助金と、波佐見町児童文化振興事業ということで助成を行っておりますけども、そういった九州大会、全国大会への助成について見直しを行いまして、増額をするということで見直しを行いまして、今回先般行われました波佐見中学校野球部の全国大会等の経費を200万円計上いたしております。

続きましてその下の2目. 保健体育施設費の14節. 工事請負費でございます。291万8,000円計上させていただいておりますけども、こちらにつきましては鴻ノ巣グラウンドのAコートのほうがどうしても水が溜まる場所がございます、そういった対策工事費をあげさせていただきます。それとあと東小学校の体育館の照明の改修についても一部工事費の不足が生じたので、ここで計上させていただいております。

続きまして56ページでございます。10款、6項でございます。こちらの学校給食センターの調理場経費ということで計上いたしておりますけども、まず3節. 職員手当ですね。時間外手当を110万円計上させていただいております。こちらにつきましては現在給食センターの調理員が正規

職員3名、フルの会計年度任用職員が7名、あとパートを1名ということで、11名で行っておりますが、本来このフルの会計年度任用職員が本来では8名で対応するようなところで、今1名欠の状態ですと12名ですと11名ですと行っておりました。その関係で正規職員が早出をしまして、何とか子供たちの給食に間に合うようなかたちで対応いたしておまして、その関係で時間外がちょっとオーバーしたということで計上させていただいております。

続きまして10節. 需用費と17節. 備品購入費でございますけれども、需用費で998万4,000円。備品購入費で316万4,000円計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては職員の事故がいくつかあっておまして、一度専門家にちょっとそういった現場を見ていただいてアドバイスを受けようということで昨年から予定してはいたのですが、今年度8月5日に地方公務員安全推進協会というところの職場環境改善アドバイザー派遣事業というのを利用しましてですね、アドバイザーに来ていただいて現場を見ながらいろんなご指摘をいただきました。

その結果、給食センターは平成12年4月から運営をしておりますけれども、その間にいろんな不具合がございまして機器の補修がなっていないところが多々ございまして、そこをその専門のアドバイザーの方にご指摘をいただきました。そのご指摘をいただいた結果ですね、こういってちょっと高額な補正計上になったというところでご理解いただきたいのですが、職員のそういった安心安全を守る。それとあと子供たちの安心安全な給食をつくるための費用ということで、ご理解いただければと思っております。

以上補正予算の説明を終わらせていただきますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

会議の途中ですがしばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから議案第43号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。城後議員。

○8番（城後 光君）

予算書の32ページをお願いします。3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、14節. 子育て支援センター改修工事なのですが、金額1万5,000円と非常に少ないのですが、まずこの内容をお伺いしたいというのと、子供町長の施政方針で家庭センターを今後構築するというので検討されていますけれども、そのあたりと何かこの工事は関係あるのかどうかもあわせてお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

当初予算で子育て支援センター「きしゃぼっぼ」の遊戯場といたしますか、遊び場のほうの土留め工事のほうを計上していたのですが、その工事を進める中で、別のちょっと側溝整備といたしますかそのほうが一部ちょっと必要になって予算が不足した部分で計上したものです。

この分と施政方針の子供家庭センターとは関係はございません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

14ページ。15款、2項、6目のいわゆる21世紀まちづくり推進総合事業というタイトルの割にはですね、金額的には低いのですが125万7,000円。それが節では都市計画費補助金となつて、土木費を探したのですが出でこなかったのですね。

それで22ページに2款、1項、6目、18節のところに21世紀まちづくり総合支援事業費補助金とあがっております。まず都市計画の補助金でいわゆる企画費としてここにあがっているのですが、よく事業目的とか内容が分からなかったんですね。それをちょっとご説明いただければと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

21世紀まちづくり支援事業補助金についてなんですが、これについては県の21世紀まちづくり推進事業という補助がありまして、その事業を活用して実施するもので、内容としては交流支援事業と美しいまちづくり支援事業。

2つのメニューになっておりまして、今回景観の関係ということで美しいまちづくり支援事業のメニューを活用しております。

町の事業の所管は今企画財政課のほうで行っておりますので、歳入は県の土木の関係から入るものですから土木費県補助金で計上させていただいて、歳出については所管が企画財政課になっておりますので、企画費のほうで歳出をあげているという状況になっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

20世紀まちづくりと大きなタイトルになっておりますけれども、業務的にはどういうことをなさるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今回申請が上がっておりますのが、中尾郷の稲荷神社の改修といたしますか、資産景観資産の維持・保全ということで事業の申請があがっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

22ページをお願いします。22ページの2款、1項、5目、節が17節の備品購入費になります。この中でアルコールの検知機購入費ということで、41万6,000円あがっておりますがこれは何台ぐらい、まず購入される予定なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

22ページ2款、1項、5目、17節のアルコール検知購入でございますが、今回11台を購入する予定でございます。なお申し添えれば今回道路交通法の改正がございます、車に乗る前には必ずアルコールの検査をしなければならないということになっております。10月1日から施行でございますので、その前にこの検知器を購入したいということで計上しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは次、ちょっとその関連なのですが、この委託料が同じページの12節にアルコール検知保守委託料というのが、14万円ほどあがっております。そしたらこのアルコール検知機を11台買いますよね。それに対しての年間の保守料というのが14万円かかるということでよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおりでございます。ただ今回のアルコール検知器でございますが、いわゆる市販で売られているような、2、3,000円のインターネットで売られているような検知器では駄目なのです。

記録ができて、それがちゃんと正確に履歴を追えるというような仕組みでございますので、機械をしっかり保守しないと、もし検査等があったときに証明ができないということで保守料をあげているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

42ページ。7款、1項、3目の12節ですね。フルラッピングバスの広告業務委託料があがっておりませんが、これは現行のラッピングバスの現機っていいですか、それとも新たにラッピングバスの追加をするということなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

42ページの7款、1項、3目、12節のフルラッピングバス広告業務委託料についてはですね、昨年度波佐見高校生にデザインをしてもらって、佐世保福岡間を走っている高速バスの年間の委託料でございます。

実はですね、これその上の11節の広告料で158万4,000円計上している。これはマイナス減額し

ておりまして、ちょっと先方の契約の都合で広告料等ではなくて、業務委託料としての契約の形態をとっていただきたいという要望がありましたので、組替えを行ったもので、昨年やったものの広告料で間違いはございません。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数は30ページをお願いします。3款、1項、3目、19節。補装具給付費なのですけれども、こちらは申請件数が増加したっていう説明がありましたが、なにか申請が増えている特別な理由があるのか、もしあるのであればそちらをお示しいただきたい。

と、ちょっと3項一度にちょっと質問させてもらいます。32ページお願いします。3款、2項、1目、18節。の保育士幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業費補助金なのですけれども、こちら当初予算のほうであがっていきまして、そのときの説明では今年の9月までの実施期間ですっていう説明を受けていました。

こちらが10月以降の対応はどうされるのかということと、もしその対応に期限があるのであれば、そちらもお知らせください。

あと一つが34ページお願いします。3款、2項、4目、22節。上のところですね。過年度子育て世帯生活支援特別給付金返還金と5目、22節。過年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金ってありますけれども、こちらですよ。全員に給付されなかったことによって、返還が起きているのか、それともそういう補助金のほうがたくさんあっていいたから返還されたのか。この返還の理由をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

ページ数は30ページの3款、1項、3目。障害者福祉費19節。扶助費の補装具給付費の申請件数増の理由でございますけれども。装具の内容でございますけれども、主に補聴器とか車椅子等でございますが、本年度が増えている要因といたしましては、障害児の方の車椅子、座椅子等の件数が増えているという状況でございます。座椅子等も保育園用とか家用というかたちで、その分で申請件数が増になっているものでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず32ページの3款、2項、1目、18節のうち保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては当初計画、事前に調査をした数字で当初予算を計上しておりましたが、対象者数が増えたっていうところで、この金額になっております。あくまでも9月分までの費用ということになります。

お尋ねの10月以降の対応につきましては、もう公定価格といいますか。通常の委託料に上乗せされるということで、こういう補助金ではなく委託料の対応というようになります。

続いて34ページの3款、2項、4目と5目の返還理由ということでしたけれども、こちらについてはきちんと数字が出る予算ではなくて、当初想定に基づいて予算を計上しておりましたので、補助給付できなかった、当初予定していた給付人数に達しなかった部分で返還金が生じたところでもあります。これにつきましては国や県からの補助金でしたので、使わなかった分を返還するものになります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

ページ数は39ページになります。6款、1項、3目、18節、ここに農業資材等価格高騰対策事業費補助金。いろんなかたちで、物価高騰で農業の経営も大変な時期を迎えているかたちでこういう補助金というのは、とてもいいことだと思いますけども内容がよく分かりません。内容の説明をお願いします。

それと44ページになりますけど8款、2項、3目、14節。工事請負費が150万2,000円。町道改良及び舗装工事ということで2か所ということでご説明あっていますが、場所の2か所はどちらの場所のことをおっしゃっているのかという説明と、次ページのですね45ページに、これは3項の河川費、河川総務費のほうでこれも14節で河川及び排水路改修工事、このあたりの予算で720万円となっております。この場所をお知らせください。以上3点お願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

39ページをお願いいたします。6款、1項、3目。農業振興費の18節。負担金補助金交付金の農業資材等価格高騰対策事業補助金の内容でございますけども、まず一つ目が畜産関係でこの資料高騰対策ということで国のほうが次年度にセーフティーネットのほうを充実させるということで、こちらのほうに農家の負担がかかってまいります。その農家の負担部分を3分の1の補助を出すということでございますので、計上をまずそこに一つ計画をいたしております。

次が施設園芸の燃油高騰対策ということでいたしております。こちらが令和3年から令和4年にかけて、重油ほうが20円程度上がっていると。リッター20円上がったということで、その2分の1ですね。2分の1は国のほうから、で2分の1を町のほうから出すということで計画いたしております。

それからですね農業資材高騰対策ということで今計画をしておりますけども、国と県がどのようなかたちでやるかというところで、まだまとまっておりませんので、その部分で決定しましたら農家の負担部分があるということで、その負担を軽減させる目的でそこに補助を出すということで計画をいたしております。

内容についてはちょっとまだ詳細には決まって、詳細には資材高騰対策の部分のほうでは、まだちょっと補助額がいくらとかいうところでまだ決まっておりませんが、出すということで予算のほうに計上させていただいているところです。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

44ページ。8款、2項、3目と45ページ。8款、3項、1目のそれぞれの該当か所ということですが、まず道路のほうになります。3款、2項、3目については川内郷の中河内線、そして永尾郷の新ヶ谷線の2路線になります。

そして続きまして河川のほうになりますが、河川につきましては金屋郷の知見寺川、と三股郷の三股川。そして中尾郷の中尾地区排水路ということで、そこで3か所ですね。以上になります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ページはですね50ページ。各学校高熱水費ですか、上がっているのですけども東小学校で84万円。中央小学校で117万円。南小で121万円。ウェイブホールに関しては240万円と光熱水費が大変厳しい夏でもありましたけど、今世界的に問題になっております資源が高騰しております、こういう費用が上がるのは分かるのですけども、今後こういう費用が上がらないように、節水とか節電とかの対策を考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいのですけども。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

確かに今ですね、もう世界的にこういった価格が上がっておりますので、節電節水を各学校、教育委員会も含めて積極的に呼びかけていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

42ページの商工費の4目ではなく、3目、18節の負担金、補助金及び交付金ですね。長崎県の新幹線開業の対策事業費の補助金として300万円補正されておりますけども、その内容についてお知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

42ページ。7款、1項、3目、18節。長崎県新幹線開業対策費補助金300万円計上しておりますが、これについては申し訳ございません。その上の12節委託料の鬼木誘客・民泊等拠点づくり業務委託料の200万円と14節。工事費の鬼木古民家Wi-Fi整備工事。これを当初予算で計上しておりました。ただ補助メニューのですね、事業実施主体のあり方の関係で、委託で行うつもりが補助金でないと採択ができないというちょっと変更になりまして、その分でその2つの300万円足した分の組み直しをいたしたということで内容としては、当初予算にあがっている内容と変更はございません。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

49ページの10款、1項、2目、14節。工事請負費ですが5,000万円計上してあります。町内小学校トイレ改修工事ということでございますけども、これ当初予算で2億5,500万円ですかね。先に計上してありまして、今回5,000万円というかたちであげてあるわけですけども、この必要とする理由は。

ちょっと先ほど説明も受けましたけども、もう少し説明をお願いしたいと思いますけど、特にこの設計をいつされたものかですね。いつ着手されて、いつ設計があがったものか。そのところもお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

49ページ。10款、1項、2目、14節。工事請負費の5,000万円でございますけども、設計につきまして、当初予算の折にまずは予算計上をその時にさせていただいております。

そのあとに工事着中にかかるということで7月の29日に、まず当初から予定しておりました4校1括で工事の発注をいたしまして、入札等を行った結果不落になりました。そのあとにどうするかということで、今年度年度内完成を目指してですね、再度入札会を開こうということで、関係課と協議をいたしまして、現在の昨今のそういった工事状況、工事を請け負っている業者さんの状況等を勘案したときに、4校同時よりもこういった2つに分けたほうが、業者のほうが応札っていうか、しやすいのではないかということになりまして、4校を2校ずつに分けて1工区2工区ということで変更を行うということになりました。

その結果、諸経費。それぞれの工事にかかります諸経費も、計上増額するようになったわけでございますけども、それと同時に当初予算からのそういった資材が上がっておりましたので、もう一度設計業者に依頼して、設計額、今の物価高に応じた設計をもう一度組み直して設計をし直していただきまして、5,000万円増ということで入札会を行いまして、9月20日に入札を行って無事、無事って言ったらおかしいですけども、落札に終わったということでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私が何でこれをお尋ねするかということですけども、当初2億5,500万円の予算に対して設計が、次の案件で契約案件があがっておりますけども、この設計額を見ますと2つあって、3億円になっているわけですね。2億5,500万円の予算に対して3億円の設計をされていると。

それから予定価格についても2億9,000万円、両方です。両方で1工区と2工区と合わせてですね。それにもかかわらず、入札を執行されたというところにちょっと私も解せないところがあります。というのが、やはり予算に基づいて設計をし、入札をすべきだと思うわけですけども、それでは入札額を超えたから今回で5,000万円追加してつじつまを合わせると。そういうふうにしが見えないわけですけども、そのあたりはどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今回の小中学校のトイレ改修工事ですが、先ほど教育次長のほうから説明があったとおり、1度入札を実施し、資材高騰等により価格が上昇していると。あとこの分の工期が大体4、5か月かかるというのもありまして。あと繰越しに仮になった場合に、ちょっと財源的なもので起債の活用ができない。そういうことが想定されるものですから、予算を流用した上で工事を発注させていただいて、入札にかけさせていただいているという状況であります。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そうしますと予算の流用元というのは、どちらになりますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

以前契約案件でご審議いただいた電子黒板の契約の差額。そのあたりから流用した上で、今回入札を執行しております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。田添議員。

○5番（田添有喜君）

55ページ。10款、5項、1目、18節。全国大会等の出場補助金。補正で200万円組まれてですね、子供たちの後押しをしていただいたということは非常にうれしく思いますし、子供たちが県内、県外等に出ていくことは、波佐見のまちをアピールする宣伝をする効果は非常に大きいし、マスコミ等でも報道されることによって、町のイメージアップにもつながると思います。

そこで基準の見直しをされたということなのですが、具体的にどのような見直しをされたのかということと、今後令和6年度から部活動等が地域移行になってきます。そのためにはこの補助金等をさらに充実をして、どんな家庭でも、どんな子供でもいろんな大会に出場できるという、個人の負担を軽減して支援をしてあげることが必要かなと思いますが。そういう先の見直しもあれば聞かせていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

ページ数55ページでございます。10款、5項、1目、18節。の負担金、補助及び交付金の全国大会等出場補助金でございますけども、こちらにつきましては、まず波佐見町スポーツ振興事業補助金というのがございまして、そちらのほうで従来、補填補助を行ってまいりました。

従来が九州大会に出場した場合、1人1万円。ただし中学校の学校の部活動は1人1万5,000円。それを20人が上限ということで措置をいたしておりました。全国大会におきましては、1人2万円。ただし中学校の部活動につきましては3万円、そこを20人上限ということで行っており

まして、今回全国大会でございますので従来であれば、中学校の部活動でございますので3万円の20人で60万円が条件でございました。

そこを今後のそういった子供たちですね、スポーツ振興ということも含めたところで、この補助要項の見直しを行いまして、変更したところがですね、まず1点目。学校部活動における、九州大会及び全国大会への出場につきましては必要経費、大会参加費等あと旅費、交通費、競技用運搬賃とか。そういった必要補助対象経費というのを定めまして、そちらの2分の1の補填をする、補助をするということでございます。

大会によっては九州大会とかですね、近くである場合はですね、ひょっとしたら今までのほうが高くなる可能性もございますので、今までの現行どおりの予算か、もしくはその計算を行いまして2分の1行いまして、どちらか高くなったほうの補助をするということで、予定の変更を行っております。

もう一つでございますけども、そういった中学校の部活動以外。スポーツ少年団等のそういった九州大会全国大会がございますけども、そちらについても見直しを行っております。先ほどありましたけども、全国大会では2万円の20人で40万円が条件でございましたけども、そちらも必要経費の先ほど申しました必要経費の3分の1を補助すると。もしくは先ほど申しましたとおり近くの大会であれば2万円×の20人。40万円のほうが高くなるかもしれませんので、どちらが高いほうの補助をしていくということで改正を行ったところでございます。

将来的にそういった地域の部活動が地域移行というようになりますけども、これにおいてもまた具体的にそういった施策が、実行されるようになれば、再度こういった補助に合うようなかたちでまた見直しも行っていかなければいけないかなというふうには思っております。

将来的にももちろん今回そういうスポーツ関係以外もブラスバンドとか、そういったところが九州大会、全国大会に行った際も波佐見町児童文化振興事業というところで補助を行っていただいたので、同時にそちらのほうも改正を行いまして、先ほどと同じような措置をとらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2点目の令和7年度の地域移行につきましては、今年度本町といたしましては、関係、例えば体育協会とかスポーツ少年団理事会等々におきまして、この移行の趣旨、これからの流れ等の説明を行っております。

今年度行いたいこととしては、現在それぞれの活動に所属をしている児童生徒の数、指導者の数、指導可能な方の数等々の把握をすることが2番目です。

3番目にこの推進に向けての委員会の立ち上げを行いたいということを思っております。議員お尋ねの予算等々についての課題につきましては、その中で他市町の動向等あるいは県や国の指示等を仰ぎながら、丁寧にやっていきたいということを思っておりますが、確かな大きな不安が

あることも事実であります。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

ページは49ページになりますけども、小中学校トイレ改修工事等に関することですが、先ほど企画財政のほうから電子黒板における、早く言えば款項目からいうと10款、1項、2目、17節から利用したという回答でございます。当初予算自体が4,482万5,000円という当初予算で、そこにおいては外国人の家具の購入とか電子黒板とかっていうのがあがっているわけです。

そういう中で利用できる金額っていうのは、ここに存在したというご答弁ですけど、どういう中身なのですか。実際5,000万円というのは、先ほどの脇坂議員の質問の中には設計額としてあがっているわけですから、利用できる金額がこの款項目節の17節のほうにあるとは考えられないのですが、どういうことですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほどご説明したその電子黒板、備品購入費、それ以外の目内の他の節。その予算を集めて5,000万円流用をしたっていうことになっております。

必ずしも電子黒板の入札で余ったお金のみで流用を行ったわけではないということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

流用という手法があるというのはもう存じておりますが、基本的に7月で不落になった時点で設計をされて、ある程度当初予算からは賄い切れないということが分かっていたら、当然予算優先的でありますから、臨時議会を開いてですね、補正予算をあげるべきではなかったのですか。

そうしないといろんなかたちで流用されるのは構いませんけども、流用における流用元から予算執行ができないというケースも考えられないことはない。そうなりますと基本的には時間的にも何か月かしないといけないということではございますが、それであるならば議会を招集して、補正を組んだ議会を起こすべきではなかったのですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

確かに議員が今ご指摘いただいた内容も、ごもっとものところはあるかと思っております。ただ先ほどご説明しましたように、ちょっと時期的に緊急的なものということで、流用という措置が認められているという部分もあるものですから、今回流用で措置をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

41ページをお願いいたします。7款、1項、3目。観光費になります。

この中の節が7節になりますけど、報償費で13万9,000円ほどあがっております。

通常これに一応書いてありますとおり、PR動画とかですれ入れたときは、結構何と言いますか。PR委託料とかですれ、そういった感じでされると思うのですが、これ安価で済ませるためにこちらのほうでされたと思います。

そこも考えた上で、このスタッフの謝礼。これが10万9,000円ありました。何人ほどに渡されたのかということと、それとこの古民家PR動画の出演謝礼、これが3万円ほどあがっておりますが、この出演される方ですね。どのような方をお使いになられたのかということと、それとこれにはですねスタッフ謝礼とかありますけど、撮影された方の記録された方っていうか撮影された方の謝礼とかは入ってないのですか。そこあたりはどうなるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

41ページですね7款、1項、3目。観光費の7節ですね。この現地スタッフ謝礼と、下の鬼木古民家PR動画出演料のこれは全く別々の事業でございます。まず現地スタッフの謝礼については7月に東京都庁のほうでPRイベントを実施させていただきました。それで波佐見から多くの人数を派遣するより、現地にいる今の大学生との連携事業も行っています。アルバイトとしてアルバイトというか、謝金で店の販売の手伝いをさせていただいたという部分の謝礼でございます。6人か7人ぐらいの延べですね、お手伝いをいただいている分の謝金でございます。なお東京都のそういったイベントの賃金の金額で、算定を行っているところでございます。

あと次の鬼木古民家のPR動画についてはですね、先日長崎新聞にも掲載がされていたと思うのですが、古民家の改修を記念しまして長崎大学の学長であります河野さんですね。あと元波佐見焼振興会会長の兒玉さん。あと前町長の一瀬さん。この3名のトップ会談みたいなかたちで、YouTubeで動画の作成をいたしました。撮影についてはうちの職員が撮影をしておりますので、そういうところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

23ページをお願いします。2款。総務費、1項。総務管理費、8目。諸費、14節。工事請負費。バス待合所撤去工事この内容をお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

23ページ、2款、1項、8目。諸費、14節のバス待合所撤去工事については、焼野のバス停。元西肥バスの路線がありましたけど、焼野のバス停の和屋がもう屋根もちょっとなくなっている状態で老朽化しているっていうのと、あとその近隣の住民の方からのちょっと要望もございませ

て、うちの利用、乗り合いタクシーの利用はもうそこまで多くないということを考慮してですね、老朽化しているので、撤去したということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

23ページです。定住奨励の件ですけれども、報償費7節の報償費が300万円で、定住奨励金が160万円。報奨金が、奨励金が560万円となっておりますけれども、当初予算では商品券に関しては300万円。奨励金に関しては1,440万円となっております、この今回の補正について増えたから大変町としては喜ばしいことだと思うのですが、もし件数が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

定住奨励金についてのお尋ねですが、当初予算計上時では42件を見込んで計上しておりました。今回16件分増額して今回の補正を組ませていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。13時より再開をします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第43号に対する質疑を続けます。

質疑はありませんか。岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

23ページです。先ほど質問があったことに関連してですけれども、2款、1項、16目、7節及び18節の内容についてです。

先ほどの説明で、質問に対する説明で、多分16件分を見越して増額をしているということで、説明を受けたと思うのですが、当初予算プラス16件分。で、この数というのは例えばこれからもう年度内にもうずっと増やしていかれる予定なのかということと、昨年度の分の実数はどうだったのかということと、あとこの補助の中身いろいろ種類があるように聞いておりますが、大体どういった内容で補助されているのかというのを改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

定住奨励金についてのお尋ねでございますが、先ほど16件分増額して58件を見越しておるということでご説明させていただきましたが、昨年度の実績で申しますと年間51件の申請があがって

おります。そこあたりを加味した上で、今回58件分の予算を計上させていただいているということでございます。あと制度の中身についてですが、町内に住宅を新築、もしくは中古物件の購入等をされた方に対して、町内業者の建設会社で建てられたものであったり、戸建てであったり、中古であったり、いろいろちょっと要件がございますので、その要件に当てはめて現金支給とプラス商品券の支給をしているという状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よく分かりました。この事業は何年に始まったもので、その推移というのですね。去年は51件ということですがけれども、その前が何件だったのか。

確かに町内を見渡すと新しいお家が次々に建って、区画も、新しい区画にお家がここにもう家が建つのかなと思っていたら、あっという間に埋まってしまうというような現象をここ数年見ております。

どのような推移で定住、移住とか新しく波佐見で家を設けて、生態を始められた方がおられるのかというのをここ近年でお分かりになったらお答えください。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

定住奨励金に関しては平成24年から補助を開始しておりまして、直近の数字しかございませんけれども、大体平成30年以降であれば、年間40件程度。平均してそれぐらいの申請があがってきております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

よく分かりました平均40件ぐらい。世帯数っていうものの推移はあまり変わっておりませんね。というか逆に減っていったような。なくなる世帯が結構ある中で、新しく来られる方がおられるので微減に波佐見町はとどまっているのかなと。この事業の成果かなと私は判断をします。

課題としては住まなくなった空き家をどうしていくかということが大きな課題になるのかなと思っております。ご回答ありがとうございました。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数は49ページをお願いします。10款、1項、2目、14節です。先ほども少々同僚議員からの質問があっていた件の関連なのですが、小・中学校のトイレ改修工事5,000万円のあがっている分ですが、理由としてこの緊急を要したため目内の流用をされたということですが、こういった緊急を判断する何かしらの基準っていうものがあるのか。そちらをお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

予算の流用に関しては、財務規則等で定めているのですが、特にこういう理由があった場合にというような、該当するような項目っていうのは特に定められておりませんが、先ほどからご説明しましたとおり、スケジュールを逆算させていただいて本議会で契約案件の議案を提出することを前提にしたスケジュールを組んだ際に、7月末の入札不調。その後再度設計を組み直して入札公告を出すっていうことを考えたときに、流用という選択肢。

ちょっと臨時議会等開くべきではないかというようなご指摘も理解はするのですが、スケジュールを逆算した際に、最も適当な判断として流用ということで今回措置をとらせていただいたこととあります。以上です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かにそのこのスケジュールを逆算してのっていう、そういったスケジュールの面でちょっと緊急になったというところは確かに分かります。

やはり確かにですね7月29日の不落。これってもう不測の事態ではあるのですけれども、やっぱり世の中こういったロシア侵攻とかあり、それによって物価高騰とかどどんあるじゃないですか、関係ないかもしれない。

でも世の中の流れがある中で、やはり行政の立場としてはやっぱりこういった世の中の流れ、不測の事態に備えるという対応をするために、やっていかないといけないっていうのがありますので、またそのこの小中学校のトイレの工事、国からの補助金が令和3年からの繰越しだから今年度中に終わらないといけない。こういうのもあるのであれば当初予算であがっていた、そしてそこから入札が7月末なのでしょうけど、そこをやっぱりもしかしたら7月29日で落札されていたらよかったです。まさかこういった不測の事態が起こるなんて誰も分からないけれども、やはりこういうのを加味して、今後はスケジュールリングなどされていったほうがいいのではないかと。すいません偉そうなことを言いますが私もそう思っております。

○議長（百武辰美君） 答弁できますか。企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今議員からご指摘いただいたことは確かにそうだったのですが、今回物価の高騰等が、急激に上がったっていうところもあって、なかなか想定できないところでの今回不調に終わった部分がありますので、当然そういうところも加味して適正な予算を組むべきだと思いますけども、なかなか今回ちょっと見越せなかったっていうところがあったっていうところは事実でございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ページ数は22ページ。2款、1項、5目、10節。光熱費。代表的なところで、ここで質問させ

ていただきますけども、数年前に光熱費削減のために電力会社等を入札等で違うところと契約して、削減効果があったと記憶しております。

今回のこの高騰でその削減分も上回るような高騰になっているのかどうかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

電力の高騰に関しては確かに平成29年度途中から新電力会社と新たな契約を締結しておりますが、ちょっと現在のそれ以前は九州電力との契約だったかと思いますが、現在の九州電力の具体的な単価はちょっと把握しておりませんが、契約移行時の単価と比較して今回ちょっと増えた単価も試算したところ、それでもまだちょっとこの契約のほうがまだ低いのかなというような状況にはなっております。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平和4年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第44号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第44号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第44号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ4,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億4,600万円とするものです。

追加する4,200万円の内訳ですが2ページをお願いします。歳入についての主なものは、システ

ム改修や、傷病手当の増加を見込んで、4款、1項。県負担金を119万8,000円の増額。令和3年度決算における実質収支額の確定に伴い7款、1項。繰越金を4,084万6,000円増額するものです。

歳出については主なものとして11ページ。2款。保険給付費、6項。傷病手当金100万円。新型コロナウイルスに感染し会社を休まなければならない方の賃金を保障するものです。

7月以降町内でも感染者が急増したことで、今後申請が増える可能性があるため増額するものです。14ページ7款。諸支出金、22節。償還金665万2,000円は令和3年度事業の精算として、国県へ補助金を返還するものです。15ページ8款の予備費3,396万6,000円の増額になりますが、予算の調整で歳入と歳出の差額を計上しています。

以上で令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第45号

**○議長（百武辰美君）**

日程第8. 議案第45号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

**○長寿支援課長（松添 博君）**

議案第45号 令和4年度 波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,133万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億5,633万4,000円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。9款、1項、1目。繰越金は前年度繰越金7,109万円を追加しています。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。5款。諸支出金、1項。償還金及び還付加算金、2目。償還金について、過年度事業の精算に伴う返還金を4,162万1,000円追加しております。

16ページをお願いいたします。8款、1項、1目。予備費は今回計上した歳入から歳出を差し引いた余剰分を計上しております。以上で令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第46号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第46号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第46号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ210万円を減額し、総額を3億7,890万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものです。債務負担行為は第2表。地方債の補正は第3表によります。今回の補正は人事異動等に伴う人件費の減額。消費税申告に伴う消費税の税額の増額などで、全体的には減額補正となっております。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為は上水道システム改修業務委託料で、期間を令

和5年度とし限度額15万円としております。令和5年10月から開始される消費税インボイス制度では、適格請求書と呼ばれる特別な事項が記載された書類を保管しなければならず、していなければ消費税の仕入れ控除を行うことができないとされております。

現在利用しています検針票を適格請求書として発行できるように、システムを改修するもので、上水道事業会計7割、公共下水道事業特別会計3割の負担割合としております。

5ページをお願いします。第3表。地方債補正は起債対象事業の増加などに伴い、限度額を70万円増加の4,300万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。続いて歳入に移ります。8ページをお願いします。4款、1項、1目。一般会計繰入金は615万5,000円を減額するものです。主に人事異動等に伴い、人件費が減少するために、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

9ページをお願いします。4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金は309万円を増額するものです。水道課長の人件費を上水道事業会計と折半するための繰入金ですが、人事異動に伴い増額するものでございます。歳出に移ります。

12ページをお願いします。1款、1項、1目。一般管理費は85万円を減額するものです。26節。公課費において、納税する消費税及び地方消費税。180万4,000円などの増額がありますが、人事異動により、全体的に人件費の減少があるためです。2目。管渠管理費は90万9,000円を減額するものです。中継ポンプ場における各種改修工事で、入札減による執行残が見込まれることから、3目。処理場管理費の工事請負費の不足分へ組替えを行うため減額するものです。3目。処理場管理費は192万2,000円を増額するものです。

10節需用費は、光熱水費で令和4年10月から電気料金改定が実施されることに伴い、97万2,000円を増額するものです。14節。工事請負費は突発的な機器の故障により、当初予定していなかった工事を行う必要が生じました。緊急性を鑑み当初予定していた工事の一部を先送りし、工事を実施することにしましたが不足する90万9,000円を増額するものです。

13ページをお願いします。2款、1項、1目。管渠建設費は、231万5,000円を減額するものです。人事異動により人件費の減額を行うものです。以上で議案第46号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 岡村達馬議員。

○岡村議員（岡村達馬君）

12ページ。1款、1項、3目、14節。工事請負費。先ほど説明を受けましたけども、この工事はある程度事前から分かっていたものなのではないでしょうか。それと特殊な工事なのではないでしょうか。一般的な工事なのではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

12ページ1款、1項、3目。処理場管理費における工事請負費の関連ですけれども、今回補正に関連する工事につきましては、浄化センターにあります汚泥脱水機の本体に故障が生じたということでございます。当初は処理場管理における、工事等については、8件ほど予定をあげておりましたけれども、汚泥処理機についてはあげておりませんでした。というのは、やはりご存じかと思えますけれども、機器類についてはそれぞれ耐用年数とかございまして、その利用頻度によってメンテが必要なものが生じてくると思いますので、従前からの流れで一応予定をしていましたけれども、この汚泥脱水機につきましてはまだ大丈夫だろうというかたちで、当初にはあげておりませんでしたけれども、どうしても支障を来すような事態になりましたので、これを先に改修を行うということにしております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号

○議長（百武辰美君）

日程第10。議案第47号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第47号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明します。訂正後の補正予算書1ページをお願いします。令和4年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるものです。

収益的収入及び支出の補正は、令和4年度波佐見町上水道事業会計予算。以降「予算」と言わせてもらいますが、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正ですが、収入の補正はご

ございません。支出は1款。水道事業費用において、731万9,000円を増額するもので、補正後の予定額を2億7,270万9,000円とするものです。2ページをお願いします。資本的収入及び支出の補正は、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億6,017万2,000円」を「1億6,008万4,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1億6,017万2,000円」を「1億6,008万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入は1款資本的収入において8万8,000円を増額し、補正後の予定額を1億5,500、失礼しました。1億5588万8,000円とするもので支出の補正はございません。

次に債務負担行為の追加になります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものです。上水道システム改修業務委託料で期間を令和5年度とし、限度額を35万円としています。公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でご説明したように、検針票を適格請求書として発行できるようにシステムを改修するもので、上水道事業会計7割、公共下水道事業特別会計3割の負担割合としております。

次に議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費で補正予定額を57万9,000円とし4,043万1,000円とするものです。

内容の説明に移ります。9ページをお願いします。

収益的支出になります。1款、1項、1目。原水及び浄水費は、361万8,000円を増額するものです。動力費で令和4年10月から、電気料の改定が実施されることに伴い、360万円を増額するものです。4目。総係費は370万1,000円を増額するもので負担金の309万の増加が主な原因です。人事異動に伴う下水道事業への人件費の負担増。これはやっぱり課長分が折半するという事で、負担増に伴うものです。

10ページをお願いします。資本的収入になります。1款、3項、1目。固定資産売却代金で8万8,000円を増額するものです。公用車、軽トラックになりますが老朽化に伴い買い換えを行った際の下取り分になります。

以上で議案第47号 令和4年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和4年度波佐見町上水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第48号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第48号波佐見町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第48号についてご説明いたします。議案第48号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例。波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月28日提出。

提案理由でございますが、波佐見町公の施設に係る指定管理者の手続等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

次ページ別紙をお開きください。2ページから6ページが条文でございますが、7ページからの説明資料に基づき、条例の内容について説明させていただきたいと思っております。恐れ入ります、7ページをお開きください。

まずこの条例の目的ですが、波佐見町が設置している公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続などについて、必要な事項、基本事項を定めるものとしております。次に各条項の説明に移ります。まず第1条は先ほど申し上げた条例の目的を定めています。根拠法令は地方自治法第244条の2第3項。地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があるときと認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体にあつて、当該普通公共団体が指定する者に、当該公の施設の管理を行わせるものができることとされております。

本町では「陶芸の里中尾山伝習館」において指定管理者制度の導入を行っていますが、今後他の公の施設にも推進を図る必要があることから、その手続の基本的な事項を定めたいため、本条例を制定するものです。また公の施設については、地方自治法第244条で住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する施設とされております。資料記載のとおり原則施設の管理条例がある施設ということになります。

第2条は公募する際の内容について定めております。まず指定管理者を行わせる期間は、町長と教育委員会として、条例では（町長等）という表現にしております。申請できる法人は法人格及びその他の団体としており、任意団体を含みます。また公募する際の内容について、ここに掲げている内容について公募することになりますが、3段目の利用料金とは町の使用料及び手数料

条例に基づき、指定管理者が徴収する場合、利用料として読替え区分をしております。またその下の指定管理料とは、町が指定管理者に支払う管理費用となります。

次ページをお願いいたします。

第3条は法人等が申請する際に添付する書類の内容について、ここに掲げている内容の書類を定めております。

第4条は公布での選定を行う場合の選定基準の適用について、4つの基準を設けているとごさいます。第5条は公募によらず候補者を選定する場合を定めており、具体的にはまず第3条の公募による申請がなかった場合、地域住民による自主的な管理運営を確保する必要がある場合など、ここに記載の内容に合致する場合、公募によらず候補者を選定できると定めております。第6条は指定管理者を指定するには、地方自治法の規定により議会の議決が必要ということ条で改めて定めております。

第7条は指定管理者との協定を締結する場合の内容について定めています。詳しくは条例の各号を、後ほどご確認をお願いいたします。

第8条は指定管理者の名称、所在地等を変更する場合に届出が必要であることを定めております。

第9条は指定管理者のその管理の業務及び経理の状況に関し、定期的または必要に応じて報告を求め、実地に調査を行いまたは必要な指示を行えることを定めております。

第10条は第9条の指示に従わないときに指定の取消し、業務の停止等ができることを定めております。

第11条は指定管理者が、町長等に行う事業報告の内容について、ここに掲げている内容を定めております。

第12条は指定管理者から町長等へ指定の取消しの申出の内容について定めております。

次ページをお願いいたします。第13条から第16条は、それぞれ掲げている項目についてその内容を定めております。第17条は条例の施行について規則への委任を定めております。附則として、条例の施行日を交付の日とすることを定めております。なお注意書きでございますが、この条例は指定管理者の指定の手續について、基本的な事項を定めるものでございます。したがって指定管理者を導入する公の施設については、指定管理者制度を導入するため、その管理条例を別途改正する必要がある場合がございます。また指定管理者が利用料を別途定める必要がある場合は、波佐見町使用料及び手数料税にその旨改正をする必要がある場合がございます。

次に第17条で委任された規則の内容について、参考として12ページから31ページにかけて添付をしております。主な内容とすれば各条例の各項目について、具体的な内容とその様式を定めており、資料9ページ下段の表に掲げている内容を定めております。

さらに規則第10条に補足として、規則の施行に際し必要な事項は別に定めることとしております。このためその内容について32ページから41ページにかけて指針を定めており、その詳細につ

いて定めております。

具体的な内容は10ページから11ページにかけて掲げておりますが、第2に指定管理者の指定管理者期間として、原則3年とする一方、不特定多数の利用が見込まれ指定管理者の創意工夫や知識等が活かせる施設は、3年以上5年以下で応募者の提案を受けて決定できるものとしております。

第3には、指定管理者導入の手続。第4に、指定管理者の選考として、指定管理者候補者選定委員会の設置、選考基準を定めております。

第5として、指定後の手続として11ページに掲げている内容を定めております。これら条例、規則、指針が一体となって、公の施設の指定管理者制度の導入について、円滑に行いたいと考えております。

以上で、議案第48号波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました、議案第48号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例については、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号の1件は総務文教委員会に付託をします。

### 日程第12 議案第51号

#### ○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第51号 町内小中学校トイレ改修工事（1工区）請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

#### ○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは、議案第51号 町内小中学校トイレ改修工事（1工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。令和4年9月20日に、指名競争入札に付した「町内小中学校トイレ改修工事（1工区）」について別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。契約の目的は、町内小中学校トイレ改修工事（1工区）契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億6,148万円です。契約の相手方は東彼杵郡波佐見町宿郷959番地10。株式会社小佐々建設です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、本町の入札執行事務処理要項に基づき、1件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者8社以上となっております。10社を指名しまして入札を行った結果株式会社小佐々建設が落札したものです。

なお工事の概要につきましては、担当の教育委員会からご説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは4ページ目をお願いいたします。参考資料としてつけております町内小中学校トイレ改修工事（1工区）工事概要でございます。工事場所につきましては1工区につきましては南小学校と中学校を1工区ということしております。工事の場所につきましては長野郷地内他、工事の概要としましては小便器改修及び大便器の洋式化でございます。床の乾式化、配管・洗面設備の改修のほか、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式となっております。

参考までに現在、改修前の数と改修後の数の掲載をいたしております。基本的には同じ数を確保する予定でございますけれども、どうしても洋式化に伴いまして施設の場所等もございまして、中学校においては72あったものが、大便器が72あったものが、ちょっと69に少なくなるというような状況でございます。以上簡単でございますけれども工事の概要をご説明申し上げました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

工事の概要についてでございます。床の乾式化という言葉が使っております。新聞のニュース等でも、全国ニュース等でも読んでいるのですけれども、水を流さなくていいような様式にするとか書いてあったのですが、具体的にイメージができなくて、掃除は多分子供たちがすると思うのですが、この乾式化になった場合トイレの掃除というのは具体的にどのように行われて、何が乾式化なのかという、ちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ございません。今のご質問でございますけれども、乾式化された場合の掃除等についてということでございますけれども、申し訳ございません。後だつてまたご説明させていただきます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回の小中学校トイレ改修工事については、私が前任の教育次長のときに設計を行っております。県内の先進校を視察に行きまして、設計を行ったところでございます。具体的には今トイレの床をタイル貼りになっておりますが、これがゴム製のラバーの床になります。したがって掃除をするときに水をかけないということで、いわゆる乾式と呼ばれております。

一部汚れるところもございますが、そこはモップ等できれいにするというような状況にあるというふうに理解しております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

大体予想どおりだったのですが、衛生的に掃除がなされるかどうか。やはり指導が大変かなと思います。続けてですけれども中学校で大便器の数が、72人から69人に減ったというように説明がありましたが、広さとか何かあるのかなとも思うのですが。

小学校もそうですが男子、女子って言って女子は全部がブースになっていますけれども、男子のトイレ、小便器プラス大便器が1か所ぐらい用意されているのかなと思うのですが、数的には中学校も小学校も、男子もちゃんと使えるような状況になっているのだろうかという、ちょっと減った理由をもう一つ説明をしていただけますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

もちろんその男子のほうも使えるっていうかですね、大便器も使えるようになっておりますけれども。今までその和式を組んでいたところが何て言うのですかね、ずっと整然と並んでいたところがあつたのが一つ横になっていると、そういったところがございます。そういったところに大便器を設置しようとした場合にちょっと数が一つスペース的に難しくなったということで、こういった数にちょっと減額、減数が生じているということでございます。ですので、もちろん大便器使えるようなかたちで改修をいたしておりますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 町内小中学校トイレ改修工事（1工区）請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第52号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第52号 町内小中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（辻川尚徳君）**

それでは、議案第52号 町内小中学校トイレ改修工事（2工区）の請負契約の締結についてご説明申し上げます。令和4年9月20日に指名競争入札に付した町内小中学校トイレ改修工事（2工区）について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。契約の目的は町内小中学校トイレ改修工事（2工区）。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億1,968万円です。契約の相手方は東彼杵郡波佐見町湯無田郷849番地1。株式会社上山建設です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、本町の入札執行事務処理要綱に基づき、1件4,000万以上の工事につきましては、指名業者8社以上となっております。10社を指名しまして入札を行った結果、株式会社上山建設が落札したものです。なお工事の概要につきましては担当の教育委員会からご説明申し上げます。

**○議長（百武辰美君） 教育次長。**

**○教育次長（朝長哲也君）**

4ページ目工事の概要をご説明いたします。町内小中学校トイレ改修工事（2工区）でございます。こちらにつきましては東小学校と中央小学校を2工区ということで設定をいたしております。工事場所につきましては湯無田郷地内他。工事概要につきましては先ほどと同様でございます。

東小学校と中央小学校の改修前と改修後の便器の数等の掲載をいたしております。以上をご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 城後議員。

**○城後議員（城後 光君）**

3ページの入札結果一覧でちょっとお伺いなのですが、今回トイレ改修工事で1工区と2工区分かれています。1工区を落札された事業者さんが類似落札済みというかたちで2工区になっているのですが、これはもう1工区を落札した事業者さんは2工区に入札は参加できないということなのではないかというのが1点と、例えば指名業者、要するに入札に参加される事業者が少なかった場合もこういう取扱いになるのか、そのあたりをお伺いしたいのですが。

**○議長（百武辰美君） 企画財政課長。**

**○企画財政課長（辻川尚徳君）**

今類似工事に関してのお尋ねですが、今議員がおっしゃったとおり1工区を落札した業者に関しては、2工区の入札にはもう参加できないというような規定となっております。

類似工事を発注する際の基準みたいなものとしてはですね、工期を短縮するためであったり、あとは受注機会の拡大であったり、そういうような基準を設けた上で類似工事を発注しておりまして、同一日に入札を行うことであったり、工区分けで同種工事であること、また指名業者が同一であることということになりますので、今回は1工区、2工区とも同じ指名業者を10社指名したってということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 町内小中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の締結について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案通り可決されました。

○議長（百武辰美君）

会議の途中ですがしばらく休憩します。14時5分から再開します。

午後 1 時55分 休憩

午後 2 時05分 再開

#### 日程第 14～20 議案第 53～59 号

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第14 議案第53号 令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20 議案第59号令和3年度波佐見町工業用水道事業会計余剰金の処分及び仮決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

順次、内容説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議案第53号、令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。一般会計歳入歳出決算書と補足説明資料でご説明させていただきます。

それでは決算書をお開きください。3ページをお願いします。3ページから5ページまでが歳入となります。では5ページをお願いします。

歳入合計は収入済額103億1,489万5,004円。不納欠損額126万6,809円。収入未済額5億2,933万

6,205円となっています。それでは歳入の増減額の主な要因についてご説明いたしますので、補足説明資料をお開きください。1ページ歳入をお願いします。左から順に款項2年度収入済額、3年度収入済額、前年度比較として増減額増減率、なお備考欄には増減となった主な要因を記載しています。最後の数字は決算書のページ数となっています。

1款. 町税でございますが町民税や町たばこ税などは増額となりましたが、固定資産税は新型コロナ特例措置による減税等により、7.6%の減となりました。

2款、1項. 交付金等の算出根拠は、成果説明書の6ページから7ページに掲載していますので後ほどご覧ください。次に14款. 国庫支出金。15款. 県支出金ですが、歳出において新型コロナウイルス感染症対策事業を実施しており、それに伴い負担金や補助金が増減しています。17款. 寄附金はふるさとづくり応援寄附金が前年度から大幅に増加し、約20億3,800万円となりました。

18款. 繰入金はふるさとづくり応援基金を活用し、各小中学校に防犯カメラの設置や電子黒板の購入、波佐見高校への支援事業を実施しました。なお基金を活用した事業の詳細については成果説明書の9ページに掲載していますので、後ほどご覧ください。

続きまして歳出でございます。それでは決算書をお開きください。決算書の6ページをお願いします。6ページから8ページまでが歳出となります。それでは8ページをお願いします。歳出合計は支出済額100億8,988万5,117円。翌年度繰越額は6億9,600万円となっております。それでは歳出の増減額の主な要因についてご説明いたしますので、補足説明資料をお開きください。

2ページ歳出をお願いします。1款. 議会費はテレビ中継用の放送設備工事やタブレット端末の購入によるものです。

2款. 総務費はふるさとづくり応援寄附金の謝礼品や配送料などの関連経費及び新庁舎建設にかかる実施設計業務委託料などとなっています。

次に3款. 民生費は子育て世帯や非課税世帯等へ臨時特別給付金を支給しましたが、令和2年度に実施した1人あたり10万円の特別定額給付金の減額が大きく、25.5%の減となりました。4款. 衛生費は新型コロナワクチンの集団接種や、個別接種にかかる医療機関への協力金や委託料などです。

なお東彼地区保健福祉組合分担金が増額となった要因は、ごみ処理施設建設工事に伴う地方債の償還開始によるものです。6款. 農林水産業費は県営駄野地区の農業基盤整備事業費負担金の減によるものです。7款. 商工費はプレミアム商品券販売事業や、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業として、営業時間短縮要請協力金や事業継続支援給付金を支給しました。8款. 土木費は町道改良及び舗装工事や西ノ原土地区画整理事業によるものです。9款. 消防費は防炎行政無線戸別受信機整備事業の完了により、大幅な減となりました。10款. 教育費は各小中学校の防犯カメラ設置工事や、中央小学校の外壁塗装や防水工事によるものですが、令和2年度の歴史文化交流館整備工事費の減額が大きく16.6%の減となっています。11款. 災害復旧費は8月の

豪雨災害によるもので測量設計業務委託料となっています。

それでは決算書のほうに戻りまして、141ページをお願いします。後ろのほうになります。決算書の141ページをお願いします。これは実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2億2,500万9,887円。翌年度へ繰り越すべき財源は1億7,749万6,000円。実質収支額4,751万3,887円となっています。

次のページ142ページから145ページにかけては財産に関する調書を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

続きまして議案第54号 平和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。成果説明書を主に用いて説明をいたします。

成果説明の171ページをお願いいたします。中ほどに収支の状況と載せておりますが、そちらのほうから抜粋したいと思います。歳入では全体としては前年度比1,145万6,000円増の16億2,346万4,000円となりました。増減の主な要因としては、国庫支出金では災害等臨時特例補助金が影響し797万1,000円減少。

また県支出金は保険給付費に応じて交付される普通交付金が増加し、前年度比3,196万8,000円増の11億7,646万1,000円となりました。すみませんこちらの記載が、最初の1がちょっと多くなっております。訂正をお願いいたします。11億7,646万1,000円となりました。

繰入金はその他会計繰入金として、出産育児一時金相当分や財政安定化支援事業分が増加し526万9,000円増の1億703万となりました。その他は令和2年度の特殊事情で県支出金過年度分の交付や、返納金が多くあったため328万5,000円減の151万円となりました。

172ページです。歳出では全体としては、前年度比1,413万4,000円減の15億6,400万6,000円となりました。増減の主なものとして総務費は令和2年度で備品を購入したことや、経費節減に努め前年度比と比較し、198万1,000円減の1,056万2,000円となりました。

保険給付費は令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響から回復し、前年度比3,382万円増の11億1,573万2,000円になりました。国民健康保険事業費納付金は、県が医療費の見込みを立て、所得水準を考慮して市町村ごとに算出されるもので、1,499万1,000円減の3億9,180万7,000円となりました。保健事業費はコロナの影響を多分に受け、実施の見送りなど事業の見直しを行ったことから、676万9,000円減の3,019万2,000円となりました。

決算書21ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額16億2,346万3,719円。歳出総額が15億6,400万5,797円。歳入歳出総額、差引額、実質収支額ともに5,945万7,922円です。

22ページの財産に関する調書です。1、債権及び3、物品について増減はありませんでした。2、基金、国民健康保険事業準備期準備積立基金は、決算年度中増減高1,005万4,517円の増で、決算年度末現在高2億3,022万1,456円となっております。

以上で令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして議案第55号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。もう一度成果説明に戻っていただきまして、ページが178ページをお願いいたします。収支の状況から抜粋いたします。歳入では全体として前年度比242万9,000円増の1億8,123万2,000円となりました。増減の主な要因として、保険料が562万5,000円増加していますが、被保険者数の増加や均等割軽減の経過措置の廃止、算定式の見直しなどが影響しています。

また繰越金は令和2年度に一時的に増えたことから、令和3年度は322万8,000円の減少となっております。歳出では全体として、前年度比242万7,000円増の1億8,031万1,000円となりました。令和2年度は納付金13か月分の支出となっているため、実質的な増減は591万1,000円となります。保険料と同程度の増額です。

決算書をお願いいたします。11ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額1億8,123万2,225円。歳出総額1億8,031万997円。歳入歳出差引額、実質収支額とも、92万1,228円です。

以上で令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

議案第56号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。お手元の決算書とお配りしています補足説明資料でご説明させていただきます。

それでは決算書3ページをお開きください。3ページから4ページまでが歳入となります。では4ページをお願いいたします。歳入合計は収入済額14億4,273万8,314円。収入未済額205万1,260円となっております。それでは歳入の増減額の主な要因についてご説明いたしますので、補足説明資料の1ページ、歳入をご覧ください。

左から順に、款項2年度収入済額。3年度収入済額。前年度比較として、増減額、増減率、備考欄には増減となった主な要因を記載しております。1款、保険料から7款、財産収入については、ほぼ前年並みとなっております。9款、繰越金はコロナウイルス感染症の影響で、例年と比較し給付費が減少し、繰越金が増加したことがあげられます。10款、諸収入4項、雑入は令和2年度あった第三者納付金や自動車損害共済金が本年度は該当がなかったものによるものです。

続きまして歳出でございます。決算書の5ページをお開きください。5ページから6ページまでが歳出となります。それでは6ページをお願いいたします。歳出合計は支出済額13億7,064万7,808円となっております。それでは歳出の増減額の主な要因についてご説明いたしますので、お手元の補足説明資料2ページ目をご覧ください。

1 款、総務費は、令和 2 年度は 3 年に一度策定します介護保険事業計画の策定年度であり、令和 3 年度は、計画策定年度ではなかったため減少をしております。

2 款、保険給付費。6 項、特定入所者介護サービス等費については、令和 3 年 8 月に行われた制度改正において、施設利用者等の負担増加に伴い給付費が減少となったものです。

5 款、諸支出金については新型コロナウイルス感染症の影響で、給付費が減少したことにより、返還する必要がある国や支払い基金への返還金が増加したものです。

6 款、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として積立てを行っているものです。歳入歳出の概要については、成果説明書の182ページにも記載しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは決算書の31ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引き額は7,209万506円。実質収支額も同額です。

32ページをお願いいたします。財産に関する調書です。基金ですが介護給付費準備基金について決算年度中に7,008万158円を積立て、決算年度末現在高が3億5,292万4,846円となっております。物品については変更ございません。

以上で令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算認定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

続きまして議案第57号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。説明に関しては、歳入歳出決算事項別明細書で行います。なお成果の説明については、186ページから188ページになります。それでは決算書の6ページをお願いします。

まず歳入です。1 款. 分担金及び負担金。収入済額258万5,400円。4.6%の増で受益者負担金になります。

2 款. 使用料及び手数料。収入済額8,969万7,340円。2.8%の増です。

3 款. 国庫支出金。収入済額2,600万円。30%の増です。

7 ページをお願いします。4 款. 繰入金。収入済額 2 億256万7,000円。0.3%の減です。内訳は1 項. 一般会計繰入金が 1 億9,777万3,000円。0.4%の減。2 項、上水道事業会計繰入金が479万4,000円。1.2%の増になります。

5 款. 繰越金125万3,801円。37.2%の増です。7 款. 町債、3,170万円。1.3%の増です。

8 ページをお願いします。歳入合計、調定額 3 億5,540万1,911円。収入済額 3 億5,380万3,941円。前年比2.4%の増になります。

9 ページをお願いします。歳出です。1 款、総務費、支出済額9,984万8,655円。0.2%の減です。1 目. 一般管理費が2,666万5,751円。15.8%の減。

10ページをお願いします。2 目. 管渠建設費は、中継ポンプ場とマンホールポンプ場に係るもので支出済額1,069万2,500、失礼しました。1,069万4,256円。15.7%の減です。14節. 工事請負

費の減が主な要因です。

11ページをお願いします。3目. 処理場管理費は中央浄化センターの維持管理に係るもので、支出済額6,148万8,648円。12.8%の増です。14節. 工事負担請負費の増が主な要因です。2款、建設費。支出済額7,272万6,083円。10.2%の増です。

12ページをお願いします。12節. 委託料が減少していますが、14節. 工事請負費で1,320万4,887円の増が主な要因でございます。

3款、公債費は起債償還に当たるもので、支出済額が1億7,996万3,877円。1.03%の増です。

13ページをお願いします。歳出合計が3億5,253万8,615円。2.4%の増になっております。

14ページをお願いします。実質収支に関する調書です。歳入合計3億5,380万3,941円。歳出総額3億5,253万8,615円。歳入歳出先差引額及び実質収支額が126万5,326円となります。それと15ページに財産に関する調書を付記しておりますのでご覧ください。

以上で議案第57号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に議案第58号 令和3年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明します。決算書の3ページをお願いします。令和3年度波佐見町上水道事業決算報告について説明します。収益的収入及び支出の収入は1款. 水道事業収益。決算額3億356万4,532円。0.3%の増です。内訳は1項. 営業収益2億9,244万5,180円。2項. 営業外収益失礼いたしました。営業収益に関しましては、12.4%の増となっております。2項. 営業外収益1,111万9,352円。77.8%の減です。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、利用者の経済的負担を軽減するため基本料金を3か月減免したことで、営業収益が減少し、営業外収益として一般会計から、繰入を行ったため増減の差が大きいものでございます。

4ページをお願いします。支出は1款. 水道事業費用。決算額2億4,306万2,307円。2.7%の減です。内訳は営業費用2億1,579万5,792円。0.4%の減と2項. 営業外費用2,726万6,515円。17.9%の減となっております。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。1款. 資本的収入。決算額3,245万2,000円、4.7%の増です。内訳は企業債3,000万。前年と同額でございます。2項. 工事負担金。245万2,000円。145.2%の増です。

6ページをお願いします。支出は1款. 資本的支出。決算額1億6,751万6,690円。10.27%の増となっております。内訳は1項. 建設改良費。1億406万140円。13.9%の増と2項、企業債償還金6,345万6,550円。4.6%の増です。なお資本的収入が資本的支出に対し、不足する額1億350万4,690円は過年度分、損益勘定留保資金1億2,570万3,292円。及び当該年度消費税資本的収支調整額936万1,398円で補填をしております。

ただいま説明しました決算の内訳につきましては、13ページから21ページの事業報告書の概要

に記載するとともに、収益的費用明細、資本的収支明細書、固定資産及び企業債明細書を22ページから36ページに掲載しております。

また今年度の決算から、公営企業法施行規則等の一部改正により営業指針に関する事項を事業報告書に追加しております。

7ページをお願いします。令和3年度波佐見町上水道事業損益計算書についてご説明いたします。営業収益は、給水収益とその他の営業収益で2億6,595万300円。12.4%の増になります。営業費用は、維持管理費と人件費及び減価償却費で2億1,013万3,459円。0.5%の減になります。収益から費用を差し引いた営業利益は、5,581万6,841円、121.2%の増となります。

8ページをお願いします。営業外収益は受取利息及び配当金や雑収益など、1,111万9,130円。77.8%の減になります。営業外費用は、支払い利息及び企業債取引諸費や雑支出で1,606万9,915円。21.2%の減になります。したがって経営利益は営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた5,086万6,056円。前年度と比較しますと360万9,568円の増になります。特別利益、特別損失はございませんので同額が当年度の純利益になります。前年度繰越利益剰余金2億9,129万4,203円、を加算した3億4,216万259円が当年度未処分利益剰余金になります。

10ページをお願いします。剰余金については議会の議決を得て、その一部を収益に応じ減債積立金などへの積立てを行うものとしています。本年度は処分を行わず次年度以降の収益を担保するため、未処分利益剰余金として留保することとしております。

以上で議案第58号 令和3年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして議案第59号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明いたします。

決算書の3ページをお願いします。令和3年度波佐見町工業用水道事業決算報告書について説明いたします。収益的収入及び支出の収入は、1款. 工業用水道事業収益。決算額1,285万4,200円。前年度比0.6%の減。内訳は営業収益915万4,200円。34.2%の増と2項、営業外収益370万円。39.4%の減です。

上水道事業でも申しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、基本料金を3か月減免したことで、営業収益が減少し営業外収益として一般会計から繰入を行ったため、増減幅が大きいものでございます。支出は1款. 工業用水道事業費用を決算額1,256万4,435円。0.7%の減です。内訳は営業費用910万7,804円0.5%の増と2項. 営業外費用345万6,631円。3.7%の減です。

4ページをお願いいたします。資本的収入及び資本的収入及び支出の収入になります。1款. 資本的収入。決算額870万円。1.2%の増です。支出は1款. 資本的支出決算額864万7,135円。1.6%の増となっております。

5ページをお願いいたします。令和3年度波佐見町工業用水道事業損益計算書についてご説明

いたします。営業収益は給水収益915万4,200円。47.6%の増になります。営業費用は維持管理費や減価償却費で910万7,804円。1.4%の増になります。収益から費用を差し引いた営業利益は、4万6,396円になります。

営業外収益は他会計補助金370万円。44.3%の減になります。

営業外費用は企業債支払い利息345万9,931円になります。したがって経営利益は営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた28万9,765円。前年と比較しますと、1万6,577円の増になります。

特別利益、特別損失はありませんので同額が当年度の純利益になります。前年度繰越利益剰余金1,541万5,479円を加算した1,570万5,244円が当該年度未処分利益剰余金になります。

7ページをお願いいたします。剰余金につきましては処分を行わず、次年度以降の収益を担保するために未処分利益剰余金として留保することにしております。

以上で議案第59号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（百武辰美君）**

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号 令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第59号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、議長及び議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

異議なしと認めます。したがって議案第53号から議案第59号までの7件については、12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

**○議長（百武辰美君）**

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

異議なしと認めます。したがって決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。決算特別委員会を15時から委員会室で開催します。委員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開時間は追ってお知らせいたします。

午後 2 時48分 休憩

午後 4 時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。お知らせします。決算特別委員会の委員長に尾上和孝委員が、副委員長に脇坂正孝委員が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせをします。

また今年度は分科会を設置し第一分科会の主査に福田勝也委員、副主査に田添有喜委員。また第二分科会の主査に城後光委員、副主査に岡村達馬委員が決定した旨、通知を受けましたのであわせてお知らせをいたします。

日程第 21 議案第 60 号

○議長（百武辰美君）

日程第21. 議案第60号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは、議案第60号についてご説明をいたします。

教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

住所 波佐見町折敷瀬郷1710番地7。

氏名 松尾保子

昭和48年11月12日生まれで現在48歳の方です。

この教育委員会委員の任命につきましても、議会の冒頭で申し上げましたとおり現教育委員の谷口貴子氏の任期が10月6日までとなっておりますので、その後任として松尾保子氏を任命したいものです。

次のページをお願いします。松尾氏の略歴として学歴、職歴、公職歴を記載しておりますので、そのうち公職歴として中央小学校PTA副会長をはじめ、県及び町の男女共同参画推進委員、町行政改革推進委員、庁舎建設検討委員をそれぞれ記載の期間お勤めになっていきます。

このように教育行政をはじめ町の各種施策にも非常に関心が深くある方で、また保護者をはじめとする皆さんからの信望も厚く、人格、識見とも優れていらっしゃいます。

このため教育委員として最適任者と考え、選任するものでございます。以上提案しますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 教育委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第60号は同意することに決定しました。

## 日程第22 諮問第1号

○議長（百武辰美君）

日程第22. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本件について内容説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明をいたします。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所 波佐見町野々川郷220番地2。

氏名 柿本茂喜

昭和36年4月14日生まれ。現在61歳の方でございます。現委員であります岳邊忠彦氏が本年12月31日付けで任期満了となりますので、その後任として法務大臣へ推薦するものであります。

柿本茂喜氏の略歴につきましては、資料2枚目に添付をしております。一番の学歴については記載のとおりです。職歴は昭和55年の7月に株式会社上山建設に勤務されております。令和3年5月に勤務形態変更により、週3日の勤務になっておられます。

柿本氏は記帳面で温厚誠実な人柄で地域の方々にも慕われ、人望も厚く人権擁護委員としては最適任者と存じますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議のないものとして推薦することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号は異議のないものとして通知することに決定しました。

### 日程第23 議案第3号

#### ○議長（百武辰美君）

日程第23. 報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。企画財政課長。

#### ○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、以下のとおり報告するものです。

まず健全化判断比率ですが4項目の数値があります。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものですが、赤字がないことから数字の記載はございません。

次に連結実質赤字比率については、特別会計の実質赤字も対象となりますが、全ての会計において赤字は出ていませんので数字の記載はありません。それから実質公債費比率は、標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準財政規模に対し、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額がどれだけかを示す割合ですが、令和3年度は8.2%となりました。前年度が9.1%でしたので、比較しますと0.9%の改善となりました。

最後の将来負担比率は町の財政規模に対し、町の借入金などの現在抱えている負債がどれだけかを示す割合ですが、令和3年度は令和2年度に続き0%となっています。

それらの要因について簡単に説明申し上げます。資料の6ページ目、下に5ページと付番されている総括表③をご覧ください。まず実質公債費比率の算定です。令和3年度単年度では、上の表にある分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が5億5,204万4,000円。2年度の5億5,600万円から395万6,000円減少しています。

また④の公営企業に要する経費については、下水道事業と工業用水道事業へ元利償還金相当額相当の繰出金が1億9,145万3,000円で、2年度の1億9,021万2,000円から124万1,000円増加しています。

これらから控除する項目として公営住宅使用料など⑧特定財源の額、普通交付税で措置された起債元利償還額である⑨から⑪となり、これらを控除した結果町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額は、前年と比較して合計で7,000円増加しています。

一方で分母の基礎となる⑫から⑭までの合計額。いわゆる標準財政規模から、普通交付税で措置された⑨から⑪を控除した結果、普通交付税の増により2億4,100万円ほど増加しました。

これらを計算した結果、令和3年度単年度での実質公債費比率は7.57986%となりました。なお実質公債費比率は、過去3か年の平均であらわすため令和元年度から令和3年度の平均値である

8.2%が令和3年度の指標となります。

また将来負担比率については資料7ページ目。下に6ページと付番されているか所をご覧ください。町の借入金など現在抱えている負債については、地方債の償還などの将来の負担が見込まれる額から、基金など充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものです。

将来負担額については地方債の現在高も減少し充当可能な財源等については、ふるさと納税の伸びなどもあり、基金の積立額が増加したことから、分子となるその差額がマイナスとなり将来負担比率はゼロとなりました。

これまで内訳を説明しましたが再度1ページ目に戻り説明を続けます。

健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものです。次に下の段の資金不足比率ですが、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。これは本町では上水道事業会計など3つの事業会計が対象となりますが、これらの会計ではいずれも資金不足はなく赤字にもなっていませんので数値は上がって来ていません。

次に資料2ページ目。1ページと付番されている箇所と次のページは、9月9日の監査委員から通知がありました。令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果についてその内を添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

なお監査委員のご意見にもありますように、今後とも各財政指標の動向を注視し、財源の有効な活用を図りながら健全財政の堅持を図っていく所存です。以上で令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

**○議長（百武辰美君）**

以上1件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご起立ください。

お疲れさまでございました。

**○議長（百武辰美君）**

引き続き決算特別委員会を行います。そのままお待ちください。

午後4時14分 散 会

## 第2日目（10月17日）（月曜日）

### 議事日程

#### 第1 町政に対する一般質問

##### 城後 光 議員

1. 町長の所信表明について
2. 自治体DXの取組状況について
3. 野良猫を地域猫としていく取組について

##### 岡村 達馬 議員

町長のまちづくり構想について

##### 田添 有喜 議員

1. 県道及び町道の整備について
2. 河川整備について
3. 教育行政について

##### 横山 聖代 議員

町長の所信表明について。

##### 前田 博司 議員

1. 町長の所信表明について
2. ふるさとづくり応援寄附金について

##### 北村 清美 議員

1. 町長の所信表明について
2. 公共下水道地域の縮小による合併浄化槽の推進について

## 第2日目（10月17日）（月曜日）

### 1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	三石	孝
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

### 4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画財政課長	辻川	尚徳	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮田	和子	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課課長補佐	太田	誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

---

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

みなさん御起立お願いいたします。おはようございます。ただいまから令和4年第3回波佐見町議会定例会第20日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

8番 城後光議員。

○8番（城後 光君）

皆さんおはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問を始めます。

1. 町長の所信表明について

まずは前川町長ご当選おめでとうございます。これからよろしくお願いいたします。

鬼木という中山間地域で農業に従事され、数々のイベント立ち上げに携わられた町長に対し、新しい取組が進められるのではないかと、町民の期待の声が各方面から多く上がっています。そこで質問です。

（1）子育て世代に優しいまちづくりのために、本町に不足する要素をどう考えているのでしょうか。

（2）新たな農業担い手確保のための町単独での支援策の考えはありますか。

（3）高齢者タクシー制度拡充に際して、事業者への支援をどう考えているのでしょうか。

（4）西九州新幹線沿線自治体との連携及び二次交通整備の考えはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

2. 自治体DXの取組状況について

2025年に迫った自治体の基幹業務システム標準化までに残された時間は少なく、急ピッチで自治体DXを進める必要があると考えます。

また、新庁舎への移行は業務を大きく変える好機でもあります。そこで問います。

（1）現在の自治体DXに対する検討及び行政サービスの進捗状況はどうなっていますでしょうか。

（2）今後の行政サービス全体の展開予定とそのスケジュール案はどう考えていらっしゃいますでしょうか。

3. 野良猫を地域猫としていく取組について

長崎県では、動物の愛護及び管理に関する基本原則と、県・市町の責務などを定めた条例を制

定される予定であり、今年7月にはパブリックコメントが実施されております。

特に、野良猫をめぐる問題については、放置された猫が大量に子供を産むことなど、住民トラブルの要因となる一方で、地域において適切に管理された猫は、地域猫として地域コミュニティーを円滑にする役割を果たしている事例も存在しています。そこで問います。

(1) 本町における野良猫についてどのような問題が生じているのでしょうか。

(2) 地域猫活動に対して、今後どのように支援する考えでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後光議員の質問についてお答えをいたします。

1. 町長の所信表明について

鬼木という中山間地域で農業に従事され、数々のイベント立ち上げに携わられた町長に対し、新しい取組が進められているのではないかと町民の期待の声が各方面から多く上がっている。

(1) 子育て世代に優しいまちづくりのために、本町に不足する要素をどう考えているのかというご質問に対し、人口減少社会の到来に対し、先手を打つ必要があることは危機感を持って臨んでいるところです。

これまで地域の活性化にも取り組んでまいりましたが、講じなければならない対策の種類、幅も広く調整やバランスなど、かじ取りを行っていくことは容易ではありません。

所信表明でも説明しましたが、まちづくりの根幹となるのは人であると考えており、特に今後、町を支えていく子育て世代への支援を充実させていくことが必要と考え、所信の冒頭で述べさせていただいたところでございます。

その子育て世代に優しいまちづくりのために、長期的な視点に立ち小児科医の誘致を最初に掲げました。

現在町内では小児科は部分的な診療となっており、小児科医を望む声が多くあることから、町としての方向性を明らかにしたものです。

また保護者の経済的負担の軽減策と、直接的な支援として実感していただける効果的な施策として、第2子以降の給食費の無償化を行い、町財政の状況を見ながら、段階的な完全無償化を検討してまいります。

あわせて保育所・認定こども園の待機児童を解消することが急務だと考えております。しかしながら既に制度上認められる定員オーバーの状態になっており、これ以上町内での対応は厳しい状況です。定員数を増やすためには施設を大きくする必要がありますが、少子化の今設備投資の判断をできる民間事業者は少ないと思われまます。

今後他自治体の事例を参考にするなど、打開策の検討をしてまいりたいと思います。

(2) 新たな農業担い手確保のために、町独自の支援策の考えはというお尋ねですが、農業

従事者の高齢化が進む中、農業の次世代を担う新規就業者を確保することは重要なことであり、また新規農業者が自立するまでの一定期間、技術面や資金面での支援も必要であると認識しています。

現在本町で行っている支援としては、県の就農に向けた基礎となる技術習得支援研修への派遣や、国の農業次世代人材投資事業による年150万円の5年間給付などの県、国の事業を活用した支援のほかに、町単独として就農者の負担軽減を目的に、初期導入の農業機械や資材への助成を本年度から実施しているところであります。

今後新規就農者の希望する作物によっては、支援の内容も変えていくべきものと思われまので、町としてしましても必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

(3) 高齢者タクシー制度拡充に際して、事業者への支援をどう考えているかというお尋ねですが、少子高齢化の進行は非常に速く、全国どこの自治体でも同様の状況となっています。本町の高齢化率も32.8%となっており、全国平均を大きく上回っている状況であります。

そこで本町では、令和3年度から高齢者タクシー利用券助成事業を展開し、外出の支援を図り、高齢者の経済的負担の軽減となるよう支援をしているところです。お尋ねの高齢者タクシー制度の拡充につきましては、現在内容等について検討しているところでございますが、制度改正によるタクシー事業者への影響は限定的なものと考えているところであり、それに伴う支援については現状では考えてはおりません。

(4) 西九州新幹線沿線自治体との連携及び2次交通整備の考えはというお尋ねですが、御存じのとおり西九州新幹線武雄温泉から長崎駅間が9月23日に開通し、長崎駅をはじめ長崎、佐賀の各新幹線駅では、オープニングセレモニーや開業イベントが開催され、多くの人の関心と来場で交通渋滞が発生するなど大変なにぎわいでした。

本町としても長崎市の水辺の森公園と武雄温泉駅で開催されたイベントブースに出展し、物販や観光PRに努めました。この西九州新幹線は部分的開業ではありますが、多くの観光客の誘客が見込めるなど、本町の観光施策上も有効なことから、特に近隣の武雄市、嬉野市との連携は県境を越えてでも行わなければなりません。

既に窯業圏での枠組みでは連携しており、武雄市などから連携オファーもあることから、お互いの観光協会も含めて何ができるか。できるためにはどうすべきかを考え今後詰めていこうと考えています。また県内でも長崎市や諫早市、大村市との連携が考えられますが、特に100年に1度の大きな変化の、大きな進化の時期を迎えていると言われている県庁所在地である長崎市との連携を意識していきたいと思っています。

まだ具体的な施策はありませんが長崎市とは高速道路で結ばれており、1時間程度で往来ができることから、長崎市で波佐見町のPRができるような仕組みが検討できればと考えております。

二次交通については嬉野市とは既存の路線バスが運行されていますので、新規での公共交通の

整備は厳しいと考えており、既存バス路線の拡充や利便性の向上について、路線バス事業者との十分な協議を引き続き行ってまいります。

公共交通以外でもレンタカーでの誘客も多いと予想されることから、本町観光のハブとなる西の原や、やきもの公園周辺に駐車場の整備を行い充実も図りました。このように二次交通の整備はハードルが高いですが、これからもできる方法を模索しながら研究していきたいと考えています。

## 2. 自治体DXについて

2025年に迫った自治体の基幹業務システム標準化まで残された時間は少なく、急ピッチで自治体DXを進める必要があると。新庁舎への移行は業務を大きく変える好機でもあるということです。

(1) 現在の自治体DXに対する検討及び行政サービスの進捗状況はというお尋ねですが、自治体DXは少子高齢化社会の到来や、複雑多様化する行政需要に対し、業務全体をXトランスフォーメーション。すなわち変革トランスフォーメーションし、住民の利便性向上と行政の信頼性向上を図るもので、その原動力としてデジタル技術を用いるものです。

そこで本町での状況ですが基幹系システムの標準については、電算開発業者において作業が進められており、期限内の対応見込みとなっています。また標準化に伴い国が進めている各種行政手続のワンストップサービス。

いわゆるぴったりサービスについては連携する町の基幹系システム改修も進めており、国が示している27の業務について、国のポータルサイトからの申請受け付けを年度末までに開始できる見込みです。

一方で町独自としては、これまでLINEによる各種手続を進めていましたが、条例や規則に基づく各種申請手続を窓口によらず電子申請できるよう、長崎県と県下12市町との共同事業による、長崎県汎用的電子申請システムを導入したところであり、現在申請開始に向けて操作研修を重ねている段階です。その電子申請が可能となるよう、関係条例を今回の定例会に上程しています。

そのほか母子手帳の電子デジタル化についても、業者選定の手続を進めています。

加えて新庁舎の移転に伴いセキュリティーを担保しつつ、今後の拡張性を見据えた庁舎内のネットワークの改修設計も行っているところです。

(2) 今後の行政サービス全体の展開予定とスケジュール案はというお尋ねですが、自治体DXの先行団体の事例を見ると書かない、庁舎に行かなくてもよい。の行政手続を進めている自治体があります。

そこで本町の今後の展開ですが、まず(1)で申し上げた電子申請の受け付け開始、母子手帳デジタル化を早期に行いたいと思います。加えてコンビニでの各種証明書の発行について、今後次年度当初予算に計上の上、システム改修を行い次年度中の早期開始を目指し、時間、場所に拘

束されない行政手続の拡大を進めます。

次に町内部の行政事務に関することですが、職員の勤怠管理等を行う庶務管理システムについて導入を進めており、年明けの仮稼働を次年度から本格稼働を行い、職員が行う各種手続の省略化を図りたいと思います。

また現在文書管理の方法について現在の簿冊方式からファイリング方式に移行し、文書管理の効率化のため、抜本的な改革も行っておりますので、そのファイリング方式と連携する文書管理システムを一新することで検討しています。

これら本町における自治体DXは、これからの部分が多いのが事実ですので、昨年度設置した波佐見町DX推進委員会で、身の回りの業務から変えることはないか検討を始めています。この委員会のメンバーは、将来役場を担う若い職員で構成していますので、若い新しいアイデアも期待しつつ、役場全体へDXの考えを広げていきたいと考えています。

今後職員一人一人が、何ができるかの考えを促し、窓口の電子化をはじめ業務改善を図りながら、冒頭申し上げた町民皆さんの利便性向上と行政への信頼性向上を図りたいと思います。

### 3. 野良猫を地域猫としていく取組について

県では動物の愛護及び管理に関する基本条例と、県市町の責務などを定めた条例を制定される予定であり、7月にはパブリックコメントが実施されたと。

そこで（1）本町における野良猫についてどのような問題が生じているかということですが、まず長崎県では、人と動物が共生する住みよい社会を実現するため、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例の制定に向けた取組を進めています。

この条例は動物の愛護及び管理に関する法律第9条に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本原則を定め、県・市町及び飼い主の責務並びに役割を明らかにするとともに、動物の適切な取扱い、その他の動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持並びに生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的としたものです。

そこで本町における野良猫についてどのような問題が生じているかということですが、住居や工場などの敷地内に侵入し、つめ研ぎなどにより建物などを傷つけたり、汚したりしている状況や、周辺へのふん尿被害などの生活環境問題が挙げられます。また放置されていることにより、野良猫間による繁殖増加も懸念されることです。

（2）地域猫活動に対して今後どのように支援する考えかというお尋ねですが、地域猫活動とは住民やボランティアによる地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊去勢手術を行うことで子猫を減らし、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

この地域猫活動の支援については、県において不妊去勢手術の助成を行っております。この地域猫の認定は県が行いますが、その申請において自治会の証明書や、地域猫の保護活動を担っている方の同意等が必要となっておりますので、これらの制度の周知や必要に応じた手続の支援を検討したいと思います。

一方地域猫を安定的に地域で管理するためには、野良猫を必要以上に繁殖させないことが肝要だと考えています。近隣の他自治体では、野良猫の繁殖を抑えるため一定の条件下で不妊や去勢手術への助成を行っている事例があり、本町においても現在具体的な検討を行っているところがあります。今後これまで申し上げた地域猫活動への支援と、野良猫の増加を抑える手だてを行い地域における猫が住民の皆さんと共存できる環境を進めてまいりたいと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

まず新町長におかれましては、最初の答弁ありがとうございます。

一番最初にですね、いきなり唐突にちょっと質問させていただきたいと思っておりますが、町長におかれては選挙戦でやることリストというものを掲げられて、選挙戦で訴えて、この町の将来像を訴えられました。

副町長時代からやっぱりその財政的な部分っていうのは非常に危惧されておまして、いろんなことをやらないといけないこと、町民の方から求められることたくさんあるのだけど、やはり財政基盤等安定して将来が、波佐見町が持続可能に発展していくことが大事ということで、副町長時代からもおっしゃっておられました。

町長になられても施政方針の中でも、そういったかたちで掲げられていますので、やっぱりそのやることを新しくやることをつくっていくことは大事なんですけども、一方でそれをどんどんどんどん増やしていくと、幾ら職員さんの数がいても足りませんしまた歳入が幾ら増えても足りない。増える見込みっていうのはなかなか厳しい状況なんですけどもっていう状況です。

そこでちょっとお伺いしたいのですが、これ公開する必要も一切なくて町長の腹つもりで構わないのですが、やらないことリストっていうのはご自身で考えられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現状ではさすがにまだやらないことリストは考えておりません。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今、現状ではとおっしゃったのですね。当然今後、恐らく見直される考えというのも、今から多分考えていかれると思います。というのが公共財産でもそうです。町道でもそうです。いろんな部分がやっぱり増えて、ずっと増えていっている傾向にあると思うのですよ。当然ですねふるさと納税が幸いにして、年々増加しておりますので、現状はですね町の収入が増えていっているという現状はあると思います。

ただ、もうちょっと考えてみていただきたいのですが、町の税収を先ほど決算の数字が出

ていますので、ちょっと考えてみました。令和3年度で12億4,838万5,000円が町税収入ですね。これを平成10年まで遡ってみても10億円、10億6,026万円。12億、13億ぐらいで28年、25年とか推移しているのですが、恐らく限界値っていうのはあると思うのですね。住民の方の数も増えるっていう方向は日本全国的になかなか厳しいですし、新しい工業団地をつくる場所とかもなかなか厳しい中で、急に固定資産税とか法人税が増えるっていうのはちょっと考えにくいので、これがやっぱりじわじわと減少していくのが仕方がない状況かなと思います。

一方でしきりに言われる扶助費の増加ですけれども、令和3年度決算で20億7,298万円ですね。これ平成10年度まで戻ると6億1,491万円だったのですよ。3倍以上増えている。

これっていうのはやはり高齢化が進むに当たって、減ることはほぼないと思います。今後も10年以上まだまだ増え続けると思います。この中でやっぱり減らしていかないといけない部分も、当然増やしていかないといけない部分あるのですが、減らしていかないといけない部分も各担当課で考えていただかないといけないのかなあと考えています。

それでこれで、選挙戦で町民の方から非常にたくさんの方から私直接言われたのですが、3人の候補者が立たれてこういうことをやりますっていうことは訴えられたのですが、じゃあ5年後10年後この町をどうしていくかっていうのがなかなか選挙戦で訴えが見えなかったというお話を聞きました。

ここでちょっと町長にお伺いしたいのですが、5年後10年後の波佐見町のために今やるべきことはどういうことかというのを、ざっくりとした思いで構いませんので教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですね公約したものは全部、一遍に行おうとすれば、行おうとすることがまず難しいものがございます。それから各種団体あるいは各議員さんも今回の一般質問の中で、こういったものをやったらどうかというふうなご提案もたくさんいただいております。

本当に本町の財政、先ほど申されたような状況の中で、本当にやろうとすればやはり何かをやらぬという決断も、どっかではしていかないと全てをやるということは非常に難しいものがございます。

その中で5年後、10年後を見越したところで何をやらなくてはいけないかと。ずっと申し上げてきたのですが、やはり若い人があるいは人口が減るといっても確実な状況でございますので、その人口ですね。いかにその人口減少を抑えるかという、抑えていくか。下降の減、スピードですね。抑えるかというその1点に尽きるかと思うのですよね。

やはり若い人がいないとまちづくりには町そのものに活気は生まれませんし、先ほど申されたように扶助費、社会保障費というのは確かに増えてまいりますので、これをどうすることもできません。ですから、ある程度の一定のそういった人口維持、規模図るような施策を打ちながらそ

この中でどういったものが維持していけるのか。

いうことを常に考えながらまちづくりを進めたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

おっしゃったとおりですね、なかなか社会事情的にも変えられないものはたくさんあると思います。ただ全国的に波佐見町というものが、知名度が波佐見焼をはじめとする業界団体皆様のご協力を含めてですね、知名度が上がってきたことで観光の方がいらっしゃったり上向きになってきている部分もありますので、そこをぜひ若い人を呼び込む原動力にさせていただきたいなと思っております。

それでやはり扶助費っていうのはなかなか減らすことはできないと思うのですが、やっぱり介護費、医療費っていうのが一番その中でもかかってくる費用だと思うのです。その中で当面のやっぱり課題というのは、やっぱり元気でなるべく社会に貢献していただく高齢者の方を維持していくことが非常に大事だと思います。

一方でちょっと足元の窯業界、農業界を見ても例えば窯業界であればなかなか、まあ窯業会も農業会もそうですけど、資材が高騰していたり燃料費も上がっていたりいろんな経済環境が厳しい状況で事業所さんも大変苦慮されております。

その中でこれまで窯業も農業もそうですけども、高齢者が独自で小さな規模で、自営で営まれる方がたくさんいらっしゃったのが、波佐見町が年齢を重ねられてもなかなか病院にかからずに、介護施設にかからずに働いていただける大きな要因になっていたと思います。

ただ現状、やはり経済環境も変わって、なかなかそういう小さな事業者さんが厳しい状況に置かれていまして、後継者もないっていう状況が農業でも窯業でも続いています。

その中でいろんな独自の施策は打たれていると思うのですが、やはり今後もそういう支援を、いろんなかたちで多分各担当課で考えられると思うのですが、町長の中では元気な高齢者をどういうかたちで維持していくのが今後大事だと思っているかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確におっしゃるとおり現状ではですね。いろいろ資材の高騰であったり、燃料費の高騰であったりと取り巻く環境非常に厳しいものがございます。

一方ではそういった元気な高齢者が自ら働かれたりされることで、医療費を抑えてきたという現状もございます。既に定年を迎えられても65歳以上、あるいは70歳近く過ぎても働くことによって医療機関にかからずに医療費が抑えられたという状況もございますが、そこをどうやって町が支えていくかという考え、なかなか即答できるような解決策が見いだせないところでございますが、そういった方の何らかの支援策というのは町としてもいろいろ考えなくてはいけないところでございますけれども、ここでじゃあどういったものがございますねと。なかなかお答えはで

きませんので、どういった対策ができるのか町として、そういったものを今後十分にそれぞれの課の中において検討させていただきたいというように思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

町長おっしゃっているとおりですね、若い方が今後ですね支えていくまちを引っ張っていくのはもちろんですけども、やはり元気な高齢者の方がそれできうるかたちで町に貢献していただくことは非常に大事だと思います。いろんな方の声を聞きながらですね、ぜひ担当課で考えていただきたいなと思います。

それでDXというちょっと言葉で、もう何度も質問しているのですが、自治体DXって言われて何かこうやもすると、デジタル化を進めることがメインというかたちで考えられますけど、町長もおっしゃったとおりトランスフォーメーション。変えていくこと、業務を変えていくことが非常に大事だなと思っています。

今おっしゃったとおりですね、いろいろな県と、県内の市町と合わせて新しい仕組みを検討され、また今回条例もあがりますけど電子申請の仕組みを進められているということで、伺っております。

やはり私も何度も念押ししたとおりですねやっぱり庁舎が変わるタイミングが非常にこういうものを一気に変えていくのにはいいタイミングだと思うのですが、先ほどDX推進委員会というお話が、この検討されている委員会と伺ったのですが、どういう検討を今までされてきたのでしょうか。お知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長が申したとおり昨年度、DX推進委員会を立ち上げて若いメンバーで構成をさせていただいております。若いメンバーですので自分の担当の業務をまず見直していこうということで、まずは周りの困り事はありませんかということを集約したり、または隣の課とか役場全体でこういったことを改善できませんかねということは今検討したりしているところです。

その中で一つずつですね、意見を持ち寄って今検討していますので、今後その中から一つでも2つでも具体策ができればいいなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後 光君）

DX推進委員会では若手職員さんがご自身の担当業務と、役場全体の見直しをいろいろ検討していただいているということなのですが、外部の講師の方をお招きしてお話をされる機会もあるというふうに伺っていますけども、具体的にどういふことを検討されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

外部の講師の方も今来て話をいただいております。まず私ども総務課のほうはですね、創価大の教授の方に来ていただいてまずはマインドチェンジの講習を受けたとでございます。

一方でこのDX推進の委員についてはですね、名前はちょっと言うのははばかるのですが、以前役場のほうにいた方で県職員だった方が起業されて、今福岡のほうで活動されていますので、その方に来ていただいているいろんな事業所の今の取組をご協議していただいているような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

いろんな大学あとは民間事業者さんとの協力で、いろんなかたちで進められていると思います。町内でも長崎県のDXの推進の先進事例として、いろんな活動されている企業者、事業者さんもありますのでぜひ連携していただいて。例えば帳簿を電子化する取組とか、いろんなかたちで取り組まれていますので先進事例も積極的に検討、お話を聞きながら取り組んでいただきたいと思います。

それでDXという中で、一つ議会でタブレットを導入してもうある程度時間が経つのですが、具体的に例えばタブレット導入して効果、どういったことが出てますでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

既にタブレットを使って3回の定例会があったのではないかなと思います。まずお手元に配布しているのがまず紙がなくなったというのは大きくあるのかなと思います。

ちなみに今回の9月の議会ですが18種類、数えたら368枚の紙ベースの議案がございましたので、それがなくなったということです。ちなみにこれまでは42部印刷してましたので、掛け算すると1万5,456枚が印刷しなくなったということになりますし、今まで配布していた決算書、成果説明、予算書。これが削減できたということになります。ちなみにこの3種類の印刷費にかかっていたものが31万7,360円がございましたので、直接的にはそういった削減効果もあるのかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

ありがとうございます。当然ですねタブレット導入にあたっては費用かかっていますけども、これだけの金額が毎回削減できるのは大きいかなと思います。

あとですね総務課とか、議会事務局とか具体的に電子化したことによって業務的に削減できた部分というのは、どういう部分が見込めますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずはデータの共有ができていてというのは大きいかなと思います。一つのファイルを皆さんに配布することで間違いがない。そしてこれまで議案を送付するとなると、各課が印刷したものを会議室に持ち込んで落丁がないかとかいう確認をとっていました。これが半日程度かかっておりましたので、まずそれがなくなったということになります。

もろもろやはり、タブレットをすることによってですね、そういった総務課と議会事務局との連携がやはりスムーズにいつているということは、私自身も感じております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

ありがとうございます。私自身振り返ってみても、議会が終わる度に特に予算とか決算の議会だと相当な量の文書があったので、置く場所が家の中でもなくなっていたのですね。今回みたいな決算になるともうほぼ紙がないので、全然保管をする場所も要らなくなったので、それは当然役場の中でも同じことが起きると思います。

先ほどファイリング形式に今後移行というかたちであったのですが、具体的にどういう文書の管理の仕組みが変わっていくのかをちょっとお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今まで行政の文書管理というのは簿冊、要するにパイプファイルとかに文書を閉じ込んでいくということが通常でございましたが、今回私も持ってきていますがこれはファイリングというふうになります。この中にファイルを差し入れていくということになりますので、その中で実際に、いらない、をその都度見極めながら取りこんでいく。

どうしても行政というのはコピーを取りたがるのですよね。取って私文書化してしまう。公文書を私文書化してしまうということをまず避けようというのがこのファイリングの大きな趣旨でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

おっしゃるとおりですね、もう私たち議会、議員ではやっぱり紙がなくなったことで、できるだけその中で管理をしようとかたちで紙をできるだけ印刷しなくなったので、それはやっぱり行政職員さんもそのファイリングの仕組みで、少しでもそういう考え方で今回新しい庁舎になるとフリーアドレスとかも考えられているということで、課が変わってもいろんなかたちで動きができるっていうのを踏まえても、やっぱり紙が乗っかってこないというのは非常に大きいと思うのでぜひ進めていただきたいと思います。

それでは次に電子申請が進んでいくということなのですが、具体的なスケジュールとして例えばどういう町民向けの業務としてまず電子申請が進められる予定かということをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長から答弁がありましたとおり、今回長崎県の汎用的電子申請制を導入いたしました。今、県下参加市町で操作研修会を行っているところでございまして、その操作研修で担当職員がその手続について、ある程度熟知をしたら、先ほどおっしゃったような申請手続を開始したいなと思います。

まずはいきなり複雑なやつはできませんので、窓口で比較的簡易にできるやつから行いたいというふうに考えておりますが、まずはその各課でそこは考えていただきたいと思っております。

既に同じシステムを入れた長崎市ではですね、今月ということでお話はちょうだいをしておりますので、それに遅れないように少なくとも年末か年明けにはうちも開始したいなということ考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

その電子申請とあわせて母子手帳のアプリ化ということがお話あがっていますけども、具体的に、アプリにしてどういうことが変わっていくのか。今分かっている範囲でお知らせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

母子手帳のアプリ化に関してはですね、まずもう民間のほうが進んでおります。実際にその町に寄らずそういったものを活用されている方もいらっしゃるかと思うのですが、町でする場合はそうした母子手帳に記入する記録ですね。成長の記録など、あるいはその注射を打った記録ですね。そちらがそのアプリやネット上で検索できるというかたちになります。

それとプラス町からのお知らせですね。そういったものが届く。例えばこの月例だとかいう予防接種を受けたほう、もうこの時期ですよとかですね。そういうふうなことができる可能性があるのではないかというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

非常に、私も子供持っている身なので非常にそういうのが、通知が個人に合わせてくるっていうのはアプリが非常に得意な部分なので、そういうのは早く導入していただきたいなと思っております。

それでなかなか委員会等でも伺って、なかなか難しいという部分もあるというふうに伺ったのですけども、例えば予防接種の予約とか、そのあたりアプリを踏まえたその周りの電子の電子化の方向というのは何か検討されている部分ありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

おっしゃるように予防接種の電子化ですね。そういうのも検討はしているところですが、まずアプリの普及を図ることが第1で、その後実際予防接種に関しては医療機関ですね。そちらのほうの連携といいますか協力も必要です。そういったところも踏まえてですね、今後は検討しているところですよ。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

いろんなかたちで具体的な仕組みは担当課で考えられていると思うのですが、この中で私非常に早めに進めないといけないなと思っているのが、地図ですね。地図の電子化っていうのは早めに進めていただきたいなと思います。というのも今非常に災害が多くて、復旧工事も毎年のようにどこかでやられています。

一方で、町の台帳とか更新がなかなか難しくなっている部分というのも多くありますので、そのあたりもやっぱりできるだけ早めに電子化を進めていく必要があると思いますけど、そのあたりはどう考えておられますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ご指摘の部分はですね、町が管理しているGISシステムがございますが、やはり基本基盤となる地図がちょっと古いなということは思っております。それを町で航空写真とかから測量してつくるといのはなかなか費用もかさむところがございます。

一方で民間企業さんにおいてはですね、そういったサービスを既に提供されているところがございますして、ある大手の住宅メーカーさんのデモですね、先週拝見させていただきました。そこにはですね、いろんな地図を重ね合わせることができる。土砂災害の情報や、要支援者の情報を重ねることができるというシステムもございましたので、そういった中から民間のサービスも利用しつつ、本町に合わせたところでカスタマイズして経費削減をしながら地図を、そういったGISも更新していこうということを今検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

本当ですねなかなか1からですね波佐見町に合わせてつくるのはなかなか難しいと思いますけれども、民間のそういうサービス活用していただきながらですね、おっしゃったとおり、やはり福祉の必要な地図と道路とか河川とかそういう管理に必要な地図というのはまた違うと思うのですが、結局いろんなかたちで一緒に使うと思いますので、そのあたりは柔軟に考えていただいて早めに対応していただきたいなと思います。というのが災害対応は常に大雨とかですね。いつ起こるか分かりませんので、結局その度その度に地図を更新する手間というのは費用もかかっていると思いますので、ぜひ早めに検討していただきたいなと思います。

それで町長はデジタル課を検討、そういう専門組織をつくるっていうのも一つ、施政方針の中

でも考えてありましたけども、その辺というのは具体的に何か考えられているは部分ありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほどから申しているとおりでですね、かなりデジタル化とデジタルトランスフォーメーションというのは進めなければならない課題でございます。

その中においてデジタル課を設置するというふうなこと申しておりましたが、ある程度機構改革の中で、専門として取り扱うような人材を置かなくてはならないでしょうし、現状の組織のあり方をもう少し見直しをして、その中でしっかりと対応できるような組織というものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

私はそのDX推進委員会に講師として入られた方ともお話ししたのですが、やはりそのデジタル化を進めるっていうのと、業務を改善するっていうのがどっちも大事な視点ですので、今おっしゃっているとおり若手職員さんメインに検討されていると思いますので、ぜひその方たちが働きやすい環境をつくっていただいて、なおかつ町民の方が便利になっていただくような仕組みっていうのをぜひ考えていただきたい。

もう1点がやはりデジタルになっていってアプリとかいろいろ使いますけども、実際町民の方が使いにくくなってしまうと元も子もないので、そのあたりの実際サービス導入にあたっては、何か使いやすい支援の方法を民間の団体さんなりとあわせて、サービスの導入支援とかですね。そういう部分も十分検討していただきながら進めていただきたいと思います。

地域猫について質問するのですが、まず何うのですが野良猫を一つのペアをそのまま放置して子どもが産める環境になって3年経ったら何頭ぐらい増えるかご存じですか。

○議長（百武辰美君）

お答えできますか。知らなかったら知らなかったで。住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

何頭増えるかっていう状況でございますけど、ちょっと今資料持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

ご存じないのは別にそれを責めるつもりじゃなくて、ぜひ知っていただきたいなと思うのが皆さんに。そのままですね何も不妊去勢手術とかしなくて、産める環境にいて、その状況がよくて過ぎればですね、3年間で2,000頭になると言われています。というのが猫っていうのは生まれて6か月後にもう産める環境になるのですよ。で2か月で出産できるのですよ。それで1回あたり

多くて8頭ぐらい産むわけですよ。

つまりもう1年半後には50頭ぐらい増えていく計算なのですね。それを繰り返しておくと、それぐらいすぐ増えてしまう。だから猫のいろんな活動をやられている方が、とにかく不妊去勢手術早くしてくださいっておっしゃるのはそういうことなのですよ。というのが、増えだしてなにかしようとしてももう手が追えられないと。

私はイノシシと毎日向き合っているのでよく分かるのですが、子どもがいっぱい増えるともう捉まえる人も大変なわけですよ。だからもう面倒くさいから、もう放置するわけですよ。そうするどんだんだんだん、また子どもを産んでしまう。

そういう環境をできるだけ早めに阻止するためには、まずはそういう不用意な出産を減らす取組ってというのが非常に大事だから、ぜひそこを町としても考えてほしいというのですね、町内でこういう猫のサポートを行われている方から切実な声として伺いました。

そこでちょっとこういう項目で挙げさせていただきました。というのがこれぐらい増える環境になってくると、もう町民の方皆さん関係せざるを得なくなるわけですよ。考えてみて。1匹のペアから3,000頭増えるので、町内何か所かあればですね、あっという間に人口を超えてしまうわけですよ。というかたちになるとちょっと本当に猫問題って結構避けて通れない問題なので、大事だなと思って今回取上げさせていただきました。

まず今県のほうで条例制定が進んでいるということなのですが、具体的に地域猫というかたちで取り組まれている部分で、県の不妊助成手術、不妊助成の制度があるのですが、そのあたりの対象というのはどういうかたちなのかをちょっとまず教えてください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

県での取組でございますけども、実際対象が地域猫の不妊去勢手術費用を県が負担するという状況でございますけども、この地域猫といいますのは先ほど町長が答弁いたしましたとおり、ボランティアの方、地域の方がこれは一体となって、例えば餌の場所であったりとかトイレの場所であったりとかそのあたりを維持管理しながら、不妊去勢手術をしてその飼い猫でない猫を減らしていくという、そういう対象で県が助成をしている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今住民福祉課長からご答弁いただきましたとおり、県のですね、今ある助成っていうのは、自治会とか認めていただいて、その地域である程度その管理ができる状況に置かれた猫に対して、不妊助成手術を行うのに対しては県から補助ができるっていう仕組みがあります。

ただやっぱり先ほど申したとおり、もう6か月で子供もいる状況になるので、気づいたときにすぐ手術を行えるのはなかなかいろいろ管理や、手後れになってしまうケースというのは往々にしてあるというのを、私川棚町でそういう保護猫の活動をやられている団体さんにお伺いしたと

きに聞きました。

その中でもやはりもちろん県で地域猫の取組に対して不妊助成の種制度があるのですが、やっぱりそういう、もうこれはちょっと野良猫っていうことが分かれば、できるだけすぐ不妊助成ができるっていう制度が求められるんじゃないかということで、近隣の東彼杵町では制度をつくられた。独自のですね、町独自の不妊の助成の手術をつくられていますけど、どういう仕組みか分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

東彼杵町の不妊去勢手術の助成制度でございますけども、今年度令和4年度からその事業は開始されております。実際のところ指定獣医師の方で、不妊去勢の手術をした場合のまず不妊の助成でございますけど1万2,000円でございます。去勢手術については1万円という状況でございます。

先週、現在確認したところ2件の3頭の今申請で手術が進んでいるという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

今ですね、東彼杵町の状況を調べいただいたのですが、東彼杵ではそういう制度が設けられていますけれども、おっしゃったように指定された獣医師でないと受けられない。

それでなかなかですね、その空気が取れなくて手術を申し込んでも、なかなかそこに実際に受けるまでに時間がかかるので、なかなか申請までに至らないということで結局制度はせっかく作っていただいたのですが、なかなかそれを受けられる条件が整わなくて申請が進んでないという実態を東彼杵町の議員さんからお伺いしました。

こういうのを踏まえてぜひ本町では、指定した獣医師会の指定したものっていうのが、長崎県内の東彼杵地区では限られた獣医さんしかないっていうふうに伺っていますので、波佐見町は有田とか県を超えた動物病院にも行きやすい環境ですので、そのあたりは町独自で制度をつくっていただくときは考慮していただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

ご指摘のとおりですね、指定獣医師ってなればもう限られた状況の動物病院しか手術ができない、助成が受けられないという状況がございますので、波佐見町につきましては県境っていう状況がございます。

指定獣医師ってなれば大村市、佐世保市という状況がございますので、そのあたりについては町独自の例えば川棚もございます、有田もございます、武雄もございます。そういう指定獣医師以外の状況もちょっと視野に入れながら、その部分を十分慎重に検討してその助成制度に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

実は昨日永尾分校で、「よってよって秋まつり」というイベントがありまして、そこでTNR地域猫につながる取組をされている方に、今中学生の方ですけどお話を伺いました。

非常に最初は捨てられ、なにか猫がいたのでどうしてそうなのだろうということで、興味を持って調べられてそういう地域猫につながるような活動を実際にやられています。

そういう方で町民の方ボランティアで本当に不妊助成とかですね、未然に起きてですね地域の大事な命を適切に管理するためにそういう取組をされていますので、答弁にもあったとおりですね、そういう取組をまずは側面から支援していただきながら、町としては広報とかいろんな部分で周知をしていただきながら、猫が無理に、無謀に育てられない。例えば餌やりを勝手にすることがないようにとかですね。あとは適切に管理していただいている不妊去勢手術した猫は安全なものだから、そのあたりを無為に動物を貶すようなことはしないでほしいとかですね。いろんなかたちで周知を住民福祉課としても検討していただきながらですね、その活動をやられてる方に寄り添ってサポートしていただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

ご指摘のとおりですね、本当はまだ本町につきましては個人的な状況で、ボランティア活動されている方もいらっしゃいます。

そういう方たちのサポートというのを当然こちらの行政としても、窓口として受け付けてまいりたいと思っておりますし、今後は周知方法につきましても広報なりホームページであり、そういうかたちで住民の皆さんに周知を図りたいと思っております。

実際手術をされたときは耳のところにV字カットっていういわゆる桜猫っていうかたちで、そういうかたちで手術をした猫については表示されますので、そういう見かけた場合はそういう手術が済んでいるんだっていう状況で、町民の皆さんも温かく見守っていただければ。

それで住民の方とボランティアの方、それで町民その他の方と猫と共存をしながら本当愛護動物をこちらも考えて周知してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で8番城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

おはようございます。通告書に従い一般質問をいたします。

今回は前川新町長のまちづくり構想についてお尋ねします。

前川町長は、これまでの行政をさらに進歩させるべく「継承・変革・進化」を掲げ、新しい次世代の町長として町民から信託を受けられました。

そこで、前川町長が描く「元気のある町」波佐見町への壮大な計画や行動を具体的にお聞きします。

- (1) 町の2大土地利用計画（農業振興地域と都市計画区域）をまちづくりにどう生かしているのか。
- (2) 少子高齢化による人口減少時代における町づくりの構想と計画をどう考えているのか。
- (3) 新世代を担う世代の子育て、教育、福祉の町づくりへの推進はどう図っていくのか。
- (4) 公共施設・インフラの整った町づくりへの具体的な計画と行動をどう考えているのか。
- (5) 「訪れたいくなる波佐見」の町づくりへの取組をどう考えているのか。

なお詳細につきましては発言席より行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

6番 岡村達馬議員についての質問についてお答えいたします。

新町長の町づくり構想について、これまでの行政をさらに進歩させるべく「継承・変革・進化」を掲げ、新しい新時代の町長として町民からの信託を受けられたと。

そこで、前川町長が描く「元気のある町」波佐見町への壮大な計画や行動を具体的にお聞きするという事。

(1) 町の2大土地利用計画（農業振興地域と都市計画区域）を町づくりにどう生かしていくのかというお尋ねですが、農業振興地域は一定要件のもと、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を及び本町においては、土地改良事業による区画整理等を実施した地域のほか、農業の盛んな地域など農業の振興を促進するうえで、農地として利用すべき土地を指定したものであります。

一方、都市計画区域は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的、一体的観点から適正に配分することを確保するために、目的、基本理念を達成するために一定要件のもと、自然的社会的条件や人口、土地利用、交通量等の状況から見て、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある地域を指定したものであります。

これらの計画をまちづくりにどう生かしていくのかということですが、本町は議員もご存じのとおり、これらの区域が重なりあった町であります。それぞれの計画には制限がありますが、まちづくりの目的がその計画にそうものであれば、様々なまちづくりも可能と考えます。

本町は自然豊かな環境も持ち合わせており、これまでもそういった環境を維持しながら、波佐見町の2大産業である農業、窯業への取組を実施してまいりました。

これまで一瀬前町長が築いてこられた基盤をさらに発展させるために、公約に掲げたまちづくりを意識し、ニーズに応じて変化をしながら波佐見町の発展に寄与するまちづくりに努めてまいりたいと考えます。

(2) 少子高齢化による人口減少時代における町づくりの構想と計画をどう考えているのかというお尋ねですが、令和2年の国勢調査において、日本の人口は前回平成27年度調査時から5年間で約95万人減少したとされています。

国全体の人口は減少する一方で、東京都など大規模都市圏を中心に人口が増加したところもあり、都市部への人口集中の状況が見られ地方においては、地域の消滅さえ危惧される時代となっています。

この流れは本町においても例外ではなく、人口は平成2年の1万5,728人をピークに減少に転じ令和2年は1万4,291人となっています。

人口減少の波は避けられない。そのような中でも、人口減少に歯止めをかけることはもとよりいかにして活力のあるまちにしていくかが重要と考え、今回の町長選挙においても波佐見町の勢いを止めないことを目標に「継承・変革・進化」を基本方針に掲げてまいりました。今後町民の皆様が安心して、長く生活できる環境を維持するために、10年、20年先を見据えた町づくりが必要と考え、特に町の将来を支える子育て世代の皆様が住みたい、住んでよかったと思ってもらえるような施策を柱に据え、本議会の冒頭に述べた8つの項目について重点的に取り組んでまいります。

またその他の施策も含め、現在第6次波佐見町総合計画の策定を進めておりますので、その中で今後のまちづくりの方向性をお示ししたいと考えております。

(3) 新世代を担う世代の子育て、教育、福祉のまちづくりへの推進をどう図っていくのか。とお尋ねですが、子育て、教育などまちづくりの基本として、それぞれの個別計画があり子育ての分野は令和2年度から令和6年度の5か年間の第2期波佐見町子供子育て支援事業計画を策定しています。

次代の社会を担う全ての子供の健やかな育ちと、保護者による子育てを地域や社会全体で支えていくために、地域とともに心豊かな子供の成長を目指すまちという理念のもと、必要な施策を取り組むとともに各種計画を組合せてまちづくりを推進してまいります。

(4) 公共施設インフラの整ったまちづくりへの具体的な計画と行動をどう考えているのかとお尋ねですが、既存の公共施設をできるだけ長もちさせるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、これからの公共施設のあり方について検討し、将来においても安全で安心して使い続けられる価値ある財産として継承していくことを目指し、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画期間とした波佐見町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定しました。

昨年度計画期間前半の5年間で満了すること、国から策定指針の一部見直しが示されたことを受け、計画の一部改定を行ったところです。

現在公共施設のうち、建築物では築30年を経過している施設が、延べ床面積ベースで50%を超えており、今後施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となり、将来の更新費用の試算結果によると、令和17年あたりから施設の建て替えが集中する見込みとなっています。将来的に人口減少等により、町税収入の減少や高齢化の進行による社会保障費の増加など、財源の確保がますます難しくなることが考えられることから、住民ニーズの変化にも対応しつつ、施設の特性、費用対効果、財政状況等を踏まえ施設の複合化、集約化、民間譲渡などを推進し施設総量の適正化を図ることとしています。また道路、橋梁、上下水道のインフラ施設についても、施設種別ごとの特性を踏まえ、住民生活における重要度、優先度の利用状況を考慮し、中長期的な視点からの総量の適正が求められています。

今後は施設総量の適正化に加え、定期的な修繕などにより健全な状況を維持しながら、それぞれの個別計画に基づく長寿命化を図るなど、計画的な施設の質の見直しや、ライフサイクルコストの視点から適切な改修を実施し、更新時期の集中を回避することにより歳出予算の縮減と平準化を図りながらも、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

(5) 「訪れたいくなる波佐見」の町づくりへの取組をどう考えているのかとのお尋ねですが、波佐見町の観光を考えるときに、切っても切り離せないのが本町の主要産業である窯業波佐見焼の存在です。

これまでの波佐見町の観光誘客数は波佐見焼のブランド化、知名度向上の取組に比例し右肩上がりです。平成元年には僅か17万人程度の観光客が、平成8年の「世界炎の博覧会」や、平成10年の「波佐見焼400年祭」を経て、前町長が「来なっせ100万人」のスローガンを掲げられ平成13年には約48万人。その後も体験型観光プログラムの開発や、陶器まつり50周年。農家レストラン、温浴施設の開業、宿泊施設の開業など観光誘客にとっての追い風もあり、平成29年には念願の観光客100万人まで一気にかけ上がりました。

この間、官民一体となった波佐見町、波佐見焼の知名度向上のため仕掛けや地道な取組。また何よりも町民の皆様の温かいおもてなしの心での受入れのおかげで、現在の波佐見町の観光産業の伸びにつながったものと思っています。今後は波佐見焼目的だけではなく、令和4年3月に策定した波佐見町観光振興計画をもとに、あらゆる角度からの誘客を図るために、歴史や文化、伝統、芸術、アウトドア、DX、SDGsなども取り入れながら、多くの人と関係性を広げ能動的に観光産業を盛り上げていきたいと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

前川町長就任おめでとうございます。

町長は長年にわたり行政に携わってこられましたので、今町内で一番行政に詳しく、ほかの人は及ぶところではないと十分に承知をしております。

さて今回の町長選挙期間中において「継続・変化・進化」という言葉を多く見かけましたし、お聞きもしました。前川町長にとっては、今はその目的に向かってまさに動き始める時でもあります。胸に秘めた計画や目的もあろうかと思っております。

もちろん一つ一つの緻密な計画も必要でしょうけども、今町民が知りたいのは新しい町長というリーダーに求められる壮大なまちづくり計画と、それに関わる大いなる企てだと思っております。

今日その企てと決意をお伺いして町の将来の構想の概要と継続・変化をなすもの。それにさらなる進化とはどのようなものをなされるのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まずご質問のほうで、壮大なまちづくりと大いなる企てということでございますが、なかなかこの壮大なまちづくりというものを、私のほうが直接なかなか今思い描いてないといえますか。

まずそこに住む人が夢と希望を持てるようなまちづくり。壮大に申しますとそこに尽きるのかなというふうに思いますが、ただどうしても今現状を見てみますと、確実な人口減少社会の中で、どのように取り組んでいくかということがまず頭に入っていますので、そこでの企てをどう行うのかというのは、選挙期間中に申しましたやることリストの中に書いておりましたことをどういった順番で取り組んでいくのかということが、私の今の立場であろうかと思えます。

なかなかお尋ねになったようなお尋ねの期待に沿うような答弁にはなっておりませんが、そういった取組で、町内には行政には各種いろいろな取組・計画・策定・構想がございます。そういったものの整合性をとりながら持続可能であるまちづくりを進めるべきであるというふうな考えによりまして、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

画像、これは農振地域の図です。

波佐見町は豊かな自然を生かした農村づくりも、あるいは日常生活に不可欠な都市計画による都市整備のまちづくりも可能です。

続きましてこれは都市計画区域図です。農振地域と都市計画区域は、くしくも昭和47年3月25日に2,900ヘクタールの農業振興地域、同年3月31日に2,400ヘクタールの波佐見都市計画区域が決定をいたしました。

本来なら相反する2つの計画区域は大きく分かれるものですが、波佐見町では2つの計画区域がほとんど重なり合っております。

重ね図です。こういった状況は国内でも非常にまれで、全国の自治体でも非常に珍しいのでは

ないかと思われます。

私はこれを逆手にとってですね、いわゆるにぎわいのまちづくりや、緑豊かな農業振興のまちづくりに大いに活用できるものだと思っております。町の半分を農業振興地域に、半分をまちづくりにと計画を分ける必要がなく同法の施策の同時進行もできるわけです。

新しい町長としてのリーダーには、ぜひ今の農業振興地域や都市計画区域にとらわれないまちづくりへの手腕を見せてほしいものですが、こうした波佐見町の2大土地利用計画をどのように捉え、また考察されるでしょうか。またどのように生かしていけるとお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

昭和47年ですか、に都市計画区域と農業振興地域が計画された、策定されたということでしょうか。岡村議員が担当されていたのではないかなと思いますが、本来ならば用途が違うわけですから、区域分けがされるべきものであって、それぞれにやはり制限がかかってくるかと思うのですよね。

それをどのように活用していくかと、いうふうなことをございますけれども、一方で農振地域ですか、まず基本的な建物をつくるということに制限がかかりますし、都市計画においては建築基準法や、あるいは都市計画のいろいろな制限がかかりますので、それぞれにおいて制限がかかってまいります。ですからそこをうまく利用して活用するというのは、いろいろ捉え方、考え方あるかと思うのですけれども、それぞれ進めていく段階でそれぞれまた制約がかかってくるかと思っておりますので、現段階でこうやりましょう。じゃあこんなことができますねというのはなかなか即答ができないような状況でございます。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

確かに生かせることもできれば、それぞれの法律が作用してまた非常に生かせることが困難な場合も出てこようかと思っております。それは十分に承知をしております。

続きまして、少子高齢化による人口減少化におけるまちづくり構想と計画についてお尋ねをいたします。画像は波佐見町の人口の動態を示したものです。波佐見町は言うに及ばず少子高齢化による人口減少は全国的な問題、課題です。

国立社会保障人口問題研究所の調査では、波佐見町でも20年後の2,045年には、2,500人減の1万2,000人が予測されております。日本の人口減は加速度的ですけども、その中実はしばらくの間、高齢者は増え続けます。問題は20代から40代の勤労世代人口が減り続けることなのです。

ですから少子化によるこの人口減少は避けて通れる問題でもありませんし、また特別な施策もありません。しかし、少なくとも人口減少を緩やかにする施策は考えられます。事実、強ちにまちづくりやインフラ整備を実施している自治体は人口を増やしております。それら自治体に共通していることは、いわゆる魅力的な施策を行っているからです。

本町でも公共事業によるインフラ整備や、住みやすい環境への積極的な取組による、魅力的なまちづくりは必要不可欠だと思います。そのためにもまず西ノ原土地区画整理事業は推進以外にないというように思います。この地区内の人口は計画どおりですと1.5倍の人口増が望め、現在の約550人から350人程度の人口増が見込まれ、約900人が設定をされております。

しかし現状のように町の中心部において、事業推進無しとまでは言いませんけども、地区内の多くの関係者は平成9年9月5日の事業決定公告の日から24年間。人生の計画設計もできず苦悩されております。また、まちづくりにおいても、とても魅力あるまちづくりが行われているとは言えませんし、あのままではいけないと恐らく多くの方が思われていると思います。

さらに西ノ原地区はやきもの公園と一体化し、波佐見町の玄関あるいは住みよい環境での定住の場として計画がなされているはずです。さらに町の観光スポットとして、陶郷中尾山とあわせて回遊する観光地としてばかりでなく、おもてなしの場としてそれぞれが担っております。

前川町長は「できない理由より、できる方法を考えよ」が座右の銘とされました。今後の町の整備計画を、波佐見都市計画、土地利用計画などでしっかりうたうべきです。

一刻も早く区画整理事業については中心戦略に取り入れ、完成年度を示すべきだと考えます。これからの取組について具体的な計画、考えと計画をお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

恐らくこの西ノ原土地区画整理事業につきましては、今から20数年前に総事業費が60数億円でしたか、計画は20年ぐらいだったのですかね。で当初計画されていたと思います。ということは毎年3億円ぐらいですかね。の投資をして完成を見するというような計画だったと思います。

24年前ほど前といたしますとちょうど一瀬町長が就任された頃で、私一瀬前町長からお聞きしているのは、その当時の西ノ原区画整理事業を推進していくと波佐見町は将来的に財政破綻しますよと。そのくらいの非常に厳しい状況ですよと、いうことを内部の中で分かって県のほうにもう一度事業認可取って、その当時も事業認可取っていたそうですが、このままではちょっと町の財政が厳しい状況ですので事業の取り下げといたしますか、取りやめといたしますか中止といたしますか。そういったものを相談に行かれたそうでございます。

そのような状況の中で一度認可をとった事業を、取り下げあるいは休止状態にすると波佐見町が行っているそのほかの事業、補助事業についても事業費の割当ては付かないよと。それでもいいのですかというご指摘を県の担当の方からいただいたそうでございます。

そういう状況の中で、じゃあいかにして事業認可をとった西ノ原区画整理事業を継続させていくかということ、地元の方とも県とも、その当時の財政の担当ともでしょうが。いろいろ協議した中で、当時できうる最善の策として、もし継続させるならどの程度の事業費でやっつけられるのかということで、当初4,000万円でしたか、8,000万円でしたか、その程度の規模なら。ということで地元の方ともお話をされて、そこで折り合いをつけて事業を進めてきたということをお私

聞いております。

ですから単年度の投資規模が3億円だったものが、4分の1あるいは5分の1。あるいは4,000万円というときはもっと少なかった投資になって。

当然その分事業期間伸びてまいりますので、なかなか厳しい状況で先ほど議員がおっしゃったように現状が、また投資が20何%か3割ですかね、しか進んでいないのが現状でございます。そうした中においても、各年度においては徐々にですが幾分余裕があった分については投資額を増やして来ているところでございまして、その現状が今のこの額だということでございます。

しかしながら、もう既に事業着手から20数年経っておりますので、当時の関係者もかなりもう変わられておりまして、それからそういった経緯を覚えていらっしゃる方もかなり少なくなっていると思います。地元としてもやはりどこかでのなんといいですか。合意点といいですか。着地点といいですかね。そういったものも考えておられますので、今そういったものについて所管の建設課が地元との協議を進めている状況でございますので、現状については担当の建設課長のほうから少しお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ただいまの区画整理の件であります、現状といたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、何らかの着地点っていうのはお話の中で地元のほうより規模の縮小も含めたお話も出てまいりました。

このことを踏まえて昨年令和4年の1月に1回そういった説明会を行っておりまして、その後7月末にそういった委員さん並びに地元の方に対する説明会を行いまして、それに対するアンケートの実施をしますということで、アンケートの実施を現在行いまして、今ちょうど先週末にアンケートの締切りがありましたので、これからその取りまとめに入る予定でございます。

今後そういったもののアンケートの中身を見ながらですね、事業をどうしていくべきか、というところも踏まえて、先ほどあったある程度の早期完了に向けては規模縮小が話であるのですけれども、そういったものも含めながら丁寧にちょっと今から議論をまたしていこうかなというように考えているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

いろんな諸般の事情はですね、ある一定理解はしておりますけれども、ぜひ今回町長が言われた「できる方法を考えよ」という信念を持っているということですので、ぜひ先に進めていただきたいというふうに思います。

続きまして新世代を担う子育て、教育、福祉のまちづくりの推進についてお尋ねします。

町内に定住を求める若い世代において、その町の福祉や教育あるいは医療問題は考慮する場合に一番の課題となっております。本町でも保育、教育の面からの保育所や、学校教育などの充実

が図られていますし、保護者にも大まか好評のようです。医療機関も一応の体制は整っておりますけれども、本町にない小児科などの誘致などは課題もありそうです。このことは前川町長も波佐見町の定住者や、支援、子育て世代の援助の中では言われておりますけれども、現実的なプランやアクションが求められています。

町長は町を今後支える子育て世代が住みやすくなり、住んでよかったと思えるような施策に取り組むという所信を述べられましたけれども、この病院誘致などは具体的にもう進んでいるのでしょうか。まだそこまでは行っていないのでしょうか。まずそれをお伺いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

小児科の誘致についてお答えいたします。質問の中に早急なプランやアクションをとということなのですが、城後議員にもお答えしたのですが、既に町医師会において小児科の誘致について町の方針を説明しております。協力をお願いしたところです。

今後医師会のご意見も踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

ぜひともお願いをしたいと思います。いわゆるこれらの施策により、少しでも人口減の緩和や逆に人口増が図られるとすれば一石二鳥となるはずです。新しく家を建てたり、住む場所を変えたりする世代は意外と若い人たちが多くいものです。いわゆるそれは勤労世代でもあるわけですし、大いに歓迎し支援を行うべきだと思います。

今後の子育て、教育、福祉対策や支援策の内容と対策をお伺いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

勤労世代の子育て、教育、福祉の今後の支援策についてのご質問ですけれども、これまでも行っております医療費の助成あるいは就学援助ですね。そういった直接的な支援のほか、間接的には保育園あるいは学校教育などの子育て環境の充実を引き続き行ってまいります。あわせて育児と仕事の両立を図るための施策として、父親の育児参加なども重要になってまいりますので、男性の育児休暇取得など、育児を取り巻く社会の理解についても普及啓発を進めてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

今全国の自治体で人口増加や人口維持の自治体は、福祉においてもその内容を充実させているところです。それは生まれてからの福祉や支援でなく、生まれる前からの対策・対応が必要だと考えております。

長崎市では物価高対策としてではありますけれども、妊婦1人当たりの5万円を給付する補正予

算を盛り込んでいます。波佐見町でも人口減少問題や多くの人の町内への移住を考えるなら、これまでのゆりかごからの福祉対応を生まれる前から大胆に変更すべきだと思いますがいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今画像にも出させていただいておりますが、長崎市においては原油価格物価高騰対策の一環として、国の臨時交付金を財源に実施をされております。県内ではまだ長崎市だけだと思っております。

本町では妊婦に限らず、全ての世帯を対象にしたプレミアム商品券であったり、18歳までのお子さんへの現金あるいは商品券の給付などを考えてしております、今回はまだ妊婦に限定した支援は考えてはおりません。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

それもぜひ進めていただきたいというように思っております。

続きまして公共施設、インフラの整ったまちづくりへの具体的な計画と構造についてお伺いたします。

切りかえます。画像は波佐見町の公共下水道事業の整備図です。丸で囲んだところはですね当初の計画から除外された地域です。波佐見町の景観や形態はある意味、都市化が進んでいない緑と静けさのある現状。

私としてはですね今の人口約1万4,000、5,000人程度が心地いいというふうに思っております。心地よい町には安心安全の確保と、衛生的で快適な町として、いわゆる都市計画上の都市施設が必要になります。

上水道はですね今あって当たり前のことです。下水道事業についても、安全で衛生的な生活をする上では絶対必要で、今では新改築する家屋では当たり前のことになっております。

しかし町の公共下水道事業は、縮小方向へと変更をされています。これはどのように変更のですね、縮小方向をどのように捉えていらっしゃいますか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

まず公共下水道事業は整備期間が長くかかり、建設費が増大になるなど、町の財政負担の増加となるということも踏まえてあります。それと先ほどから出ています人口減少とか、そのもろもろの要件もございまして、平成29年度に事業の見直しを行っております。

まず公共下水道ブロックを幾つかの区域に分けて、集合処理と個別処理っていうかたちでコストの比較を行っております。その際個別処理が優位なところにつきましては、地区に対しては公共下水道区域から除外したもので、逆に延伸距離が短い隣接するところにつきましては、改めて

変換をした計画区域としたという流れでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

データをご覧ください。県内で人口を増やしているあるいは緩やかにしている自治体はいわゆる公共下水道整備率と比例していることがこのグラフから読み取れます。長与町では99.4%。時津町では96.8%を超える整備率ですし佐々町でも91.7%です。このように現在では下水道なしの生活とまちづくりは考えられません。

特に3町に見てとれるところは、いわゆる公共下水道、青色の線が非常に高いということですね。一番下の波佐見町においては約46.7%、約半数程度です。下水道の資料によれば、ここでも生活様式の変化による水質汚濁の進行や浸水被害対策のためにも、下水道普及整備が急務とされております。また経営顕在化のためにも、下水道接続推進の必要があるとされております。

下水道が担うのは何も汚水処理だけではないはずです。雨水浸水からも町を守っております。このような役割が考えられておりますけども、ほかにどのような役割が下水道事業には考えられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

下水道事業の目的としましては、公共用水域の水質保全あるいは居住都市環境の改善。あるいは公衆衛生の向上ということを目的に事業を行っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

ですから上下水道のような生活に不可欠なインフラは、一部の町民たちだけが受益を受けるものではないと私は考えております。公共施設は原則全ての町民が受益し、下水道事業を行っている波佐見町としては本来、全世帯に公共下水道を目指すべきだということに思いますけども、どうしても技術的あるいは地理的に不可能な場合に、関係する地域の方々の理解をいただいてほかの方法を取り入れるものだというように考えます。

また公共下水道推進する水道課すら合併浄化槽でもよいという姿勢が感じられます。

確かに近年の合併浄化槽は性能がよく処理能力は高くなっていますけども、あくまで浄化槽は個人管理に任されております。放流先の水路によっては排水だまりが発生し、蚊の発生や水質の問題の発生が指摘されていますので、抜本的な汚水対策にはなっていないというふうに考えます。

下水道のある地域とない地域の資産価値や、土地利用にも大きな影響を与えるばかりでなく、波佐見町の魅力あるまちづくりにも反しているのではないのでしょうか。

今回は下水道に絞ってお聞きをしましたが、快適で文化的な生活を営むにはやはり都市計画の都市施設を整える必要があると思います。そこに住む人たちが心地よい町だと感じてはじめ

て、ほかの人たちもその心地よさを感じ、町の振興や発展につながっていくものだというふうに思います。

そうした波佐見を訪れた人にぜひ心地よい環境を感じていただいて、インフラの整備や子育てのしやすいまちへの積極的な取組による魅力的な町づくりをお願いしたいというように思います。

続きまして訪れたくなる波佐見の町づくりへの取組について伺いをいたします。

画像は先月行われました、くらわん館での「陶磁器フェア」の画像です。町づくりにはその地域が持つ景観、資源の活用はもちろんのこと、そこに住む人々が生き生きと生活する町づくりが必要です。町長はこれまで長く町づくりに関わってこられたので、よくおわかりかと思いますが、少しのご提案と確認をいたします。

波佐見町の観光客は平成7年年間約41万人。その後10年間は微増傾向が続きましたけども、平成22年に急増し75万人。その後は急増が続き、平成29年に初めて100万人の大台に乗ります。関係者の方々の努力による波佐見町と波佐見焼の知名度が一気に上がった時期と重なります。

実際週末ごとに多くの観光客を見かけるようになりました。波佐見町の持つ観光資源は数多あると思いますけども、住んでいるとその価値観を感じなくなるときがあります。

しかし案内をすると本当に喜ばれます。いわゆる東地区の趣のある新旧窯業施設、焼き物公園から西ノ原にかけてのにぎわい、それから中尾山に至る窯業関連施設。南地区の豊かな緑を肌で感じられる田園。グランピング、RVキャンピングカーパークの屋外レジャー施設での楽しみや、温泉施設への憩いはその核をなすものでありますけども、それ以外にも多くのイベントがほぼ年間を通じて催され人気を博しています。

それも民間と行政がマッチングをさせながら進めているところはすばらしいというふうに感じております。こうした観光客の伸びをどのように捉え、さらなる戦略等をどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

冒頭町長も答弁しましたし、議員もおっしゃられたように、やっぱり波佐見町の観光を考えるときに、焼き物は欠かせないと思っています。波佐見焼の知名度向上、ブランド化によりまして、あわせて波佐見町と訪れる観光客も比例して増加してきております。

それは今言われたとおりですけども、そういう中でブランド化についてはですねやっぱり民間と行政とですね、言われたようにタイアップしまして一緒に頑張ってきたという成果が今になってあらわれているものだというふうに思っておりますし、この焼き物に引張られたようなかたちで、波佐見町の観光客が増えてきましたけども、これから焼き物人気だけに甘えることなく、いろいろな客層とといいますか。例えばそのために南地区には温泉があり、RVパーク、あとキャンプ場の整備も含めまして、また違う客層、コアな客層も呼べるような仕掛けっていうのをやっ

てきたところであります。

あとやっぱり中央のやきもの公園、西ノ原に来るお客様をいかに中尾とか鬼木また温泉とか、RVパークとかいうふうに周遊させる、周遊していただくかというのも、一つの手だし、あとそういう南地区に来たお客さんをまたほかのところに周遊していただく。そこでお金を落としていただく。最近キャンピングカーが町内結構動いているのを感じられると思います。それも一つの成果だと思っております。

それで今後さらなる戦略といいますとやっぱり、観光客の伸びだけではないと思っています。そこでいかに質を上げるか。質といいますとちょっと失礼な言い方ですけども、いかにお金を落としていただくか、そして滞在時間を長くしていただくか、それで泊まっていたか。そういうところに一つの戦略を進めていくところがあると思っていますので、観光客の増客と観光消費単価の拡大を中心に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

画像切替えます。西九州自動車道路いわゆる高速道路の開通を控えて昭和63年頃から波佐見都市計画道路の建設が始まりました。いわゆる波佐見町の東西南北に至る幹線道路です。当時は毎日長崎県の職員と一緒に用地交渉に追われておりましたけども、工事もそれに急ピッチで進められましたので、大方の幹線道路は約10年間で完成をされました。

多くの当時の土地関係者はですね、無理なご相談の中協力的で交渉の中でここまで早くできるとは思っていなかったから、次々に開通する道路を見て、使って自分たちも非常に興奮しているというように言われておりました。

このように町づくりには、わくわく・どきどきが必要だというふうに思います。

ここで画像を切り替えます。

前川町長にエールを送りたいと思いますので、松浦市の名誉市民である元鷹島町長の宮本正則さんについて述べたいと思います。

宮本氏は県町村会長や土地改良連合会長など数多くの要職を持ちながら、東奔西走昼夜無しに町づくりを行い、鷹島町の有志以来の難題・課題を在任中に完成されたとお聞きをいたしました。当時人口3,000人弱。予算額は40億円弱ではありましたが、町の慢性的な水不足は日本で初めての海中ダム建設で解消し、島の狭い農地の作業負担は、圃場整備や水路整備で軽減させ、農業従事者の生活の安定を図りました。

さらに鷹島唯一の交通機関は船舶でしたので、24時間の陸上交通の必要性を説き、長崎県ばかりでなく佐賀県唐津市、佐賀県肥前町、当時の肥前町ですね。それから佐賀県などにも協力を求め鷹島肥前大橋とそれに伴う道路計画を両県の事業として平成20年度に完成されています。

在任中の町長の動きは凄まじく、町民も毎年変わりゆく町を見ながらその手腕と事業推進に興奮していたとのお話をお聞きしました。

やはり町づくりには町民や関係者を巻き込むことが必要だというように思います。わくわく・どきどきさせる大胆の戦力が必要だとも思います。

前川町長にはですね、先ほど最初に申しました「継続・変化・進化」とあとは今後もう一つ前川町長らしい「創造」を加えていただきたいというふうに考えております。

この件についてはですねご紹介ですので返答を求めません。

以上で私の新たな町政運営を期待し、一般質問を終わります。

#### ○議長（百武辰美君）

以上で6番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は5番 田添有喜議員。

#### ○5番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

##### 1. 県道及び町道の整備について

コロナ禍ではあるが本町への関心は高まり、来庁者は増加の傾向にある。

また、今年の大宅建事業者が運営しているポータルサイト「いい部屋ネット街の住みこちランキング2022」の調査では、県内21市町中、本町は第8位であった。

注目を集める本町のさらなる発展のためには、道路環境の整備は欠かすことができない重要な課題である。そこで次のことを問います。

（1）県は、波佐見郵便局から宿郷濁渕までの歩道の整備工事を今年度中に着工予定と聞く。町は町民の安全対策として、どのような要望を行っていますか。

（2）「自転車通行可」の標識撤去に対する住民への周知状況はいかがでしょうか。

（3）町道の歩道整備は、どのような計画で実施されていますか。また、町は県の歩道に対してどのような要望を行っているのでしょうか。

##### 2. 河川整備について

秋晴れの中稲刈りが進んでいる最中ではありますが、稲穂が頭を垂れ、収穫を楽しみに待つとき、大雨や台風等の被害を受けないことを願うばかりです。

近年は、イノシシの侵入で荒らされている田畑を見ると心が痛みます。

またイノシシの棲み家となっている河川の整備は急務であり、住民の生命や財産を守るためにも早急に河川整備を行うべきであると考えますがいかがでしょうか。

そこで、次のことを問います。

(1) 二級河川の整備計画はどのようになっていますか。

また、町として二級河川の整備計画に対してどのような要望を行っていますか。

(2) 二級河川村木川の浚渫及び樹木伐採の工事を終えてどのように感じておられますか。

(3) 川棚川に数カ所設置されている河川に下りる階段の整備がなされていません。

町はこの件に対してどのような要望を行っていますか。

### 3. 教育行政について

人づくりやまちづくりの根幹は、「教育の質の高さ」にあると考えます。

最近、新型コロナウイルス感染者の低年齢化が進み、教育活動に大きな影響を及ぼしている現状はとても悲しいことです。

また、教師の働き方改革が進む中で多くの課題も見られます。

そこで、次のことを問います。

(1) 町内小中学校の特別支援学級及び通級による指導は適切に行われているのでしょうか。

(2) 昨年、学校設備の点検が全国で実施され、本町ではどのような点検活動を実施し、問題となる箇所はなかったのでしょうか。

(3) 中学校における「部活動の地域移行」に対して、教育委員会のガイドラインまたは活動方針の作成及び具体的な取組やスケジュールを定めた「推進計画」への着手はどのようになっていますか。

(4) 毎月実施されている「あいさつ運動」の成果は。また、今後の取組についてどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

5番 田添有喜議員のお尋ねについてお答えいたします。

#### 1. 県道及び町道の整備について

コロナ禍であるが本町への関心は高まり、来訪者は増加の傾向にある。注目を集める本町のさらなる発展のためには、道路環境の整備は欠かすことができない重要な課題であると。そこで次のことを問うと。

(1) 県は波佐見郵便局から宿郷濁渕までの歩道の整備工事を今年度中に着工予定と聞く。町は住民の安全対策として、県へどのような要望を行っているのかというお尋ねですが、まず県に対して要望を行う場合は、自治会からの要望により行うことが多く、今回の区間についても同様に自治会からの要望を踏まえ行ったものです。

お尋ねの住民の安全対策としてどのような要望を行っているのかとのご質問ですが、交通量と歩行者の状況を現地で確認し、歩行者の安全性が保たれるよう安全施設の設置や、歩道の有無を地元自治会やPTAと協議を行い、状況を勘案して要望を行っているところです。

なお当該か所の進捗ですが、県に確認したところ現在可能なところから用地買収や補償の交渉が実施されており、実質的な工事は令和5年度から一部着手予定ということでもあります。

(2) 「自転車通行可」の標識撤去に関する住民の周知状況はどうか。のお尋ねですが、「自転車通行可」の標識撤去については、4月に川棚警察署から町内の標識の撤去方針が伝えられたところでは。

今回の撤去については、町内の歩道について自転車通行可能な歩道と、そうでない歩道が混在しており、利用者が混乱する恐れがあることから、交通量が多い道路において危険回避のため歩道を自転車が通行することはそもそも認められていることから、全国的な流れも踏まえ、県の公安委員会において撤去の方針が決定されているものです。

このため5月の自治会長定例会で、川棚警察署の担当から自治会長にその内容と撤去の趣旨をご説明いただいております、その際には特段異論等はありませんでした。今後年明けに撤去されることですので、町広報紙にて撤去と今後の自転車通行の内容について町民皆様にお知らせしたいと思っております。

(3) 町道の歩道整備はどのような計画で実施されているのか。また町は県道の歩道整備に対してどのような要望を行っているのかのお尋ねですが、町道の歩道整備については明確な整備計画はありません。基本的には自治会からの要望をベースにして、現地の確認を行い歩道に限らず全体的な要望との兼ね合いを考慮しながら、必要に応じて歩道整備を検討しております。

特に通学路につながるものについては、交通安全プログラム点検により現地の精査を行い、整備の検討を行っているところです。道路の幅員等により歩道の設置が困難な路線においても、通学路の兼ね合いがある場合は、カラー舗装や区画線の引き直しにより、路側帯の確保など工夫をしながら対応しております。

また町は県道の歩道整備に対してどのような要望を行っているのかのご質問ですが、町道の対応と同様に基本的には、自治会等からの意見を踏まえ要望を行っております。

## 2. 河川整備について

近年はイノシシの侵入により荒らされた田畑を見ると心が痛むと。イノシシの棲み家となっている河川の整備は急務であり、住民の生命や財産を守るためにも早急に河川整備を行うべきであるとのご質問で、

(1) 二級河川の整備計画はどのようなになっているのか。また町として二級河川の整備計画に対してどのような要望を行っているのかのお尋ねですが、二級河川の整備計画について県に確認したところ整備計画はないとのことです。

といいますのも河川自体はある程度の整備がなされているため、今後は維持管理の面で対応していくとのことであり、その維持管理については地元からの要望に基づきその情報を参考としながら、予算化を行い対応しているとのことでありました。

本町においては毎年地元からの要望を踏まえ、整備を希望するか所について写真などの資料を

取りまとめ、県北振興局の担当課へ出向き、内容の説明を行い要望書の提出を行っているところです。

(2) 二級河川村木川のしゅんせつ及び樹木伐採の工事を終えて感じることは。とのお尋ねですが、すっきりとしており河川において通水断面の確保もなされたものと感じております。このことから、今後も必要なか所については引き続き要望を行っていきたいと思います。

(3) 川棚川に数か所設置されている河川に下りる階段の整備がなされていない。町はこの件に対してどのような要望を行っているのか。とのお尋ねですが、河川の階段設置については環境整備の観点からもともとあった階段が設置されていた場合や、堰などの管理において必要な場合に設置されているものです。

また親水護岸として親しまれる河川としても一部整備されております。今回お尋ねの要望については、特に階段に特化した要望は行っておりませんが、昨年8月豪雨の影響を受けた河川内の樹木撤去の要望を行っており、その要望か所に階段が含まれたか所もありますので改めて確認したいと思います。

なお教育行政のご質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

### 3. 教育行政について

人づくりやまちづくりの根幹は「教育の質の高さ」にあると考える。

最近、新型コロナウイルス感染症の低年齢化が進み、教育活動に大きな影響を及ぼしている現状はとても悲しむことである。

また、教職員の働き方改革が進む中で多くの課題も見られる。

そこで、次のことを問う。

(1) 町内学校の特別支援学級及び通級における指導は適切に行われているか。とのお尋ねでございますが、町内4校で特別支援学級は知的障害学級が5学級に19人。自閉・情緒障害学級が3学級に9人。病弱学級が1学級に1人。肢体不自由学級が1学級に2人が在籍をしております。

また通級指導教室には、現在町内で45名の児童生徒が在籍しております。年々在籍する児童生徒は増えており、そのニーズも高まっている現状です。

一人一人その子の特性や実態に応じた丁寧な指導が行われ、一步一步成長の跡を感じることができております。担任、担当だけではなく学校全体で支援にあたり一人一人の子供を成長させようと取り組んでいるところです。

(2) 昨年、学校設備の点検が全国で実施されたが、本町ではどのような点検活動を実施し、問題となる箇所はなかったのかとのお尋ねでございますが、昨年4月27日に宮城県内の小学校において、校庭に設置されている防球ネットの木製の支柱が折れ、児童が死傷したという痛ましい

事故があり、文科省から学校に設置している防球ネットの緊急点検についての通知が参っております。

これを受け町内各校で点検したところ、本町の防球ネットは全て金属製で根本をコンクリートでまいてありますので、緊急に対策をとる必要があるネットは身請けられませんでした。

本事案に限らず学校では台風等の自然災害後や、毎月さらには長期休業前後に安全点検を行うなど、安全安心な教育環境の点検整備に努めており、教育委員会としてもその情報、状況を共有し対応しているところです。

(3) 中学校における「部活動の地域移行」に対して、教育委員会のガイドラインの作成及び具体的な取組やスケジュールを定めた「推進計画」への着手はどのようになっているかとお尋ねでございますが、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の実現に向け、休日の部活動の段階的な地域移行は全国的に推進されているところですが、波佐見町では国や県または他の市町の情報を得ながら着手しているところです。

まずは波佐見町地域部活動推進検討委員会（仮称）を立ち上げ、委員会要綱や委員の選出により組織づくりをはじめてまいりたいと思っております。今年度中には趣旨説明を中心とした第1回検討委員会を開催したいと考えております。

(4) 毎月実施されている「あいさつ運動」の成果は。また今後の取組についてどのように考えているか。とお尋ねでございますが、本町が取り組んでいます「あいさつ運動」ですが、20年以上前に最初は中学校における登校時の生徒指導というかたちで始められ、その後基本毎月第1月曜日を「あいさつ運動の日」と定め、この運動を波佐見町全体に広げて展開をしております。

「あいさつ運動」の成果はとお尋ねですが、波佐見町の子供たちはよくあいさつをするねと、特に町外から来られた方々におっしゃっていただいています。これはまさしく20年近くの「あいさつ運動」のたまものだとありがたく思っておりますが、その一方で挨拶をしない、挨拶の声が小さいなどの厳しいご意見があるのも事実であり、各学校でも指導を継続しているところです。

また今後の取組はとお尋ねですが、青少年の健全育成につながる有効な運動でありますので継続してまいります。子供だけではなく子供から大人まで地域ぐるみで挨拶を交わす。挨拶あふれるまち、波佐見を目指していかなければならないと思っております。そのための工夫、手だてについては今後検討研究をしていく必要があると思っております。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

まず県道町道の整備についてということで確かに本町は自治会長制をとっていますので、自治会からの要望というのが優先されるのかなど。でも私も町民の1人として、また議員として毎日

町内を見えています。そういう事実に基づいて質問をしているわけですが、冒頭に波佐見郵便局前から宿の濁淵までの歩道を今年度中という以前答弁があったものですから、なかなか進まないなどということでお尋ねをしたところでした。

あわせて、その役場前は現在新庁舎の建設、それから十八親和銀行の建設が重なってしまうことによって、かなり子供たちについては下校時間がやや心配になりますけれども、郵便局を利用される町民の方もかなり多ございます。そういう中である程度町民を守るという視点から県のほうにも、または民間の業者に対しても積極的に働きかけてほしいということでお尋ねをしました。答弁をいただいたように十分安全性を確保しながら、工事に臨むということと、歩道の整備については令和5年からというようなことで、少し3つの工事が重なる部分は回避されるのかなあとということでもちょっと安心はしております。

ただ現在、途中まで歩道が整備された関係で、日々の子供たちを見てもうそこを利用している子供たちもいます。両サイドの歩道を通って来ております。その子供たちは役場のほうに上がっていく子供かなと思いますけれども、ちょっとそういう子供たちを取り巻く環境が変わってございましたものですから、町としてどのような働きかけをしているのかということでお尋ねをしました。前向きな取組をいただいていることに感謝をしたいと思います。

2点目。ここはもう本当私は寝むれないぐらい心が痛んでですね、私はこの町内の道路標識に非常に不都合といいますか、理にかなってない設置の仕方が行われているというようなことで、質問をしたわけですが、いつの間にか先ほど答弁があったように撤去というような話になりました。

ちょっと図を見ていただきたいのですが、これはもう撤去作業されているのかなあと。この写真ですね。見ていたのですが何か折れたために工事をしているんですというような、その関係業者のお話でした。

そこが終わってそのあと、防火用水路の支柱にあれを設置しているのです。よく見てください。最初はここまでだったのですよ。ここからここまで、その先のレストランジャンボとかあっちの岩崎方面はもう行ったらいけませんっていう表示だったのですが、ここはですね逆の設置をしているのです。

これ皿山のほうに上がったら、またここからとかまた表示があるのですよ。僕だから言いたくないです。僕が言ったことによって撤去とかなにかマイナス方向に動いてしまったら困るものから。

だからこういうのが今、公安委員会とか警察が設置すると言われましたが、やはりこういう状況があるということも踏まえてですね、私はまだ撤去されていませんので、現状維持ということでも、町で働きかけていただけないでしょうかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず今、画面に投影されている状況については私どももちょっと把握をしていなくて、ちょっとつじつまが合わないなということは感じております。

そこでちょっと話の論点を整理したいと思いますのですが、まずはこういった公安委員会が権限を持っている道路の管理については、かねてから町で設置等を行っているところでございますが、最終的にはやはり県の公安委員会が決定して、今回撤去ということになっております。

県のほうとすれば、公安委員会とすれば、町長が答弁したような経過を踏まえて撤去という流れがあります。ですので、今後内容とその後の対応についてしかるべき時期、年明けかなと思いますが町の広報紙のほうで町民の皆様へお知らせしたいと考えております。

○議長（百武辰美君）田添議員。

○5番（田添有喜君）

警察の方と話をする中で出てくるのが、やはり地元からの要望があって速度規制とかそういうことを行っていると。そういうことのお話を聞きます。ということは町のほうから町民を守る意味で、働きかけはできるのではないかなと私は思います。

いま後悔しているのは私がこの自転車通行可の標識の話をしなかったら、現状維持のままではなかったのかなという反省の念もあります。そういうこともありまして、もし可能であればもうかなりの年数この体制でみんなが歩道を利用しているわけですので、改良できるところは改良して、現状維持と。撤去じゃなくてそのままのかたちで住民を守っていただきたいと強く要望をお願いしたいと思います。

ちなみにここはですね、もう一時したら新しいのが立ちます。多分このままの標識で、また皿山の地区の子供たちは不思議な環境がつくられると思います。もしそういうことがありましたら、これはもう選挙期間からですねずっとこの状態だったのですよ。何回も通られたのではないですかね。

次に歩道整備についてということでお尋ねをしました。今現在も歩道の整備は、行われてきれいになっておりますが、非常に雑草等が生えている期間が長くて、景観がいいというよりも景観が悪い時期、期間が多様な気がします。前回南小学校の子供たちも、やはり歩道を広くしてほしいとかいうそういう要望もありました。

ここは稗木場郷のところですが、通学路関係の教育委員会とも関連をするのですが、去年はですねここがかなり生い茂っていた関係で町の作業員の方にここは刈っていただきました。

8月31日まで待っていたのですが、もう草ぼうぼうの状態、暑い中8月31日子供たちが登校するのに非常に見苦しいなということで、家内と2人2時間半かけて通学路の草払いをしました。そこで教育委員会の方がちょうど通りかかれてですね。議員自ら草刈りですかって非常にショックでした。

2学期が始まる前にきちんと環境整備をして新学期を迎えてもらいたいなと思ったのですが、そういうこともありましてこれいらぬ。ただ雑草だけ生えて管理費に経費もかかります。

それからこれ県道としていますが、もう少し反対側は町道です。もう今きれいにされていますが、なぜこの歩道整備をと言ったかといいますと、子供たちが行方不明等になって、いろんな問題等も今発生をしております。もうこの高さまで来ると園児とか小学校の低学年は隠れてもう見えないような状況ですね。そういう安全面からのこの歩道整備についてちょっと工夫したほうがいいのではないかなど。

結論的には私はこのようなものはもう撤去すべきだと考えますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

おっしゃるところは、非常に理解はできます。管理としては町道県道いろいろありまして、それぞれのところでの判断にはなるのですけれども、今おっしゃるような管理は今後も大変になってくるのではないかなど思っております。ですので、一概にここで決定というわけではないですけれども、そういった部分も視野に入れながら管理しやすい状況を整えていくべきかと考えます。

ただ全てそういうようなかたちにも、まだすぐにはなりえませんので、そういったところは町の全体のイメージもありますし、そういったところも勘案しながら決めていければなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお今年度の草については県道の草等については業者への発注。これが非常に遅れたということもありまして、手がけるのに時間かかりましたっていうことを聞いております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○6番（岡村達馬君）

業者の方が仕事とはいえ暑い中作業されている光景を見ました。樹木はかなり年数がたって大木化しておりますので、樹木等はあってもいいのかなど思うのですが、この低木のものについてはですね先ほど言いました子供たち、または高齢者の方もかなり歩道で健康づくり等々を行っておられます。そこで倒れられても見えないような状況も招かぬません。そういうことも含めて今後前向きな検討をして本町らしい環境、歩道整備を行っていただきたいと思っております。

次に河川整備についてです。何回も河川の事を田添さんはよく言われると思われるかもしれませんが、まずはですねお礼を言いたいと思っております。

この議会でも先輩議員の方々も何回も河川整備については、提案・要望等をなさっています。それが近年になってですね、かなり整備が進んでいることを心から感謝を申し上げたいと思っております。参考までにちょっと写真をずっと撮ってきましたので、これはちょうど台風明けの満水時の村木川です。これがこういうように整備をされてきました。今現在はこういうようになっています。毎朝挨拶運動に私立っていますが、川のせせらぎを聞きながら心を癒されている状況です。または近くの住民の方も河川に降りていかれるような、そういうところまできれいになりました。

多分、改修工事をされたときはこんな状態だったと思うんです。だから私がくどくど言うのは、お互いが気にかけて県も町も管理をしていたならば、ここまで柳等が生息するようなそういう状況は生まれなかった。だから県にも町にも僕は管理監督の責任があると思って何回も、話題にしているわけです。

去年のちょうど1年前、法面のこの土手のところの勾配が土場になっていますよと、いろいろな質問をしたら県は全然問題はないというようなことで答弁がありました。手前側はコンクリートブロックです。このサイドは400か500メートルは土場です。そしてその先はまたコンクリートです。なぜここだけ土場のままなのかなど。何か理由があると思います。その正式な理由があるなら住民の方も納得をされると思います。この河川整備について転居をされなければいけなかった方もおられます。またその近くに新しく家を建てられて、またこの土場の部分が崩れたりすると、せっかく引っ越してもまた災害に遭う。そういう危険性が伴うような状況がつけられているということです。

土場については、本来ならば私はこういうふうにブロックできちんと整備したほうがいいと思います。それは流れ等影響があるかもしれません。勾配の例も私なりに調べたのですが、作り等によって勾配の角度も決められています。だから、先ほど言ったように土場とコンクリートの傾斜角度が異なるというのは分かるのですが、この整備工事をされるためにトラック何杯の土が運ばれたでしょうかね。

でも河川敷も変形をしていっているような状況です。また同じことを繰り返す。また多額の予算を計上しなければいけない。というふうなことが生まれます。ぜひこの改善、改修については前向きに取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今写真のほうで確認できましたこの護岸の部分ですけれども、やはりその当時にはそういった理由があったらうかと思われます。ただ整備のやり方もやはりいろいろありまして、例えば親水護岸という言葉もあります。水に親しむですね。そういったかたちでの捉え方もありますし、その当時の対応はどうされたのかっていうのは我々もちょっと現状知るところはございません。

ですので、また県のほうにこういった部分の整備についてはですね、一旦お尋ねをしまして現状でどうなのか。安全性が確保されるのか、そういったものは確認をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

整備をされたことによってですね、こういう状況がはっきりと見るができますので、住民の方もかなり心配をされておりますので、どういう経緯でこういうようになったのかですね。片面だけなら先ほど課長の説明でも分かるのですが、両サイドがなっているということは、非常に

危険性が私個人的にはあるのではないかなと思っておりますので、県のほうと連絡をとられて、何か理由があるのであればその理由を、住民の方にも説明していただけると安心されるのではないかなと思います。

次に河川公園とこう、しているのですが。私も河川公園の一環なのかなあと考えておりましたが、町長の答弁では河川に降りていくための階段だと言われましたが、私はちょっと違うと思います。やはりこの川棚川の河川に触れ合う憩いの場として、こういう手すりまでつくってやはり利用者、利用してほしいというようなことで設計されたとは私は思います。

これが樋渡橋周辺に何か所もあります。それから河口に行けば飛び石あたりもきちんとつくられてその水辺で渡って、反対の岸まで渡れるようなそういう水と触れ合う機会、そういうものも考えてつくられていたのですが、近年の大雨で飛び石ももう埋まってしまっているような、砂利等を撤去しない限りそれも利用できないような状況です。

私はこれを河川公園の一つとして、水辺で桜づつみとかそういうのを散歩される方が、河口まで降りおいて水と触れ合うそのためにこういうものを何か所かに設置されていると思っていますが、私の認識の違いでしょうか。ご説明願います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現在のこの階段状の部分が河川公園ではないかっていうようなことですがけれども、県はですね先ほどちょっと2番目の説明でもちょっとありましたけども、親水護岸ってということで水に親しむ護岸整備を一時期行っておりまして、そういった中でここは県がそういった目的でつくられたものであります。

ですので、県の設備ということになりまして、ちょうどこのあたり一帯につきましてたまたまといいますか、今回昨年の豪雨災害で倒木が見られたものですから、この一帯の樹木の撤去やしゅんせつですね。これの依頼をちょっとしておりましたので、改めてここについてはですね、また確認をしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

町はですね、財政厳しい中桜づつみの整備には毎年予算を計上してですね、景観をよくしようという取組をしています。しかし県の管理下にある二級河川については、十分伝えられませんがこういうような状況で、課長も言われましたように近年の大雨台風等でかなり樹木等またはごみ等が散乱をしているような状況です。

だから冒頭にも言いましたけれども、これの管理を見逃してしまっている。見逃していないのかもしれませんが、県の責任。それから私たち住民、町ももっと声を高らかにして、要望をしていかないともうどんどんどんどん悪化した中で、多額の予算を投じなければいけないというようなことを招いていきます。だからできるだけ限られた財源を有効活用できるためにも、こういう

ものの整備は早く着手していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃることはよく分かります。ただし今できる部分とできない部分がございますし、全てが全て完璧であるべきだということでもございませんし、果たして今必要なのかということもございます。

そういった状況の中で、こういった河川公園につきましてはいろいろ問題が、河川公園といえますか、こういった施設についてはいろいろまた問題があるかと思えます。河川の機能については先ほど課長申しましたとおり一番は確かに治水と。災害から守るための治水という問題がございます。

それからそれを利用するための利水。利水という問題もございますし、あるいは河川と親しむための親水とそういった視点からもいろいろ整備がなされているところでございます。

ですからそれを毎年毎年管理しながらしていくというのも、若干こう経済の部分もございまして、ある程度の整備が必要になった場合については整備を行うということも、ある程度考えていかなければならない問題かと思えますし、それぞれ管理します町あるいは県においてどのような整備がいいのか。効率的にできるのか。そういったものを考えながら進めていければというように思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

町長の答弁の中で河川の整備計画あたりはないというような答弁がありました。河川法十六条の二、第五項に、県の管理者は、河川整備計画を作成するにあたり管理者、知事は、市町村の長の意見を聞き作成するようにちゃんとなっているのです。法にちゃんと書いている。

だから私がこれを話題にずっとしているのは、町として意見が言えますよ、要望できますよというようなことで確かに必要な時期が来ないと着手できないかもしれませんが、現在柳等の伐採をすることによって、どれだけの費用を講じてやっているのか。もっと早期にやっておけば、もっと少ない経費で整備ができたのではないかなというそういう反省も込めて私はお尋ねをしています。

ただ最後に町長答弁の中で今後も二級河川の整備については、計画的に要望をしていきますということですので、多分町民の方は一部分だけ川棚村木川はきれいになったけど、ほかのところはどうなるのだろうかというような、非常に期待といいますか。今後の町、県の動きを期待されていると思いますのでどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に教育行政についてです。これは町長もお話をされているように、やっぱり人づくりというのは非常に大きな課題があつてですね、大きく捉えれば教育というものが人づくりまちづくりの根幹ではないかなと私は思っています。

最初に特別支援学級及び通級による指導の実態はということで挙げたのは、教育長がどの程度把握をされていたか分かりませんが、今年4月27日に通知文が文科省から出ております。

これは令和3年度に全国を抽出して実施状況の調査をしています。長崎県は該当県ではありませんでした。だから質問をしているのですが、今該当する子供の数とか学級数をお示しになりましたけれども、ちょっとその調査で指摘された事項を提示しますので、本町の場合どうなのかということで聞いていただければと思います。

特別支援学級において自立活動の時間が設けられていない。特別支援学級では自立活動に加え、算数と国語の指導のみを行いそれ以外は通常の学級で学んでいる。

3. 交流及び共同学習において交流の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別指導計画に基づく指導目標の達成が十分でない。

こういうことを、調査を受けて指摘されています。多分年度当初には、支援学級または通常学級の授業時数、教師一人一人の担当教科、持ち時数等々の報告は教育委員会を經由して県に報告をされていると思います。ぜひ学校訪問等もなされていると思いますが、または監査あたりも行っておられると思いますが、国の補助そういうものも絡んできます。県の補助も絡んできますので、そういう帳簿等もちゃんと見ながら正しく指導がなされているのか。

特別支援教育は教育の根幹です。この教育を粗末にはしてはいけません。もう教育長は十分わかりかと思いますが、今後ぜひ適切な指導を行っていただきたいと思いますが教育長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今スクリーンについて映し出されているのは、本町の実態ということでございませぬよね。

本町におきましてはここに書かれている3構文につきましては、それぞれの学校で十分に対応しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

近年はですね時代の流れかもしれませんが、特別支援学級の子供たちが不登校になっている。そういうような状況も生まれてきています。教育長は自信を持ってちゃんとできていますというような回答ですが、いま1度そういう視点で学校現場に目を向けられて、そういう子供たちが適切な指導を今後も続けて行かれるように、ぜひ教育長として各学校の指導をよろしく願いをしたいと思います。

次に学校設備の点検。

これはですね新聞にも出ていたのでご存じかと思いますが、長崎市では673か所に問題がありというようなことです。教育長の答弁では4月27日の小学校の支柱の件が言われましたが、大本は中学校のバスケットのリングが移動中に倒れて大きな事故となったことがきっかけでございま

す。見ている内容がちょっと教育長とずれているのかもしれませんが。

私も見て回りました。これは南小のところですよ。前にも言いましたがそのままです。もういつからこういうふうになっていると思いますかね。それからこれですね何の気なしに私もここを通っておりましたが、もしあの碑が倒れた場合には、グラウンド側。この歩道側にも多分倒れる可能性があるな、やっぱり上まで歩行者を守るという意味ではフェンスが必要ではないかな。

中学校バスケットのボード。外ですから腐食をして、強風等でこのボードが風で飛んで子供の体に当たるといようなそういう事故も起きております。またこの間の台風14号のときには、外づけの外部スピーカーも校門近くに落ちておりました。これは台風だからかもしれませんが、そういうような状況があるのですが教育長確認をされていたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁申しましたように大きな災害の後だとか、定期的安全点検等々で上がってくる情報については集約をし、確認をしております。ただおっしゃったように現地に出向いて現場を確認したかと言われると、全ての確認はしておりません。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

何もなければ一番いいのしょうけれども、やはり全国的に起こっている事件、事故等を我が町の事情と考えると、やはりそのくらい危機感を持つ必要があるのではないかなと。これは執行部だけでなく私たち町民、議員も含めて、そういう目で町民の尊い命等を守っていく必要があると思います。

部活動の地域移行についてです。以前の教育長の答弁で、波佐見らしい体制をつくっていきたいというようなこととお話がありました。まだこの移行は進んでないのですが、土曜日にちょっと大会を催した際に外部指導者、これはうちの学校ではないのですがある町の方が。まあ言ったほうがいいですかね、川棚町在住の方が東彼杵町の指導に行かれてですね、今日は先生来られるだろうかっていう話をされて。なんでですかということで、LINEで来たメッセージを見せられました。もう土曜、日曜日だから外部指導者の責任のもと参加させるとか。もう全ての責任を外部指導者にお願いするよなそういうような文章が書かれていたのです。

町内のもう全部は把握しておりませんが、私バスケットが好きですのでバスケットで言うならば、波佐見の方が川棚中学校のバスケの指導に行かれるとか。もう本当、町をまたいで指導者というのがなかなかいないものですから、子どものために仕事の傍らご指導をなさっている実情があります。

だから国は人材バンクとかですね、生活の苦しいそういう家庭に対する支援等を前向きに考えているということをもう既に述べています。それを対応するためには長崎は令和6年から実際は7年までに体制ができればいいのですが、今検討委員会を立ち上げて第1回目を行うと言われま

したが、かなりですね時間かかります。

現在先生方が指導されているかもしれませんが、2年後3年後は異動でその先生はおられないかもしれません。そのことを考えるとやはり地域力。地域の人材確保というのは本当に理解を得て、指導をしてもらわなければいけない。ちょっと簡単にはいかない問題ではないかなと思います。

そういう意味で外枠であるガイドライン。町としての活動方針、推進計画それを早く着手してもらいたいのですが、少し早めの取組ということは考えておられないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

初日にも申しましたようにこれまでに町内の体育協会、スポーツ指導員理事会、スポ推。様々な会合の中で現状、今後の見通し等々を説明した後、教育委員会がリードを取りながら先ほど申しましたような委員会の立ち上げをまず行っていきたいと考えております。

その中で本県の場合は特に長与町さんがモデル校として、ここ数年取り組まれておりますので、国県のモデル、長与町のモデル情報等を共有しながら、教育委員会が主導の中で委員会の立ち上げをして本町らしい。本町らしいというのは都会に見られるようなスポーツクラブ、民間のスポーツクラブ等々が運営するような状態ではありませんので、あくまでも本庁や既存の活動等を活用しながらやっていくという部分の本町らしさということになります。

今現在は、実際それぞれの部活動あるいはスポーツ少年団等々にどれぐらいの児童生徒が加入をしているのか。指導可能な外部指導者の方がどれぐらいいらっしゃるのかということの調査も行っておりますので、そういうことを踏まえたかたちで第1回目を今年度中に立ち上げて、7年度に向けてやっていききたい。ただやっぱり本町らしさの部分を大事にしていけないと、急ぐばかりにかえって問題があるということはあると思っておりますので、丁寧に、丁寧に行っていきたいなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

とにかく人を集めるのは大変ですよ。そういう意味で早め早めに取り組まれたほうが良いと思います。体育協会等々の話、アドバイスもいいかもしれませんが実情町内にどのぐらいの指導者がいるのか。町内だけで間に合うのか。そういう実態もきちんと調査をしないといけない。そういう意味で枠組みをしっかりと願いますということをして、次に行きたいと思います。

あいさつ運動についてはですね、もうおっしゃったとおり中学校が先に始めて「心ねっこ運動」等々で、町あげての運動に始まった経緯があります。結論から言うと効果ありませんって僕は思います。

ましては勤務時間前に公用車で教育長と担当の方が回られていますが、そこまでの成果はない。やはり挨拶は家庭、学校できちんと指導すべきものだと思います。無線放送で放送されて

いるあれで僕は十分かなと思っています。

それよりも提案ですが月1回の安全点検日にはどうかということを私は思っています。時間はありませんけどもそういう運動の変更について教育長いかがお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

安全点検の日の取組のあり様が分かりせんので、そのことについては答弁を差し控えますが、確かに挨拶運動効果、成果だということでおっしゃれば、ただやっぱりこれまでの経緯もありますし効果がないということは基本的にはないのだろうと思っております。

それぞれに意識を持って、各種団体の方々の協力もありますし、この運動によって町民の方々への広報啓発も行われているわけですので、継続してこの取組を取り進めていきたいと思っておりますが、答弁にも申しましたように子供たちだけが挨拶をするのではなくて、むしろ地域大人がモデルとなってあるいは一緒になって挨拶を交わすというまちづくりを進めていくためにも、この運動をきっかけとして進めていきたいなという気持ちでおります。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

そもそも挨拶をなさいとかが、そういうような指導はナンセンスで、心が育つことによって自然と挨拶が交わされる。挨拶は心を開くという意味合いがあります。まず大人から。

放送で流れるように会社とか職場等でそういうムードを高めて、子供たちが自然と挨拶を交わせる、そういう町になればと願っています。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、5番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開をします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は9番 横山聖代議員。

○9番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。早速通告に従いまして、質問を始めたいと思います。

まずもって町長の就任おめでとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

では、町長の所信表明について。

町長は所信表明で、10年20年先までを見据え今やるべき施策として、まちづくりの重点8項目を挙げられました。そこで、次のことを問います。

（1）重点8項目ある中で最初に挙げられたのが「子育て世代に優しいまちづくり」でありま

す。

どのような想いで最初に持ってこられたのでしょうか。

(2) 高齢者支援として「支え合いまちづくり」や「高齢者タクシー制度」の拡充を挙げられています。

本町の地理的条件を踏まえて、不足している高齢者支援をどう考えられていますか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

9番 横山聖代議員の質問についてお答えをいたします。

町長の所信表明について。

町長は所信表明で10年20年先までを見据え、今やるべき施策としてまちづくりの重点8項目を挙げられた。

(1) 重点8項目ある中で最初に挙げられたのが「子育て世代に優しいまちづくり」である。どのような思いで最初に持ってこられたのかというお尋ねですが、本町のみならず国内では、少子高齢化により人口減少が加速度的に進行しており、そのような社会にあっては少しでもその減少するスピードを緩め、町としての機能を維持し持続可能なものとするためには若い人の居住や一定数の出生数が必要であります。

町を支えていくのは全世代がそれぞれの分野において担うものでありますが、やはりその中心となるのは、町に変化や活力をもたらす子育て世代を中心とした若い人たちではないかとの思いがあります。

言い換えればそのような世代が少なくなってしまうと、まちの勢いそのものがなくなってしまうのではないかという危惧があります。そのようなことから子育て世代に優しいまちづくりを掲げたところであります。

(2) 高齢者支援として「支え合いまちづくり」や「高齢者タクシー制度」の拡充を挙げられている。本町の地理的条件を踏まえて、不足している高齢者支援をどう考えているのかのお尋ねですが、高齢者を取り巻く情勢は非常に厳しく、全国どの自治体でも避けては通れない問題となっております。

本町の高齢化率は32.8%とより深刻さを増しています。またそのうちの半数以上が75歳以上の高齢者であり、団塊の世代が75歳を迎える2025年度では町全体のおよそ2割を占める見込みであります。高齢者福祉政策を町民全体の問題として捉え、超高齢化社会に向けて総合的に対応し、生きがいと活力のあるまちづくりに取り組む必要があると思っております。

そのためには中長期的な視点で、地域包括ケアシステムの整備を引き続き進めてまいりたいと考えています。とりわけ地域で支え合う仕組みによる生活支援、見守り体制の強化、高齢者の生きがいを高めるため介護予防事業の充実や、高齢者の社会参加の促進、複雑多様化した問題に対

応するための包括的な支援体制の充実を図り、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう長期的に見据えた取組を実施してまいりたいと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

それでは再質問に入る前に、先ほど町長のまちづくりといいますか意気込みといいますか。子育て世代、若い世代に対してですね、そういったのを柱に置いていくというような気持ちですかね聞けてうれしくも思うし、私も微力ながら一緒に頑張っていきたいなと思った次第です。

また町長の所信表明にて小児科誘致に取り組んでいきたいと言われていました。こちら本当に昨年9月をもって本町唯一の小児科が閉院され、その後たくさんの方から小児科をどうかしてほしいという声を私も聞いておりました。とても困難な問題ではありますけれども、こちら一刻も早く進めていただきたいと思う次第です。このように小児科問題もですが、医療費助成も深く関わることであります。

そちらは、こども福祉医療制度であります。0歳から18歳までの医療費の助成についてですが、現在ですね小学生以上が償還払いになっております。やはり償還払いではなく現物支給にしていけないと、多子世帯の親御様にとっては大きな負担の一つでもあります。

また若いご夫婦の方にとっては、移住を考える一つになり得ます。こちら私含め数名の同僚議員も一般質問に取り上げられた際に財政面もですけど、本町だけではできないから東彼三町や医師会と協議をしていくと伺っておりました。

その後の進捗を一つ聞かせていただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

このこども福祉医療費の制度につきましては以前より、ご質問をいただいているところです。現在ですね令和5年度からの現物支給のほうに移行するように今、東彼三町ですとかあるいは関係機関のほうと協議を進めているところです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そしたら令和5年から現物支給になると。それはもう本当ありがたい話であります。

現物支給の対象者の範囲。いま幼稚園生までですけど、どこまでを現物支給の範囲にされる考えなのかお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在子供福祉医療費の対象となっている0歳から18歳までですね。こちらは全てその現物支給の対象と考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そしたら今はもう0歳から18歳までが医療費の助成になっているから、もうそれ全てを現物支給にということで、本当にこれは願ってもないことで、本当に多分皆さんありがたく思われると思います。

現在未就学児はですね、県内の医療機関なら現物支給となっております。今から0歳、小学生から高校生までも現物支給とされた場合に、利用できる自治体というのですかね。その範囲や、あと自治体以外にも指定をしている医療機関等々ありましたら、どのようなことを考えられているのかお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現物支給をできる医療機関というところですけどもまずは東彼。東彼杵郡内の医療機関から始めまして、その後県内の近隣のほうにシフトしていくといたしますか、拡大していければというように思っております。

県内でもまだ現物支給にしているところと、していない自治体がありますのでそのあたりの兼ね合いで恐らく最終的には未就学児と同じようなかたちで、県内の医療機関であれば利用できるようなかたちに、今後将来的にはなっていくのではないかとこのように思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

今後まあ最初は東彼杵郡からスタートで、今後はですね近隣にも増やしていきたいと。確かにですねごめんなさいね。長崎市とかですね、長与町とか時津とか、そのあたりが近隣も含めてしていますってなっています。そんな感じでどんどん広げていっていただきたいなと本当思います。

では次に学校給食費についてお伺いなのですけれども、所信表明にて町長から段階的に完全無償化を進めていきたいと言われました。これ何年を目途に考えられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず現在第2子については半額徴収ということにしておりますので、まずはそこの無償化にしまして、その後のですね、本町の財政状況であったり、あるいはほかに優先すべき施策等がございましたら、それらとの兼ね合いをとって、無償化に向けた取組を進めたいと思っておりますが、今ここで何年後にという明言は避けさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

こちらも確かに財政面だったり、ほかとの兼ね合いがありますので、町長はですね財政企画課

長もされておまして、そういった財政とかのプロであります。ですので鋭い判断や決断をしていただきたいと心から願っておりますが、学校給食の本来の目的で、ちょっと一つですね申し添えておきたいことがあります。

学校給食の本来の目的である、この子供たちの健康の保持増進。あと学校生活を豊かにし明るい社会性協同の精神を養うというこの本来の目的に加えて、ここ最近は家庭の経済状況に左右されることなく、子供たちの発達と成長を保障すると。こういった役割も高くなってきているということもあります。こちらを本当に十二分に理解していただいて、一刻も早く移行していただきたいなと思います。

続いてなのですけれども待機児童の問題に入ります。以前、産業厚生委員会のほうで本町の3つの保育園と2つの認定こども園との意見交換をさせてもらった際ですね、このような意見がありました。

一つが中途採用はほぼないと。ハローワークから採用するっていうのは宝くじに当たるようなものなのだと。潜在保育士は多いんですけど、その方たちがやめられるときの保育士の仕事がついていうイメージのままだと。そういった意見がありました。

ほかにもいくらあったんですけど、こういった園の現場の切実な声というのが待機児童解消のヒントや鍵になると思いましたのでちょっとこちらのほうで紹介させてもらったわけですが。

町長、この現場の声を聞いてこの待機児童問題に対してどのように取り組まれていくお考えかをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに現場がきつとか、あるいはそういったお声を皆様もお聞きになったかと思いますが、私直接は聞いておりませんが、そういった声があるということは現実であろうかと思いません。

しかしそれは職場環境について国においても処遇改善ということで、いろんな政策はとっておられるようがございますので、そういったものをうまく反映できておれば、反映させられているのであろうと思っておりますけれども、なかなかそれを町がもう少しかさ上げをしてとか、というのが現状では大変厳しいものがございますし、そういったものをどういうふうにとらえていくのか。そこはもう少し担当部署と、そういった認定こども園だったりあるいは保育所だったり、そこあたりとの協議を進めていながら、どういった条件であればもう少し保育士さんが集まってくるのか。

それはある程度何というのですか、勤務条件等にもよると思うのですよね。そこを町としてどういった下支えができるのかということ、考えていかなければならないような問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

やはり保育士さんの処遇改善っていうやつですよ。国からの処遇改善が今あっておりますが、それに町がかさ上げとか上乘せするっていう、ちょっとそういった思い切ったことはなかなか難しいと言われましたけれども、確かにでも保育士さんの処遇改善がやっぱり一番なのかなって思いはするのですね。

そしたら国のこの処遇改善があるかもしれないけれども、そこに思い切って町も幾らか上乘せをというような、そういったことをするとかですね。

あと保育士さんの本来の業務以外に、何か事務みたいなのがいっぱいあるみたいで。そういった事務の軽減対策など、潜在保育士さんの採用に向けてのこの採用の告知っていうか周知というのにも、何か幾らか町も支援していくような何か力を入れていってほしいなとも思うのですが、そちらのほうはいかが思いますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほどですねありました中途採用が難しいというご意見に関してはですね、令和4年度から一部対応しております。保育充実人員配置支援事業ってちょっと長いですけど、保育種をある程度ですね令和4年、年度中に子供が増えることを幾らか想定したところで、年度初めから保育士さんを配置していただけるようにというところで補助金をつくったところもございます。

それと保育士さんの潜在保育士への対応というところなのですが、以前ですね県で実態調査が行われております。その中で保育士、県で保育士を登録されている方にアンケートをとられた結果ですね、まだ保育士をしたことがあっても、今保育士をしていないっていういわゆる潜在保育士の方々がいらっしゃいます。

そのうちですね、やはり今後保育士として復帰したいかどうかっていうお尋ねもあつたのですが、その中では約5割の人は分からない。それ以外のあと半分の5割のうちの半分ぐらいは復帰したいっていう方もいらっしゃれば、もう復帰したくないとかそういう数字が現れています。

どちらか分からないとか今後復旧を考えている方が、どうやって復帰に向けた保育士の復帰に向けて、つながっていくかということが重要かと思えます。なぜ保育士が復帰を考えないかという中ではですね、やっぱり条件では給与面、あるいは休みの面そういったところが大きくなってございました。理由についてはですね。

そのあたりを改善しながら改善していくことも必要ではないかというように思います。

それから事務の面ですね。事務作業も多いっていうのはよく聞くお話で、こちらとしましてもそのあたりで事務の軽減につながるようなICTの動きとかそういう導入に向けては、支援をしまいたいというふうに思っているところです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

課長もいろいろとたくさんに把握をしていただいているので、そちら改善に向けて今後本当し  
ていただきたいと思いますが、やはり保育士さんのこういった何ですかね確保とかにもなかな  
か時間がかかるところがあると思うのです。

今まさに待機児童として待機されている方も確かにいらっしゃいます。そういう方の中には託  
児所に預けられているっていう方もいらっしゃいます。そうなった場合ですね、本来だったら町  
に申請して上のお子さんと同じ保育園に通われるってことがあると思います。そういうときは第  
2子だったら4分の1、第3子からは無料ってなっていますけれども、こういった託児所に預け  
た場合は、第2子だろうが第3子だろうがやはり保育料がかかってくるということです。

このように今まさに、今まさにこういった場面に直面されている世帯の支援っていうのも必要  
なのではないかと私は思うわけです。第2子だったら託児所とかに預けていて、第2子だったら  
4分の1とか。第3子が無償っていうこういった部分ですね。そのあたりの支援をしていくよう  
な、支援が必要ではないかとやはり思うのですけれども、そちらはどうお考えになられますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在ですね待機を余儀なくされている保護者の皆様には希望に沿うことができなくて大変申し  
訳なく思っているところです。

先ほども同僚議員の方からご質問もあったところで答弁いたしました。町内では既に定員オ  
ーバーの状態になっておりますので、入所を希望される方の必要度をポイント化してですね、優  
先度の高い方からの入所と、入園というようになっております。

直近では今現在13人の待機児童がいらっしゃいまして、そのうち2人は今保育所に通っていら  
っしゃるのですが、別の保育所会議っていう転園希望でいらっしゃいますので、実質的には11  
人が待機の状態というようになっております。このうち4人の方は、両親とも就労をされてお  
りまして、このように託児所に預けられる方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃるよ  
うな状態です。

言われたように第3子ならば無償でというお気持ちは理解できる場所ではありますけれど  
も、一方で託児所にも預けられないという方への支援も必要ではないかという意見もありますの  
で、少子化対策に取り組んでいく上では、どのような支援ができるかは今後研究をしてまいりた  
いと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かに公平性っていうところがありますので、そのあたりは考えていただきたいと思いま  
す。

何点かですね細かいことに触れましたけれども、子育てしやすい優しい町っていうのは、確か  
に誰もが住みやすいまちとも言えると思うのです。町長も選挙戦のときに言われていました。子

育てしやすい町とは究極の高齢者支援につながるのだよと訴えられていました。私それを聞いたとき、私もその考えには同意したわけではあり、同意見ではあります。

確かにですね2025年問題を通り越してですね、もう2040年問題。この現役世代の減少によって高齢者を支えることすら難しくなり、半数の自治体が消滅する可能性が高いと言われているこの問題に布石を打つための施策もですね、少々町長の所信表明にはあらわれていたのではないかと思うのです。

しかし子育てっていうのは中学校で終わるわけではなくて、高校、大学と子供が1人立ちするまでが子育てだと思うのですよね。そして高校生にちょっと焦点、フォーカスを当ててみたときに通学の不便さがあります、本町には。

バスの便がますます減って、あと保護者が朝からやはり送迎されていると聞くことが多いです。ぜひこういった問題にも町長、目を向けていただきたく思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですねおっしゃる通りではあるのですよ。そういう抜本的な解決策をと、考えてはとおっしゃいますけど、なかなかこれがそれぞれの絡みといいますか、あって、簡単にできるような解決策というのがあればですね、あれば既に打っているのかなと。

現在いろいろな法律の絡みがあって、できる、できない方法じゃないですけども、できる方法を考えたのが現状であって、なかなかそれから先についての抜本的解決方法と求められてもなかなか現状では皆様に提供しづらいのが、現状ということでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かに難しい問題だとは本当思います。

ちょっと先に（2）のほうに行かせてもらいます。高齢者支援に入りますけれども、私は質問で挙げていたこの地理的条件を踏まえて不足している高齢者の支援とは何かって、自分でも考えるときに私はですねこの支え合いまちづくりとか、高齢者タクシーに共通していることのキーワードが買物と思っています。

理由としましては産業厚生委員会のほうで「支え合い隊」の方たちと意見交換をさせていただきました。井石郷と中尾郷と協和郷ですね。確かに「支え合い隊」っていうのは生活のちょっとした困り事のお手伝いを有償ボランティアでされていますけれども、利用者のほうからですね意見で、利用者からの意見で買物を頼みたいということがあったそうです。でも買物には様々な理由からできないということでした。

それと高齢者タクシーは免許不所持の高齢者が買物や、通院の移動手段に使われております。やはり今、このやっぱり両方にキーワードとしてあるのが、共通としてあるのが買物なのかな

と。だから思うわけです。やはり今あるこの支援を拡充しても、買物に対する支援が不足しているのではないかと考えるわけです。

大きなスーパーは宿にしかないし、あと南地区、東地区には個人商店が地元の方のために頑張っておられるところもありますけれども、やっぱり商店がない地域もあります。なので、移動販売や買物宅配。こういった買物弱者支援も必要ではないかと考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

先ほど町長が答弁いたしました、地域包括ケアの推進の根本は高齢になっても、障害があっても誰でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを掲げており、議員がおっしゃられた、移動販売や買物宅配も大きな課題の一つと考えているところです。

その中でも先ほど議員が言われたように、高齢者タクシーの助成事業もこの移動支援の一つと考えておるところです。

ただですね、その中でも町民一人一人のニーズや世帯の状況がそれぞれ違いますので、全国的に見ても全ての対応が可能な支援策が難しいのが現状でございます。現在の移動販売や買物宅配の状況でございますが、移動販売については数か所されているようですが、詳細についてはこちらで把握できておりません。

買物宅配についてですが、商工会様のご協力で町内の事業者アンケートをとったところ、15事業所について、一部配達地域等に制限はございますが、協力可能とのことでしたのでリストにしてホームページに掲載させていただいているところでございます。

またお弁当の配送業者も、数か所ございますので相談があった場合は地域包括支援センターのほうでご紹介しているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かにですね買物宅配は今リストにされていると。確かにありましたね。でも確かにですね、全てをカバーする支援っていうのは、なかなか難しいと思うのですよね。私もそれは思います。一つで全部カバーできたらそれがいいですからね。

確かに様々な自治体で、買物弱者の支援をされている自治体があります。そのほとんどっていうのが移動販売される事業者さんに、車の購入費や経費を一部補助するっていうわけです。でも本町もそれに倣ってと言いたかったのですが、やっぱり本町独自の何かシステムを考える必要があるのではないかとやはり思います。

ちょっとモニターをご覧ください。ちょっと適当に「よんなっせ号」ってしているのですが、今「のんなっせ号」ってありますよね。乗り合いタクシー。それを文字って私が勝手に「よんなっせ号」ってしたのですがこちらですよ。

大体全国の自治体はこの販売者と商店は一緒なのですよね。それをちょっと分けて、トライア

ングルになっているのですが、町は何をするのかと。ここレンタル料の補助ってしているんですけど、車を買うのではなくてレンタルで始めてもらうのですよ。そしたらレンタル料の補助を町がします。そしたらレンタル料の補助をするから、高齢者さんたちがいるところに販売者が各地域を回って販売して、割いてもらいます。そこで見守りもできるよとか。

あとそこでマージンがあるのですが、仕入れ関係は商店、町の商店、いろんな商店があると思うのですが、そういう人たちに仕入れ関係をお願いして、販売と仕入れ関係を分けて各々がマージンをとれるような仕組みをつくれれば、この高齢者の見守りもできるし町の商店振興にもつながるのではないかと。まあ一つの案ではありますけれどもね。

こういった全国津々浦々されている買物弱者支援がなかなかこれだけというのが無いのですよね。無いからですよ、本町の独自のシステムづくりを何かしていただきたいなと思って、一つの案ですけども提案させていただきましたがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

本町としてどういったかたちがよりよい支援なのかですね検討しながら、させていただきたいと思いますが、今後の検討課題の一つとして内容等について精査をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そしたらですよ。本町のこういった高齢者タクシーのチケットで通院されたり、買物に行かれるときなのですけども、すいません地元の湯無田の話になるのですけれども、エレナまで買物に行こうってしたら往復で3,000円ぐらいかかるから、上手に2、3人とかで乗り合わせて行かれている方もいらっしゃいますが、通院する際病院に行く時は1人で行くから、やっぱり片道2,000円とかかかるときもあるのだよねって言われていました。

まあそれとですね、こういった買物弱者の支援もしかりなのですけども、先ほど言った高校生の通学問題もですが、やっぱり根本には波佐見町の通行の不便さっていうのがあると私は思っています。

先ほど町長もなかなか難しかとは言われていました。私もそれはすごく理解はしているつもりです。でもですね、この地域公共交通ですね、確かに高い壁があると思うのですけれども、そして私も理解はしているのですけれども、やっぱり何か今後ですね抜本的な改革はなかなか難しいって言われましたけれども、でもここには幾らかもう考えていけない、将来に向けて考えていけないと思います。

ですので、最後に町長この難しい問題ではありますけれども、どのようにお考えになれるかをお聞かせ願います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね。確かに交通の便が波佐見町は非常に悪うございます。路線バスも減りJRも通っていない。そういった中において路線バスの便も減っていると。そこに町が運営する町への路線バスを回していいのかと。恐らくそれを回しても乗っていただける数というのは非常に限られてくるだろうというように思います。

恐らく1台入れたからといってそれを町内ぐるぐる回しても、1時間に1回も回ることはできませんし、それを効率的に回すために4台、5台と入れたらいいじゃないかというふうになるとこれは運営だけで、莫大ななんていうか最初の導入費用もかかりますし、ランニングコストもかかります。それに見合った収入が得られるかというところを決してそうではございません。ましてやそういったものを入れると路線バスそのものが撤退してしまいますので、波佐見町と町外をつなぐ路線というものがなくなってしまうということも考えられます。

そういった非常に絡む問題が複雑にありますので、一概に例えば東彼杵町が実施していますような町営バスを運営すればいいのではないかというふうな、極論までには至らないのではないかなというところで、そのあたりをどういかにカバーしていくかというのが地域公共交通会議の中で、いろいろ論議されており、その中で出た答えが今実施している施策につながっているのかなと思います。

ただやはりずっと人口減少の中で対応すべき課題は増えてまいりますし、その一番ベストな事業は毎年変わっていかうかと思えます。そういったものを、毎年点検を重ねながら改良していくべき課題かなというふうに思えます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

確かになかなか町営バスの極論には至らない。確かにそこは分かります。なので、今ある不足しているようなところで年々事業をして、毎年がベスト事業になるようにされているっていうのもすごく分かります。ごめんなさい。最後に町長に意見を求めたのもう1回私も言いたくて。

まず子育て世代に優しいまちづくりのところなのですが、確かにですねどんどん波佐見町も、いろんな支援をしていただいて本当にありがたく思っているのです。でもやっぱり子育て世代の人たちって確かに小さい、赤ちゃんが小さい、子供が小さい時はですね、自分の年齢も低いからきついなってなるのですが、子供が大きくなればなるほど、もう皆さんも経験済みと思うのですが費用がかかってきて、でも親の給料は全然上がらない。手取りの可処分所得上がらない。

だからきついのよってなっているじゃないですか。だからってお金をばら撒いたってそれで解決するわけでもなく、なので何かもうちょっとですね、今は中学生までとかの支援が大体だと思うのですが、もうちょっと高校生に対しての日々の何か支援だったり、考えていただきたいなと本当思うのです。

高齢者支援も買物支援。確かに抜本的な改革、これ一つすればいいのかっていうようなものがないので、そしたら何か。今あることでカバーしていくってされていると思うのですけれども、もうちょっと何かですね、ごめんなさいね、なにかまとまってないのですけど意見が。なので、もうちょっと、もうちょっと考えてもらいたいなど。確かに子育て支援のところは、高校生のごをもうちょっと考えてほしいし、高齢者のところは、買物のところをもうちょっと充実してほしいし。

そこに対する意気込みっていうのをちょっと最後聞かせてもらいたいんですけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

高校生支援についてですね、もう少し手を入れてほしいというご要望でございます。これについてはですね、先んじて例えば高校生の医療費のですね、今でいうこども医療ですか。については先んじて取り組んできたところではあるかと思うのですよね。

それと一つ考えなくちゃいけないのは、実は波佐見高校支援というのも波佐見町のための大きな柱になっておりますので、これはまた同じような支援をしていくと、では何のために波佐見高校支援になっているのかというような、そのあたりのバランスもございますので、可能であればいろいろご家庭の都合もありましょうけれども、波佐見高校に通っていただければ、通学支援もございますのでそういった施策等も連動するのかなというふうに思います。

それからその高齢者に対する支援については、先ほどいろいろ課長が申しましたが、そういったものも様々検討しながら、もう少し拡充できるものがあれば対応してまいりたいというように思います。

○議長（百武辰美君）

以上で9番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

次は15時20分より再開をします。

午後 2 時52分 休憩

午後 3 時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は1番 前田博司議員。

○1番（前田博司君）

皆様こんにちは。初めての質問で少し緊張、いえ大分緊張しております。

さて新型コロナの状況が少し落ちつきを見せて、国の旅行支援も始まりこれからという時ですが、ここ数日また新規感染者が増加しているのが少し気になります。早く終息してもらいたいも

のです。

それでは通告に従い一般質問を行います。

まず一番目に町長の所信表明について。

- (1) 給食費の無償化を挙げておりますがこれは時限的なものになるのか。
- (2) 高齢者タクシー券の充実を図るために路線バスにも利用できるようにできないものか。
- (3) 自治体DXを進めるべきと思いますが、固定費の増大とはならないのでしょうか。

2番目にふるさとづくり応援寄附金についてです。

- (1) 寄附金の目的別比率はどのようになっているのか。
- (2) 寄附金の目的の項目はどのように決められているのか。
- (3) ふるさとづくり応援基金の目的別活用具合の割合はどうなっているのか。
- (4) 本町から他自治体への寄附金の額はどれぐらいあるのか。

以上壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

1番 前田博司議員のお尋ねについて答弁をいたします。

1. 町長の所信表明について

(1) 学校給食費の無償化は時限的なものとするのかとお尋ねですが、本町の学校給食費については保護者の経済的負担を軽減することを目的に、本年度から第3子以降については免除し、第2子については半額負担の措置をとっているところであります。

選挙期間中に掲げました私の公約としては、まず半額としている第2子の給食費について無償化を行うとしているところであり、これはお尋ねのとおり時限的措置ではなく恒常的な制度としたいと考えております。

なお子育て世代に優しいまちづくりの一環として、将来的には給食費の完全無償化についても検討するものであり、これを実施するためにはその財源確保を図るとともに本町の財政状況を見ながら導入すべきものと考えております。

(2) 高齢者タクシー券の充実を図るために路線バスにも利用できないかとお尋ねですが、現在高齢者タクシー利用券助成事業については、波佐見町高齢者タクシー利用券助成事業実施要綱第4条の規定により、協力機関として町内に本社または営業所を有するタクシー事業者としています。

しかしながら議員のご質問同様、住民の方からも路線バスでの利用について要望をお聞きしているところです。そこで本町内を走行しております西肥自動車株式会社様へタクシー利用券のバスでの利用について確認を行いましたところ、制度としてはご理解いただいたところではございますが請求作業での人的な理由等により対応が難しいとの回答をいただいたところです。

本町高齢者の外出支援においては、路線バスの活用も重要なツールであると考えておりますの

で、今後とも機会をとらえタクシーと路線バスの相互利用が可能とならないか研究を続けてまいります。

(3) 自治体DXを進めるべきと思うが固定費の増大とならないかとお尋ねですが、自治体DXとは複雑多様化する行政需要に対し、デジタル技術を用いて業務全体を変革トランスフォーメーションすることで、住民の利便性向上と行政の信頼性向上を図るものです。デジタル技術を用いるということは、新しいシステムを導入することも多く議員ご指摘のとおりシステムの維持管理費など固定費が増大することは否めません。

本町では今年度、町民皆様の利便性向上のため従来の窓口の申請に加え、新たに電子申請ができるようシステム導入を行い、早期の受け付け開始を進めていますが、今回の導入にあたっては町単独での導入を長崎県と県下12市町での共同事業による導入に切替え、結果、単独導入に比べ初期費用を7分の1に軽減するなど、固定費の増大を抑制する取組も行っています。

一方でコンビニ交付など、複数の電算開発業者とのデータ連携を伴うものは、維持管理費が高い傾向がありますが、窓口での業務軽減など費用対効果が見込まれるものは、導入を進め利便性向上を図る必要があると考えています。

なお従来システム導入といえば、自治体はその仕様を定め電算開発業者にシステムを開発させる方法が主流でしたが、自治体DXを進めるに当たっては民間事業者が利用している商用サービスを行政サービスに取り入れ、自治体側の手続を商用サービスに合わせることで、維持管理費を抑える取組もあり、大いに参考になるものと考えています。

今後自治体DXの取組移管が自治体経営を左右するとも言われていますので、システムに関わる経費と、住民サービスの向上とのバランスを図りながら確実に進めていきたいと考えています。

## 2. ふるさとづくり応援寄附金について

(1) 寄附金の目的別比率はどのようになっているのかとお尋ねですが、ふるさとづくり応援寄附金については、これまで全国の皆様から多数の寄附が寄せられ昨年度の寄附額は過去最高となる20億3,795万円で、これは県内2位の寄附をいただいているところです。

お尋ねの寄附金の目的別比率はどのようになっているかについては、これまでいただいた寄附のうち、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業が32%。未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関する事業が10%。懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業が6%。次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業が34%。最後にその他町長が必要と認める事業が18%となっています。

(2) 寄附金の目的の項目はどうやって決められているのかとお尋ねですが、項目については波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例に事業区分として定めており、先ほどの目的別比率の際にも申し上げたとおり、

### 1. ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業

2. 未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関する事業
3. 懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業
4. 次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業
5. その他町長が必要と認める事業

以上の5つとしており、寄附者は寄附金の使途を5つのうちから指定し、寄附をすることができるとしております。

(3) ふるさとづくり応援基金の目的別活用割合はどうなっているのかとのお尋ねですが、令和3年度までに事業の財源として充当しました5つの事業の割合をご説明しますと、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業に17%。未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関する事業に3%。懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業に21%。次代を担う子供たちの健全育成に関する事業に35%。最後にその他町長が必要と認める事業に24%を充当しております。

今後もできる限り寄附者の意向に沿えるような予算編成に努めてまいります。

(4) 本町から他自治体への寄附金の額はどれくらいかとお尋ねですが、ふるさと納税につきましては確定申告をすれば、所得税や住民税について寄附金控除の税額控除受けられることになっています。

お尋ねの本町から他自治体への寄附金額はこの税額控除を受けるために、確定申告を行われた方またはワンストップ特例制度を使って寄附をされた方のみでの把握となりますが、その額で申しますと令和元年度分は寄附金額が803万7,000円。令和2年分は1,295万1,000円。令和3年分は1,801万3,000円と他自治体への寄附金額も年々増えている状況となっております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは、最初の項目の給食費無償化の件ですけれども、無償化はやっていただきたいとは私も思っております。

なぜこの質問したかということ子育て世帯等が、あと高齢者、移住者、インフラ整備いろんな施策において大盤振る舞いとは言いませんが、それぞれお金を使っているわけですけれども、無償化ばかりやっていると足りなくなるとも思います。

結論的に言いますと無償化するよりも、ある程度の減額というのがいいのではないかと思います。計算方法とかいろいろ難しいこともありますので、例えば1人基本料金みたいなかたちで1人1,000円徴収するとか。そういったかたちでは駄目なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

一つの方法としてはですね、そういう取扱いといいますか。もあろうかと思いますが、現状のところでは申し上げた取扱い、まずは2人目を無償化して将来的には可能であれば、完全無償化

に向けた取組は検討してまいりたいというように思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

利用者、お子さんを持つ世帯ではそれは無償化のほうがいいと思います。ですが当事者意識というのも考えますと、無償化にしてタダだから何でもいいやということになってもらっても困ります。一定お支払いをいただいたほうが当事者意識としては残るのかなというようにも思います。

もう一つ危惧するのが、ずっと続けると言われておりますが、財政的に厳しくなるとまた徴収するのではないかと。そうなったときは徴収組織がなくなってしまって、そうですね6年から8年ぐらいたつと保護者の方も代替わりします。

もう恐らくそうなると今の徴収の仕方が難しくなるのかなと思います。そういった意味で先ほどのようなことが良いのではないかと思うのですが、もう一度お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですね。おっしゃるようなことは危惧されることだと思います。今後給食費の公会計化というようなものもいろいろ議論されているようでございますので、そのあたりもいろいろ含めながらですね、検討すべき課題かなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よろしくお願いします。

では次にタクシー利用券のことですが、これまでにあれをバスに利用できないかという議論はなされたことがありますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

これまではございません。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

すいません、前後します。まずですね、タクシー利用券の拡充というのが先ほどありましたけども、この拡充とはどういったことをお考えですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

まだこの内容について検討して事業費や内容等についてはシミュレートしていきたいと思っておりますが、今のところお示しできるものはございません。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

はい。町長のほうも選挙当時の頃からそれを挙げられておりましたが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

今の使用できる方については免許を持たない方に限定した状況でございます。これの一部免許を持っている方についても対象を広げると。

ただしその対象年齢については今後どのくらいの財源が必要になるのかをシミュレートしながら、していきたいと思っておりますのでそのあたりの拡充ということでございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは先ほどのバスの件ですけれども、現在の路線バスにおいては、内海～川棚路線だったかな、については路線維持のための補助をしていると思います。これは一体的な地域交通を考える上では、今のタクシー利用券でバス路線がないところに関しては乗り合いの交通バス、タクシー等も利用されております。

しかし免許を持ってない方ですかね。今お配りしていると思いますけど、バス路線がある周辺の住民の方もいらっしゃいます。これタクシー利用を推奨しているってことは、バスに乗る方がますます減るのではないかと。そうするとそれに合わせて事業者の収入不足で補うための補助金がますます増えるのではないかという危惧をします。

そこで冒頭申しましたバスにも利用できないかという話になるわけですが、先ほど申した内海～川棚線ですかね。これって佐世保～嬉野線には補助がされてないのですよね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

佐世保嬉野線には、欠損路線ありませんので補助はしておりません。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

バス路線にも利用できるというのは技術的に、ちょっと技術的にといいますか。かなり難しいというご意見がありましたけども、交通系ICカードというのがありますよね。今西肥バスでも導入されていると思います。これは鉄道事業者とも共通になって、あらゆるところで使えるようになってきていると思います。

例えばタクシー利用券も、こういった交通系ICカード形に組み込むように。そうするとタクシー事業者が今それは対応しておりませんので、例えば対応できるようにタクシー事業者のほうにも考えていただければ、バス会社のほうの負担もなくなり自由度も増す。

例えばバスだけではなくて遠くに行く鉄道にも使える。鉄道のない町ですからよそで使うのは

どうかというのがありますけども、全体的に考えると地域の交通事情を加味すれば、こういったやり方がよくないのかなと思いますけどもどうお考えですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるように、西肥バスにおいてはn i m o c aが導入されて、東京都とかではS u i c aとかP A S M Oとかがありますが、相互利用可能ということで非常に便利なI Cカード、交通系I Cカードとなっております。

今の質問の中でちょっと整理をしますと、まずそれをタクシー事業者までI Cカードの導入となると、莫大な導入費用がかかりますので、今すぐどうこうというのがかなり難しいのではないかなと思っております。

そして今タクシー券をI Cカードに付与して、例えば1万幾らの金額をI Cカードに付与するというやり方は、実際可能だと思うのですがI Cカードを利用便利になるために、交通だけに使えるカードじゃなく例えばコンビニとか、いろんなところで使えますので、交通のために付与したお金が違うところに流れる可能性もあります。

ただそこは性善説の中でやるという方法もあるのではないかなということで、そこはもう考え方がいいますか、検討する余地はあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ほかにも使えとおっしゃいましたけども、どういう補助金でも例えば子育て関係の補助金でも、児童手当でももらった側がどういうふうに使っているかというのは分かりません。確かに性善説ではあります。ですので、できないという理由にはならないかと思っておりますので、ぜひともお考えいただきたいと思っております。

それでは次のふるさと応援寄附金のほうに移ります。

自治体D Xで、業務の効率化や住民サービスを向上するという事は理解できます。一方で情報システム関連の経費や運用の手間、人材などのコストは膨らむと思っております。

先ほども答弁にもありましたがあらゆる方法を使って、それを最小限に抑えるということをするのは理解します。でも私も自治体D Xについては推進する立場であります。やる必要はあると思っております。

人も金もかかる。このどうやって推進するのか。小さい自治体ほど必要だとも言われていますけど、小さい自治体ほど厳しいのではないかと思っております。これに割ける人材、新たな人材が必要なのか。今いる人材で対応できるのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ちょっと私事にもなるかもしれませんが以前、私電算情報係長10年ほど前にやっておりました。

て、今回総務課長として電算担当の課長として戻ってまいりました。

そうなったときですね電算関係、やっぱり様変わりしています。城後議員でもありましたが、この標準化っていう大きな流れがあった中で、その中で実際窓口とかのいろんな基幹系システムが入っていて、さらに電子申請もやらなければいけないということで、かなりこうシステムに長けた人材というのがやっぱ今後必要になってくると思います。

やはりそういったうちが求めるような人材が今後新しく採用できるか。あるいは今いる職員でそういったものを育成していくかという厳しい選択になってくると思いますが、なかなかこう新しい人材を求めるというのは、ちょっとハードルが高いので。やはりそういった今、職員を見渡して若い職員でやっぱりそういった技術系に長けたものを、今からやはりちゃんと育てていく。そういったことが必要じゃないかなっていうことで私自身は考えております。

あわせてやっぱり体制も今後どうやっていくかということになりますので、電算ばかりに任せられても進みませんので、やはりDX推進委員会とかでやはりつなぎ役。各課のつなぎ役も育成してですね、システムがよく回るようなことを考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

答弁の中にも先進の自治体の好事例を利用するというか、そういうのも見ていきたいと言われましたが、各自治体それぞれに事情も違います。聞くところによるとそういう好事例も、そのまま適用できないことが多いと。各市町にはそれぞれの事情があって、なかなかそのようにいかないというのも聞きます。

それと今後ですね推進していくわけですけども、一定程度このDXになじまない住民の方もおられます。多分アナログも残っていくのだらうと思います。これやるとますます人足りなくなるような思いもするのですが、そこらあたり整理できていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ご指摘いただいたとおり窓口のアナログは今後も残ります。そういったやはり何ていうのですか、電子申請とかに慣れてない方あるいはやはりそういった方がちょっと難しい方については、今後どうやってフォローしていくかとなります。

それは従来の窓口の対応というのは残るのですが、それに加えて今後やはり電子申請の受付とか、データの処理とかいうのが出てきますので、そのあたりの自動化できるところはやはり自動化して、基幹系のシステムと連携して、電子システム入ったけど負荷にならないようなことをやっぱり考えていかなければいけないと思います。

加えてやはりそういった電子申請になれない方について排除するのではなく、やはりそこは丁寧にやりながら、業務改善窓口の申請でもっと簡便にできる方法はないかとか。そういうことを

やはり考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

町長答弁の中に窓口申請等へ県の指導・主導になるのですかね。県内の自治体で、共同でシステムを開発してやるというのがありました。これとは別に国主導の標準プラットフォームというものもあります。

これは基本的に国が例えば補助金等へ出す場合に使うものであって、県でやっているものとは全く別のものということによろしいですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

おっしゃるとおり国が進めている分と、今回町が進めるものは全く別物になります。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

最初に言いました業務の効率化ですね。住民サービスの向上、業務の効率化とあります。この中にちょっと違いますけどファイリングシステムの導入等がありましてですね。ファイリングシステムの導入というのはファイルの仕方が変わるということで、紙はなくならないってことですよ。電子化するという方向には向かわないのですかね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず先ほどもちょっと触れましたが、私たち行政の仕事で一番駄目なのは公文書を私物化する。そのコピーを取るのですよね。コピーをたくさんとって、本当原本があるのに係長がコピーをとって、課長もとってと。それを複数に管理しているっていうことをまずなくそうというのがこのファイリングの趣旨です。

そこで実際紙はなくならないのかという質問なのですが、紙は原則最小限に抑えます。しかしある意味、例えば県から来たデータを文書管理システムと紐付けして、かつファイリングシステムと連動させることによって、一元管理ができるのですね。

今それぞれファイリングシステム進めています、文書管理システムというのは全く連携していません。そのためデータも複製しているのですね。県から届いたデータを担当が複製したりとか、共有ホルダーにまで二重に管理すると。どれが原本なのだと。

それで更新の日時をして、これが多分原本なのだろうということの不効率なことをやっていますので、今回はそういった意味でもファイリングをまずやって紙の複製を無くす。そういうことによってデータを、まずは紙を一元化。それにあわせて文書管理も一元化したいという狙いがございいます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

本題から少し外れます。外れることになるのかな。

まず先ほど言った電子化の件において、新庁舎ができて移転するに当たって私は少々費用がかかっても今ある紙はなるべくできるものはPDF読み込みでも何でもいいですから、電子化してまず量を減らすというような方向をどんどん進めてもらいたいと思います。

これは一時的に臨時さんを雇ってでもやれるものなら、今のうちにやったほうが良いと思いませんがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議員も役場職員であられましたので、役所の何か文書の管理のあり方とか実際管理職になって欲しいデータを見つけるときの苦労というのは多分ご存じだと思います。今私たちがそれに苦しんでいるといえば語弊ありますが、やはりそれが事務の効率化の障壁になっておりますので、いい機会でもございます。

ファイリングをやってそして新庁舎に移る機会もございますので、願わくは文書管理システムも一新してこのあたりの事務の効率化をして、やはり本来の役所の業務に傾注する環境を整えたいという思いがございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

このデジタルトランスフォーメーションですね。DX化で業務の効率化っていうことは、そうではないでしょうけども、人員に余裕ができるようなことになると考えられますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

これは一時的な課題っていうか、今後DXを進めるにあたって究極やはり少子高齢化になってですよ、職員も増やせないという状況も先を見て取り組むわけでございますが、一時的にはですねやはりこのアナログとデジタルというのが残って、かつ移行期間となりますので、業務量は一時的にやはり増えると思います。

そこでやはり先ほど議員がおっしゃったように、会計年度任用職員なりをやはり活用してそのあたりの意向に対応することも必要だと思います。

先行自治体ではですねやはり、最終的に残業が少なくなったとかいうこともやはりいい事例として上がってきているようですので、そのあたりも参考にしながら波佐見町に合ったこのDXを進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

関連して町長にお伺いします。将来的に人員の余裕。DX化で人員の余裕がもしできるとなれ

ば、ほかに手厚く充てなければならぬところがあって、それに充てるものなのか。削減に踏み切るものなのか。お伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

長期的、あるいは短期的な見方もあろうかと思えます。例えば今、2020年度の日本における働き手の人口というのは7,500万人と言われております。これが2060年あと38年後ですかには4,500万人ということで、3,000万人働き手は減ってくると。40%減ってくるわけですよ。

そうしたときに役場の職員が大体40年間在職するというふうなことを考えれば、将来的にはやっぱり今の業務量が変わらないということであれば、半分の職員で今の仕事量をなさなくては行けないというふうな状況が生まれてくるのではないかなというふうに思います。

ただ短期的にはやはり、その移行期間なり今克服しなければならない課題に対してはですね、それなりの人員を配置しながら対処すべき問題かというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よく分かりました。これはいろいろありますけどもまあ時代の流れといいますか、進めていかねばならぬ自治体、県国とも連携するところでもありますから、進めていってほしいと思います。

言えるのは職員が向き合うのは山積みの書類ではなくて、住民一人一人であるということをお忘れずに臨んでいただきたいと思えます。

それでは次に行きます。2番目のふるさと応援寄附金についてでございます。寄附金額の先ほどのパーセンテージをお示しになりましたけども、これと基金利用の数字と同じぐらいのところもあれば、かなり数値的に景観等のところでも変わっております。これは寄附者の意向に沿うというかたちであれば、もう少し近づける必要があるかと思えますがどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほどの町長の答弁の中でも、寄附者の方の寄附されるときの目的の話。割合と実際それを活用するときの割合については乖離が若干生じているのは事実としてございます。その中で財源に充当していくときに、なるべく町の持ち出しを少なくするために当然国県の補助金を使えるものは、そっちを優先して使うようにしておりますので、そのあたりの絡みで若干この目的の割合と差が生じていること。

あと地元要望に沿ったかたちでの町道整備等あります。で道路の維持管理等に費用を費やしているものもありますので、そのあたりでのちょっと差が生じているところがございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

その基金の活用の金額というのは、それぞれの事業費の町が出費する分、町単独の分に充てられているということなので、その事業に関してはその数字以上に成果表にもありますけども、多く使われているというふうに理解しております。

簡単ではないでしょうけど寄附金がこのようになり多くあるわけですけど、寄附金がなければこれできなかったよなっていうような事業もあるのですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほど申した町道の維持補修などは、単独事業になりますのでそのあたりをふるさと納税の寄附金がなければ、同じようなレベル感でやれていたかという、できてない部分あるのかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

大いに役立っているということですね。

次ですけども、この寄附金を募るにあたっての項目の中で一つ成果表だったかな、あったのですが、災害に関するものがありました。今年か、去年か。この災害の件に関しては条例には載っていなかったのですが、これはどのようにして決められたものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

これはですね災害に限らず、以前もですが例えば波佐見高校が甲子園に出場する際にそれを応援していただくための項目としても出しましたし、あるいは公道整備ですね。公道整備を行うときにそれに特化して募集をかけたこともございます。

これは5番目のその他町長が必要と認める事業の範囲内と、そのくくりの中で表に出してきたと、募集をかけたというご理解をいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

ということはそういう特殊事情で特化したものがあれば、町長が認めるものということで条例改正せずにできるということですね。

であれば、例えばですよ。別に私つくってほしいって言っているのではないのですけど、例えばこうやって高校、中学活躍している野球に対して野球場をつくりたいと。ふるさと応援基金のところに野球場をつくりたいからっていうのを一つ設けて、集まったらつくりましょうみたいなことは実際できるのですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

この流れからいけばできないとは言えないでしょうけども、果たして何年までかかるかですよ

ね。寄附者の意向に沿うように例えば事業費とすれば数億円規模が見込まれますので、クラウドファンディングといいますか、そういったものの集め方になるかと思いますが、何を見返りとするのか。あるいは見返りは求めないで集めるのかとか。

クラウドファンディングもいろいろな方法がございますので、そうしたときにあまりにも事業費が大きいときに、寄附者の意向に果たして添えるのかということもございますので、制度上はできますが、できますということしかちょっと今のところは言えませんね。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

すいません。難しいこと言いました。分かりやすく野球って言ってしまったのですが、特に野球場を造ってくれという意味で言ったのではなくて、もうちょっと自分の趣味のことを言えばよかったかなと思ったのですが。

そういうのが大きな事業になると、例えば補助金だとか交付金だとかあって、町単独でこのぐらいかかるっていうのがあって、その範囲内でこのぐらい集まればできますよねっていうのが、行政側と議会と、まあなのか。合意ができれば何年間で集まればやれますよねっていうことで進めることもできるかなと思ったので、もしそういうことができるようであれば、もう少し研究していただきたいなと思います。

最後に町長就任にあたりましてですね「継承・変革・推進」というのを基本方針に入れて、これから行政にあたるということでお伺いしておりますけども、ここ最近波佐見町も割とよそから羨まれるぐらいの、好調ではないところもあったのですが、大体好調だと言われてきていました。ということであれば、これからの新町長も現状維持では多分皆さん満足しないと思います。

合格点はそれ以上のところの高いハードルのところに来ているのではないかなと思います。非常に難しいと思いますが、その意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですねおっしゃるとおりハードルは高うございます。ぜひとも議員の皆様方のお力添えをいただきながらですね、そのハードルを乗り越えていきたいというふうに思いますのでどうぞご協力いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で1番 前田博司議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。16時30分より再開をします。

午後 4 時 05 分 休憩

午後 4 時 30 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。通告に従い壇上から質問をしたいと思います。

1. 町長の所信表明について

(1) まちづくりの根幹となる「人」への支援はどのように考えるか。

(2) 自助・共助・公助の考えのもと「支え合いまちづくり」を推進するためにはどのような施策が必要か。

(3) 所信表明に掲げる施策を行うためには、職員体制の充実が必要と考えるが、その対策はいかがでしょうか。

そしてまた、人事評価の運用はいかがですか。

2. 公共下水道地域の縮小による合併浄化槽の推進について

中央地区における下水道環境は整備が進んでいるが、周辺地域においては、現在でも約1,300世帯が汲み取り式で、合併浄化槽の普及が徐々に進んできてはいるものの整備には程遠い現状でございます。

そこで、合併浄化槽の普及促進のために必要な施策を確認するため、次のことを問います。

(1) 5月に実施したアンケートの結果を経ての問題点と対策はいかが考えていますか。

(2) 下水道維持・設備投資などで一般会計からの巨額の繰入金で常態化して、償還に充てられており、更には起債による多額の支払い利息が生じています。

この状態がいつまで続くのか。

また、抜本的な解決はないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員のお尋ねについてお答えをいたします。

1. 町長の所信表明について

(1) まちづくりの根幹となる「人」への支援はどのように考えるかというお尋ねですが、まちづくりとして一括りでお話しすることは難しいものがございますが、そこに住む人にとって安全で安心なまちや、そこに住み続けたいと思う魅力的なまちをつくろうと行政がまたは住民が、あるいは行政と住民の共同により行うものであろうかと思っております。

私が所信で申し上げた「人」への支援とは、これからのまちづくりにおいてその根幹を担うの

は、行政はもとよりそこに暮らす人であり、これまで育まれてきた歴史、文化、そこに息づく人の営みが重なりあうことで、まちが形成され活力が生まれるものと考えています。

人口減少による少子高齢化が加速する中で、全ての町民が安全安心で住みよい町となるための支援はもちろんです。特にこれから波佐見町の活力になり、支える存在となる若い世代。そしてこれから生まれてくる新しい命に対する支援を重点的に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 自助・共助・公助の考えのもと「支え合いまちづくり」を推進するためにはどのような施策が必要かとお尋ねですが、支え合いの推進については、平成30年7月に支え合いのまちづくりフォーラムを開催し、それ以降勉強会を重ね町民の皆様にご周知を図ってまいりました。

このフォーラムをきっかけとして、各地域でも少しずつ動きがありフォーラムから5年を迎えた現在、5つの有償ボランティア、2つの居場所が立ち上がり活動されています。

そこで今後の必要な施策は何かとお尋ねですが、まずこれからの社会は先ほど議員のご質問にもありましたとおり、高齢化や介護施設等における人材不足が確実に進んでまいります。それを自助・互助・公助・共助の考え方のもと、支え合うことが重要であるという支え合いのまちづくりの必要性を町民の皆様にご理解いただくことだと考えております。

そこで課題といたしまして、こういった取組は短期間で浸透いたしませんので、この取組を地域の中で持続可能な活動としていけるよう支える側。支える側という関係を超えて我が事として多世代の方々に活動の必要性をご理解いただき周知に努めることが重要と考えているところで

す。

このことから支え合いのまちづくりを知ってもらうための勉強会や意見交換会等の開催を、今後も継続していくとともに、希望される地区には積極的に足を運び、その地区に合った体制づくりの支援を行いたいと考えております。

また活動されているグループ同士の交流会、立ち上げを検討されているグループと活動中のグループの交流会等も実施し、情報共有や活動されている方や立ち上げを検討されている方の悩みや不安感の解消を図りながら、よりよい活動ができるよう事業を推進してまいります。

(3) 職員体制の充実が必要と考えるがその対策は。また人事評価の運用はというお尋ねですが、令和4年4月現在の本町の職員数は町長等の特別職を除き116名となっており、町立保育所を廃止した以降では最多の職員数となっています。

また職場環境の改善の観点から、有給休暇の取得環境、育児休業や子供の看護休暇などいわゆる副福祉厚生制度の充実も行っており、近年の行政需要に対応するため職員体制や職場環境の充実を図っているところです。

そこで職員体制の充実が必要ではないかのご質問ですが、言うまでもなく行政に対する要望や課題は増加傾向であり、加えて選ばれる自治体になるためには積極的な施策も展開する必要があります。しかし職員数の増加は財政硬直化の一因にもなることから、業務の内容を見極め臨時的な業務は会計年度任用職員制度の活用も行っているところです。

一方で次年度から職員の定年延長も始まり、当分の間定年退職者が発生しないことから職員数は増加することになります。このため大幅な増員はできないものの、組織の新陳代謝を図る観点から新規採用は行いながら、会計年度任用職員制度、定年延長の職員も組み合わせて一定の職員体制の充実はできるものと考えています。

また職場環境の改善についても、職員などの意見を聞きながら本町の裁量でできる部分は積極的に検討したいと思えます。

次に人事評価の運用については今年度、人事評価制度全般を見直し、下半期から施行しており、次年度からの完全移行を目指しています。人事評価の目的は職員のやる気を引き出し、所属課の目標達成のための役割の明確化、そして成果を上げた職員には適切な評価を行い、その業績に報いるとともに職場全体の士気を上げることが目的ですので、職員への丁寧な説明を行い確実な運用を行いたいと考えています。

2. 公共下水道地域の縮小による合併浄化槽の推進についてということでございますが、中央地区における下水道環境は整備が進んでいるが、周辺地区においては現在でも約1,300世帯が汲み取り式で、合併浄化槽の普及が徐々に進んできてはいるものの整備には程遠い状況である。合併浄化槽の普及促進のために必要な施策を確認するため次のことを問う。

(1) 5月に実施したアンケートの結果を経ての問題点と対策はというお尋ねですが、下水道区域外の地域の汲み取り世帯の方を対象に、合併処理浄化槽の設置に関するアンケートを実施しました。アンケートの発送総数は817世帯で回答数は377件。回答率46.1%でした。

調査内容は合併処理浄化槽や設置補助金のことや、設置の検討などをチェック方式で回答していただきました。

まず合併処理浄化槽や設置補助金のことについては、合併処理浄化槽のことは知っていたが補助制度のことは知らなかったという回答が25.5%。合併処理浄化槽も補助制度も知らなかったという回答が26.5%でありました。

これまで広報やホームページ等により周知を図ってきたところではありますが、今後も引き続き制度の周知に努めます。

また設置の検討については、前向きな方の回答が21.8%でありましたが、興味はあるが設置は難しいと感じる方が31.8%、今のところ設置しようとは思わない方が34%でありました。

その理由について、不便を感じないと思われている方が23.6%、設置にお金をかけるつもりがないと考えておられる方が14.6%でした。今後も公共水域の水質保全や環境への影響を前面に出した啓発を行うなど、合併処理浄化槽への転換を促す必要があると考えます。高齢者のみの世帯のため設置は難しいとの理由の方は35.8%でした。

ご本人の意向もあることから強く設置を進めることはできないと考えますが、水洗化による自身の生活環境の改善が図られることをお知らせする必要があると思えます。

経済的な理由からという方は44%でした。設置費の負担を軽減するため、今年4月から設置費

に係る補助金は増額する見直しを行いましたので、今後も国の補助制度の活用で負担の軽減を図ります。

敷地に設置場所がないからという地形的要因が理由の方は14.6%でした。地区的な偏りがありましたので、その地区の汚水処理の状況や住宅の立地状況などを現地で確認したいと考えています。他市町の設置事例などを調査し、関係機関とも相談しながら様々な方法について検討をいたします。

(2) 下水道維持・設備投資などで一般会計からの巨額の繰入金常態化して、償還に充てられており、更には起債による多額の支払い利息も生じている。

この状態がいつまで続くのか、また抜本的な解決策はないのかのお尋ねですが、公共下水道事業は平成29年度にこれまで拡大していた認可区域の見直しを行い、全体計画区域を減少させています。

事業の進捗としては計画面積336ヘクタールに対して、令和3年度末時点で319ヘクタールが整備済みであり、令和5年度の整備完了を目標にしつつ、他の事業の進捗と調整を図りながら進めている状況です。

下水道の整備は短期間に集中的な事業費を必要とする一方で、下水道サービスの効果は長期にわたるため、地方債は下水道事業の財源として必要不可欠であります。

今後も国の補助金のほか、交付税措置がある起債がある場合は財源として活用することにしていきます。

この状態がいつまで続くのかというご質問ですが、今後の地方債償還及び支払い利息の推移は現在のように増加の状況がしばらく続きます。現時点での事業計画では、令和9年度がピークとなりその後は減少する見込みです。それに付随して一般会計からの繰入金も減少する見込みですが、今後も事業運営のための財源として起債の活用もあることから、一般会計からの繰入れは必要であります。

下水道事業については設接続率の向上や使用料向上、使用料収入での継続的な施設維持管理を保っていくことができるか。また将来的には老朽化する施設の更新費用の増大などが課題であると考えられます。これらの課題に対処するため、さらなる経営の効率化を図りながら事業を進める考えであります。

さきに述べたとおり地方債は下水道事業を継続する財源として必要不可欠でありますので、抜本的な解決は現状では厳しいものであろうかと思えます。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

最初に確認したいことは、先ほど答弁がありました平成29年に見直しがありましたですね、改めて新町長になられた。この見直しは、見直しの見直しされませんか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○11番（北村清美君）

見直しの見直しをされないかというお尋ねだと思いますけれども、まだ見直したばかりでございますのでまだ将来的にはそういった状況が変わろうかと思えますけれども、現時点での見直しは考えられないのかなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ではそれを確認しましたから、次から質問に入っていきたいと思えます。

まず5月にアンケートを調査されまして、このアンケートするのも私が質問したのはもう6年前からですよ。やっとアンケートが出たというようなことで、非常に喜んではいるのですが、まず何と言いますか。下水道、合併浄化槽、汲み取りの世帯、この世帯数をちょっと知りたいのですけど。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

汚水処理の方法による世帯数ということでございますけれども、まずちょっと説明というかですねちょっと補足的にさせていただきたいのが、まず汚水処理のですね、割合を出す場合が汚水処理人口ということで公式には出しております。

世帯単位で、世帯数でというのは、定期的に出すっていうことはしてございませんけれども、まず下水道の世帯が2,070世帯。合併浄化槽の世帯が1,438世帯。単独浄化槽の世帯が93世帯でございます。それで、汲み取りの世帯っていうのも数字的に下水道課のほうで把握をしております。

それから世帯数が9月末現在で5,340世帯でございます。差し引いた数が1,739世帯となります。それが汲み取り世帯かと言われると浄化槽の、すいません。下水道の未接続の方が約、事業所もあわせて500件ございます。

それと推測になるかどうかなのですが、それに伴いまして下水道区域内の汲み取り世帯は400から500件と思えます。浄化槽区域の汲み取り世帯が、差引きますと1,200件から1,300件というかたちになるかと思えます。

正式な汲み取り世帯という数字はちょっと推測の域になりますので、ちょっとご了承していただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今のが、波佐見の現状ですね。これがいいのか悪いのか。先ほど岡村議員の質問の中に返答がありまして、そしてグラフも出していただきました。そのうちやっぱ長与、時津は90%後半の状態だと。波佐見町なにかと46%ぐらいあるというようなグラフを出していただきました。

現状はですね、そういう現状だということ認識して、これからも合併浄化槽を推進されてい

くことは間違いないでしょ。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

まず汚水処理の方法としましては、公共下水道処理の方法と、あと個別処理であります合併浄化槽の方針でございます。ですから下水道区域外につきましては、合併浄化槽での個別での合併浄化槽での事業として進めてまいります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いやそれだけですわね下水道地域と合併槽浄化槽に汲み取る地域と、これだけあるわけ。割合があるのですよね。だから下水道地域がもう増えるのだったら、全地域するのだったら別に問題もこう、こんな質問しないですよ。それは当然のことですよ。

当然今見直して止めると止めざるを得ないという状況ですから、その状況に基づいてそしたら何をするかという、合併浄化槽の推進だということは何回も答弁で聞いているわけですよ、それで町長間違いないでしょ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、下水道整備ができない区域については合併浄化槽による水質浄化を図るということでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

現在ここ2、3年の推移でして合併浄化槽の設置具合はちょっと説明してくれますか。何所帯、何件あるのかどうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

おおむね年間30件ほどの設置でございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

やっぱり今30件ぐらいと言われましたから、計算すると約1,500件としても、かなりの年数がかかりますよね。そのペースでいきますと。

やっぱり促進を図らないといけないということは事実ですので、これを40件50件増やすための施策としては答弁の中ありましたけど、もうちょっと詳しくやってくれませんか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

普及に設置に向けての広報活動は行っております。ただ何せ設置に関してその方の意向に委ね

るところも多々あります。

やはりアンケートの結果でもですね、家族構成によってちょっとできないっていう方もいらっしゃるし、なかなか一気にということは難しいかと思えますけども、地道にやっていくしかないのかなということが現状ではございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

先ほど答弁の中にもありますけども、まずなぜ設置しないのかとなりますと、まず経済的理由ということがあがっていますね。それからその中に何であるかと。あと高齢者のみの世帯だというようなことですので、そして設置場所がないというようなことが、ここ個体数あがっています。

一番問題なのは不便を感じない世帯があるってことですよ。もう慣れてしまっているわけですよ、住んでいる方は。

だから問題点は今後どうするか。経済的理由からできないというのが、かなり大きいですね。

もうこの数字で見ますと170世帯近くあるわけですから、そして高齢者のみの世帯が140世帯あるわけです。その点の経済的理由としてというのは、もう補助金の問題に関わってくると思いますが、その点の政策は今後どういうふうにしたらいいかということをやっと聞きたいのですが。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

まず設置に関しましては経済的な理由という方に関しての対策、対応としましては町長の答弁でございましたように、国の補助制度を活用しながら、設置補助金を引き続き申請に基づいて支給するというかたちになるかと思えます。

それ以外で、やはり公共下水道と同じように水質保全というかたちが目標、目的ではございますのでその趣旨も踏まえて設置に向けて、進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

本日の会議時間はあらかじめ延長をいたします。どうぞ続けてください。

北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つ確認したいことはですね、もう合併浄化槽が始まってから相当年数が経っていますよね。最初からしますと。

要するに耐用年数というのがあると思うのですよ。それに対しての補助金の体制はありますか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

大変申し訳ございませんでした。もちろんもう設置をされたから、年数が経っている方につきましては切替えをしないといけないということがございますけども、それにつきましても一応補助の対象としております。ただ新設のようなかたちではないのですけども、ちょっと率を下げてというかたちで行っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いろいろ各周辺部落にはその土地の特性がありまして、場所がないとかねいう問題がそれぞれあります。その問題を地区別に考えたかどうか、すべきじゃないかと何回も言っているわけですがその点はどうなのですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

議員がこの問題につきまして、長年取り組まれていることにつきましては私も存じております。

それで今回のアンケートにつきましては、その確認というところ状況の確認ということで行ったわけですが、今後はやはり実態、状況はアンケートでできていますけども、その場所においての実態の把握をしないことには、また先に進まないと思っております。

考えておりますので、今後はやはりそういった現地に赴いて、どういう状況なのかというのは直視して確認をさせていただき、次の手段ステップへつなげるようなかたちで考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今のちょっと理解に苦しむのですが、地区じゃなくて個別にやるということですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

先ほどの設置に関して敷地的な余裕がないというところにつきましては、さっき町長の答弁では地域的な偏りということでありましたので、地区を申しますと中尾郷と皿山郷がやはり狭小地域っていうところも家が隣接しているっていうのがありますので、そういったところに出向いてっていうかたちで個別にやっぱり浄化槽の設置されているところをちょっとまず除いたところで、それ以外も汲み取り式っていう考え方で個別に回るという考えでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

非常にこの話を聞いたときに私正直いってびっくりしました。私は地区って言っているのですよね。地区全体の説明会を開いてくれと、開いたらどうかというように言ったのですけれども、返答は課長を含めて係長あたりが、今みたいな個別であたっていくます、今後という発言があったわけですよ。

非常に私はねびっくりしました。いいほうに驚きました。やる気だなと思ってね。その点だけは中村課長の指導はいいのではないかと思いますしそう思いました。

またその人事のこと後でやりますけど、もう一つね。いろんな何と言いますか。例えば中尾、皿山においてスペースがない。でも空き家がいっぱいある。その空き家を活用して町営の浄化槽、使用料で成り立つ運用をする。この方法は検討されたことあるのですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

私も来て月日が半年ちょっとでございますけども、それなりに前の流れとかもですね確認をさせていただきました。

それで個別処理として行う方法としては、個別設置型の浄化槽っていうかたちで、議員が言われる集合型のっていうのは、市町村設置型ということであることは確認しておりますけども、その点につきましてはやはり個別のほうが、いいだろうという方向がありますので個別での設置の浄化槽を推進するという考えであります。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

確かに地形の高低差があるから技術的に難しい問題があるかと思えます。それは大体分かるのですよ。ただ私が聞きたいのはね、下水道を全部引いたほうが安いのか、そういうのを入れて工事費が安いのか。どっちのほうが安いのですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

個別に設計をしたという経緯ではございませんけども、担当の技術職が試算をしたところ、やはり今回見直しを行って浄化槽公共下水道の計画から除外したところにつきましては、コスト面で考えるとやはり下水道でつなぐよりか、個別の合併浄化槽のほうが費用的には安く済む。財政的な負担も軽減されるということで、そういうふうな縮小になったということになっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今のもう一つ分からないのですけど、どっちが安いのですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

個別の浄化槽のほうが、財政負担が少なくて済むというかたちになっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ちょっと私の記憶違いかどうか知らないですけど、そういうふうにはちょっと聞いてなかった

ものだからちょっとびっくりしています。

いろんなその工事の費用とか配管とかいろいろあるみたいですから、もうちょっと研究して中村課長にはまた問合せをしたいと思います。

でもどっちにしろ、合併浄化槽を推進されることは間違いないということです。で、いかに早くするか。そして先ほど答弁されました個別に当たっていくと。時間がかかるけどやっていかれるということは大いにやってもらいたいと思うのですよね。

本当に合併浄化槽の補助金もないのかと、あるのかないのか知らなかったという人はかなり多いですから、このアンケートの結果ではね、そういうのを含めて、やっぱり説明にあがられたほうがいいのではないかと。

じゃ次行きます。次に2番目の1番目の問題に行きますけども、現在非常に毎回言っていますように、もちろん人口減少社会になって人材争奪戦というのがもう既に始まっておりましてね。これに基づいてですね、いろんな政策も町のほうもやっておられます。政策的にはおおむね非常に良好じゃないかなと思うのですよね。

そして答弁書にもありますけど、10年先20年先の支援をしていくと、人材を、いうようなことをおっしゃっています。明言をされています。資源ですよ、これあくまでね。私が今回提案したのは、人材に投資をしませんかということです。結論的に言いますと。

それなぜかと言いますとね、現状円安で150円になっているでしょ。近くなっていますよね。今日がいくらかは知らないけど。ということは20年、25年前は78円ですよ。この現状。

もう先日1週間前に私の知り合い、親戚いところで今ハワイで旅行です。年間4カ月行きますから。彼から電話ありました。まず何と言っていますか。日本は天国ですよ。なぜ天国なのかって言ったらコーラが500円ですよ。そして日替わり弁当、日本でいう日替わり弁当。これが2,000円以上すると。ゴルフがゴルフ場の25年前にはアメリカの場合、キャディー無しですけども1,200円でできた。今は3万円。

日本もバブル期には昼食付きが3万5,000、6,000円いったわけですよ。その現状と今の日本が天国だと言われる。この現状の格差がひどすぎると思いますよ。この認識を日本の波佐見にいながらでも認識しなきゃいけないわけですよ。これが一番大事なことなのですよ。そのための人材の投資が必要じゃないかと思う。フィードバックですね。

もう一つ言いますとね、ワーキングホリデーという言葉、皆さんご存じだと。40年前から入っていますね。されています。現在事実を調べますとオーストラリアに約1万人行っていますよ。これが30歳までですよ、18歳からの割合で行っているわけです。

これが頭美容師さんの例が出ていましたけど、日本では300万しか年収もらえない。だからオーストラリアへ行くと、いくらもらえて。100万も貰えると月に。このギャップですよ。

だから人材争奪戦というのは日本国内だけ見るとそれだけなのですけど、海外行ったほうがましなのですよ。そういう人の流れ変わりますよ、変わってきている。この事実で人材それで勝た

ないといけないわけですから。そのための本当の投資が必要じゃないか。100人通してどういう投資をするのか、それは今後の課題ですけど。

100人のうち1人、波佐見戻ってくれたらいいじゃないですか。やっぱりかわいい子に旅立たせろというのはこういうことなのですよ。

私もね3年前と今年の正月に成人式のアンケートの結果を拝見させていただいてですね、もう波佐見も捨てたものじゃないなと思うのですよ。半分は波佐見住みたい、半分は外に行きたいと。こういうチャレンジする精神がいるわけですから、やっぱり30年後、50年後を見据えた投資すべきじゃないか。

だから今からは国内で働くよりも、海外に行って働いたほうがお金を稼げるってことですよ。そして日本で買物をする。本当に同じ10万でも倍以上の商品が買えるわけですから。そういう現状認識している人を投資すると、分かっている人を投資すると。100人のうち1人しか戻らないかも分からない。そういうのも一つあるのではないかといいですか、その点町長こういう考え、投資するっていう考え方も今後必要じゃないですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

お話が壮大過ぎてちょっとどういうふうにお答えしていいのか分かりませんが、グローバルな感覚を持った人材も採用しようというふうな趣旨でのご発言というふうに捉えています。

確かにそういうふうな考え方も持っていないと、今後はグローバルといいますか、そういった1点だけ地域内にとどまってというだけの考え方ではなかなか広がっていきませんし、他地域との情報を得ながら、あるいは交流をしながらどういったものが今後の地域づくりといいますか、につながっていくのかというのは常に考えていくべき課題かというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

当然これはしないといけないのですよ。どこの自治体もやってないのですから。やってないことをやるというのが波佐見なのですよ。常に前から。

だからこういうのをね、どういうふうにするか。そのシステムはあなた達がよく考えないといけないのですよね。だから人材支援じゃなくて投資ですよ。これも必要じゃないか。まちづくりの計画の中で一つ再考の余地があるのではないかと思います。

先ほど冒頭ハワイの話をしましたけど、やっぱり生活だけでも飯食うだけでも1万円かかるわけですよ。そういう状態で今の日本の給料で行けますか。職員の給料で行けますか。行けないですよ。そのために、行くためどうするか。それは補助しないといけない。助成、優秀な人にはそういう体制をつくり上げるべきだと。

この問題はこういうことでして一応頭の片隅にしっかりと刻んでいただきたい。

次に「支え合い」のことで横山議員からもいろいろ話があって、いろいろ勉強になっているわ

けですよ。現状の地区も4地区ですか、5地区。団体ができあがったということなので、非常に5年間でできあがっているから、非常に徐々にではあるが認識されていると思います。

ただここに一つ問題があるわけですね。その出された活動されている団体の中にも、非常にこれ大きな問題があるのですよ。いくら言っても基本活動自体が認知されないのですね。

だから活動自体が100%稼働しているかってそうじゃないのですよね、50%以下なのですよ。手伝う人間はいっぱいいるのですよ。

そういうことを考えながら行きますと、これを一気に増やすっていう施策があると思うのですよ。それは高齢者の必要な政策としては、どうですか。長寿支援課長。このあれは、どういうふうに考えていますか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

すいません。先に訂正をさせていただきますが、先ほど町長の答弁に5つの有償ボランティアと返答いたしました但し申し訳ございません。4つの有償ボランティアでございます。

この取組を爆発的に広げるためにはという議員のお尋ねでございますが、まずは先ほど議員おっしゃっていただいたように必要性を感じていただくということで、もっと今です町全体で勉強会等を開いておりますが、もう少し小さいコミュニティーのほうに入っていくながらですね、勉強会とか有償ボランティアをされていない自治会等ですね、交流会などを検討していかなければいけないと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それは今までのずっと答弁も一緒なのですよ。だからこれを一気に支え合い運動をする、広げるためどうすべきか、ということなのですよね。じゃあ何がそういう地区で不足しているのか。何がこうあってほしいのかと。いう現状の調査から入っていかないといけないと思うのです。

そして何をたてるかと。施策指導するかと。だから一つの長寿支援課だけじゃなく、町全体で考えていかなきゃいけないですよ。一番何を年寄りには求めているの。

皆さんご存じのように85歳以上のありますね。認知症、癌、障害者、耳なりもいろいろ出てくるわけですよ。そしたら自助・共助・互助っていうのが一番大事なのです。

これなぜかというコロナ禍で病院とか施設の受入れ先がないと、自宅療養をしてくださいという結果が出ているわけですから、いかにみんなで助け合うということが今後必要かと思うのですよ。

そして動けなくなった公約の公助ですね。これが出てきます。それまでは自助・共助・互助でやらないといけない。楽しく。

それを理解させるため、するためには、いま横山議員のときも問題になりました乗り物の問題

ですね。ある地区、向こう2、3年前から聞いていますけど、そういうそのボランティアタクシーですか。いうことの方考え方。商工観光課長。その後そういう体制を一緒のところ一気に広げるような考え方ありませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

有償ボランティアで、いわゆる交通の人を運ぶ部分というのは、非常に限られた部分がございます。実費相当分とかいろいろと法律の壁がございます。通常のタクシーあたりは道路運送法第4条ということで、一般乗用旅客自動車の任期は運局の許可がありますので、その部分に触れるようなやり方っていうのはちゃんと許可をとった、法律をちゃんと許可をとった方にさせていただくということで、有償ボランティアの部分についてはあくまで実費相当分で地域の中での支えの部分で努めていただかないと、事業としてやる部分については、ちょっとNGですよってとがありますので、十分注意していただきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

だからね。それはそういう問題が多分あるから進んでいかないと思いますよ。それは分かるのですよ。分かるけど、この支え合いを広げるためには、そういうふうを利用してお世話する人とする者。される人、会話がでてくるわけですよ。ほとんど知らないのですよ。

いくら部落でチラシをまいていってもね、こういう活動をやっていることっていうのは、ほとんど認知をされてないのがこの現状ですよ。だからこれを知って口コミで伝わっていけば、この地道な支え運動がぱっと広がります。何かそこあたりの解決策があるのではないかと思うのですよ。だから町全体で考えていただいて、今後高齢者ますます増えていくし、そういうようなことをしていく必要がありますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。職員の問題、体制の問題いろいろ答弁ありまして、いろんなDXとか。いろんなことをされて職員の状態とか、いろいろ今説明がありましたからよく分かるのですけども、現実にはここの役場の職員さんには波佐見町の事務処理が集まっているのですよ。

これは厳然たる事実なのです。一般企業と比べてね。だからそういうことで、やっぱりそれをいかに活用するかということが一番肝要かと思うのです。

そのために課長を含め、課長なんかも若いからまだ現実には。よその自治体に比べたら本当若いでしょ。そしたら一緒になってやらなきゃいけない。多いのは40代、30代、20代でしょ。こういう人たちが教育に引き継いでいかないといけないのですよ。第一線に立ってないといけないのですよね。

だから、ここにちょっと参考のため言いますが、自衛隊の防衛大高校がありますね。これ指揮官としての指針は何かということでは、もう完璧に言われているわけ。「上に立った目線じゃ駄目だと。前に立てと」前に立って進めということなのですよ。これは一般企業にもあて

はまること、実際にも当てはまること。だから率先してやっていただければと思いますけど、町長それでどう思いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

当然議員がおっしゃるとおりですね、管理職については、上に立つことも当然ですが前に出てですね、率先垂範して物事を進めていくというのが肝要かというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

やっぱり、まさしくそのとおりなのですよ。皆さん若いから共にやっていくのではなくて、共に引っ張るといふ。いろんな勉強されている皆さんのご経験がおありだから、とくに40、30、20代って分からないですよ。仕事のあり方からですね。そういうことで頑張ってもらいたいと思います。

それとですねもう一つですね。ちょっと気になったことがありますて言うのですけれども、もう関東。民間の会社の違い、大きな違いがあるのです。民間は皆さんははっきりお話し合いでお分かりになっているのですけど改めて確認します。

利益を出して初めて給料が出ますよ。一切無駄なことをしません。切り捨てていきます。だから官の常識っていうのは、民間にとってはある部分は非常識なのです。この兼ね合いをよく見なければ、給料は利益出さないと出ないってことですよ、民間の場合。

この大きな違いがあると。だから仕事を作ってはいけない、無駄な仕事。ちょっと思い当たる節があるかと思う。ちょっとそれは、つまらないことですが逆にも逆になんと言いますか。こういう披露してもいいのですけど、建設課に行って道路の環境美化さんをお願いして、草刈りをしてもらいたいというお願いをしに行ったわけですよ。

そのときにある若い社員がいや議員、現場を見て写真を撮って書類を書きますと。「えっ」と驚くのですよね。

草は伸びますよね。何回か刈らないといけないし、これ毎年のことです。それは5年、1回刈ったら、5年10年伸びてこないというようなそういう仕事も必要でしょう。毎年のこと、2回も3回をすることをいくら職員が多くてもできないですよ。

仕事をつくり過ぎないってことを言いたいと思いますが、町長それどう思う。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにですね無駄、そういったものはですね削減すべきだというふうに思いますが、ただむやみやたらに要望があったから、じゃあやりましょうということもできないのも事実ですよ。

やはり現場を確認しないと、どういった対処が必要なのか。果たしてすべきことなのか。そういったことも必要ですので一概に全てが無駄というふうには申し上げられないのかなという感じ

がいたします。

それはケースバイケースによって、しなくていいものについてはしないというふうな処理を進めていくべきだというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つはね、ちょっと言葉足らずだったのですが、その目視確認は必要ですよ。これはもう絶対です。それちょっと抜けていましたから。そういう体制を作るべきだと。仕事を増やしちゃいけないですよ。やっぱりそれが一番、いくらその事件があっっているんなあれがあったとしても、省くところ省いていかないといけないし、そして有能な頭脳を引き出さないといけない。もっとほかの委員にぶつけたらいい。そう思うのですよね。

あと何というかな、もう一つですね前々から私が思ったことなののですが、長崎県との人事交流の件が5年前か10何年前からやっていますよね。これ非常にいいことなのですよ。ああいう大きな場所で若い職員をやると。勉強してこいと2年間。これはもう非常にいいことだと思います。大いにやるべきだと思います。

ただね一つ分からないところがあるのですよね。それ何が分からんかっていうのは、今執行して企画財政課長が来ておられますけど、ちょっとごめんなさいね。波佐見町の考え方で言いますけど、企画財政課長も前係長も来られた。ここ5年間企画財政課長として県から3人の方が来られた。

それは県の知っているか知らないかは別として、長崎県から勉強のため企画財政課の課長をやらしてくれというような要望があったかも分からない。それは分からない私には。ただ一番言いたいのはね、例えば波佐見町として、どういう人材が欲しいのかと。県に対して。当然要求すべきだと要求してはいらっしやると思うのですよね。

例えば今DXの専門家に来ていただくとか。例えば協議会でユニバーシティーをつかってね、場所をつくるとか大きなことを考えて。そういう例えば農業指導員が足りないなら農業エキスパートを呼ぶとかね。

本当に何が必要なのかというのを要望すべきじゃないかと思うのですが、そして企画財政課にはかなり優秀な人材がいらっしやる。

この前の総務委員会での答弁を聞いてみましても、本当にしっかりした意見言いますよね。だから人材育ってきているわけですよ。

前川課長が企画財政課長終わって以来、県からきて執行されてきています。その点に対して町長はどういうふうに考えますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

現時点では企画財政課課長として派遣をいただいておりますけれども、時その時に応じて

必要な箇所に必要な人材によって人事交流を行うということは、十分考えていかなければならないというようには思います。

○議長（百武辰美君） 北村委員。

○11番（北村清美君）

もうぜひ、そういうことを議論しながらやっぱり県から若い職員さんが来られるのだから、勉強させようという思いでやられたかも分からない。

でも波佐見町の企画財政課って、波佐見町の大蔵省ですから。やっぱり優秀な人材がいるのだから、もっと別なDXに詳しい人そういう人を呼ぶとか。それは皆さんで検討していただいて要望すべきじゃないかと思います。

そういうことをべれべら言いましたけど、とにかく波佐見一の頭脳集団ですから、役場の職員さん。それを大いに活用するように、大いに成長するようにひとつお願いしたいです。

この考えは町長どう思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○11番（北村清美君）

おっしゃるとおりでございます。それからDXに特化して言えばそれに対する人材派遣という制度も別にございます、人事交流に限らずですね。そういった制度もありますので、そういった制度が活用できるのかどうかも検討しながら進めていくべき課題であろうかというように思います。

○議長（百武辰美君）

以上で11番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はここまでとし、明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。みなさんご起立お願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後5時30分 散 会

## 第3日目（10月18日）（木曜日）

### 議事日程

#### 第1 町政に対する一般質問

##### 福田勝也議員

1. 町長の所信表明について
2. 副町長の選任について

##### 岡村真由美議員

1. 町民霊園の無縁墓（継承者がいない墓）への対応策について
2. 波佐見高校の存続について

##### 澤田昭則議員

1. 町長の所信表明について
2. 物価高騰対策支援について

##### 脇坂正孝議員

町長の所信表明等について

##### 濱本秋人議員

1. 安全なまちづくりについて
2. 学校教育について

##### 三石 孝議員

町長の所信表明について

## 第3日目（10月18日）（木曜日）

### 1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	三石	孝
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

### 4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳		
企画財政課長	辻川	尚徳	総務課長	福田 博治
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	商工観光課長	澤田 健一
住民福祉課長	井関	昌男	農業委員会事務局長 税務課長	山口 博道
建設課長	本山	征一郎	農林課長兼	古賀 真悟
長寿支援課長	松添	博	水道課長	中村 和彦
兼会計課長 会計管理者	宮田	和子	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
給食センター所長 教育次長兼	朝長	哲也	教育長	森田 法幸
財政管財班係長 企画財政課	鶴田	秀幸	総務課課長補佐	太田 誠也

---

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さんご起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 4 年 第 3 回波佐見町議会定例会第 21 日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

日程第 1. これから昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。順次発言を許します。

7 番 福田勝也議員。

○7 番（福田勝也君）

皆さんおはようございます。それでは通告に従い質問いたします。

1. 町長の所信表明について

町長は就任にあたり「継承・変革・進化」を基本方針に掲げ、町政に臨む所信を述べられた。そこで、次のことを問う。

（1）子育て世代に優しいまちづくりについて

①学校給食費の完全無料化とした際、予算規模と財源は。

②「こども家庭センター」の具体的内容は。

（2）地場産業 農業と窯業の振興について

①生地製造業者の平均年齢は。

また、業者者数の推移はどうか。

②農業、窯業従事者の担い手不足や後継者問題の今後の対策は。

（3）観光交流人口の拡大について

①「西の原」・「陶芸の館」一帯をハブとした町内周遊ルート計画とは。

（4）教育、文化、スポーツの振興について

①競技力向上、生涯スポーツの支援、対策は。

（5）新しい時代への対応について

①自治体DXの具体的な内容と見込まれる効果は。

②「ふるさとづくり応援基金」の今後の活用は。

2. 副町長の選任について

（1）選任の時期は。

（2）どのような人選を考えているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

## ○町長（前川芳徳君）

7番 福田勝也議員のご質問についてお答えをいたします。

### 1. 町長の所信表明について

町長は就任にあたり、「継承・変革・進化」を基本方針に掲げ、町政に臨む所信を述べられたと。そこで子育て世代に優しいまちづくりについて。

それから①として学校給食費の完全無償化とした際、その予算規模と財源はというお尋ねですが、学校給食費を完全無償化とした際、現在小学校で791人、中学校で393人の計1,184人の児童生徒がいますので、年間の予算規模は約5,800万円が必要となります。このように完全無償化を行おうとすると、かなりの事業費を必要としますので、一般財源で賄うには現状では厳しいものがあります。さきに同僚議員にもお答えしましたように、選挙期間中に掲げました公約どおり、まず半額としている第2子の給食費について無償化を行いたいと考えています。

子育て世代に優しいまちづくりの一環として、将来的には給食費の完全無償化についても検討するものであり、これを実施するためにはその財源確保を図るとともに本町の財政状況を見ながら、導入すべきものと考えております。

②「こども家庭センター」の具体的内容はどのお尋ねですが、「こども家庭センター」設置の背景には、国における「こども家庭庁」の発足の動きが大きく関係しており、福祉、保健、教育が縦割りとならないよう横断的な支援体制をとるよう求められています。

所信表明において、既存の相談窓口を一本化した「こども家庭センター」と説明いたしました。既存とは子ども・健康保険課の機能である母子保健の相談先として、子育て世帯包括支援センターと、児童福祉の相談先としてのこども家庭総合支援拠点であり、この2つの機能を一本化し、相談内容にかかわらず全ての妊産婦、子供、子育て世代の相談に応じる体制をとるということとなります。

具体的には子育て家庭全般の支援として、情報提供、相談対応のほか、支援の必要性のある妊産婦や子供へは支援計画の策定や関係機関を交えた情報共有、支援、指導を行うこととなります。相談に応じるとは、単に話を聞くだけでは困り事の解決に至らないため、困り事に応じた支援メニューの利用につなげていく必要があります。

支援メニューとして、例えば家事や養育が難しい子育て世代の世帯には調理や掃除等の訪問支援、学校や家以外の居場所づくり、親子の関係づくりを学ぶペアレントトレーニングなど現在は実施していない内容もありますので、本町に必要とされる支援の方法をあわせて検討してまいりたいと考えています。

(2) 地場産業 農業と窯業の振興についての①生地製造業者の平均年齢は。また業者数の推移はどうかのお尋ねですが、製造業に対する工業統計調査が、毎年実施されていますが、平成21年度以降は従業者数4名以上の事業所が対象となっているため、公式な統計が存在していないのが現状であります。

また生地事業者の全体での年齢までの把握はしていませんが、生地組合加盟の事業主の平均年齢は65歳となっています。

事業者の推移については、平成2年の窯元も含めた窯業関連の製造業者数が、594事業者あったのに対し、昨年町で把握している窯業関連製造業者数は、約300事業者であり、50%の減少と大幅に少なくなっています。

②農業、窯業従事者の担い手不足や後継者問題の今後の対策はとのお尋ねですが、少子高齢化の進展に伴う人口減少は、あらゆる職種に人手不足の影響を及ぼしており、担い手や後継者の不足は大きな問題となっています。

まず農業に係る本町の現在の対応ですが、後継者がいない農家の農地対策として、農地中間管理事業を活用した、認定農業者や農事組合法人等への農地集積を進めるとともに、農地と集落維持を目的とした、多面的機能直接支払い交付金や中山間地地域直接支払い交付金の活用による、取組も進めているところです。

なお今後においても新規就農者の確保と支援、担い手の労力軽減となる機械導入への支援など、農業を継続する上で必要と思われるものについては十分検討を行い、必要な支援を講じていきたいと考えています。

次に窯業についてですが、波佐見焼の産地を取り巻く状況は従事者の担い手や後継者の不足、燃料や資材等の高騰、先が見通せないコロナでの売上げ減少、借入金の償還など多くの問題を抱えています。

特に生地業の担い手、後継者不足は深刻で、数年前に商工会で実施されたアンケートでは、代表者の年齢は60歳以上が全体の64%を占め、後継者についても79%がいないと回答されています。

このような状況で生地ができないために商談の機会損失という事態も発生しているのが現状です。この間、対策として業界からの要望もあり、平成27年度からは窯業人材育成事業を行い、これまで7名の研修生に対して4名が本町に残っていただき、一定の効果はあったものの、課題を解決するまでには至っておりません。

この事業もコロナの影響で人材募集もままならず、今後制度の変更も見据えて関係団体とも協議を進めているところで、業界の意識改革も含めて議論を深めて解決策を見いだしていきたいと考えています。

### (3) 観光交流人口の拡大について

①「西の原」・「陶芸の館」一帯をハブとした町内周遊ルートの計画とはとのお尋ねですが、本町の観光交流人口については、岡村達馬議員の一般質問でも答弁しましたが、平成13年に「来なっせ100万人」のスローガンを掲げられた当時の約48万人から体験型観光プログラムの開発や陶器まつり50周年、農家レストラン、温浴施設の開業、宿泊施設の開業など観光誘客にとっての追い風もあり、平成29年には念願の観光客100万人を達成いたしました。

また本町の観光地帯をエリア分けすると、「中尾・鬼木エリア」と「西の原・陶芸の館エリア」それから「南地区の温泉エリア」の3つに大きく分けることができます。その中でも誘客の中心を担っているのが、民間活力と公的な施設が集中する「西の原・陶芸の館エリア」であります。

このエリアは言うまでもなく、民間主導で整備された雑貨やカフェなどが連なる西の原や新しい観光スポットであるHIROPPA。公的施設である陶芸の館や、やきもの公園。昨年オープンした波佐見ミュージアムなど集客力があるスポットが集積しています。これらのスポットを今までは単独で訪れて、1か所だけで帰られている観光客も多いことから、周遊していただく仕組みづくりや、このエリアのさらなる魅力向上を目指していきます。今年度整備しているやきもの公園裏側の大型バス駐車場の一部舗装化もほぼ完成しており、イベント時など車での来客に対しての受皿拡大。やきもの公園での催事の充実や、陶芸の館2階の展示コーナーの見直しも構想に入れながら、魅力アップを目指してまいります。

またこのエリア内の周遊だけではなく、「中尾・鬼木エリア」や「温泉エリア」にも車での移動はもちろん、レンタサイクルとして15台導入済みの電動アシスト自転車の有効活用や、周遊タクシーの充実を図りながら、町内をくまなく周遊できるような仕組みづくりを関係団体とともに作り上げていきます。

#### (5) 新しい時代への対応について。

①自治体DXの具体的な内容と見込まれる効果はとのお尋ねですが、本町での自治体DXの取組は、これからの部分が多いことは先の同僚議員の答弁で述べたとおりです。今年度においては窓口に来なくても各種手続が可能となるよう電子申請システムを導入し、早期の受け付け開始を目指しており、この取組は自治体DXと言えらると思います。

一方で自治体DXの本旨は、町民皆様の利便性向上と行政への信頼性向上であり、前段の町民皆様の利便性向上は、今回導入した電子申請システムや今後導入を検討している各種証明書のコンビニ交付などが考えられます。また先行団体では窓口での各種申請書の記入を可能な限り少なくするため、タッチパネルによる選択制にするなどの事例があり大いに参考になるものと思われまます。

後段の行政の信頼性向上は利便性向上に加え、DXを進めることで行政手続を効率化し、多様化する行政需要に答えることを捉えています。

行政手続には長い歴史があり現在のやり方になっていますが、スマートフォンを通じて様々なサービスが提供されている現在にあっては、行政もその発想を転換する時期に来ていると思いません。

本町では昨年度、波佐見町DX推進委員会を立ち上げ若い職員を中心に身の回りの業務に変革する点はないか検証を始めているところですので、今後新しいアイデアを期待しつつ、役場全体にDXの発想を広げていきたいと考えています。

このため最終的にはこのDXによって、業務改善による町民皆様の利便性向上が図られることが効果となりますが、現時点ではDXの推進を通じて、業務の在り方自体を見直していることも大きな効果だと考えています。

②「ふるさとづくり応援基金」の今後の活用はとのお尋ねですが、「ふるさとづくり応援基金」の今後の活用については、これまでも継続的な経費や事業への活用は極力避け、単年度ある程度、またはある程度期間を区切った事業に活用することを念頭に置いての活用を基本としてまいりました。今後もこの考えを基本としつつ、自治体DXの推進と、新しい時代への対応に向けた取組に要する経費への充当について検討してまいります。

## 2. 副町長の選任について

(1) 選任の時期はというお尋ねですが、副町長については、本来であれば早急に選任して本定例会期間中に議員の皆様にご提案し、ご承認をいただくべき事案ではありますが、もろもろの事情によりまだ結論を出し得ていないというのが現状でございます。行政事務の執行において、副町長不在というのは非常に厳しいことは承知しておりますので、年末あるいは年度末までの期間になるべく早く選任したいと考えております。

(2) どのような人選を考えているかと。

副町長という立場は、行政事務に明るいことはもちろんのこと、私の補佐役として私が的確に判断できるよう各課の事務事業や各関係団体の情報を整理するとともに、町全体の方向性と照らし合わせてその調整役を担っていただきたいと考えています。

また管理職とのコミュニケーションを通じて、各課の事務事業の進捗状況や職員の勤務状況を把握し、私に組織上の課題などについて助言を行っていただくことも期待しています。

このため波佐見町役場の勤務経験があることが望ましいところですが、私自身が役場職員出身であり、副町長の職責も経験しておりますので、様々な選択肢は排除せずこれまで申し上げた職責を果たすことができる方を人選したいと思います。

なおそのほかの質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

## (4) 教育、文化、スポーツの振興について

①競技力向上、生涯スポーツの支援、対策はとのお尋ねでございますが、本町ではスポーツは盛んに行われており、スポーツのまち波佐見と言っても過言ではないと思っております。本町の体育協会には16のスポーツ団体、スポーツ少年団には15団体が所属され、それ以外にも個人やグループで多くの方が、いろいろなスポーツを楽しまれています。このほかにも総合型地域スポーツクラブの取組として、健康体操なども実施されており、子供からお年寄りまで様々なスポーツを楽しむ環境づくりは整っていると思われれます。

このような中であって、子供たちの競技力向上については競技人口の拡大と指導者の確保を進

めていく必要があると思っております。現在の子供たちはゲーム等の普及で、スポーツに触れ合う機会も少なくなっているように思います。子供たちの健全育成のためにも、こういったスポーツを通じた教育は必要であり、そのためにはいかに子供たちがスポーツに触れ合い、スポーツに興味を持ってもらうか。そういった機会をつくる必要があると考えております。

そのため人づくり推進事業として小学校低学年を対象とした「のびのび運動教室」を開催しています。このような運動教室の啓発を図り、体育協会やスポーツ少年などと連携し、競技人口の拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

また競技力の向上には、指導者の存在は欠かせません。しかし競技団体によっては指導者の高齢化が問題となっております。これには以前から言われていたことではありますが、現在の指導者は、ほぼボランティア状態で指導を行ってもらっているのが現状です。この指導者の後継者問題を考えるとき、このボランティアをいつまで続けられるのかという切実な問題に直面しています。

こういった指導者の置かれている現状を改善し、次の指導者を確保していかなければ、その協議自体の存続も危ぶまれ早急に解決しなければならない課題だと認識をしております。部活動の地域移行の問題とあわせ、解決を図ってまいりたいと思っております。

一方、生涯スポーツについては先ほど申したとおり、子供からお年寄りまで様々な団体、個人がスポーツに取り組まれており、その取組内容も競技力の向上を目指す団体個人もあれば、体力の維持や健康で過ごすため、スポーツに取り組まれている団体・個人などそれぞれの思いや立場の中で、スポーツを楽しまれていることと思っております。

今後教育委員会としましてはこの生涯スポーツを楽しむための、グラウンドや体育館などの施設や設備が、いつでも快適に利用できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また今後も各種スポーツ団体、個人への支援や総合型地域スポーツクラブへの支援について、さらに充実するよう努めスポーツのまち波佐見を一層推進してまいりたいと思っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

前川町長も就任されて1か月が経とうとしております。波佐見町の勢いを止めることなく、一瀬町長の6期24年間の実績をしっかりと引継ぎ、時には時代に合わせた変革、未来に向けた進化を基本方針に掲げておられます。

またこれから訪れる人口減少社会において、まちづくりの根幹である人づくりのための支援等も考えられていらっしゃると思います。今後の波佐見町の発展のためにですね、ご尽力されますます元気のある住みやすいまちづくりのために、ご活躍されますことを期待するものでございます。

今回町長の所信表明について質問させてもらっておりますが、同僚議員からも同じような質問が出されておりますので、重複することがあるかと思いますが再質問させていただきます。

はじめに、学校給食費の件ですが現状第2子が半額、第3子以降が無償化となっているようですが完全無償化にした場合は5,800万円の予算規模になると。現状ではどのくらいの予算になっているのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

学校給食費の現状ということでお尋ねでございますけども、先ほど申したとおり児童生徒数の数に合わせて大体5,000円。中学生で5,000円、小学生で4,200円ということの基本をしております。5,800万円ということしております。

現在その中で第2子を半額、第3子以降を無償化ということで、そちらの予算は約1,200万円の予算を計上いたしております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

昨日も同僚議員からも質問がありましたけども、完全無償化については時限的な措置ではなく、恒常的な措置でいくということを考えているようでした。

1回もう完全無償化にした場合ですね、これから財源不足を理由にまた現状に戻すということなかなか難しいかと思えます。これからの人口減少、あるいは高齢化社会においてですね、町税等の減収も考えられますが、完全無償化に向けて財源確保するためには、どのような対策をお考えなのか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほどご質問ですけれども、どういった財源確保するのかということですが、給食費というものは、基本的な経常的な経費になってまいりますので、今かかっている計上経費の削減、徹底した行政改革によって捻出すべきところがございますけれども、当面はですね臨時的な経費にどれだけ今活用といいますか、基金として残っているふるさと納税あたりを充当しながら、一般財源の何と言いますか、これまで一般財源を充てていた財源をそちらのほうに捻出しながら充てるという、当面はですねそういうような方法も考えられますが。

究極は行政改革によって捻出した財源を充てる以外はございませんので、当面はその半額としている第2子についての無償化を進めながら、その中でいかに財源が確保できできるかという時点においての完全無償化を考えたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

財源等をクリアしなければならない課題もあろうかと思いますが、保護者の経済的負担の軽減として、早期実現に向けて検討していただきたいなと思っております。

今ですね兵庫県の明石市のほうで例を申しますと、今ちょっと市長のほうでちょっと問題もあっているようなのですが、明石市が行った5つの無償化で経済を活性化ということで、高校3年

生までの医療費と第2子以降の保育料、おむつ代、学校給食費、主な公共施設の使用料は全て無償化という対策をされております。また予算も2倍に膨れ上がったそうなのですが、子育て世代の家庭が移住して人口増と。また税収も上がったということも聞いております。

このように本町でも人口減を抑制するためにも、若い世代の流出を抑えるなど子育て世代です、世帯の移住、定住にもつながるかと思っておりますので、完全無償化の実現に向けて一言何かお願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

都市の規模なり、あるいはその地域の産業なり、あるいは就業形態によってもかなり取り組むスタイルといたしますか、姿勢というのが変わってくると思えますけれども、そういったものを参考にしながら本町で取り組める部分については、十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次に「こども家庭センター」の件ですけれども、やはり妊産婦、子育て世代ですね。子供への一体的な相談体制を構築するために「こども家庭センター」を設置され、計画されているようです。

現在の少子化の解消につながるように、安心して出産、育児また医療などができるようなですね。相談所あるいは環境整備に向けて検討、協議を進めてもらいたいと思っております。

続きまして地場産業の農業と窯業の振興なのですが、生地製造業者の年齢もさらに高齢化が進むものと考えております。うち父親も生地業、鋳込みを営んでいるのですが、今年でもう79歳と。それでまだ現役で仕事をしております。

約30年前私も前職を退職して波佐見のほうに帰ってきたのですが、その当時からのこの生地業も先が見えないから後はつがなくていいよと。自分で好きな仕事を見つけてやれというふうに、後継者としては引き継ぐこともなかったんですが。

その当時やはりうちの父親も生地組合の理事もやっていますね、やはり結構個人で2、300件生地業やられる方がおられたそうです。現状を見ても、さらに事業者さんも減ってくるかと思えます。

現在窯業人材の育成、支援事業ですかね。それでやはり7名の方が登録されて、4名の方が実際携わっているということで、実績としてはなかなか厳しいものがあるのではないかなというふうに思っております。

それで生地事業者さんで組織されている生地組合さんがあるかと思えます。その方とですね現状の把握なり今後の後継者問題、生地事業の運営をどうしていくのかというふうなヒアリングとか意見交換などされたのでしょうか。またされていなかったら場合によっては議会のほうでも

産業厚生委員会がございますので、一緒にそういったヒアリングなり、意見交換をされたいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この窯業人材育成事業を実施する平成27年からは、この事業実施に当たって常に生地組合の幹部の方との協議というのは毎年実施をしているところでありまして、また会長さんとは常に電話連絡だったり今の情勢の把握だったりというのをやっているところです。

ただ生地組合さんだけ集めて、こちらの町側と一緒に懇談、その担い手不足に対する懇談というのは、そこまでやっていない経過があります。ほかにもいろんな石膏問題とかそういう部分はやっているのですが、それに関しては一対一という部分では無いともありますので、そういう部分を今後つくっていかないといけないなどは感じております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

地場産業の窯業、農業もですけど。後継者問題は元気な波佐見町を維持していくためにはですね、とても大きな課題かと思いますので解決に向けて前進してもらいたいなと思っております。

次に観光交流人口の拡大についてなんですが、「西の原」「陶芸の館」一带をハブとした周遊ルートの計画についてはですね、歩道の整備等についてこれまでも一般質問してお伺いしたところでもございます。あと誘客の周知についてはどのような方法を考えなのか、お知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

誘客の周知といいますと、PRっていう部分でよろしいのかというところですけども、当然ながらいろいろな媒体を使って、紙媒体やあとホームページ、あとインスタグラム。そういった点で、いろんなイベントの周知とか誘客自体の周知は行っているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

特に西の原地区においてはある程度交通量も多くですね、歩道の狭いことから大変危険だと感じております。お客さんに安心安全のために歩道や横断歩道等の整備を早急に対策する必要があるかと思います。

県道の歩道であることからですね県との協議とか要請となろうかと思うのですが、地元等の住民の方には観光客の方からの苦情とか要望等は入っているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

交通安全の対策ということで私のほうからお答えさせていただきます。

当該地区は区画整理の区域でありまして、これから道路整備等が行われるということになって

おります。したがって現状はですね、当面は現状の道路の形態や歩道の形態が維持されるものというふうに思っております。

そこで大変、横断歩道でないところを横断される方が多いということで、地域の方からこちらのほうにもお声がきております。

今後県とも話をするのですが、なかなか構造的に対策が打てないところでございますので、看板設置なりっていうのを今総務課のほうで検討しているところでございます。横断は、横断歩道ということで周知を行うということで検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次に教育、文化、スポーツの振興についてなんですが、競技力の向上は指導者の指導力にも関わってくるがございます。指導者に対してどのような講習会とか、講演会とかやられているのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

指導者に対してのそういった講演会研修会ということでございますけども、現在教育委員会で行っています講習会につきましては、熱中症対策とか、けがの防止とか、そういった技術面ということではなくて、そういった健康、生理学的なところを学んでいただくということで、そういった講習会の開催をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

部活とかスポーツクラブをするに至ってはですね指導者の影響力がものすごくあるかと思えます。指導者によっては子供たちの人生を左右する存在でもあります。

特に本町では野球が常に県大会にとどまらず、九州大会とか全国大会に出場して、活躍をしているところでございますが、それも小学校時代から学童野球を通して、学童野球の指導者の日頃からの熱心な指導のたまものだと考えております。

学童野球は町内に4チームあって、その中から培ったものを中学校でも野球を経験された先生方や、あるいは外部指導者の方が指導されて学童野球、中学校野球が一貫してできておりますので、いい結果にもつながっているものだと感じております。このようにいい事例でもありますので、ほかの部活、スポーツ、あるいはその文化面の活動にも生かしてほしいなと思っております。

そのためにも熱心なすばらしい指導者の確保が課題になってくるかと思えますが、これから特に中学校の部活については、顧問の先生の働き方改革などで、部活そのもののあり方も変わってくるかと思えます。

中学校における部活動の地域移行につきましては、昨日同僚議員からも答弁があったように、他市町の動きを参考に委員会を立ち上げると、検討委員会を行う予定であるということでした。

この検討委員会のメンバーにつきましてどのような方を考えられているのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

あくまでも案の段階でございますけれど、昨日の答弁にも申しましたように要綱を今立ち上げていて議案をしながら、検討しているところです。

今のところ考えておりますのは、教育委員会が事務等で事務局になるのですが、学校代表、PTAそしてあとは体育協会、スポーツ団体、スポーツ少年団、いわゆるスポーツクラブさんのほうの代表者さんとかですね。スポーツ推進委員さん、文化連盟の会。文化連盟関係は恐らく文化活動も同じようなものになるだろうと思いますので、文化関係の代表者等々の10名前後の委員の予定をしております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

分かりました。

それでは町長も述べられたように、次世代を担う人づくりのためにですね、学力向上、ふるさと教育とともに部活数もいい社会勉強となりますし、いい経験となりますのでスポーツ振興にもご尽力いただきたいなと思っております。

また生涯スポーツの振興についても、これから人口減少、高齢化が進む中で、医療費、介護費用などの扶助費も扶助費を抑制するためにも、元気なまた健康な高齢者が維持堅持できるように、生涯スポーツの振興についてもご尽力いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおりこれからはやっぱり生涯スポーツっていうところの観点はとても大事だと思っておりますので、様々な観点の中で意欲づくりからですね。その意欲を継続し行動に移す。あるいは行動を移した後の機会の提供だとか、場所の提供等々も含めたものを考えていき、町民の方々の健康づくり体力づくりも含めたものと競技力の向上という2面から進めていきたいなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次に自治体DXについてなのですが、これまでですねたくさんの同僚議員の方からも質問がありましたので、自治体DXによる行政サービスの全体的な展開等は理解したところでございます。

それでは町民目線で何点かお伺いしたいと思いますが、今後コンビニエンスストアで各証明書の発行ができるようになるとお伺いしております。多分住民票などかと思いますが、住民票のほかにあとどのような証明書が発行できるようになるのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

総務課で想定をしているものについて、まだ今後予算の査定もありますのでどの程度までやれるかというのはあるのですが、基本的に住民票、印鑑証明あと納税証明書等ができればというふうに考えておりますので、その方向で検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

現在窓口で証明証の発行の手数料なのですが、住民票であれば300円とかですね、そういった手数料があろうかと思えます。コンビニエンスストアでの発行手数料も窓口と同じ手数料になるのかお伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今後検討の余地はございますが、原則は一緒だろうというふうに思います。ただし、かなりのシステムの改修費用もありますので、このあたりは財政当局と検討して今後定めていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

町内ですね6店舗ほどコンビニエンスがあるのですが、全店でできるようになるのか。店舗を限定して、指定されたコンビニになるのか。あるいは銀行とか郵便局でも発行ができるようになるのか。そこあたりをお伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずはそのコンビニエンスストアに、いわゆるマルチコピー機っていうのですかね。写真とかいろんなチケットが販売できる機械が置いてあるところが基本的にコンビニ対応というように伺っておりますので、そういったいわゆるマルチコピー機が置いてあるコンビニエンスストアではこういったコンビニ交付できるものと考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次にふるさと基金のほうなのですが、順調に実績を伸ばしておりますふるさと納税であるのですが、本町にとってはものすごくありがたくですね、いろんなかたちでふるさとづくりの応援基金が活用なされております。町民の要望あるいは経済対策、地場産業の発展のために有意義な活用を期待したいと思えます。

これまで町長の所信表明の内容についてお伺いしたわけなのですが、一遍に全てができるわけでもございません。優先順位をつけながらでも前川町長の政治信条でもあります「実行と実現、

必ず。」ですので実現できるものと信じております。

どの事業も予算あつての実現でしょうから財政面と向き合つて、職員さんと実現に向けて頑張つていただきたいなと思つております。

それで続いて2番目の副町長の選任についてなんですが、町民皆さんも気にしているところがございます。町長が就任されて約1か月が経ち、副町長不在での業務となっているわけですが、何らかの支障はないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

大変失礼いたしました。支障はあつていないかというご質問ですが、支障がないと言えば嘘になります。

確かにです。事務の専決の中で、副町長で済んでいるものを全ての決裁をするという状況でございますので、かなりの書類も回つてまいりますし、ほかの副町長がすべき役職というものも現状では取らなくてはならない、やらなくてはならないということを考えればかなり厳しいものがございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

本当今回の定例会で選任もあるのではないかと期待もしたわけなのですが、町長選が同時に行われた隣の川棚町では早速、副町長の選任があつております。

現在副町長不在での業務に遂行されていることではありますが、町長、管理職にもそれなりの負担があつているものと思つております。また町長の職務も多忙であり、出張や体に無理がかつて体調を崩した場合などやはり職務代行があります。

早い時期に選任されたらいいと思つますので、次の12月定例会とかです。年度末をお考えというふうなこともありました。人選が決まり次第、臨時議会でも開いて副町長の選任の議案を提出されたらどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

はい。ご指摘のとおりです。早急に人選をしてまいりたいと思つますけれども、それがご指摘のように臨時会を開いてでもすぐという状況には今のところございませんので、できましたら年末あるいは年度末までには人選させていただいて、議会の御承認をいただきたいというふうな考えでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次に人選についてなのですが、人選についてはどうなのでしょう。難しい、相手もいることでちょっと厳しいかなとは思つたのですが、人選について3パターンつていいですか。

一つ目は町長の答弁でもあったように、現在の町職員ここにおられる方からか、OBかというふうな考えがございます。

2つ目としてはですね県の職員からですね、誰かを連れてくるとかそういうふうな方法もあるうかと思います。

あと3つ目として民間から抜擢すると、そういうふうな考えもあろうかと思います。就任されてですね1か月なりますけども、これまでに候補になるような方に接触とか打診とか、そういったことはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○議長（百武辰美君）

非常にお答えしにくい部分もございますけれども、おっしゃったように人選はあらゆる角度、方向性を見ながらですね、対応してまいりたいと思いますし、答弁の中でも申しましたとおりやはりある程度は行政事務に明るい方が望ましいというふうに私は考えております。

全く知らない世界から来て、行政事務にあたれと言われてもその中で判断がされるのは大変難しいものがあるうかと思います。例えば大きい都市では2人制の副知事あるいは副市長なりを置いてそういった考え方を捉えて、民間から採用される場合もあるようでございますけれども、波佐見町程度の規模の町においてはやはり、ある程度行政事務を経験されたあるいは理解された方が適任ではないかなということでは思っておりますので、そういうことを考えますと行政経験者あるいは今の現職の庁舎職員の中から。あるいは退職OBということも対象者の範疇に入ってくるのかなというふうにも思いますし、あるいは先ほど申された、県からのそういった副町長への執行じゃないですけども、そういった県からの職員さんをお願いするという方法も、一つの方法ではあろうかと思います。

そういったいろいろな選択肢の中から今の波佐見町といいますか、時代に合った副町長という方を選任していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

やはり今答弁でありましたとおりですね、やはり一つ目の職員から人選するというのが一番妥当なものかなと思っております。

ただ現職の職員についてはですね、やはり退職してから特別職として就任することになるわけなのでですね。やっぱり管理職もまだまだ退職まで期間がある職員は判断するのも、ちょっと難しいのかなという考えもありますし、OB職員につきましても、やはり適任者がいらっしゃればそれでよろしいのでしょうか、あと2つ目の県職員の人選というのもやはり人望とかですね、人格が分からないので本当にこう信頼できる、人選ができるのか。というのをそういう考えもあろうかと思います。

3つ目としてやはり一般の民間からの抜擢ということで、一瀬町長のときのように民間出身の

町長であればやはり副町長は行政マンがふさわしいかと思うのですが、前川町長はですね副町長も務められましたので行政業務は全般的にもう把握はされているかと思います。職場の雰囲気や、あるいは職員の仕事に対する士気を高めると、そういう意味でもやはり行政に精通された民間のからも人選もありなのかなあと考えておりますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃったようなですね対象の方に、そういった適任者がいらっしゃるようであれば、そういった方も対象者として人選の中に含ませていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

何よりやはり町長が一番信頼できる、また職員から信頼される人選を期待したいと思います。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で7番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。

それでは通告に従い質問いたします。

1. 町民霊園の無縁墓（継承者がいない墓）への対応策について

昨年12月議会以来、町民霊園についての問題点を指摘し、条例の見直し等を含め継続して改善を求めてきたが、その動きは見られない。

（1）7月に公告を出した無縁墓に関して、これまで町が支出した金額（欠損を含む）はいくらか。

また、今後要するであろう金額はいくらになる計算か。

（2）継承者がいない墓を増やさないためにも、独居者に関しては緊急連絡先の把握が重要である。これまでどのように把握されてきたのか。

また、生活保護世帯の場合はどうか。

（3）町民霊園の無縁墓への具体的な対応策について方針は。条例を見直す考えは今もないの

か。

## 2. 波佐見高校の存続について

所信表明に波佐見高校支援策は全く言及されていません。危惧される地域の消滅への対応策として町長が言われる「10年先、20年先の一手」には含まれていないのだろうか。

(1) 佐賀県が2023年度県立高校入試において県外入学者の上限を廃止した。町はこのことをどうとらえているか。

(2) 有田工業高校が「地域みらい留学」の参加校になっていることについてはどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

4番 岡村真由美議員のご質問についてお答えをいたします。

### 1. 町民霊園の無縁墓への対応策について

昨年12月の議会以来、町民例についての問題点を指摘し、条例の見直し等を含め継続して改善を求めてきたが、その動きがないと。

7月に公告を出した無縁墓に関して町が支出した金額はいくらか。また、今後要するであろう金額はいくらになる計算かというお尋ねですが、全国的に核家族化や少子高齢化が進み、お墓の継承者がいなくなったり、管理する人がいないという無縁墓の問題がより深刻化してきております。

お尋ねのこれまで町が支出した金額ですが、官報公告掲載料の1万8,008円であり、また今後は遺骨整理に伴う再火葬費用や、墓標撤去費、改装処分費用などを考慮しますと約20万円以上が見込まれます。

また令和3年度までの墓地使用料1万8,000円が未納であるため、これが収入の不納欠損処分として見込まれます。

(2) 継承者がいない墓を増やさないためにも、独居者に関しては緊急連絡先の把握が重要であると。これまでどのように把握されてきたか。また生活保護世帯の場合はどうかのお尋ねですが、独居者の緊急連絡先については、墓地使用許可申請時に確認しています。また死亡等で連絡先が分からない場合は関係機関を通して確認をしています。生活保護世帯についても同様の対応となります。

(3) 町民霊園の無縁墓への具体的な対応策についての方針は、条例を見直す考えは今もないのかのお尋ねですが、継承者が不在の場合は、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条に規定された行政手続で、官報掲載及び当該地での縦札を立てた後、縁故者から1年間申出がなかった場合に、無縁墓の解体・撤去ができるものとされていますので、これに即して取扱いと考えます。また無縁墓が発生しないようご指摘いただいた使用者の継承方法や、万が一に無縁墓になった後の処分方法について、具体的に整理する必要を感じています。

このため町民霊園における無縁墓については、他の自治体でも顕在化している問題だと思われるので、まずは近隣自治体の現状を調査し、本町の現状に即した形で検討したいと思います。

## 2. 波佐見高校の存続について

所信表明に波佐見高校支援策は全く言及されていない。危惧される地域の消滅への対応策として「10年先、20年先の一手」には含まれていないのだろうか。

(1) 佐賀県が2023年度県立高校入試において県外入学者の上限を廃止した。

町はこのことをどうとらえているかとお尋ねですが、まず私の所信表明において波佐見高校支援策に関して言及されていないという点についてですが、所信表明の冒頭で、波佐見町の勢いを止めないことを目標に「継承・変革・進化」を基本方針として述べさせていただきました。

波佐見高校支援については昨年度、一瀬前町長がまさに「10年先、20年先の一手」として支援制度を立ち上げたものであり、この支援制度を私も継承していくことは言うまでもありません。

お尋ねの佐賀県が県立高校入試において県外入学者の上限を廃止したことについてですが、先日佐賀県は、2023年度県立高校の入学者選抜実施要項を公表し、その中でこれまで県外志願者の募集人員に対する入学枠を廃止するというものです。隣接する佐賀県立有田工業高校へは、波佐見中学校から進学する生徒がいることも事実です。

今回の佐賀県の取組は、少子化を背景とした生徒獲得に向けた動きということで捉えております。

(2) 有田工業高校が「地域みらい留学」の参加校になっていることについてはどうかというお尋ねですが、「地域みらい留学」とは都道府県の枠を超えて、地域の学校に入学し、充実した高校生活を送る制度で有田工業高校のセラミック科とデザイン科が今年度から生徒募集されたと承知しています。

有田町においても、この「地域みらい留学」で進学される方に対して支援制度を設けられているようですが、今年度の活用はなかったとお聞きしています。

本町では波佐見高校支援を立ち上げましたが、支援メニューの一つである生徒を確保支援事業の入学支援補助や、通学費補助などについては、本年度より開始しており本格的に動き出したところではあります。

またこの夏の波佐見高校オープンスクールには、昨年を超える参加があっており、この支援制度の効果も一因としてあったのではないかと考えています。

オープンスクールの折には、参加者に対して本支援制度の周知も行われていますので、波佐見高校を選ぶきっかけの一つになることを期待しています。町としましても、県内外問わず他の高校に負けない波佐見高校となるよう、支援制度の継続はもちろん学校の魅力アップ等について、今後学校や関係機関と協議の場を設けるなど、引き続き取り組んでまいります。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

これから行う再質問では今町長が読み上げられた答弁と重なる点もあるかとは思いますが、私の質問の趣旨をよくよくご理解いただくためであり、また回答を再確認するためでもありますのでどうぞご了承ください。

通告の前提でも述べましたが私は昨年の12月の議会以来、町民霊園について継続して質問をしてまいりました。最初は町民の方からの声を単に伝え、改善を求めたのですが、詳しく調べていくうちに、いくつか見過ごすことができない問題点があることに気がつきました。私が繰り返し同じ質問をしていると思われるかとは思いますが、繰り返しではないということをご承知おきください。それでは始めます。

まず初めにあらかじめお尋ねをしていたのですけれども、ご覧ください。これが町民霊園に建てられた町長も言われた立て札であります。これは官報に載せましたよというふうな証明のものですね。これ付けなくてははいけません。

ここでちょっと指摘しておきますけれども、最初の「広告」って書いてあるのですが、漢字が間違っておりますので一番左から3行目のこの「広告」これも間違っております。「公に告げる」というのが正しい使い方です。本文中の文は正しく書いてあります。次のときは気をつけて書いてください。

質問ですけれどもお亡くなりになった方のお名前とか、本籍地は消してありますけれども見えないようにしてありますが、死亡されてから今何年経つということはやはり答えてもらえないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

亡くなられてからということで9年経ちます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

亡くなられて9年経つということで、なぜこの9年が必要かという、私が申しています公告を、条例の第19条、改葬についてのところですが、改葬の対象にこの方がなっているのかどうかというのをまず明らかにしなくちゃいけないかなと考えましたので、対象だと課長は考えられますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おっしゃるとおりこの条例 第19条、改葬がございますけれども、この対象になるということで判断をいたしております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私もそうだと思っていたのですよ。でも昨夜ですね、昨夜といっても今朝方なのですけれども。条例を詳しく見てたらですね、私の解釈間違っていたなと思うのですよね。

生存中に3年以上の滞納があった場合は、死後5年に改葬しますよっていうふうに書いてあります。または滞納がなくなって5年間継承者がいない。その5年支払ってそれで使用権が消滅して、さらに5年って書いてあります。ということは10年ということですね。10年亡くなって、生存中に滞納してないのであれば、10年間でこの19条の対象になるというふうにこの条項は読むべきではないかなと思ったのですが、私が間違っているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

この町営霊園条例の19条、改葬でございますけども「17条の規定により使用許可の取消し」ってということで17条が墓標を、許可を受けてから3年を経過しても墓標を設けずという状況がこの17条に書いております。

または前条による使用権の消滅後5年を経過した場合と、この前条は18条の使用権の消滅でございますけども、これは使用者が死亡した場合において相続人もしくは縁故者等で5年を経過しても祭祀を承継するものがないという時に、町長はこの墓標及び焼骨等を一定の場所に改葬することができるという状況で、今回の場合は使用者の方がお亡くなりになられております。で縁故者、継承者がいないということで、この改葬については町が行っていく。5年ですね、5年を経過した場合においても、町長は一定の場所に改葬することができるという状況でございますので、今回についてはこれに当たるものというふうに判断をいたしております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

使用許可の取消し、または使用権の消滅があつて5年って書いてあるのですよね。使用許可の取消しは墓標を立てていないのが3年続いたら、この方は墓標をしっかりと昭和53年に建てておられますからこれには該当しません。あと3年間の使用料の滞納もなかったと。いま亡くなって9年経つということは、生存中はきちんと払っておられたということが確認できました。

ということは、使用権の消滅。5年間継承者があられなかった。これで、5年で使用権が消滅します。ですからそれからさらに5年って書いてあるので、10年したら改葬しますよっていうことになるのかなと私は解釈しました。もうこれはいいのです。9年であと1年たったら10年になりますので、10年後には改葬の手續に、改葬することができるっていうのですが、この解釈が私はすごくずっと引っかかっているのですよね。

まずはこの条例の改正をしていただきたいってというのが、私の一番の要望というのですか、提案なのです。何のためかという町民霊園に無縁墓をつくらない。今回の方が1号なのでこのことについて、やはりみんなで考えていきたいと思っております。その根拠は何かと、根拠は、理由は何かということなのですが、ここですね。

これ読めるでしょうか。町民霊園に無縁墓ができかけている現状で、どれだけの支出があっているか。これから支出になるかっていうことでちょっと計算を出しました。区画整理事業とかそういうものと比べたら本当に額は小さいです。しかし、小さいからほっといていいのか、無縁墓がいっぱいできてもいいのか、潤沢でない町の財政を圧迫まではいかないけど、やっぱり食い潰していくことになるのではないかなと私は小心者ですので危惧します。

ここで質問ですけども、あそこのクエスチョンのところを見てください。赤いクエスチョン。

「改葬処分経費」これは何のことですかね。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

その図の表のクエスチョンのところ。処分費ですね「改葬処分費」の経費でございますけども、今ある町民霊園の中に遺骨が納められております。当然継承者がいないという状況になればそこを、その関係で今官報のほうに1年間経過して継承者があらわれないという場合はその墓標について撤去をできるという状況でございます。

撤去できるっていうのは、今墓標がございます。その分の撤去と中に残されている遺骨を移動する。その分の改葬処分費でございます。それが含まれております。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

実はこの表を私があらかじめ作れたのは、産業厚生委員会の調査のときに傍聴させていただいたのですが、私委員じゃないものですから。そのときにちょっと私の知りたいことが、議論されなかったの改めて係長さんに質問状を出して、書いてもらってこの表を作っております。先ほど回答されたのもこれとほとんど全く一緒でした。

今課長が言われたのは、墓標撤去費の20万円のことを言われたんですね。石をどうするか。これは業者によって見積りをしてもらったら20万円と言われました。私は聞いたのは上です、クエスチョン。改装処分経費。これは石じゃなくて骨なんですね。遺骨をするのに分からないっていうのはお寺さんに預けるか、どうするかまだ方針が決まらないので、分からないのでクエスチョンになっているという説明を私は受けました。お寺さんには相談をされましたか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほども申しましたとおり、この処分費。永代「改葬処分経費」っていうのは中に収まっている遺骨を移動する。その改葬ですね。その分の処分費っていうことでご理解をいただきたいと思えます。

そのあとについては、お寺に永代供養で納骨堂に入れてもらう方法もありますし、そのほかのところ集合墓っていう状況で、つくる状況もございます。そのあたりについてはまだ今から検討するっていう状況でございますので、まだお寺さんにも相談はいたしておりません。

今後そのあたりも慎重に検討し、他市町の状況もございますので、その分を参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

お寺にはまだ相談、具体的な相談はしてない。集合墓に入れる。どこに集合墓があるのかなど私は思うのですが、そしてもう一つ。町長も答弁書の中で言われましたが近隣の市町の様子を見ると、近隣のどこを参考にされようとしているのかなど私は思います。

波佐見町のこの町民霊園っていうのは、最初の質問のときにも聞きましたけれども、経緯を聞くにつれ、やられた決断とかいうのがすごいことだなと。私はほぼ50年、半世紀前の波佐見町のこの取組は、すごく良い取組だと高く評価しております。真似できていません。川棚とか彼杵とか。有田はどうでしょうか。そういうふうな、そういうところの合葬墓に持っていかれるつもりなのか。何かそこ理解見えないのですけれども。どっちにしろ、よそに運ぶとなると20万円以上かかるということをご理解いただけたらなと。

あと「再火葬費用」って書いてありますね。今あそこに、遺骨が3つ入っているのだそうです。でも戒名っていうのを見たらご本人、お母様、そしてお母様の両親。お母様の祖母、祖父母。この両親、祖父母の遺骨が一つにまとめられて、3壺。3つですね、3体入っているのだそうです。これを一つにまとめ、そしてそれをさらにどこかに移すと。ここの処分費がかなりかかるということをご理解ください。

あと未納額がこれからいつまでこれが続くかですね。僅か2,000円ではありますが、4年度は無理です。2,000円は確実にかかります。次も方針が決まらなければ、また2,000円。いつ決まるか知りませんが2,000円がずっといくということなのですね。

ここで質問なのですけれども、今この1万8,000円の未収の未納額というのは、不納欠損にはなっていないのですけれども、これは税務課長に聞いていいのでしょうか。

決算のときにちょっと学習をしましたけれども、保健衛生使用料の時効年数っていうのはいつなの、何年なの。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

町民霊園の使用料につきましては私債権になりますので、時効期間というのは5年になります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

5年で時効になるのに、9年分が未徴収として不納決算としてはあげられてないってことですか。何か私よく理解できないです。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほど言いましたとおりですね、この使用料につきましては5年の時効期間という状況になっておりますけども、私債権でありますのでこの時効が成立するためにはですね、本来であれば使用者。今回は亡くなられておりますので継承者の方の時効の援用がなされない場合はですね時効が成立をいたしません。そういう規定がございますので、今現在も時効は継続しているということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

何となく理解ができたような気がします。

次の質問なのですが、これはもう確認するまでもないと思うのですが、こういうケースっていうのは全国的にどこの自治体でもやっぱり問題になっていっている。波佐見町では初めてのケースです。

初めてのなのだから2人、3人もしくは312基の中の何十基とかそういうのが出たときに考えればいいのではないかというふうにお考えですか。確認したいと思います。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

実際もうですね今官報に掲載をして、7月7日に掲載をいたしまして、その1年後に継承者がいないという状況であれば、速やかに改葬であったりそのあたりの墓石の撤去等であったりっていうのは今からですね検討していくという状況でございます。増えてから考えるとかじゃなくて、もう今実際ありますので。今後たちまち、大きなところは佐世保市の大きいんですね。そういう無縁仏、無縁墓っていうのは抱えてらっしゃると思いますので、佐世保市さんを参考にしながらですね、今後このあたりを慎重に進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

それではですね、今の回答を聞いて心強く思うわけですが、19条の改装することができるというこの「ことができる。」のに私ものすごくひっかかっているんですね。

「改装する」というふうに変更をしていただきたいと思います。どこに改装するかはまた別ですけれどもね。改装しますよというふうに、条例自体を改正していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほどから出ております19条の改葬ですね、「町長は、その墓標及び焼骨等を一定の場所に改装することができる。」を「改葬する」に変更という状況ですけども、行政の表示で、こういう条例の文言になっていると思っておりますので、ここはもう「改装することができる。」と、今までどおりの条例でいいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

「することができる」ということはしなくてもいいっていうふうに解釈すると私は考えますので、そこは本当にもう少し慎重に検討していただきたい。それこそ、他の市町を見て検討してもらいたいなと思います。

続きまして、ついからです。これをご覧ください。これ見たことがある方はないと思うのですが、町内のあるお寺さんが最近設けられた納骨壇というのですかね。納骨堂じゃない、このひと箱の中にお骨を納める、預ける。こういった事を課長等は考えてらっしゃるのか。

ここ納めるのに大きいほうじゃなくて小さいほうでも、こんなお金がかかりますね。それを町は一般会計とかで、捻出するつもりでおられるのかなというのを私はちょっと疑問に思います。

話はですね次に行くのですが、（2）のところです。緊急連絡先のお1人暮らしの緊急連絡先の確認なのですけれども、先ほどの答弁では町民霊園の利用者、使用者に限定して答えられましたが、私が問題にしているのは、町民霊園だけじゃないのです。

一般町民であってもひとり暮らしだって、あと身寄りがない。連絡がとれない方が亡くなったら、これは町が、自治体が責任を持って葬儀等を行う。葬儀とか焼骨等を行わなくてはいけないというふうになっていると私は学習しましたがどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

一般の町民の方の縁故者がいない場合の亡くなられた場合という状況でございますけれども、要するに縁故者がいないということであれば、もう1人という状況でございます。

最終的にはそういう火葬にしても、改葬にしても町が負担をして行うという状況になっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

共通理解ができたと思います。いわゆる行旅死亡人。行き倒れの人に限らず、町内の身元がはっきりしている人であっても亡くなってもその葬儀をする人がいないとか、連絡先がつかめないとかいう人に関しては、自治体が責任を持って葬儀等に当たらなくてはならないわけですね。

そうした人が先ほど町長の弁にもありましたように、やはりどこの自治体でも増えていっているわけですよ。そして身寄りが縁故先になっても、いやうちは関係ありませんからといって、お骨の引取りを拒否されるケースは町の中ではたくさん出てきております。そういう状況が、社会が変わっていているっていうことを頭に入れて、こういうケースが増えてもおかしくない状況にあるということをご理解ください。

次ですけれども連絡先ですね。私は民生委員をしておりましたので、要支援者名簿というものを見させて持っておりました。できるだけ地域のおひとり暮らしの方については、連絡先が何事

かあったときの連絡先はここだということを調べてしておりました。

しかし個人情報だからとか、ちょっと行きづらいとか、あと逆に高齢者じゃなくてもっと若い人で単身であるとか。そういうことがたくさん、うちの田舎の私が住んでいる地区にも結構増えてきております。そうした人の連絡先っていうのはどう把握するのでしょうかね。

どのような手段で把握をするというふうに認識されておられますか。高齢者の場合は民生委員が、なるべく連絡がつくようにしていると思えますが。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。それは町民霊園のことについてですか。

○4番（岡村真由美君） 一般町民。

○議長（百武辰美君）

できれば質問を変えてください。ここは町民霊園のことですから。

岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

町民霊園に無縁墓をつくらないために、遺骨が入るところをつくってくださってというのが私の主張なのですけれども、そこにはその人に限らず、町の中にもひとり暮らしでそういうお骨の引き取り手がない場合は、町が責任を持ってしないといけないわけですよ。関連するわけですよ。そうした人が町民霊園のことだけ考えとって、駄目なのでどうするのかということも考えてもらいたい。

連絡先は私が予想しているのは、高齢者に関しては民生委員がある程度やってくれますけれども、そうじゃない場合は警察が把握するそれしかないのかな。あとは分からない、どうなるのだろう。なってみないと分からないのですが、そういう状況が生じるおそれがありますよということだけをじゃあ伝えたいと思います。回答は求めません。

そもそも、この公告を出した方が何ていうのですかね。こういう立場に置かれたということはどうですかね、本当になかったのかなと私は調査をいたしました。そしたらすぐに見つかりました。お友達が。

葬儀を出されたときのお友達4名の名前と、そのときは既に親戚がおられたというところまですぐ分かりました。何で町はそのときにその方に、どうされますかっていう相談ができなかったのか。もうこれはもうその当時の方を9年前の方を責めたってどうしようもないですので、けど本当にそれが単なる書類に書いてあるのではなくて、もっとちょっとこうその気になればたかだか1万5,000人ですか、くらいの町民の情報は誰かが教えてくれたということを知って、そして生前立派な方だったってということを知って、波佐見町の窯業家がこの方に追うところも結構あるということを知って、私はやはり今回この方の改装先っていうのですか、しっかり確保しないといけないっていうに今感じております。

すいませんね。この本、テレビに映るでしょうか。これ「無縁社会の葬儀と墓」という吉川弘文館という専門書を扱う出版社みたいですがけれども、お墓とか葬儀に関する研究論文が11編って

いうのですか、11本載っております。その中に近隣の市町を参考にするとおっしゃいましたけれども、参考になるあれが入っています。これは8月に出たばかりの専門書です。

この中に大阪にあります、大阪は墓がいっぱいあるのですけれども、何でしたかね瓜破、瓜破って書くのですけれども、瓜破霊園っていうでっかい公設の霊園があります。その中に合祀墓っていうのを2010年につくった。そこに身寄りのない無縁墓がないような対策がとられております。これを参考にしてもらいたいと思います。

これも私びっくりしたのですけれども、ネットで見ればすぐ分かります。今年も募集をされておりますけれども、ここは5万円からスタートされた。骨だけ1体5万円。5万円から10年お骨をそのまましていたら、10万円、20年だったら15万円と保管をして、そしてそのあとはもう直埋めるっていうかたちですのですけれども、そうやって無縁墓がないような対策をとられて、こういう近隣だけじゃなくて先進地区の研究をもっとしていただきたいなと思います。

波佐見町と大阪は全然規模が違うし、財政規模も違いますので立派なものはいいです。ただ基本的な考えだけはですね、参考にされたらいかがかかっていうふうに思って紹介をいたします。

あとこれちょっとこれはお坊さんが見えますけれども、京都の郊外にある集落。22軒しかない集落の人たちにお坊さんが声をかけて、みんなで同じ墓に入ろうっていうふうな感じで作られた墓だそうです。もう本当に日本中津々浦々お墓の継承者がいないっていうのは大きな問題になっておりますので、次の50年、今までの50年前に町民霊園ができたので、また次の50年に向けて今大きな決断をしていただければなと要望いたしております。

改装どうするか。改装先をどうするかっていうことはここでちょっと約束していただきたいのですけれども、いつまでに検討、具体的に決めて回答いただけますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほどの質問の前にその前の段階でちょっとお話しさせていただきたいと思います。一応亡くなられてというところで、こちらも親族関係の戸籍等も調べました。その関係者の方にはですね継承するかどうかという通知を差し上げております。

回答はもう継承はしないという状況で、その分の回答をいただいて今回官報に載せたという状況で、手続は踏んで事務処理をしているというのをご回答させていただきたいと思います。

あと改葬をいつまでにという状況でございますけれども、ちょっと重複っていうか前の答弁も同じなのですけれども、今ですね議員が書籍を見せられて、それも参考にしながら今後いつまでにとか、もう1年後っていう状況もございますので、そのあたりは速やかにそういう慎重に本当検討させていただきたいと思います。時期っていうのはちょっと今ですね、明確には言えませんが、そういう状況で慎重に進めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

#### ○4番（岡村真由美君）

はい分かりました。それでは先ほど町長、副町長を12月末、遅くとも3月議会までにはというふうに答えていただいたのですけれども、これに関しては1年ぐらいをめどに具体的に出すと。その際に要望なのですけれども、前回同僚議員が質問した永代使用料の13万円というこの分の返却についても、もう少し考慮、検討していただきたいというふうな要望を伝えたいと思います。永代ってというのは町民霊園においてはですね、未来永劫じゃないっていうことを理解してください。継承者がいる期間だけに限定した永代使用料ですので、そこあたりをよく考えて検討いただきたいと思います。

では次の2の質問に入ります。2項目に入る前に所信表明で波佐見高校に全く触れられなかったというふうに私は伝えました。前提で申し上げたのですけれども、町長がおっしゃったように、継承の中に入っているから言わなかったということを知って、少し安心していたのですけれども、ただ私はですねそれを勘ぐって、波佐見高校の支援策はもしかしたら昨日同僚議員も口にしましたけれども、やらないことリストに事業仕分けにもしかしたらあがっているのではないかなと。半分ぐらいかなり心配をしたということだけは伝えておきたいと思います。

この質問に関しては、ここにこれコピーですが今年の3月の私の一般質問のときの一瀬町長とのやりとりの記録です。この中で町長は波佐見高校、私は確かにですね波佐見高校の支援に関してはすごく、補助を増額するとかいろんなことでやっておられるので、波佐見高校大丈夫かなって少しは安心しているのですけれども、この美工科に関しては下宿をすれば1万5,000円の補助が来ますよとか、あんまりないかなって思っているのですが、波佐見高校野球部に関してはこういう立派なパンフもできております。中には隅田君の写真とかですね。福田さんの写真もしっかり立派なきれいな写真が出ています。これはいいのですよ、すごくいいし。ここに未来寮のことも書いて何でしたかね。もうすぐ2つ目もできますよ、みたいなことも書いてある。じゃないか、とか書いてあって。これを見た人は波佐見高校野球部に入ろうかなっていうふうに思ってくれる、すごく立派なパンフができあがっていると思うのですが、私が言いたいのは美工科の支援を、これはもう福田議員に任せて、私は美工科の支援をというのを3月以来言ってきたのですけれどもそれに関してはちょっと無いかなと。

一瀬前町長の九州一の高校にという言葉、思い出して懐かしく思い出しているところなのですけれども。まあ、それから1年半ぐらい経った今は、これは町に対する落胆じゃないのですけど、佐賀県がここまで来たかっていうような施策にちょっとかなり気落ちして、波佐見高校美工科なくなるのかなっていうふうにかなり思っております。

波佐見高校の美工科がなくなることに対して、町民皆様あと議員の皆さんもそれ仕方ないというふうに言われるのであれば、私は反対をしません。しかしですね、それでいいのかという思いがあるので、もう少しちょっとこう考えていただきたいと思いますので再質問をさせていただきます。

もう時間もあんまりありませんので、最初の質問はもう何か佐賀県が県外枠の上限を外したということについては、多分佐賀新聞とか取ってらっしゃらないので、ご存じなかったのではないかなと思うのですが、私がこの質問をするまで、する以前にご存じでしたかということをおちょっと町長に聞いてみたいと思うんですけども。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私は存じ上げておりませんでした。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

県から来られている企画財政課長はご存じでしたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

私も議員からのご質問をいただいて初めて内容を確認させていただきました。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

隣の県であってもそのぐらい教育行政については、やっぱりこうことがバーンと大きくなると分らないという状況ですね。それで私どもはいろんなところから情報を収集して、お伝えするところではあるのですけれども。

波佐見高校の今年のオープンスクールで多分配られたと思うのですが学校案内です。ここに、これじゃないかな。波佐見高校の県外枠は10%っていうふうに書いてありました。佐賀県は20%にしていたのですけど、その撤廃をしております。20%だから例えばこれは波佐見町が慄くというよりは長崎県が、長崎県教委が、ちょっと心配しているのではないかと。ますます長崎の子たちは、周辺の子たちは佐賀の高校に行きはしないかと。ちょっと心配しているのではないかなというふうに思うわけですが。

今でも有田工業のほうに工業科、機械化、電気科には行っている生徒いるそうですけども、これが全廃になったからといって増えるかということそれはあんまり心配ないのかなと。ただ上限撤廃がなくなったので、行きやすくなったことは確かですね。そして行きやすいところからは嬉野の嬉野高校とか頑張れば武雄の進学校である武雄高校とか、そういったものに行こうと思えばですね、親御さんが10分や15分。日の出城まで行けば5分間ぐらいで連れて行けば、バスが行くわけですよ。だから進学先っていうのが、変わっていくのかな。

佐賀県はこれを狙っているのかなって私は思いますので、まあ参考にされてください。

問題はですね私が一番話題にしたいのは「地域みらい留学」なんですね。「地域みらい留学」については今答弁ありましたけどご存じだったでしょうか。町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

残念ながら存じ上げておりませんでした。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

「地域みらい留学」っていうのは、発端はですね島根県の隠岐。過疎に悩む隠岐に高校生を集めようっていうことから始まったものです。来るものかと思われていたのに、予想に反して全国から生徒が集まった。これは多分、全国ニュースになっていましたので、ご存じかと思うのですね。

これを発端に島根県のそのあたりを中心に島留学になり、そして今は地域みらい留学というかたちになって、有田工業は今加盟して2年目なのですね。参加校が全国で80校ぐらいあるっていうふうに載っていました。80校のうちの佐賀県の唯一の高校が、有工なのですね。

じゃあ工業かというと意外とそうじゃないのですね。ここで集めている、呼びかけているのはセラミック科デザイン科だけです。1年間に5人を上限に入れますよというふうに言っているのですが、これについてどんなふうに感じられますか。これは県の問題ではなく、波佐見町の問題かなと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

県立高校の問題でございますので、直接的には町がどうする問題ではございませんけれども、そういった取扱いについてですね、県の教育委員会あたりに、こういった取扱いがされているということを波佐見町の波佐見高校についても同じような取扱いができないのかというふうな要望あたりはですね、教育委員会を通じてできるのかなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

有田工業が1年目も学校説明会、加盟して参加して1年目の学校説明会をして、いろんなところから親御さんと本人が学校説明会に来たそうですけれども、残念ながら入学にまでは至らなかった。これ何で入学まで至らなかったと想像されますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

推測の域を出ませんが、恐らく例えば寮が完備されてあれば、そこに住むこともできましようし、そういった住居の問題等もあろうかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私も推測の域を出ませんが、そのとおりだと思います。中学3年生の子供をアパートには入れられません。下宿も信用できる場所が見つかるかどうかまでも。そのときは、あんまり

下宿はなかったみたいです。1年前はですね、できなかった。

だから入ったのは良いが辞めるわけにはいかないの、県と、佐賀県の教育委員会かどこかちょっと忘れましたが、必死になって佐賀県と有田町が一生懸命、高校もそうですけれども下宿先をとか受入れ態勢を必死で探して、10人ぐらいは安心して受入れてもらえるところを見つけたみたいです。それでやっと、何というのですかね。胸を張っておいでくださいというふうに言えるようになったみたいです。やっとですね。本気になったみたいです。

ということはですね、佐賀県に有田に、長崎県の子も波佐見高校に来るかなと思っていても行けるのですね。3万円の補助が出ます。行けます。そういうふうに長崎県からももしかしたら、福岡からもあそこに行くのだからということ、もう危機感を私たちは持たなくちゃいけないかなって思います。

ますます波佐見高校に来る他地区の子が減っていくというふうな不安を私は感じているので、落胆をしていると先ほど伝えたわけです。

あと今年の夏のオープンスクールに、来られたのが、すごく印象に残っているのが、埼玉の親子。埼玉からわざわざ有田工業のオープンスクールに息子さんを連れて親御さん来られた。

なぜ有田かというと、実は今高校3年生の娘もいるのだけれども、この子は滋賀県の信楽高校にやっていると。有田も陶芸ですね。焼き物に特化した高校だから、焼き物に興味があるのでしょう。娘は信楽、息子は有田っていうふうにやろうと思う。多分この方は入られるだろうと担当者は言うておりましたけれども、そういうふうに全国から有田は本当に優秀な子弟というのですかね、生徒を集めようとしているっていうことをお知らせしておきます。

最後です。これは愛知県の豊田市を流れる逢妻女川はとかいう川なのです。450メートルぐらいにわたって、もう1キロ以上ありそうに見えますけれどもこれ赤いのは彼岸花です。彼岸花がこの川の両側に植えられております。

これを観光客が散策しながら見るわけですけども、こういう川、河岸のつくり方もあるのかな。桜を植えなくてもいいのかなと、つつじは増えなくてもいいのかなと。彼岸花が咲く芽を切らないように草刈りをすればこれができるのかなって思いました。

彼岸花の球根はうじゃうじゃ波佐見町にもあります。町民1人1人がみんなと一緒に植えたら10年後、20年後にはこんな立派な川もできるような川岸も完成するのではないかな。

これをLINEで送ってくれたのは私の幼馴染、波佐見を出身とする同級生なのですけれども彼女が言うには、湯治楼の前の川土手もみんなの力でこのような、彼岸花の咲く1年に1週間ぐらいだけですけれども岸になったらいいねというふうに言うております。

ぜひあまりお金をかけなくても、観光地っていうのはつくれるのだということ、お伝えして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で4番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

13時より再開します。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は3番 澤田昭則議員。

○3番（澤田昭則君）

皆さんこんにちは。

また新町長前川町長。ご就任おめでとうございます。今後ともよろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 町長の所信表明について

24年ぶりのトップ交代、前川新町長は「波佐見町の勢い」を止めないことを目標に「継承、変革、進化」を基本方針に掲げ、町政発展の施策を述べられた。

そこで、次のことを問う。

（1）子育て世代に対する医療環境の整備で、小児科誘致に向けての取組や新規開業に対する補助制度等を設ける考えはないか。

（2）観光事業で、「陶芸の館・やきもの公園」、「西の原」の観光用歩道整備や周辺整備は。

また、新幹線開業に伴い、長崎の玄関口である本町の観光誘客のためのPR看板等の設置は。

（3）新型コロナウイルス経済対策で、東彼商工会への経営改善普及のため運営事業費補助金を増額する考えはないか。

（5）自治会活動の推進で、各自治会の地域活性化のための取組支援を目的として「自治振興交付金」を増額する考えはないか。

（6）文化の振興で、一層の振興を図るために総合文化会館や歴史文化交流館、波佐見講堂等の使用料を減額する考えは。

（7）福祉や健康の充実のため、散歩や運動のできる公園・施設等の新設や改修等の整備は。

2. 物価高騰対策支援について

原油価格情勢・物価高騰の影響と新型コロナウイルス感染症への対応で、今後、社会的にも経済的にも厳しい情勢が長く続くと予想される。

そこで、町民や町内事業者等に対する影響の緩和を目指した物価高対策として、本町独自の支援ができないか、次のことを問う。

（1）今年度のプレミアム商品券事業で残った分の追加販売の計画は。また、この事業は新型

コロナウイルス経済対策であるが、物価高対策という側面を考慮し、継続支援事業として今後も取り組む予定はないか。

(2) 妊婦は産前産後の準備の費用等で生活費の負担が大きく、一律10万円を給付する制度を設けてどうか。

(3) 家計的な負担の軽減を目的として全世帯を対象に、上水道基本料金の3か月減免を実施する考えはないか。

(4) 農業と窯業の振興で資材高騰に対応するための町単独の補助支援制度を設ける考えはないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

3番 澤田昭則議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 町長の所信表明について

(1) 子育て世代に対する医療環境の整備で、小児科誘致に向けての取組や新規開業に対する補助制度等を設ける考えはないかとのお尋ねですが、既に同僚議員の質問でもお答えしましたが、町医師会に対して小児科の誘致について、町としての方針を説明しご協力をお願いしてまいりました。今後医師会とのご意見を踏まえ、あわせて補助制度についての検討を進めてまいります。

(2) 観光事業で、「陶芸の館・やきもの公園」「西の原」の観光用歩道整備の整備や周辺整備は。

また新幹線開業に伴い、長崎県の玄関口である本町の観光誘客のためのPR看板等の設置はどのお尋ねですが、波佐見町を訪れる観光客は、コロナ前までは年々増加し、右肩上がりの状況があります。

その多くは波佐見焼目当てであり本町観光にとっての中心的存在が、「陶芸の館・やきもの公園」「西の原」であります。所信表明でも述べましたように、その一帯をハブとして徒歩圏で散策しながらの周遊や、波佐見町全体を周遊していただく仕組みづくりは重要な施策だと位置づけています。

本年度は手始めとして、やきもの公園裏の大型バス駐車場の舗装化を行い、イベント時はもちろん平時においてもレンタカーなど車での来客にも対応できるように整備を行ったところです。この焼き物公園周辺を周遊するときに、県道1号線の歩道も使用しますが、通り沿いには観光客が目当てとする店舗もあり、交通ルールを守った周遊をお願いしなければなりません。数多くの観光客が来られるときには裏通りの町道なども、通っていただくような工夫も必要で、周知のための周遊マップなど整備を検討してまいります。

なお歩道などのハード的整備については、県道でもあり簡単にはできないため現段階では観光

客の通行や周遊状況を見守っていくことになると考えています。

また新幹線開業に伴い、佐賀県方面からの誘客が期待できるため、今年度に永尾郷県境の県道1号線沿いに誘客看板のリニューアルを計画しており、今後も必要に応じて誘客看板の整備は実施してまいります。

(3) 新型コロナウイルス経済対策で、東彼商工会への経営改善普及のための運営事業費補助金を増額する考えはないかとお尋ねですが、東彼商工会は平成20年に、東彼3町のそれぞれの商工会が合併し誕生しました。3町それぞれの自治体から運営補助金も支出されており、波佐見町においても年間240万円を支出しています。

本町が助成する運営補助金は、もともと前身は確定申告などの記帳指導に係る助成でありましたが、e-Taxやインターネットでの申告が多くなったこともあり、助成のあり方を記帳指導に限らず運営全般へと変更し今に至っています。

さて新型コロナウイルス経済対策で補助金の増額をとのことですが、確かにコロナの流行で多くの事業者が苦しい状況にある中で、指導機関として手を差し伸べ経営改善に向けてご指導いただいていることは十分承知しています。

しかしながら例えば本町から委託するプレミアム商品券などの業務については、多くの業務量でありご苦勞をおかけしていますが、それなりの事務費も計上しており、また国や県単位でのコロナ対策にも同様な状況もありますので、新型コロナウイルス経済対策による業務量の増加に対して、運営補助金を増加するということは現段階では考えていません。

(4) 自治体DX推進で、専門的部署とはどういった事業内容等なのかとお尋ねですが、自治体DXの目的については複雑多様化する行政需要に対し、業務全体を変革トランスフォーメーションすることを目的としており、その原動力としてデジタル技術を活用するものです。このため新しいシステムを導入することも多く、また複数の課に関係することが想定され、町全体の施策との調整も必要になります。

このことから現在DX推進を担っている総務課の電算情報班の体制を拡充し、あるいは独立する形態で専門部署の設立を視野に入れ検討しています。

この専門部署では可能であれば各課の事務や技術的な支援を集約したいところですが、人員体制の増員や独立した部署となると役場の組織全体にも影響が及ぶため、各課の事務の現状も点検調整する必要があります。

このため今後これらの検討に着手し、しかるべき時期に方向性をお示ししたいと思います。

(5) 自治会活動の推進で、各自治会の地域活性化のための取組支援を目的として「自治振興交付金」を増額する考えはないかとお尋ねですが、本町の自治会は住民に最も身近で、地域に根差した組織であり地域課題の解決と活性化に積極的に取り組んでいただいていることに改めて敬意を表するものであります。

現在「自治振興交付金」は、自治会の自主的な活動を支援するために交付しており、均等割と

して予算額の3分の1を22自治会へ均等に。世帯割として予算額の3分の2を各地区の世帯数の割合に応じて算出した額を年2回に分け交付しています。この交付金は過去に納税奨励金として交付していたものを、事務の簡素効率化と自治会の自主的な活動の促進を図るため制度改正し、自治会活動全般の経費に充てることのできることにしたもので、予算につきましては、平成16年度は1,800万円でありましたが、その後第4次行政改革により1,530万円まで減額しております。

それを段階的に増額し30年度に再び1,800万円とし、あわせて交付率も変更した上で現在に至っています。今後人口減少、少子高齢化が進めば、総合自治会活動にも影響が出てくることが課題として認識しておりますので、自治振興交付金の増額についても自治会の皆様との情報交換等を行いながら、研究検討をまいります。

(7) 福祉や健康の充実のため、散歩や運動のできる公園・施設等の新設や改修等の整備はとのお尋ねですが、健康増進を図るために運動することは大変意義のあることです。現在も各自が思い思いのコースでウォーキングやジョギングなどをされておられます。桜つつみの河川公園内で、青竹たま石を敷設した健康歩道は令和3年度改修工事を行い、老朽化した路面は年次計画により舗装の改修を行っています。

また体育センターの2階では運動器具の充実を図り、今年度はフィットネスバイクの増設を図る予定です。これらのことは十分とは言えないかもしれませんが、今後も既存の施設の改修は適宜行ってまいりたいと思います。

一方広報波佐見6月号にも掲載しましたが、特定健診を受けた方の半数は、LDLコレステロール値が高く脂質異常症の初見が見られます。偏った食事、喫煙、過度の飲酒、ストレス、運動不足が原因と考えられます。健診結果をもとに指導を行っておりますが、多くの方は運動の必要性を感じていても時間がない、気候に左右されると運動が続かないという意見です。

そうしたことから本年度から室内でもできるステップ運動いわゆる踏み台昇降運動を取り入れ、その方の体力に応じた負荷をかけ運動が習慣になるような取組を行っているところです。雨の日やテレビを見ながら運動ができると、参加者には好評で3か月で2キロから5キログラムの体重減少を達成された方や、血圧の低下など一定の効果があらわれています。

新しい公園ができたからといって運動が持続するとは限らず、健康のためにはご自身の意欲が一番重要であると思います。

## 2. 物価高騰対策支援について

原油価格情勢・物価高騰の影響と新型コロナウイルス感染症への対応で、今後、社会的にも経済的にも厳しい状況が続くと予想される。そこで、町民や町内事業者等に対する影響の緩和を目指した物価高対策として、本町独自の支援ができないかということで、

(1) 今年度のプレミアムプレミアム商品券事業で残った分の追加販売計画は。また、この事業は新型コロナウイルス経済対策であるが、物価高対策という側面を考慮し、継続支援事業とし

て今後も取り組む予定はないかとお尋ねですが、今年度のプレミアム商品券は7月19日に販売開始し、8月31日に販売終了しました。売れ残った商品券については今後全世帯に対して、希望を募り申込み世帯の中から抽せんにて当選者を決定し、11月12日土曜日と13日日曜日に波佐見町勤労福祉会館で販売会を実施します。

このプレミアム商品券事業は、議員ご指摘のとおり町内の事業者に対する新型コロナウイルス経済対策を目的に実施しています。コロナの状況を勘案の上事業の継続の有無を判断することになりますが、現段階では今年度までで終了する予定です。

なお物価高騰対策として実施したいとのことですが、これまで実施してきたコロナ対策でのプレミアム商品券事業とは違う考え方で事業構築が必要であり、制度等ゼロベースでその対策に合った施策を検討してまいります。

(2) 妊婦は産前産後の準備の費用等で生活費の負担が大きく、一律10万円を給付する制度を設けてはどうかとお尋ねですが、同僚議員の質問にもお答えしましたが、長崎市においては原油価格、物価高騰対策の一環として国の臨時交付金を財源に、妊婦に5万円の給付を実施されていることは承知していますが、本町では現在のところ妊婦に限定した支援は考えてはおりません。

(3) 家計的な負担の軽減を目的として全世帯を対象に、上水道基本料金の3か月減免を実施する考えはないかとお尋ねですが、物価高騰のあおりは、上水道事業にも動力費の増加など少なからず影響を与えております。地方公営企業の運営に当たっては公共の福祉の増進を重視するのが原則であります。あわせて経済性とのバランスをとることが求められています。

そこで基本料金の3か月を減免できないかのご質問ですが、令和2年度に実施した水道料金の減免は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、外出自粛や積極的な手洗いの促進を図るため、家庭での水道使用量の増加が予想されると判断し、水道利用者の負担軽減を図るため基本料金3か月の全額減免を行い、減収分については一般会計からの補助金で補填したものです。

一方で上水道事業は将来においては料金収入の減少が懸念される一方で、施設の老朽化に伴う更新や災害に耐えうる施設への耐震化等の必要があるなど、多額の費用が必要となる見込みであり、これらの整備を進める財源を確保していかなければなりません。

現在町全体では物価高騰対策としては、非課税世帯の給付金の支給などを進めているところですので、水道料金の減免については現時点で実施することは検討しておりません。

(4) 農業と窯業の振興で資材高騰に対するための町単独の補助金支援制度を設ける考えはないかとお尋ねですが、輸入に頼る原油ガス様々な原材料については、ロシアのウクライナ振興や急速に進む円安などの影響により、その価格の上昇が止まらず、農業及び窯業の経営にも大きな影響を及ぼしています。このような状況から農業分野においては国県では肥料の価格高騰に対する影響緩和対策や、燃料、飼料のセーフティーネット対策等が実施されることとなつています。町としても何らかの支援策が必要と考え、補正第3号に予算を計上いたしました。その内容

は加温を必要とする施設園芸への燃油高騰対策への支援、畜産飼料価格安定制度の経営者積立てへの支援、肥料等価格高騰対策への支援としております。なお今後の状況については関係機関と十分な協議を行い、必要な支援を検討したいと思っています。

一方窯業においては、特に製造業である窯元を中心にガス代など大きく高騰しており、増加額も通常の事業所とは比べものにならないほど多く大きく深刻な状況にあります。陶土や棚板などの材料原料も高騰しており、価格転嫁もやむを得ず、各事業者においてこの苦境を乗り越えるべく努力されています。

またこの燃料資材高騰の影響を受けている事業者は、当然ながら窯業関係者だけではありません。本町の商工業などあらゆる職種全般において、苦しい状況であります。

このことから地域の実情に応じた対策に対して支援が行われるよう、地方創生臨時交付金が国から自治体に交付されており、それらを活用して町独自の支援策を今後検討してまいります。

なおそのほかのご質問については教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. (6) 文化の振興で、一層の振興を図るために総合文化会館や歴史文化交流館、波佐見講堂等の使用料を減額する等の考えはないかというご質問でございますが、こういった施設につきましては公金によって管理運営が行われていますので、その施設を利用される際にはサービスを受ける人と受けない人との公平性を保つという観点から、利用される方には応分の負担として、施設の使用料をいただく必要がございます。

総合文化会館や歴史文化交流館、波佐見講堂等の使用料については、波佐見町使用料及び手数料条例に基づき徴収を行っておりますが、そういった応分の負担が求められる中においても、文化振興を図るという観点から使用料の減額ができないかのご質問ですが、町の文化協会に属している団体の利用については既に50%の減額規定が設けられています。

また町または教育委員会が後援した文化イベントについても減額を行っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）

関連質問に入る前に申し上げますが、澤田議員の通告書の中で、1. 町長の所信表明について

(4) 自治体DX推進で、専門的部署とはどういうふうな事業なのかという読み上げがございましたが、町長答弁いただきましたので、これからの関連質問は質問事項に上がっているということで進めてまいりたいと思います。以後ご注意をお願いしたいと思います。

それでは関連質問を続けます。

澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ありがとうございます。それではですね。最初に24年ぶりにトップが変わったということで前

川新町長にはかなり期待をしております。選挙前に町長が講演会の資料でしょうけども、私がやることリストということで書かれておまして、最初に小児科を誘致するっていうところにチェックが入っておりまして多分選挙期間中も言われていたことだと思います。

所信表明を見て最初におっと思ったのが、あらゆる方法手段を検討してやる、努めるっていうことを書かれていますので、かなり期待度が大きいのかなと思いましたが、あらゆる方法・手段っていうのは補助金制度等も入れての考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃるとおり、そういった補助金制度等含めての措置ということでございます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

この小児科の誘致に関しては私が3月の議会のときに質問したときに、ちょっと今のところは検討できませんとご返答いただいて、ちょっとこう、あつて思ったのですが、かなり難しい問題なので東彼医師会の方と話し合いをしながら連携していくっていう話で終わったのですが。

誘致っていうことは、病院だけじゃなくて企業の誘致もあつて、現在企業の誘致には500万円とかいう事例もありましたけども、今回もしそういう医療制度で誘致する制度になった場合の金額等もまだ考えていらっしゃるということですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

県内ではですね既にそういった小児科の誘致に対してですね、補助事業を設けていらっしゃる場所もあります。そういった事例を参考にしながらということになるかと思いますが、自治体によって全国的に見ると3,000万円だったりあるいは6,000万円だったり、いろいろ幅があるかと思えます。

先ほど言いました先行している県内の自治体においては、昨年12月に補助事業のほうも創設されておりますようですが、今のところまだ小児科の誘致が成功したっていうニュースは入ってきておりません。ですので、地域の医療を支えていただくためには、適任者を獲得しなければならないということもありますので、慎重に対応していく必要があるかと思えます。

少しですね、時間がかかるかもしれませんが、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは町長にお尋ねしますが、先に制度をつくったほうが相談する方にも言いやすいのではないかと思いますけどどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに制度がないと、こういった制度のために制度があるのでこういうふうに来てくださいますという事はできませんが、先ほど担当課長が申しましたように、各市町においてもこの小児科の誘致というのはかなり大きな問題といたしますか、制度をつくったからといってすぐに誘致ができているような市町村ほとんどないようでございます。

例えば先ほど紹介があったっていいですか、西海市においても恐らく制度をいろいろ運用しながら6,000万円ぐらいまでの補助を出すようにされておりますが、なかなか実態としては厳しいと。

それからある方にちょっとお話を伺いましたけれども、ある大きな勤務医だった方の小児科の方がある程度定年を迎えられて、独立じゃないですけども開業に向けて支援をしたいというふうなお話がどっかであったらしいですけども、やはりそういった大きな病院ですら定年を迎えられても常勤としてさらに囲い込みに入られているというふうな状況もありまして、なかなか1自治体に小児科を誘致するというのは非常に厳しいということをお伺いしております。

一定の制度設計をしながらも、うまく各市町の状況こういったものが制度なされているのかということも研究しながら、医師会との意見調整も行いながら進めていくべき問題かなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

大変難しい問題ですけども町長がやることリストに一番に載せられて、それを信じて3,800人以上の方が投票されたということで、ぜひあらゆる方法、手段を検討していただきたいと思えます。それでは次に入ります。

次は観光業ですね。「陶芸の館・やきもの公園」最近ものすごくやっぱり「やきもの公園・くらわん館」に来られる方がいらっしゃるようで、僕も時間があつたらやきもの公園に座って様子を見ておりました。

そしたらかなりの方が、公園としては駐車場的な公園なんですけども、そういう催物をさせているので来客が多いっていうことに気づきまして、1時間ほど先日も見ていたんですけどもトイレの利用者も多くて便利なのだなって。営業マンの方とか観光客の方も、まずここに寄ってから波佐見町を検索しようということ、どっか行かれる様子だったので、一つ気づいたのが、ベンチもない、日陰になるような屋根もない。公園なのにちょっとそのあたりが欠けているなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

議員が今おっしゃるやきもの公園ですね。確かに今言われるような場所はですね、一部何かコメントがあるところの下とかにはありますけれども、全体的なものはまだございません。

ただ現状としては今のところはそこまでの整備はまだ考えておりませんので、今後どういう形になるか分かりませんが様子を見ながら考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

公園に関してはですね、いろんな問題が発生するので改修とか再整備っていうのは難しいと思えますけども、これだけ波佐見町観光的に売ろうとして、最初に寄られるのはやっぱりやきもの公園。僕も以前議会で提案しましたが、道が途中で切れたような陶芸の館の前の道なんですけども、橋をかけることができませんかって言ったら町長は、多額の金がかかるのでちょっと効果的に無理なちょっと返答をされたんですけども、その件に関してはちょっともう半分諦めておりますけども、逆にバイパス線から、この医院の裏を入れてくるルートで、先ほど言われました元ゲートボール場が駐車場にきれいに完備されていまして。舗装されてですね。とても立派な駐車場ができたのだな、身障者用の駐車場までできたりしてしまして。

ただあそこからやきもの公園に入ってくるルートをもうちょっとこう拡充したほうがいいのかなど。あと野外ステージとかもありますけど、ああいうのが現在全然使われておりませんし、和風の庭園みたいなところも以前議会でも言いましたけど全く利用度がない。ポンプで川の水をあげて和風庭園みたいな感じにされる計画でされていたのでしょけど、全く利用されてない。

逆に言ったらもうあそこをもう時代に合わせて、ちょっとこう屋根つきの大きなテントのイベント会場にしたりして、陶器市のときはフードコートみたいな感じにしたりとかですね。とにかく利用できるように再整備をしないと、ずっとまた庭園にするために放置していくのかなと思っております。

あと遊具もない。遊具もないって言ったら先日、陶器まつりのときに世界の窯の上にたくさん窯があるんですけど、そこによじ登って子供たちが遊んでいたのも逆にあれ危ない。登り窯に上ってですね。誰も大人の人も見てない、子供たちがどんどんどんどん登り窯に上って遊んでいましたので、逆に警備員のほうがいるのではないかなという具合に公園としての機能が全くまだないし、都市公園っていう条例がどうなっているのか分かりませんが、そのあたりでもう1回お尋ねしますが、やきもの公園の再整備計画等はできないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

やきもの公園の再整備の計画ということでございますけれども、やきもの公園そのものについては、そもそもの目的がまたちょっと違っておりましたので、現段階での整備の状況を目的としてつくっているところがございます。ですので、遊具がないとかっていう部分についても、そこについては今後もそれについては、予定はございません。

ただそこはさっきの利用の部分についてはですね、我々だけではなくて町全体で考えることで、それについては全体の協議の中で、どのようになっていくかというのはまだはっきりと

これは申せませんが、考えていければと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

お願い事ばかりなので、町長が変わったものですからお願い事ばかりですけどよろしくお願ひします。

それではですね「西の原」のことについてちょっとお話ししますが、「西の原」は私もよく商工会とか行くもので、あのあたりの近くの商店街の人とも話す機会があったのですが、何かお願いというか町政に対して何かないですかって聞いたときも、もうちょっと歩道をしっかりとってくれとか。

なかなか両方が歩道みたいに観光客の方は思われているみたいなので、両方をもう行ったり来たりされています。何回も話出ていましたけど途中で横断したりなどですね。だからしっかりした観光的な歩道というのはできないと先ほど答弁にありましたけど、例えば銀行の裏の通りを、色を変えてしっかりした観光通りにするとかですね。何かこう明確に目で見ても分かるような色でもいいですから。

子供たちにはちゃんと舗装のところは色を変えるなどもされていますけど、とにかく観光的なしっかりした明確な歩道も必要ではないかっていうのと、もう1点はちょっと後で言おうと思ったのですがレンタルサイクルですか。あれの数が観光協会の総会の資料でも分かったのですが、今年は300台ぐらいの利用度があるだろうということで計画をされているようです。どんどんそのレンタルサイクルを使って町内を回られる方がいらっしゃるようです。

僕はグリーン自転車だから分かっているのですが、一般の方がこの人はレンタルサイクルに乗っている人って分かるのかというのがありまして。かなり自転車場ですね、安全性も危ないところもあるのですが、遠い方は宿あたりまで来られているし永尾地区までレンタルサイクルでこられている方もいます。

西の原の道幅の狭いのに関連しても、そういう観光的なレンタルサイクルを使われるときの、安全性をどのように考えられるか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今レンタルサイクルはですね、電動アシスト自転車15台整備をして観光客にも好評でございます。それで特に言われるように、西の原一帯は非常に歩道もちろん狭いし車の通りも比較的多い。

車道もちょっと狭い中で、なるべくもちろん目的がある人にはですねそこを通っていただかないといけませんので、そこに通っていただくのですが、十分注意してくださいということのアナウンスはしております。

そして町内を周遊するレンタルサイクルのマップを以前整備したときには非常にこの道は危険で

すってというような印をつけてですね、ちょっと周知もしているところでございます。また自転車の前かごにはレンタサイクルっていう、はちまの絵をつけてなるべく分かるようにはちょっと進めていますけども、それ以上ちょっと派手にする必要もないのかなというふうに思っていますので、分かっていただけではないかなと思っています。

また町長答弁の中で裏道もそういう通っていただく部分が非常に有効かと思っていますので、ただ我々もそこばかりとってくださいって言えないのですよね。その表通りのお店とかも頑張っていらっしゃいますので、そこも通っていただきたいのですね。

ですので、その都度に応じて安全性の部分はそういうところを通れるよってというような工夫というのは必要かと思っています。色分けするかどうかは、またいろいろ建設課の問題もありますので、いろいろ広範囲に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

とにかく西ノ原っていうのは、土地区画整理事業の場所でもあるのでやりにくいところもあると思いますけども、観光者の目線に立ってちょっといろんな整備をお願いしたいと思います。

次に新幹線の開業に伴い、長崎県の玄関口でもあると書いておりますけども、前も私も議会で言ったような覚えがあるか、予算委員会で言ったのかも分かりませんが、看板等が特に永尾嬉野線ですね。あれの看板がかなりもう年数がたっているような感じもしますので、1回答弁いただいてちょっと検討するようなこと言われたのですが、その後の動きとして何かありますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

すいません看板の回答する前に冒頭に澤田議員が言われた企業誘致で500万円の補助金があるっていう、それはですねちょっと訂正をさせていただきます。

町内で空き工場を利活用したときに対する一定条件のもとに、利活用したときに対する補助金が500万円であって、企業誘致全般のこととちょっと違いますのでそこは訂正をお願いいたします。

あと県道1号線の永尾の県境のところの看板についてはですね、今年度も予算を確保しておりますので、まだちょっと発注まで至っていませんけども確実に今年度中に新しいものに整備をするということで間違いございません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

その看板の場所は永尾嬉野線。武雄小樽線のほうはしないということですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

県道1号線の永尾のほうの県境のほうに今建っている部分をリニューアルするというので、あと小樽のほうには商工観光課ではつけてないのですが、ちょっとレンガ風の看板が立っております。ただ草に覆われて見えないような状況もありますので、そこは担当課のほうにちょっとしっかり整備していただくように言っておきます。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

この新幹線の開業に伴っていろんなセレモニーに町長とかも行かれて分かっていらっしゃると思いますが、かなり期待されております。僕も武雄とか嬉野に興味があるので行くのですが、レンタカー屋さんもかなり増えておりますし、どんどんどんどん来られると思います。

それに対して波佐見町がふるさと納税第3位の町なのに、何だ、これはって入り口からしーんとしても駄目だと思いますので、ぜひ看板等で誘客するようなイメージ、ボードを持っていただいでですね。ぜひ自分も商売しているから看板には力入れるのですが、ぜひアピールしてもらいたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

当然ながらおもてなしの心で誘客しないとイケませんので、看板を設置しますが、景観の問題もあります。センスの問題もありますのでそこはですねちゃんと考えながら、しっかりと整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ予算も立てられているのでよろしくお願ひしたいのですが、ちょっと気付くのですが、看板って言ったら行くときと帰るときと同じ言葉が書いてあったらおもしろくなくて、帰るときには「ありがとうございました、またお越しを」とか、来るときには「ようこそ波佐見町へ」という感じで、同じ言葉を2つ両面載せられることもいいのかもしれませんが、観光目的であればそういうおもてなしの心で、言葉を変えるとまたその人も心がなごむとか、また来ようかなと思われることもあると思います。

また最近看板の技術も変わってきて、電子掲示板っていうか液晶みたいな常に言葉を変える動画も流せる看板があるみたいです。そういうのであればどんどんどんどん情報が発信できたり、また地域の情報防災に関してもとかいろんな言葉を流せますので、それは県境に立てるのではなくて町内において観光的に使ったり、地域情報に使ったりして、看板の研究もしてもらえればなと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

残念ながら県境に建てる分はそこまでの予算は取っていませんので、通常の看板になると思

ますけども、議員が言われたような町内のどっかにそういうのがあれば、それはそれで有効かとも思いますので、今後ですね何らかそういうことができないかを広く検討してまいります。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

いろいろセンスもあると言われましたので、ぜひインパクトのあるような看板で、はちゃまるくんを入れたり西武の隅田くんを入れたりとかですね、いろんなキャラクターも入れられても楽しいかなと思います。

それでは次に東彼商工会の運営補助金に関してなんですけども、以前も僕質問したときに3年に1度ぐらいは考えていると。10万円ずつ上げるような回答を課長からもいただいたことがあったんですけども、昨日も東彼商工会波佐見所の所長としゃべってございまして、商工会から僕も頼まれたわけじゃないんですけども、かなりのこのコロナ対策で巡回をされたり申請の手続をされたりとかですね。業務的にも頑張っているという事は僕も理事をしておりますのでつくづく分かるんですけども。

その中において波佐見町の補助制度っていうのは、いろんなもう個別の団体に補助したりされてということは分かっていますけども、ぜひ新町長にもなられましたし波佐見町が会員数でももう半数以上ですので、ぜひ3年に1度の10万円、20万円でも結構ですので運営補助ということでやってもらえないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど言われました3年に1度というのはそのつもりだし、それが本当に適切なのかっていうのも含めて、これ新町長ともっと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ商工会の青年部でも波佐見町は特に頑張っているような声も聞きますので、そういう会員のためにもぜひ増額を検討していただきたいと思います。

それでは次にDX推進ということで、すいません私が抜け落ちて言わなかったものですから。DXに関してはですね、昨日からいろんな答弁いただいてかなり専門的な部署で今から検討されるのだなということは分かりました。

それとまた別に、そのDXを扱われるときに相手方は町民の方でかなりやっぱりスマートフォンとかそういうパソコン関係を使っただけの申請だと思うんですけども、最近民間でよくあっているのがそういうなんというかスマートフォン教室みたいな。どういうふうにデジタルを使っているのかっていう感じで、いろんな講習を民間にされているところもあります。

うちも商売をしていて、お客さんがちょっと澤田さん、携帯の分からないことがあった、教えてとか言って。うちはドコモショップじゃないんですけど来られます。

僕も詳しくないから簡単な操作しかできませんけど、ぜひそういう町民に向けてのスマートフォン講座っていう機会があれば、老人会じゃないですけども町民向けに何かそういう講習でもあれば、デジタルに対応できる町民の育成をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今からそういった電子申請を普及させるためには、やはりスマートフォンの使い方、またアプリの使い方ということもあろうと思います。前向きにそこは検討したいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひお願いします。

続きまして「自治振興交付金」の増額ということで。すいません増額とか、減額の話ばかりなのですけども。

以前、前今井議員が言われておりました自治振興交付金とかへの増額っていう話の中で、私も一つ気づいたのがやっぱりいろんな交付の掛け率があるみたいなのですけども、その交付金と世帯数をちょっと割る必要がないのですけども、割ってみましたら地区あたりが906件で1件当たりにしたら2,500円。でもどっかの地区によったら1世帯にわたり、1世帯当たり8,000円とか言って。そこはかなりのやっぱり高齢者のいるところだから、そういう数字になるのかなと思ったのですけども、最終的にはやっぱり人口が減ってきて自治会の維持のためにはかなりの経費が要る。でも負担をさせるのには大変困られるだろうなということで、交付金の増額によってその自治会を守っていくための必要な経費になるのではないかと考えております。

例えば一例であげたら宿郷あたりは多分もう1,200、300世帯になってもおかしくないぐらいの勢いで家ができております。それを一つの自治体と考えたときに、今の200万円ちょっとの補助で大丈夫なのかなと。

ごみを入れるケースがありますよね、金でできている。ああいうのでもまだ何十個って設置しないといけないかも分からないし、そういう負担も全部町が出しているわけじゃないと思います。半分は郷が負担したりとか地区が負担したりされていると思いますけども、そういう経費に対しても大きい地区だから若い人がいるからそんなに補助金は出さなくてもいいじゃないかっていう考えじゃなくて、いることはいるので、そのあたりを補助するか、もうそういう整備は町が全部受け持つのか。

また最終的には消防費の負担にもなってきます。消防っていうのはもう絶対守ってもらわないといけないですから、それを各家庭が負担金まで出してやっている地区が多い。まだまだある。今後の計画としてどういう計画を持っておられるのか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

自治会に対しての補助ってというのは、自治振興交付金のほかにも地域振興補助金、人づくりまちづくり補助金等、そういうハード整備等に対しての補助っていうのも実際制度としてありますので、そのあたりとの兼ね合いも含めて今後検討していくことかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ町民に負担のないような生活ができるような制度をぜひつくっていただきたいと思いますので、この交付金に関してはあげられるときはあげていただきたいと思いますし、こういう物価高等で各地区も困られているときがあると思います。

先日も敬老会がどこでも開催されず商品券を配られて、おかげで私たち事業者は助かって買物に来られます。でもその差がありました。

2,000円のところもあれば3,000円のところもある。2,500円のところもあれば3,000円のところもある。現金のところもあれば、商品券のところもある。そういう敬老会のお祝いにしても差があるっていうのも、ちょっとおかしいかなと思いますので自治会がどういう負担をされているか分かりませんが、ぜひ今後も検討の課題に入れていただきたいと思います。

それでは次に文化振興ということで書いておまして、町長が所信表明に書かれていましたので、ぜひ文化振興で僕も何か提案できないかなと思ったのですが、一つ思ったのが先日も講堂に行ってサックスのコンサートに行ってきました。翌週は皿山浄瑠璃にも行きました。さすが波佐見町の文化の秋をこう、彩っているようなイベントが目白押しだと思って。講堂でも聴いた音はやっぱりすばらしかったし、浄瑠璃も本当の伝統の文芸ですね。本当大阪からたくさんの方が来られて、しっかり三味線教室までされた立派なイベントだったと思います。

今後も講堂あたりはかなりのスケジュールが入ってイベントがされると思いますけど、物販に使うイベントと、文化を表現するイベントとあると思いますよね。

そういうときに僕は文化を表現するイベントに関しては、料金は取らなくてもいい、ちょっとでも減額してあげたほうがいいのではないかな、総合文化会館にしてもそうですよ。カラオケ発表会でも相当な金を払わないと発表会ができないって聞いておりますので、そういう町民の方もコロナ禍でストレスたまって何かこう文化・芸術で発散したいと思うときに、料金は多少取らないとどうしても維持できないのでしょうか、そういう物販、雑貨店とかもよく講堂でもあっていますけど、そういうのはひょっとしたらよその町の業者かも分かりませんし。講堂でちゃんとそういう文化芸術地域の活性化のためにされるときは、料金の減額とかどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今議員がおっしゃることはよくわかりますけども、そういった物販とか経済営利を目的にするものにつきましては、その利用料の倍額をいただくという規定になっております。ただしそ

ういった文化団体とか、町の後援とか教育委員会の後援とか貰われた場合は倍いただいて、また減額するというところで、通常の料金というかたちで対応している場合もございますので、さすがにちょっと無料というのはなかなか難しいかなと思いますけども、そういったケースバイケースで対応させていただいております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひいい方向に向くようにお願いします。またこれ明後日もウェイブホールでサックスの4人の演奏があるらしいのですが、コマーシャルじゃないのですがすごくいい音で演奏されますのでぜひ町民の方にも行っていただきたいと思います。

次に（7）で書いております。散歩や運動ができる公園ということで、以前も南小学校の方がこの議場に来て、言われた中でやっぱり公園がない。いや、あるよ、あるよって議員の人皆さん言われましたけど、いやないですよって言って。

やっぱり鴻ノ巣公園とかやきもの公園とか、桜つつみ河川公園、稗ノ尾とかもありますけども、当にやっぱり身近に行って遊んだり、散策、散歩できたりとかいう公園をもう1回再度考え直してもらって検討していただきたい。特に僕も近くで歴史文化交流館の庭は期待しておりました。先日まで公園でばっかり思っていましたら、いや澤田さんあそこ庭園ですよって言われたので。ベビーカーも入れないあれだったのかな。僕はもっとベビーカーとか入ってもっと有意義に交流の場所で、町内の方がもっと飲んだり食べたりワーワー話合いができたりするのかなと思っておりましたが、庭園ですってはっきり明記もされていたのでちょっと残念な考えだったんですけど、今後ぜひまた公園ができるようであれば、もっとこう有意義にできるようにしていただきたいというのと。

あと先ほど稗ノ尾公園も言いましたが、桜の咲くころは物すごい車が渋滞するぐらいいっぱいあります。田ノ頭のしだれ桜もすごいのですが、稗ノ尾とかですね。いろんな公園でもそういう名所が出てきておりますので、そのあたりもぜひ検討していただきたいと思います。

すいません、ちょっと長く時間が足りなくなっていますが、ぜひそのあたりはよろしく願います。

それでは2番の物価高騰に関してなんですけども、プレミアム商品券は先ほど追加販売のことを言われまして、私も昨日家に帰ったらはがきが来ておりました。またお世話になりますけどもプレミアム商品券の再配布もあって、抽選追加販売ということでよろしく願います。

それですとね、大変228の業者がいつも申請して利用できるようにしてもらっておりますけど、先ほど町長答弁はもうこれで最後だって言われたのですが、僕はこの事業はぜひ続けていただきたい。まだまだ景気のいい店っていうのはまだないのですよ。大変厳しい状況が続いているので、これだけの業者また町内の町民の方の消費拡大のためにもぜひ続けていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

前回、今度のプレミアム商品券についても、一つの財源として国からの地方創生臨時交付金あたりを貴重な財源として活用させていただいております。ですから、これを一つの事業として実施するにはかなりの事業費に当たりますので、単独で永続的にといますか数年にわたって、実施するというのは非常に厳しいものがあるかと思えますけれども、今後そういった財源等がみあったり、あるいは規模の問題もあります。あるかと思えますけれどもそのときの状況に応じては、そういったどうしても発行しなければならないような状況であれば、そのときに検討させていただくということで、現時点ではですね継続事業とすることについては考えていないという答弁とさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

何と言っているか。ぜひ継続事業になればいいなと思っておりますし、波佐見町がやっているから、ひよっとしたらよその諫早の商店街とかですね、長崎の中通り商店街とか今でもプレミアム商品券を発行している地区、自治体があります。やっぱり効果があるように、自分たちだけで発行している旅館組合もあります。ぜひそのあたりを支援していただければ幸いなのですが、無理な場合は金額を半額にするっていうかですね。金額の予算をちょっと下げてでもいいですから、やること自体がちょっと活性化になりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に妊婦さんに一律10万円を給付できないかっていう提案事で言いましたけれども、先先日もう国のほうが、出産準備金という形でクーポン券を発行するような方針を言われましたので、来春には多分できると新聞報道で見ましたので期待しておりますけども。

僕いつも今回の提案事項もそうなのですが、ほとんど町単独で書いております。ぜひ町単独でということで町民の方を喜ばせるような政策をしていただきたい。国とか県の事業は分かれますけど、それにプラスしてでも結構ですので、波佐見町に行ったらこれだけすばらしいよっていう感じでね、思われるような住まいづくりをお願いしたいと思います。

最後に資材高騰に対する援助って書いておまして、大変これももう国が苦戦しているような問題ですけども、ぜひ波佐見町としても今回僕も農業、窯業としか書いていませんでしたけども、商工業含め全部の業界ですね。大変厳しい状況が見られますけども、ぜひ何とか町民のために支援をお願いします。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、12 番 協坂正孝議員。

○12番（協坂正孝君）

皆様こんにちは。私は町長の所信表明等について質問をいたします。

町長は、「子育て世代に優しいまちづくり」に取り組むと所信表明されました。

その関連について、次のことを問います。

（1）保育園・認定こども園の保育士不足の解消策について

①保育士不足の要因は何か。

また、その解消の時期はいつ頃を想定しているのか。

②「保育の質を図る」とあるが、具体的にはどう図るのか。

③他自治体では、保育士向けの支援制度を策定されているが、本町でも取り入れる予定はないか。

（2）放課後児童クラブ「おいでおいでルーム」は、次のことから公設民営化が必要であると考え、早急に実現してほしいがどうか。

①現施設は、交通量が多い町道沿いにあり、広場や駐車場がなく児童の活動や送迎に支障が多い。

②現施設は、古い民間住宅を借用しているため、面積やトイレ等の間取りに制限があり、児童の生活や活動が不便である。

③現施設には、広場がないため、近隣の農村環境改善センターの広場を利用しているが、町道の横断など危険性が高い。

④施設の移転・建設の候補地として、現施設に近い農村環境改善センターの空き地が最適と考える。更に図書館の併設も必要であると考え。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

12番 協坂正孝議員のご質問についてお答えをいたします。町長の所信表明等について、町長は子育て世代に優しいまちづくりに取り組むと所信表明をされた。

（1）保育園・認定こども園の保育士不足の解消等について

①保育士不足の要因は何か、またその解消の時期はいつ頃を想定しているかのお尋ねですが、まずは保育士の現状についてご説明をいたします。県内で保育士を養成する短大、大学は5か所あり400人の定員になっています。実際に保育士の資格を取っても、県内で保育士として就職する方は卒業生の約7割程度です。就活の状況をお尋ねしましたところ、大学等へは県内外から

数多くの求人があり、県が主催する就職相談会がありますが、やはり初任給の高いところに人気が集まっている状況があるそうです。

県では今年1月幼稚園、保育所・認定こども園の実態調査を実施されましたが、保育士の経験年数は5年以内の方が一番多く、5から10年の経験者になるとその6割になっています。

令和2年10月から令和3年9月に、退職された方の約8割は自己都合で退職されているようです。

以上のようなことから卒業する段階で保育士を選択しない方もあり、保育士として就職する場合でも、諸条件を考慮して就職先を決めていらっしゃると思います。また保育士として働いていても離職される方が多いといった状況があり、保育士不足が生じているものと思われます。

解消の時期についてのお尋ねですが、不足とは園が必要とする保育士を配置できないということになるかと思いますが、各園の採用計画までは承知しておりませんので、具体的な時期は申し上げることはできません。参考として今年度に限って申し上げますと、本町では3ヶ所の園で9人の新卒者を採用されており、諸条件が合えば採用も可能と思われます。

②「保育の質を図る」とあるが、具体的にはどう図るのかのお尋ねですが、所信表明におきまして、本町では現在待機児童が発生していると申し上げましたが、現在はどちらかという保育の利用に対する課題が大きくなっています。

しかしながら安心して子供を産み育てられる環境の整備の一つとして、保育の質についても検討していく必要があります。最近では発達に心配される子供さんも多くなっており、特定の園児にかかり切りになることもあるようです。

加えて保護者に対して慎重に対応する必要があるとの意見もあり、保育士の負担が大きくなると離職につながってまいりますので、保育士の負担軽減を図ることが余裕を持った保育になり、質の向上が図られるものと考えています。

具体的には臨床心理士による園支援訪問、障害児保育に対する補助金や、今年度から実施しています保育充実人員配置支援事業は、質の面にも寄与しているものと思っており、今後は既存の事業の見直しなども行ってまいりたいと考えております。

③他自治体では保育士向けの支援制度を策定されているが、本町でも取り入れる予定はないかのお尋ねですが、保育士支援事業として令和2年度から新規採用保育士の家賃補助制度を創設しています。月額3万円を5年間支援するものですが、残念ながらこれまで活用の実績はありません。

そのため町内関係者の意見を伺いながら、さらなる支援事業を検討したところ、今年度から潜在保育士の就労支援として、町内の園に常勤で雇用された場合、支度金として10万円の支給をする事業や、教育委員会とも相談し町内の園で採用された方の奨学金返済の援助をする事業を実施しています。

今後も他の先進事例を参考に見直しや拡充の検討を行ってまいりたいと思います。

(2) 放課後児童クラブ「おいでおいでルーム」は、次のことから公設民営化が必要であると  
考え、早急に実現をしてほしいがどうかということで、4つの課題をあげられております。

南小学校にあります放課後児童クラブは、小学校区に1か所は必要との思いから平成16年農村  
環境改善センターの1室を借用しスタートされました。

その後児童数も増え手狭になったことから、平成28年に小学校に近い現在地の民家を借用の  
上、移転されています。この民家自体は2階建てではありますが、転落防止のため2階の使用は  
見合せていらっしゃると思います。現在低学年の児童を中心に40人程度、1単位が利用されて  
おり、立地条件による危険性は理解できますが、ほかに適地がないことから、町道の横断には安全に  
配慮していただくほか、町道を走行する運転手の方にも注意していただくほかはないと思われ  
ます。

一方で子供の成長にとって不便を快適にすることだけに重きを置くのではなく、不便の中  
に我慢や工夫をすることで得られる経験から学ぶことも多くあると思われ  
ます。「おいでおいでルーム」も運営されている代表者も現在の古さに良さを  
見いだされており、ご自身は新設を希望されて  
いません。

今後自分が継続できなくなった場合、将来的にはきれいな施設があればとの話を  
いただいたところ  
です。このような状況であり限られた予算の中で、効率的・効果的な事業を選  
択する必要があり、新たな施設を設置することには、かなり慎重に対応する  
必要がありますので、現実問題として早急な実現は厳しいと思  
っているところ  
です。

今回問題を提起していただきましたが、その背景には任意団体では、事業  
継続に難しさがある  
ということが考えられます。放課後児童クラブの運営には施設の問題もあ  
りますが、運営主体の  
体制も影響し、人的には保育士等の資格を持った方あるいは管理業務を  
行う方が必要であり  
ますので、そのような体制を踏まえた事業者への働きかけも今後必要に  
なってまいり  
ます。

あわせて放課後児童クラブは、子供の健全な発達のために欠かせない  
大切な事業と認識して  
おりますので、現事業者の意向等を踏まえ、適切に対応してまいりたい  
と思  
っています。

なお図書館の併設につきましては、まずは放課後児童クラブの方向性が  
決まらな  
いと進めることはできませんので、現在のところは検討する段階にあり  
ませ  
ん。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

それでは再質問をする前に、町長の所信表明の該当部分を改めてご  
紹介をいた  
します。

所信表明の第1として、「子育て世代に優しいまちづくり」についてと  
いうこと  
で、その他保育園・認定こども園の保育士不足の解消や保育の質の向上  
を図りなが  
ら、待機児童解消に取り組むとともに、新たに法制化された医療的ケア  
児への支  
援の充実を図りますとあります。町長はまちづくりの基本は人づくりに  
あるとい  
う思いで、所信の第一番目に最重要事業として、このことを挙げられ  
たと思  
っております。まさに事業を得たというよりも、一番重要なことで普  
遍不  
易的

なことと思います。町長の熱意を感じながら私はこのことについて、質問していきたいと思えます。

それではまずモニターをご覧ください。これはある保育園の昼食時の様子です。これが0歳ですね。園児1、保育士さんが1で食事の世話をされています。

それからこれは若干大きくなりまして1、2歳児。少しは立ったりということで、余裕があるようでございますけども。こういうふうにして少数の保育士さん、それから園児という対応でございます。

そしてここが3歳時ですけども、食事はもうちゃんと座ってしていますが食事が済んだら昼寝ということで、保育士さんの多忙さというのは今朝ちょうどテレビで放映されていましたが、私は先週、千手観音ですね。一心不乱ということでありましたけども、1人の方がもういろんなことをせざるを得ないというふうなことで、まさにそのとおりかと思っております。

次がこれは13日付の全国市のトップ。紙面に掲載されたものですけども、送迎バスの対策についてですね。その記事として報道されました。関連して、保育士の配置基準は4歳児、5歳児は園児30人に保育士1人で、保育担当者は悲鳴を上げるほど大変という報道でございます。

このほかにも保育士、保育所保育においては食事の問題、それからこれはもう食事は特にアレルギーの問題があるそうでございますけども、こういった問題から発達障害児、育児記録。それからもし、けんか等があった場合の保護者への報告とか。これもこの場合なんか複数の保護者との対応というふうなことで、そういったことも入っております、非常に大変な業務を抱えておられるということでございます。

そこでちょっとお尋ねでございますけども、町内の保育園。3園ですかね、それからこども園が2園でありますけども、保育士さんはどのくらい不足されているのかですね、まずはお尋ねをいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

昨日のご質問でもあったかと思うのですが、現在、定員数を上回る園児を受入れていただいております。ということは本来ですね定員数に配置されるべき、保育士さんの数は確保できているところではありますが、希望される園児が多いというところでそこを上回る、保育士の数がもう少しあればというところですね、保育士がいれば受け入れることも可能になるかもしれないけれども、っていうところでありまして。

本来の定員数の保育士は確保されているというところで認識をしております。ですので、今午前中ですか、昨日申し上げましたけども13人ですね。待機児童がいらっしゃるんですが、その園児をカバーする保育士分が不足と言っているかと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

現在は確保ということでございますけども、昨日答弁にありました同僚議員の答弁にありました13人の方ですね。結局0歳児あたりが、0歳児の場合が現在保育士1人で3人を見ておられるというふうなことで、新たに0歳児を入園ということで申請があった場合に、そこに保育士さんが不在だったら定員が賄い切れなかったら入園できないと。そういったケースがあっているかと思えますけどもそのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

昨日申し上げました13人のうち0歳児で、入園を希望されている方っていうのは5人いらっしゃいます。ですので、単純に言いますと1人で3人までの児童を見られるということであれば、2人の保育士が必要ということになります。ただし保護者によってはこの園でないと、という園の希望もございますので、若干ですねそのあたりは異なってくるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

園を特定されるというふうな場合は、なかなか難しい面もあろうかと思っております。特に人手不足というのは子供にも影響があろうかと思っておりますので、今のところ定数上は一応満たしているということですけども、こういった体制を維持していただければと思っております。

非常に保育所の定員というのがなかなか難しいのですよね。学校なんかはもう一応4月1日、5月1日には児童数が確定しますので、何人の教諭、何人の職員がいればいいのかというのができますけど、保育所・こども園というのがある日、入園を希望されると。そういったことがあろうかと思えますので、そのあたりに対して、いつでも。もし不足した場合にはこちらにどうぞと、そういった制度はできてないのですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

おっしゃいますように0歳児だったらとか、1歳児とかそういうその年齢の区分に応じて必要とされる保育士の数というのが定まってまいります。小学校とは違いまして4月1日に全員揃うというわけではなく、育休が終わった後に保育園に預けたいということで年度途中からの希望が多くなっているところです。

現在も希望されている方の中には、育休を延長しながら待機されている方もいらっしゃると思います。おっしゃるとおり前もって園児数、ある程度の園児数を見込んだところで、保育士の配置ができるようにということで今年度からですね先ほど申し上げました保育充実人員配置支援事業というのを設けております。

それは年度当初はですね、配置、年度途中で入ってくる児童を幾らか見込んだところですね、保育士さんの確保をしていただけるように、そこで保育士を見込んで数を確保していただいた場合に補助金のほうを給付するようなことを、今年度は行ったところです。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今の保育士支援事業。今年度からということでございますけどもこれは予算とか、それから予算に対しての今の執行といいますか、こういうふうな充当ですね、これはいかがなものでですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

配置基準を満たした場合に、保育士1人を確保した場合に月額20万円の補助をするということですが、基本的に定員数を、定員数の9割を足した園に対してそういう多く、保育数を確保していただいた場合に支給するというようにしております。今半年分で補助金の申請をしていただくようにご案内をしておりますので、まだ実績としてはですね支給はしていませんが、一応今精査をしていただいているところです。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先に予算化されておりました。住宅手当3万円の支給ですね。これがもう全くなかったということでございますので、こちらのほうはもう予算どおり、予算にあるいは超えて執行できるような、体制づくりをお願いしたいと思っております。

それから先ほどの町長の答弁で、県内の保育園の大学、短大。これが約、定員数が400人おられるということで、かなりの方が県外に出ておられるわけですけども。

ここはやはり給与面が多いのではなかろうかということですが、給与に関して本町で特別に先ほどの住宅手当以外には町として単独で充当されているというのはありますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

給与面に関しては単独で行っているものはございません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

保育士不足の要因、今のところ定員に達しているということですが、やはり待遇が働きに対して見合っていないためと言われておりますが、これはもういろんなネットを見てもそれから関係者の話を聞いても同じようなことを聞いております。

給与が低いということで、幼い子供の命を預かり育てる仕事で、重大な責任を持ちながらですね、長時間勤務というふうなこと。あるいはそれに見合う待遇、給与が低いということで、もうほとんどのどこを見てもそういうふうな状況ということで書いてあるわけですけども。

例えばですよ。若干、給与に上積みするとかってそういったことは町の単独としてはできないのですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

財源の問題がございますので今ここで、できる、できないということのお答えはできないかと思ひます。町は単独ではやっておりますが、国の全国的な事業として処遇改善というところで、今年の2月から月額9,000円程度の上乗せが始まっておりますので、そちらのほうで対応させていただいているところです。

今回の議会の初日でちょっと説明したところがあったのですが、今年の9月の分までは補助金で支出をして、そのあと10月以降はですね委託料になるというご説明をしたところだったのですが、国の制度がちょっとまた変わりました10月以降も補助金で対応することとなりましたので、今後の補正でご説明はするところなのですが、これまでの9月分まではですね10分の10の国の全額補助であったものが、10月以降の上乗せ分に関してはですね補助金に関しては、国県町で3分の1ずつ賄うようにということで指示が入っております。

**○議長（百武辰美君）** 協坂議員。

**○12番（協坂正孝君）**

次に勤務時間の問題かと思っております。標準時間が原則、育児の時標準時間ですか。算定上のですね。これが8時間ということですが、保護者の多くがフルタイムということであれば、8時間働かれる場合は恐らく通勤の前後のプラス30分なり1時間が加算されるということで、保育所とかこども園に預かる時間が、1人もう10時間とかですね、なってしまうと。あるいはもうそれ以上になるというふうなことで、保育士の配置基準上はその給与ということで反映されているというふうになっているかと思ひますけども、ここあたりの実態はご存じですか。

**○議長（百武辰美君）** 子ども・健康保険課長。

**○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）**

ある園にお尋ねしましたところ、その保育所は空いている時間というのが、朝の7時から夜の7時までですね。そこを目いっぱい利用される方もいらっしゃるようです。ある園においてはですね土曜日、本来土日ですね保護者の方がお休みかもしれないのですが、そういったところ土曜日も預けられる保護者がいるというようなことで、保育士の負担もあるということは何々しているところはあります。

**○議長（百武辰美君）** 協坂議員。

**○12番（協坂正孝君）**

それはもうですね、保護者の方の勤務時間とかあるいはご都合でいろいろ相当の予定の時間を超して、預けられるというケースもあるというふうなことを聞いておりますけども、やはりですね、保育士不足の要因というのが、こういったところさっきの先ほど申しました給与の問題。それからこういうふうな勤務時間の問題。こういったことに大きく収束できるのではなからうかと思っております。

こういったことを解決しながらですね、保育行政というのを進めていかなければならないと思

っているわけですが。

町長にお尋ねしますが、今回今後は子育てをしやすいまち波佐見というふうなそういったことを、標榜しながらですね保育行政に努めていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり子育て世代に優しいまちづくりを掲げておりますので、そういったことを中心にやらなくてはならないというふうに考えております。ただし現実問題として、これからの少子化の流れの中において、答弁の中にも以前に申し上げましたとおり、そういった保育事業者といたしますかね。定員を拡大して施設を大きくするというのはどうなのかと、やはり躊躇される場合もございますし、そこらへんちょっとバランスのとり方といたしますか、非常に難しい問題も抱えております。

しかしながらやはり子育てというのは今後の人を育てる中で、中心に据えるべき問題と考えておりますので、どのような解決方法があるのか十分に研究、検討を進めるべき課題であろうかというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

先ほど潜在保育士さんのことが、ちょっと出されましたけども、そのところの把握はされているのですか。どのくらいおられるかとか、どこにどのくらいおられるか。そういったことですが。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

町としては把握しておりませんが、県においてそういう登録バンクといたしますか、そういったものがございまして、そちらからですねいくら波佐見町在住の方っていうのは把握ができるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

どうしても保育士さんが不足と、たまたま今は定員ということですが、そういったことも考えられますので、保育士さんの臨時的な採用のために町とか郡一つの園だけではなかなか難しいがございますので、町とか郡単位で保育士さんの人材バンクですか、こういったものをつくられるということはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

既に県でされておりますので、そちらのほうの活用で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

ある資料によりますと国は待機児童対策として保育の量の拡大と質の拡大、質の改善、向上を実施するとスローガンを掲げて行ってきたと。保育の質とは園の施設設備や運営マネジメント、職員等々あると思うわけですが、なかなか一元的に定義することはできないということでございます。

これについて先ほどの、質ということに行けば発達障害ですか。こういった子供たちとかそれから保護者に対する保護者に対する対応ですね。負担軽減こういったことが考えられるようでございますけれども、そのあたりは今後どう進められる予定でしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

発達が心配されるお子さんも増えてきているところで、園の保育士さんや、町の保健師も関りながらその発達に対してですね、改善といいますか指導ができないかとかですね。そういった取組も行っているところです。

なかなか保護者の方の理解の得られない部分もあると思うんですけども、そういった子供のことを子供さんのことを中心に考えて、何がそのお子さんにとって大事なことかっていうのを考えていく必要があるかと思います。

保護者の対応に関してはですね、同じように園で対応し切れない部分、あるいは町が関わる部分もあるのですが、どちらかといいますと園と保護者の信頼関係が必要な部分といいますか、そういうふうなことで、町が園に頼る部分もございます。そのあたりをお互いに共有しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今の発達障害についてはですよ。なかなかこう園でも分からないと保護者の方が申出されないというふうなことも聞いております。そのあたりの周知と申しますか、親御さんに対しての親御さんも場合によってはご存じないかもしれませんし、1人でもそういった児童がなくなる、発達障害としてはもちろんそのままですけども、把握できるような体制でそういったことはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子供さんの発達に関してはですね、年齢1歳半、3歳、5歳とかですね。そういう年齢に応じて健診を行っております、そのあたりで医師や専門の先生に見ていただきまして確認をさせていただき、あと保護者の方にもそれとなくといいますか、もっと個別に相談をされていませんかみたいな、お声かけはしているところです。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

発達障害あたりが早めに分かれれば、そのあたりの定数と申しますか加算ができるということも聞いておりますので、保護者のほうにも周知していただきまして、なるべく保育士さんの負担が減るような方向でご指導をお願いしたいと思います。

それから他自治での話ですけども、これがちょっと私ネットで調べておりましたら、大分県あたりが10市ですか、10市で支援制度を設置されております。そして大体主にちょっと保育士さんの保育さんですね、探すほうの手伝いとか、それから給与の上乗せ奨励金の支給。先ほど話がありました奨学金の返還の一部助成ですね。こういったことを行って保育士の確保を図っておられるようでございますけども、現在は本町においては奨学金の返還、これはもう現在実施されているわけですかね。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

奨学金については教育委員会で所管しておりますけども、現在ですね1名の方が保育士として利用されております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

先ほど給与の上乗せ等はなかなか難しいということでございますけども、できることから進めていただければと思っております。ぜひ子育てしやすいまち波佐見をつくっていただければと思っております。

続きます2番。2つ目のほうに移ります。「おいでおいでルーム」でございますけども、ここはですね乙長野郷の波佐見高校のすぐそばです。交通量が多い町道沿いにありまして、広場が、駐車場がないということで、先ほど申したとおりですが、特にこの朝夕の大型車を含む交通ですね。これはかなり多いところでございます。信号機をするかは病院の前に設置してもらったというふうなことぐらいですね、なかなか交通量が多いところです。

それで登校日の場合は児童が、南小学校の門をくぐって、南小学校を下校しまして病院の前を、通って旧J A南支店の横を、その青い看板がありますけどもその裏の二階建ての建物が「おいでおいでルーム」でございます。これも同じですね。

ここがですね、古い民間住宅を借用してされているわけですけども、面積とかトイレこれも玄関口ですね。これは子供たち児童が宿題をしているのでしょうか。畳の上で和机を使って過ごして生活しております。

もうもちろん古い家でしたので、事業主の北村さん。この方が一部は私財を投じて修繕をされたり、備品を買われたりそういったことをされているということでございますけども、児童は非常に行儀よく、そしてまた仲よく家族的雰囲気でございます。

ここがトイレですけども、トイレがもうこれ一つの部屋なのですよ。ワンルームの中に男子用と女子用がありまして、もちろん手前のほうに扉はあるわけですけども、混雑するときは4、5人が並んで、この廊下にずっと待つというふうな状態になりまして、ここが非常に心配をしております。

そしてここが同じ町内の施設でありますけども東小学校区に1か所、それから中央小学校校区に1か所あります。それぞれ法人で運営されていまして、いずれもこの2つは二階建て鉄筋のそしてまた前にはこういうふうな遊ぶ広場があります。

そこでですね、同じ町内の児童がこういうふうな内容、施設の内容でございますので、さっきの分と比べて同程度の必要があると私は思うわけです。

ここも、これもそれからもう1か所こちらも非常に立派な施設ですけども、建設にあたりましては国県町の補助が、助成が入っているということで、言わば公的な施設、助成が入っている分だけですね。法人の施設ではありますけどもそういうふう考えられるというふうに思います。

そしてここが、私が先ほど申しました移転建設の候補地として現施設に近い農村環境改善センターの空き地。ここでございますけども、広大な広場がありまして、ここだと空間も十分ありますし駐車場も広くございます。

そしてまた下校時の行程も小学校との協議が必要でしょうけども、南小から校門を出て、体育館前を通過して鴻ノ巣公園の前を通過していけば、もうほとんど町道に出ることなく向かえ、そのままこの施設に入るというふうなことができます。

そういったことで、ここを適地にいいのではないかとというふうなことで申し上げたのですけども、先ほど課長の話にありました主催されている方のご意見ですけども、私も何遍も聞いているのですけどもやはり同じような施設をつくってほしいというのが願望でございます。

保護者の方も遠慮されてなかなかあんまり話はされておりませんが、やはり児童一人一人にとっては同じような環境が必要かと思っておりますので、そういったことで私の質問ということになっております。

そこで教育長にお尋ねでございますけども小学校の年間登校日数ですか。これはどのくらいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君） 200日でございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

小学校が200日ということでございますけども、放課後児童クラブは条例で250日以上。実態は280日くらい、あるいはそれ以上通っているかと思っております。

学校よりも随分長い日数をこういったクラブで過ごすということでございますし、また登校日でない日は8時間以上中にはですね11時間ぐらい、やはり子供さん児童も滞在するということ

で。

そしてまた登校日は3時間以上ですね。それぞれ「おいでおいでルーム」あと2つの施設でも過ごし、遊んだり生活したりしているのではなかろうかと思っております。

今後ますます保護者の職場進出等が増え、中間不在の児童が増えるのではなかろうかと思いますが、仮に児童数は減っても、放課後クラブに通う児童は変わらないか、増えるかと思っております。

ぜひ児童のため、そしてまた子育て世代の保護者のために実現したいと思うものでございますけども、課長にお尋ねしますが「おいでおいでルーム」を視察されたことはありますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

放課後児童クラブに関してはですね、毎年コロナでできなかった時期もありますが、出向きますので視察といいますか入ったことはございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

このところ行かれてないということですが、例えば先ほど写真で提示しましたトイレ等の状況。それから2階にはもう階段の都合で行けないということですがそのあたりはよくよくご存じですかね。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

昨年には参っておりますので現状を見ておりますし、今週も行く予定にしております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

それから東彼杵町が今度の9月議会ですか、それで十八親和銀行の彼杵支店の旧店舗これを購入して、そして改修して放課後児童クラブに共用するというふうなことを聞いておりますけども、このあたりはご存じですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君） それは承知しておりません。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのがございまして、これは非常に最低水準の向上ということで、努力義務的な感があるわけでございますけども、やはりそれなりに改善していかなければならないと、改善していかなければならないということは見えるわけですね。

支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬということで、最初のうちはそう

でもなかったかもしれませんが、今後やはりこういったのはどどんちゃんとした設備施設、施設設備もやっていく必要もあろうかと思えます。

先ほど申しましたとおり、これはすいません、施策の説明に書いてあるわけですが、共働きやひとり親家庭の子供ですね失礼しました。親、家庭など子育て仕事の両立支援が増大しており、小学生の安心安全な居場所として放課後児童クラブのニーズが高まっていますというふうなこと。それから成果としては、保護者は安心して就労でき、生活の安定及び児童の健全育成が図られましたというふうなことで、非常にそういうふうな効果も成果も書いてあるわけですね。

そしてまたちょっと今の建物に関しましてですけども、いずれですねここも築40年を超えているそうです。

それで今まで小修繕等は主催者の方がされているわけですが、いつまたこの大きな修繕を要することがあるかもう分かりません。そのときが児童はどこに代替の場所に行ってもらおうかと、そういった問題もありますし、それから経費負担をどうするかという問題もあります。したがって、やはり公設民営の方向で町としても進めてもらえればと思いますがいかがでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに「おいでおいでルーム」につきましてはですね、老朽化でかなり傷んでおりますので、いつまでもてるかというふうな問題もあろうかと思えます。ただしそれを公設民営化で設置するのが果たしてどうなのかと。既に今2つの施設がそれぞれの民間の業者の方が、設置されて運営されているという状況を考えれば、もしそういった運用したいというふうな団体あるいはそういった社会福祉法人等があれば、そういった機会を伺いながら補助制度を活用しながら、そういった用地については先ほど申された辺りを適地として、情報提供として、考えていただくというふうなことも一つの方法かなということで、必ずしも公設民営にこだわる必要はないのではないかなと。今の状況ですけども公設民営は考えてはいないというところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今申しましたとおり、こういうふうな現状でございますので、今後そういったことで一歩前に進めていただければと思います。

なお図書館の設置につきましては別の機会に時間をかけて質問したいと思います。これで終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で12番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は2番 瀨本秋人議員。

○2番（瀨本秋人君）

皆さんこんにちは。前川町長におかれましてはご就任誠におめでとうございます。これからは町民の期待に応えられますよう大いに手腕を発揮してください。それで、私は今回の補欠選挙ではじめて町議になりました。新人です。ノミの心臓で大変緊張しております。よろしくお願ひします。

それでは通告に従いまして、質問を行います。

1. 安全なまちづくりについて

波佐見町は平和で安全なまちで、暮らしやすいまちだと誇りに思います。本町では大きな事件や事故は発生していないが、全国では子供たちを巻き込んだ事件や事故が後を絶ちません。

そこで、本町における防犯のあり方を問います。

（1）防犯対策の現状と課題は何か。

（2）防犯カメラの設置をどう考えるか。

2. 学校教育について

現在は昔と違い集団生活が苦手な子供が多いと言われていています。スマホにゲームなど1人で遊べるツールもあり、友達同士のつながりが希薄になって、不登校の原因の一因になっている生徒が多いとみています。

そこで次のことを問います。

（1）不登校の現状と問題点はどうか。

（2）その対策はどうか。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

2番 瀨本秋人議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 安全なまちづくりについて 本町では大きな事件や事故は発生していないが、全国では子供たちを巻き込んだ事件や事故が後を絶たない。そこで本町における防犯のあり方。

（1）防犯対策の現状と課題はなにかというお尋ねですが、本町では警察署、自治会、PTA、地域のボランティアの方々や各行政機関の協力により子供たちに関わる大きな事件や事故が発生していないことは、各団体の連携とそれを支える町民皆様の防犯意識の高さに加え、現に子供たちを見守っていただいている成果だと考えています。

また学校においては登校下校時の交通安全や不審者対策について、定期的に指導を行ってお

り、自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせるようにしています。

そのほか安全ボランティアによる登下校の見守り、子供110の家、スクールバス、下校タクシーの運行、時間帯の警察によるパトロールなども子供たちの安全確保に大きく寄与しているものと考えています。

一方で課題ということで強いて申し上げれば、全国的にこれまでも想定もしていなかった事件、事故が発生しており、その備えが難しくなっているということです。

(2) 防犯カメラの設置をどう考えるのかとのお尋ねですが、町内の防犯カメラの設置状況は西の原商店街に4台。各認定こども園・保育園に24台。各小中学校に17台が設置されています。またコンビニエンスストアやスーパーマーケットの店舗に設置が確認できており、民間でも防犯目的で設置されている方がいらっしゃいます。そのほか警察においても町内に防犯カメラが設置されているとの事です。

そこで防犯カメラの設置をどう考えるかとの質問ですが、防犯カメラは犯罪の抑止と犯罪者の特定に大きな効果がある事は認められるところであり、最近の小中学校への防犯カメラの設置もそのような考えで行われたものです。

一方で子供たちの行動範囲を広く全てを監視することは、設置費用も含め現実的に難しいところがあります。このため防犯カメラの設置については先行団体の事例等を調査し、今後も研究してまいります。これまで積み上げてきました1の取組。いわゆる見せる防犯を行い、子供たちの事故防止も含め安全なまちづくりを目指してまいります。

なお2の学校教育のご質問については、教育委員会より答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

## 2. 学校教育について

現代は昔と比べ、集団生活を苦手とする子供が多いと言われている。その要因としては、一人遊びができるスマートフォン等が原因とも言われており、その影響で友達同士のつながりが希薄となり、不登校の一因となっている生徒が多いと聞く。そこで次のことを問う。

(1) 不登校の現状と問題点はどうかとのお尋ねでございますが、不登校、不適応行動等の問題については、今年6月の議会において昨年度末段階で、小中合わせて22名と県に報告した旨、答弁させていただきましたが、現在対応中のデリケートな問題でもありますので、人数や状況の等の詳細は差し控えさせていただきたいと思っております。要因としましては友人や先生との関係、学力不振、無気力、なんとなくなど。様々な理由から不登校、不適応行動に至っていると思っております。

またSNS絡みの事例やゲーム依存による昼夜逆転など、生活リズムの乱れにより登校できない子供の存在も見られるようになりました。さらには家庭環境や保護者の養育状況など要因は多種にわたります。

このように様々な要因があり、その状況、状態もそれぞれですので、その子に適した対応を丁寧に、時間をかけて行う必要があります。

(2) その対策はどうかとのお尋ねでございますが、不登校、不適応行動の対策としてはまずはそういった子供たちを生まない環境、関係づくりが重要になってまいります。

学校では心配事相談箱の設置や定期的なアンケートなどを実施し、現状把握に努めてまいります。また子供たちには、いじめ等相談電話やインターネットを活用した相談も周知しております。

こういった対策のほかに日頃からの観察や関わりにより、子供たちの小さな変化に気付くことが一番大切だと思っております。

また欠席などが続いた場合、その欠席の要因などの細やかな情報収集など初期の段階での対応が重要になってくると思っており、早期に子供たちの変化に気づき、早期の対応をとってまいりたいと思っております。

次に登校渋りなど気になる行動が発生した場合は、学校職員を中心にスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、家庭訪問などを行っており、状況によっては役場こども・健康保険課や医療療育機関、児童相談所との連携をとる場合もございます。学校に來られない子供たちの今の状況を十分見極め、それに合った対応をとってまいります。

また学校へは直接通えない子供たちにはウェイブホールの空き部屋での学習を行い、学校には行けるようになったが自分の教室まで行けない子供たちには、学校内の別室で学習を行う等、子供たちのそれぞれの現況を大切に、子供たちに寄り添った対応を行っております。

このように子供たちの各段階での実態や状況に合った対応を、丁寧に根気強く行う必要がありますが、基本的には子供たちにとってはかけがえのない学校生活を楽しく過ごしてほしいと願っており、そのための一歩となるきっかけづくりや意欲づくりを関係者と一緒になって進めてまいりたいと思っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

町長に質問します。

川棚警察署管内の犯罪の数っていうのはわかりますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

手持ちに資料がございませんので、この場でお答えすることはちょっとできません。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

9月末現在です。波佐見町では17件。長崎県では9月末現在で2,379件でしたが、今日のお昼に

ニュースで2,579件に増えておりました。今日のお昼にニュースで言っていました。波佐見町の数字をどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私もお昼のですねNHKのニュース見てですね、全体より、昨年より増えているのを見たところでございます。一方町内に目を向けますと、大きな事件等は起こってないのではないかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

犯罪は時間や場所を問わず発生します。町民の生命と財産を守るのが行政の仕事です。町民向けの防犯周知活動は行われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず誰もが事件、事故に巻き込まれたくないというふうに願っていらっしゃるの当然だと思っております。町も広報紙等で折を見て、そういった防犯対策、防犯意識の醸成についてはですね、周知をしているつもりでございます。

例えば大きな事故が起こったときは交通安全に限って言えば、そういったこともやっていることもある様でございます。今後も折を見て町民の皆様には防犯意識の高揚についてですね、周知をしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

安全なまちづくりは行政の仕事であります。波佐見町に住みたいと思っている人たちは、波佐見町は安全で住みやすいことを理由にする人も多いはずで、そういう意味から防犯の周知活動を率先してきていただきたいと思っております。そのように思いますが、いかが思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私もそういうふうに思います。今までも周知を行ったところでございますが、足りないところがあれば今後こういった方法があるかですね、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

今の時期はですね夕暮れも早く部活で遅くなる中学生や高校生に対する周知と、高齢者に対する周知と異なりますが、どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

そうですね。大分この日が暮れるのが早くなって、ちょうど特に中学生の下校時間と重なってきたなというふうに思います。特に自転車で下校する生徒も多いようでございますので、そのあたりの指導はですね教育委員会、学校のほうでしっかりやっていただいているふうに思っております。

一方で高齢者についてはですね、やはり夕方になると交通事情の認知機能がやはりついていかないという状況もございます。先ほど申したとおりそのあたりも含めて折を見て町の広報紙のほうで、周知をしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

私が調べたところによりますと、あいさつ運動が防犯に役立つということが書いてあったのですが、何故かわかりましようか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

瀨本議員もご存じのとおり私前任が教育委員会で行っていましたので、あいさつ運動もかなり長くやってまいりました。私なりに考えると、やはりあいさつをすることでコミュニケーションができて、地域がそういった子供たちを見ようと、また地域でいろんなことを見てみようという気運が高まるのかなと思っておりますので私なりにはそういうふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

あいさつ運動が、地域の人たちが日頃から声を掛け合うことが大切だということです。ちょっとしたあいさつで罪を犯そうとする人たちに抑止力が働くそうです。

波佐見町では朝からあいさつ運動をされておりますが、夕方のあいさつ運動っていうのは考えられませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現状では町内あげてのあいさつ運動は考えておりません。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

先ほどの質問ですけれども、夕方のあいさつ運動はもう全く考えないということではよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

昨日もあいさつ運動のことについて話題になりましたけれど、今後子供たちはもちろんですけど地域保護者の方々へ啓発をしていく上で、そういう必要があれば検討の課題になっていくのだ

ろうということは思っておりますが、現時的に夕方になりますと子供たちの条件も違ってきますので、どういう対策が一番ふさわしいかは今後検討ではないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

分かりました。それではいよいよ防犯カメラの設置のところに入りたいと思います。町の中ではですね大型店舗や個人のコンビニとかなんかでは、防犯カメラを設置されているのがほとんどです。防犯カメラの状況をどのように思われますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長が答弁したとおりですね、防犯カメラについては犯罪の抑止。そして万一犯罪が起こった場合ですね犯人の特定に大きな役割を担っているものと思います。そういった観点からですね、先ほどおっしゃっていただいたような大型の店舗では、防犯カメラが設置されていると思いますし、または個人でもやはり自衛の意識からですね、設置されている方が増えているのではないかなということは感じております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

犯罪の防止や効果があるとされていますが、個々でも家庭でもつけられております。そういう意味で防犯の効果と町民の安心感に繋がるように、波佐見町の町中だけじゃなくて主要交差点ですね。そういうところにぜひつけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長の答弁の中でもありましたが、やはり防犯の目的で設置するということは今後やはり研究すべきかと思えます。一方で今おっしゃっていただいたように、交差点とかなると交通事情とかそういったことも監視する観点もあるのかなと思えますが、そうなったときはやはり所管するところがですね、警察なりのところが妥当ではないかなと思っておりますので、町で交差点つくるというのは費用対効果も含めると現実的にはちょっと厳しいと思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

波佐見町も今観光の車が多かったりするので、結構車が多く通ると思えます。

また交差点や主要交差点とかにつけていけば、間違っただけで逃げとか何かあったときがですね、防犯カメラはですね犯罪の抑止と証拠撮影ができますので、と安心感ですね。3つの効果が期待できますので、ぜひ前向きに取り付けを検討していただきたいと思えます。

犯罪はですね発生してからでは遅いので、何か起きる前に手を打つことは必要と思えますのでよろしく願います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

やはり防犯カメラの設置についてはその目的、その効果を見極める必要があると思います。まず大型店舗等は、仮に犯罪が起こったとしても大事故にはならないと。あとでカメラを確認してですね、犯人を検挙するという意味では効果があるのかなと思います。

一方で子供たちとか町民を守るという意味で確かに抑止にはなりますが、常時監視しているわけではございません。監視となると、あるいは警備会社とかに委託して常時監視となると膨大な費用もかかりますし、実際そうなったときに通報とかどうなるかという問題もございます。以前私も教育委員会にいたときに、子供たちの登下校で防犯カメラが設置できないかということをお聞きしまして、もろもろ費用等も考えたところもございます。

一方でPTAとかに防犯カメラの設置も相談したところ、確かに抑止にはなるけど万一事故が起こったときに実際確認できるのかと言われたときに、ちょっと厳しいねということも記憶にございます。そのため実際先ほど申したとおり防犯カメラの目的と効果を見極めてですね、やはりしっかりそこあたりは研究をしなければならないだろうと思います。

また防犯カメラの費用対効果をみてですね、それにかわる案があればやはりそっちのほうで、防犯の対策を講じたほうが良いと思います。

先ほど触れましたが子供たちの下校時で、具体的に申し上げますと皿山長野線ですね。あそこを一度子供たちが下校するときに、1人で帰ってくるのでカメラとか設置してはどうかという話があって先ほどのような検討も行ったのですが、結果費用対効果を見極めて下校タクシーを運行したということもございます。

したがって、やはり防犯カメラの効果と目的をしっかりと見極めた上で、今後研究をしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

川棚町とか東彼杵町でもですね、尋ねてみたのですが、町ではつけてないということでした。個人では付けているお店があるということでした。有田町でもですね「炎の博記念堂」っていうのがあるのですが、そこは委託業者が付けているそうです。

そこで私が言いたいのは3か町で波佐見町が先駆けて付けてもらえないかということです。よろしく検討をお願いします。

次は学校教育についての、さっきの質問です。先ほど不登校の状況が報告されました。ここ5年間の不登校の経過はどうでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

人数的な部分についての推移は、先ほど申しました理由によって差し控えてください。傾向と

すれば横ばいから微増という傾向にあります。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

昨年末で22名とおっしゃいましたが、9月1日に7日以上不登校の方が10名と聞いていたが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今の数値については私の答弁からということになるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 瀨本委員。

○2番（瀨本秋人君）

私たちの議員新人研修のときに尋ねたときです。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

私はその場にいなかったので、恐らくその数値はもしかしたら9月1日の終業式の欠席状況ではなかったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 瀨本委員。

○2番（瀨本秋人君）

7日以上来てない人が10名と聞いたような記憶です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ございません。私が新議員研修での時に説明したかということになるかと思いますが、申し訳ございません。記憶になくて申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

各学校にも月に7日以上欠席をしている児童生徒については、全て報告をいただいています。ただしそれが全て不登校ということではありません。もちろん病欠もあれば、事故欠もありますので、イコールってところの数値をあまり言い過ぎてしまうと、数字だけがひとり歩きをしてしまうことがあるということと、22名というのは昨年度末に県への報告をした1年間の結果でありましたので、数値としてお知らせいたしましたけれど、現在の数を伝えてしまうといろんな対応の子たちがおりますので、ここでの数値の公表については差し控えさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

その来られない人たちの対策で一番いいのは何でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

以前と不登校に対する考え方が随分もう変わってきております。今一番の大きな意識の変化あるいは社会の見方については、学校に行かない選択肢というのが、今もう認められているということが一番大きいのではないかなあと考えております。

以前はやっぱり学校行かないことは、どこかで後ろめたいこともあったんだろうとは思いますが、現在はもう学校に行かないことも選択肢の一つということになりますので、不登校イコールいけないことというレッテルを貼ってしまうことには、多分よろしくないのだろうということを思っておりますし、学校に行かない状況も全く行けなかった子供たちが様々な関わりによって、週に3日4日行けるようになったとか、午前中だけは来られるようになったとかいうこと。いろんな事案がありますので、ただ年間30日以上病欠等以外で休んでいることでレッテルを貼ってしまうと、その子供たちも全て不登校という枠に入ってしまう。

私たちは学校に来られなかった子供たちが頑張っ、周りの方々の理解や協力の中で、少しでも学校復帰が行っていることのほうの現状のほうを、応援したいしこれからは繋げていきたいと思っておりますので、不登校30日以上その人数等々ではなくて、その子供たちの実態に応じた丁寧な対応を心掛けていきながら、答弁にも申しましたように、学校という僅か義務でいうと9年間、中学校というと僅か3年間のかけがえのないといいますかね、いろんな苦労きついこともあるのだろうとは思いますが、人生100年の僅か3年とかいう意識ではなくて、ぜひその3年の中で貴重な経験をしてもらって社会に巣立って行ってほしいという学校教育に関わるものとしては、そういう思いで子供たちに関わっていますが、実態や状況によって丁寧に対応しているのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

勉強が嫌いで来ないっていう人たちへの対応っていうのは、なにかやっていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

学習の中身が分からないことによって、不登校傾向になるっていう生徒も確かにいるのだろうとは思っておりますので、ただ現実的には休みが続くことによって学習が分からなくなるという負の連鎖の部分でということもあるのだろうとは思っておりますから、不登校が始まった理由と不登校が続いている理由に違いが見えてきたことも私たちは課題として今、捉えてきているところもあります。

学力不振がイコールということはないかなかつながっていない。波佐見町の現状としては学力不振を理由に学校に来ない、来られないという児童生徒の数はそう多くはありませんが、確かに学びという点で学力を理解している、していないということが子供にとっても大きなことではありま

すので、不登校対策というよりも学力をしっかりと理解をさせるという点での指導、ケアというのは心がけていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

そういう家に引込みがちとか勉強が嫌とかいう人たちに、スポーツで体を動かすような指導とかはしていませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ごめんなさい。今私たち今年度になってから教育委員会として立てている方針とすれば、子供たちをとにかく家から一步出したい。気持ちも行動も、そういう子供たち。そして関係性をつくっていききたいなということを思っておりますので、もしその子がスポーツを通じてですね、外に出ることに対してということがあれば、大変うれしいことだと思っておりますし、それをきっかけに学校復帰をしてくれれば大変うれしいことだし、そこに私たちも関わっていききたいなということを思っておりますが、教育委員会が主催をして運動云々ということについては、今のところはまだ行っておりません。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

スポーツといってもいろんなスポーツもありますし、バドミントンとか卓球はですね、2人いればできますので、そのあたりからでもしてもらえればなあと思います。

私は小学校の陸上に携わってきていますが、多くの子供たちが学校終わったら、私も仕事終わってからですけども、のびのび子供たちが楽しみながら運動の楽しさや爽快さそこでまた子供たちが集まれば友達がいっぱいできるわけですよ。

まず家にいる子供たちってというのは、多分友達がいらないのかなって思うのですが、そういう最初友達づくりとか、そういうところからやって頂ければと思うし、スポーツが好きになれば楽しみになって喜んで、最初はいやいやながら来ていた子供たちも帰りにはもうにこにこして、また来いねとか言ったら喜んでまた来ますとか言って帰るのですが。そういう私の場合は小学生です。中学生の場合はどうか分からないのですが、そういうスポーツも取り入れるのも一つの手かなと思います。

今のスポーツの取り入れとかなんかのことで、教育長さんどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

スポーツを通じた人とかかわりとても大切だということは分かっておりますが、やっぱり学校に不登校あるいは不適応行動を示す子供たちの一つの特徴としましてはすごく繊細で、逆に人と関わることを苦にしているというパターンのほうがきっと多いのだろうと思っております。

で、そういう集団よりもひとり学びとか、そういうことのほうのもう本当にマンツーマンでの関わりから始めていかないと、一気にグループ、集団となると益々距離が取れてしまって、学校から離れていってしまう傾向のほうが強いのではないかなということをお慮しております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

中学生たちはですね本当もう思春期でもあり、心に傷つけないで優しく対応しながら楽しい学校生活に送れるよう対処してもらいたいと思います。将来のために云々じゃなくて、大事な今は今ですので。よろしくお祈いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で2番 濱本秋人議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

16時30分より再開します。

午後3時59分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は10番 三石孝議員。

○10番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。前川町長ご就任おめでとうございます。町民からいただかれた3,862票には、政策への賛同と期待が込められています。

これまで11人の議員が、所信表明を含め質問に立たれましたけども、施策の実践に向けて選挙戦での勢いが感じられません。公約に掲げられた施策は町民との約束であり、躊躇なく実践していただきますようお願い申し上げます。

さて通告に従いまして、質問をいたします。

町長の所信表明について

（1）農業振興の現状における課題と対策は何か。

（2）窯業振興の現状における課題と対策は何か。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

10番 三石孝議員のご質問についてお答えをいたします。

1. 町長の所信表明について

（1）農業振興の現状における課題と対策は何かというお尋ねですが、本町の農業振興におい

ては次の3つのことが現状での大きな課題ではないかと考えています。

第1は農業者の高齢化と農家数の減少による担い手の確保対策があげられます。現在少子高齢化が進展し、それに合わせて人口も減少していますが、これにより本町農業においても、2015年から2020年の5か年で70歳以上の農業者数の割合が約32%まで上昇する一方、農家数が96戸、農業従事者が326人減少しています。現状として離農された農家が耕作されていた農地については、本町が農業の担い手として位置づけています、認定農業者や農事組合法人へ農地集積を行うことで、農地農業の維持を保っていますが、将来にわたり農業を持続させていくためには、新たな担い手の確保に合わせて、認定農業者や農事組合法人等の育成や支援についても、十分な検討をしていく必要があると思っています。

第2は農業所得の向上対策があげられます。

本町は土地利用型農業が中心で、米、麦、大豆が中心となっていますが、そのうち特に生産の多い主食用米の価格が低迷し、厳しい状況が続いています。そこで米の計画的な生産調整による、価格安定やさらに転作作物と水稲の裏作による収入増加を図っているところではありますが、転作の大豆の不作や裏作になる麦の方策による価格の下落などが影響し、期待したような成果に結びついていないのが現状となっていますので、高収益作物への転換や品質向上によるブランド化も含め、今後検討していく必要があるのではないかと考えています。

第3は農業資材等の高騰への対策があげられます。農業で使用する肥料や畜産飼料の原料については、そのほとんどを海外からの輸入に頼っていることから、それらの主要な輸出国の情勢や円安などの為替レートの動向に大きく左右されることにより、それらの要因から、現在農業資材等の急激な高騰が進み、農業経営に大きな影響を及ぼしているところです。

そこで国、県が実施されます緩和対策に合わせ、町としても支援を行うよう準備をしているところですが、このような事態が長期にわたる可能性も否めないため、化学肥料低減と堆肥利用への取組なども進めながら、資材購入等購入費の低減策も検討を進めていく必要があると思っています。

以上が大きな課題としてあげたものとなりますが、その他にもまだまだ課題もありますし、今後も多様な課題も出てくるものと思われるので、関係機関と一体となって課題への対応を進めていきたいと思っています。

(2) 窯業振興の現状における課題と対策は何かとのお尋ねですが、波佐見町の主要産業である窯業、波佐見焼は400年前より脈々と庶民の器を作り続け、現在もなお繁栄を続けている歴史と伝統、変化と進化を続ける焼き物です。窯業の振興についてはこれまでもあらゆる支援と、業界と一体となった知名度向上やブランド化を初めとする事業を行ってきました。

時代の変化とともに、時代に求められてきたものに柔軟に対応し、ニーズを捉え進化してきた波佐見焼は関係皆様の努力により、全国的にも業界をリードするまでに成長してきました。しかしながら直面する課題も多くあり、波佐見焼ブランドの地域向上、販路拡大、知名度向上のため

に乗り越えなければならない課題が山積していることも事実です。

山積する課題は直近では、燃料、資材の高騰で特に窯元におけるガス代の高騰は深刻なものがあります。棚板や陶土などあらゆる原材料や道具等の値上げも行われており、この難局を乗り越えるため関係団体との協議も常に行っているところです。

ここ数年では廃石膏のリサイクル問題も大きな課題でしたが、ここ数年の取組により少しずつ解決策が見いだせてきているところです。

ほかにも下請流通構造による料金設定や、生産活動に欠かせない道具職人の減少、天草陶石などの原材料確保、流通変革における販路拡大、生地事業者の高齢化と担い手不足、後継者確保の問題など課題は山積しています。

中でも特に深刻なのは生地事業者の高齢化と担い手不足、後継者確保の問題です。注文があっても生地が間に合わないために、機会損失したということも聞き及んでおり慢性的な生地事業者不足に直面しています。

数年前に商工会で実施されたアンケートでは、代表者の年齢は60歳以上が全体の64%を占め、後継者についても79%がいないと回答されています。業界からの要望もあり、対策として平成27年度からは、窯業人材育成事業も行いこれまで7人の研修生に対して、4人が本町に残っていただき、一定の成果はあったものの課題を解消するまでには至っておりません。

この事業もコロナの影響で人材募集もままならず、今後制度の変更を見据えて関係団体とも協議を進めているところで、業界の意識改革も含め、議論を含めて解決策を見いだしていきたいと考えています。

このように多くの課題を抱えていて行政にできることは限られていますが、関係機関、関係団体とも協議を進めて少しでも課題解決に導いていけるように努力してまいりたいと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

はいそれぞれですね、農業窯業の課題と対策ですね、あげていただきましてありがとうございました。

最初に、今回町長が選挙戦の中で私がやることリストをお作りになってですね、農業関係は2つございまして、廃石膏の肥料にした農産品をつくりSDGsを意識した焼き物の町ならではの新しいブランドの開発をなさると。

もう一つは農業の収入アップのために付加価値をつけた農産品をつくりサポートする。廃石膏の場合は先ほどの答弁にもありましたように、随分担当の課長はじめ農林課の皆さん方が実証実験にご協力されて、ある程度のところまで進んでいると聞きます。

この次に言いました農家の収入アップのために付加価値をつけた農産品をつくる作りのです

ね、サポートこの内容はどういうことですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

例えの話になりますけれども、作物単品で出荷するあるいは販売するということにおいてはなかなか単価のアップは認め、単価のアップは見込めないということであれば、あと少し加工を加えたとか、そういったものへの取組に対して支援ができるようであれば、そういった付加価値をつけたものへの取組ということに対しての支援は考えていきたいというふうなところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

いや考えていきたいということは、まだこの農産品作りですね。収入アップの課題にも、所得向上というのがあがっております、この収入アップのために付加価値をつける農産品づくりのサポート。この中身がよく分からないですね。今町長答弁されましたけども、全然分かりませんよ、これ中身が。具体的な内容があるのでしょうか。

加工所をつくるとかですね、加工所に伴う農業のいろんな農産物によって加工所をつくりながらこれを収入アップのためですから。なかなか難しい取組なのですよ。収入アップがなかなか課題としてあがっているのに、施策として出されているっていうここをみんな聞きたい。ここまで書けますよ、誰でもね。中身を知りたい。農家にとってはこの中身を聞きたい。

どういう施策とか、どういうお考えを持っていらっしゃるかっていうのを聞きたいんですけど町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

町が事業主体となって加工所をつくるだとかいうことは当面、当然考えておりません。そういったものを、取組があれば町として、サポートして支援していきたいというところでございますので、具体的な取組について今私が持ち合わせているところは、現在ところはございません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

いやいやある程度のベースがあって、ここを私がやること一緒にあげられると思うのですよ。私としては、ありませんじゃ困りますよ。ご答弁を。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

何度も同じ繰り返しになりますけれども、具体的なそういった施設を町がつくるだとかいうことは考えておりませんが、事業主体として例えばJAさんであるとか、あるいは任意の団体がやろうと言われるときには、側面的な支援を町がやると。そういったことに対して取り組んでいこう

ということの表し方でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

この議論をやっても多分回答が出ないようでございますから。これは記載してはいますけど、具体的な施策については先ほど冒頭言いましたように躊躇なくスピード感を持って公約に掲げられた案件についてはやっていただきたい。そういうふうに思います。

この所得向上とはなかなか難しいというのは今に始まった問題じゃないのですよ。ずっと前からある問題なのです。やっぱりこれを何とか、波佐見町の農業の農業従事者の所得が向上できるようにするためにですね、農林課はですね相当いろんな工夫をされてですね、農業アップのために機械も必要でしょうし、その作物にも必要でしょうしっていうことでご苦労なさっている。

ご苦労なさっているのですが今、町長の回答にありました米の価格が低下して、転作等があってブランド化と。こういうふうなことをおっしゃったのだけど、中身がよく分からない。抽象過ぎて。どういうものなのですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

先ほど町長の答弁にありました、農家所得向上の部分の具体的内容ということでございますけども、現在やっていることは米の価格を安定させる対策といたしまして、転作を奨励しております。その転作の作物につきましてはですね、町内といたしましては水田でございますので、大豆のほうをやっておるわけでございます。

それと裏作ですね。裏作はもちろん、冬に麦ということになってきておりますけども、この2つをもってですね、何とか今ある機械ですね。コンバイン、その他トラクターを十分活用できるというところで所得を伸ばそうというかたちでやっております。

しかしながら答弁にもありました大豆はここ数年不作ということで、交付金のほうは入りますが販売のほうの収入がない。麦につきましては豊作ではありますが、今のウクライナ情勢の前でございまして、麦の価格が上がらない。かなり低いということで、これも販売した分の価格が上がらないと収入につながらなかったということでございます。

今駄野地区で補助整備をやっておりますけども、ここで畑地ですね。畑のほうの作物葉物でやっているわけですが、こういった葉物もので高収益が得られないかというような実証もやっておりますけども、なかなか今まで畑作をやった地域でございまして、ちょっと苦労しているところがございますけども、こういった作物がしっかりできるようになれば所得向上につながっていくのではないかとということで現在思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

その転作で大豆、裏作で麦って今に始まったことですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

これはですね米の価格が下がり始めたもう大分前からやってきているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

大分前では分かりませんが、いつぐらいからなさっていますか。大体で結構です。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

私が農業をちょっと手伝い始めた頃にはもうありましたので、30年は経っていると思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

30年ですよ。30年たって当時もこの所得向上のために政策を打ち出された可能性はありますよね。

今やっている所得向上のために、転作で大豆。裏作で麦っていうのをここにあげられる。対策として米の米価下がっている。ブランド化何かないのですか。

いや、30年も同じことをやってですよ、所得向上のため何をなさっていますかと。一番問題なのは所得をあげることですよとおっしゃったのが、転作の大豆で裏作の麦ですよ。30年やってらっしゃる。どうです。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

そうですね。これはまた私ちょうど4年おりますけども、実際に米の価格が下がってきた、急激に下がってきた分につきましてはですねここ10年ちょっと前ですかね。7、8年ほど前だったと思うのですけれども、そのときに急激に米の価格が下がってまいりました。それ以前につきましてはですね、ある程度の米の価格がありましたのでそこまで所得が急激に下がったというようなところじゃございませんでした。

下がってきたところで、もうここがちょっと下がり切ってきたところかなというところあるのですけども、やはり何かこう上げなければいけないということで途中、施設園芸のほうも大分推薦されたようでございます。

特にアスパラガスの生産を推奨されまして、多分県内で一番早くアスパラガスを奨励作物としてあげて、そのときは一時期アスパラによりまして農業所得も上がったのではないかなと思っておりますけども、原価ではなかなかアスパラが出ないとかいうことで、その分の不調の所得も下

がってきている状態でございますので何か伝手を、課題として検討している状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

結局、策尽きているのでしょうか。アスパラ長年10年前から7年目ぐらいから米価が下がってきた、転作だっているのはもう30年前からやっている。当時アスパラを推奨されてきた。こういう歴史がある中で、さらに農家っていうのは先ほどの町長の説明にもありましたように、資材高騰かれこれで悩んでらっしゃる。これ資材高騰は急に来たことなのでしょうけど、その資材高騰がなくても、所得向上は横ばいかそれ以下ですよ。

そうになっていくと何かやっぱり策を練らないと、農家が当然策を練ることですけど。いろんな情報を提供しながらですね、所得を上げましょうかっていうふうなことを、やっぱりきっかけづくりを行政のほうがつくってあげるのが一番いいじゃないですか。

そのためには今までどおりのこと言っても変わりませんよ。これに代わる策は無いのですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それにかわる策というところでございますけども、一つ策をしたというのが圃場整備中の駄野地区での実証というところでございます。ここで野菜を作って所得を上げようというのを実証しております。現に数地区で野菜をつくっていただいております。今のところですねブロッコリーが主というところでございますけども、好評でございますのでこのままいってくれば、所得向上につながるのではないかと考えておりますそれがまず一つ目ということでございます。

今はまた新たなものを、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

いいじゃないですか。イチゴはいいじゃないですか。いろんなかたちでイチゴであってもイチゴ以外であっても、そういうかたちで、いろんなかたちで対策を練ながら所得を向上させる対策を練っていくようになさってくださいよ。

現状では所得向上望めないっていうのであれば、野菜でも含めてどんどん新商品といいますか。新作物も含めていろんな研究をされて、実施されてやる分は所得向上につながるとおっしゃるのですから、そういうのをどんどんどんどん進めていただくといいです。

そうしないと30年前と同じことをやって所得向上ということは、早く言えば今の波佐見町にある面積の倍をこの大豆をつくったり、麦を作ったりすれば所得向上になりますけど、今担い手不足もおっしゃっていますので、それは望めない。

ならば所得向上には、それ以外のことをしなくちゃならないってことでしょ。もう結論出ているわけじゃないですか。そういう研究をどんどんどんどんしていけることを望みます。どうで

すか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

私さきほどですね駄野地区の圃場整備などの実証がキャベツの実証のほうを言ったのですが、もう議員が言われましたので、今新しくイチゴハウスのほうで1件入ってきております。

これはもうイチゴは現在所得が上がる作物の一つとして認められておりますので、それをやりたいという若手が来ましたので始めているところがございますので、そういった高収益作物。特に施設等のチャレンジしてみたいという方がいらっしゃったら、ご相談をいただければぜひ波佐見に来ていただけるような対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

先走って私がイチゴといったところに、もうイチゴじゃないかなと思ったら。キャベツはそうは所得向上につながっていないって知っているのですよ私。だから言ったのですね。

だから所得向上につながる作物を研究しながら奨励しながら進めていくことは、当然のことながら、結果として農業者の所得が向上されることにつながります。だからといって全く転作で大豆を作るなどか、裏作で麦をつくるなっていうことを言っているのではないですよ。その施策の一つとして、その所得向上をさせたいという、そこが気になっていたらそれに見合う作物をつくるのがやっぱり必要であるわけですね。

つくった作物が、町長がおっしゃったブランド化でここにつながっていくわけ。そういうふうなことを考えてやっぱり推奨しないといけないと思うのですよ。だからすいませんね、先にイチゴって言って。言うチャンスは私が取ってしまって申し訳ないですけど、そういうことでしょうかと思います。

それとですね先ほどからですね窯業も一緒のようなことをおっしゃいましたね。こういう世界的な事情の変更で、資材等の高騰、農業の場合が農業の前も例外ではなく資材が高騰しております。

農協さんの調べによりますとBB48っていうのが、野菜に使われるのですが、これが令和3年9月は2,442円に対して、4,345円の1,903円値上がりです。水稲に使われます。これがBB有機入り842ですか。これは3,553円が5,236円、1,683円。このようにですね1,000円台の資料等が1、2、3、4、5、6、7つありましてね、そのあとはもう900円台です。だからもう1,000円、2,000円にゆうに簡単に上がっているのです。

だから皆さん方何をしているかって言ったら、有機堆肥を使って安価に栄養をとるようなかたちで土に入れてらっしゃいますけど、有機堆肥だけを入れても、栄養にはならないことご存じですよ。土の栄養にはならないことご存じですよ。そうです。これは化学肥料だから無機質なのです。無機質だから土壌に入り込んでいって野菜が根っこから吸い上げる。

有機質っていう生命体をとった肥料有機質といいますね、これ有機質はですね基本的に動物の牛、豚、鶏、生命体を取ってきていますね、ふん尿が。それを一次発酵、二次発酵することによって無機質に変えるのですよ。土の中で微生物を使ったり。

だからそれで吸い上げるので、やっぱりこの無機質の状態を丸々入れるよりは、土が平米あたりですねどれぐらいの栄養が入っているかというところと落ちるのですよ。すなわち土の力が弱いのです。有機質は分かりますよね。もう4年しているから分かるでしょ。だからこういうことをせざるを得なくなってしまうと就農にも影響するのです。

だから何とかそれだけ所得向上との兼ね合いからすれば、まともな栄養分が土に行くように高くなっても、入手して作物作れるように、ぜひともこの資材等の購入に対する補助金。今のところどれぐらいの補助がなされるようになっていきますか。

○議長（百武辰美君）

その前に本日の会議時間はあらかじめ延長をいたします。

農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

今回のですね、補正予算で一応計上いたしましたものについてはですね、3つございます。

牛の飼料の価格高騰対策でのセーフティーネット等が敷かれるわけですが、その分の個人負担の分を、補助ということで3分の2、2分の1ですね。3分の1すいません3分の1。

それから加温を必要とする、加温をする施設、園芸。これは言えばもう町内でいえばイチゴぐらいになると思うのですが、そういったところの重油価格の高騰に対する補助ということで、これが2分の1。

それと先ほどから言われております化学肥料の高騰等ですね、それから資材等の高騰に対する部分についての国が70%助成するというようになっておりますので、残りの30%の分を県のほうもちょっと出すとかですね、というようなことになっておりますので、幾ら出されるかということになってきますけれども、その残りの分を出していくということで、金額的にはですね合計で約550万円。570万円程度ですね計上いたしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

補助はいつぐらいから開始されますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

現在どのようなかたちで交付するかというようなところで、ちょっと議論をいたしておりますので、早くて来年当初になろうかというところがございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

いろんなかたちでご助力されて、農家さんが通常どおりですね生産ができるようになさっていらっしゃることに感謝いたします。またですね、一番最初に申されましたけども、担い手不足、担い手の確保についてなのですけども、担い手というと認定農業者と各10団体ぐらいありますが法人組織というふうなご案内がございました。

いろんなかたちで、担い手もなかなか高齢化とあとは人数も減っていつている中において、どうか新しい新規参入者がいたら、今回のイチゴ栽培される方みたいにとらいいのですけど、なかなか担い手が増えない。

当然、担い手と一緒に農地も荒れていくというような状況でどんどん、どんどん疲弊していく。それで私もいろいろ考えて、私も農業ですからいろいろ考えましたけどもこの際ですよ、ずっとほっといても減っていくのですよ。

だって70歳以上が32%ですよ。360人減ってきているのですね。そうなるそうですね新規参入者を待っているだけではどうもしょうがない。だんだん動けないようになってですよ、動けないようになってということは、その一番高齢の方たちが耕作されていたところも荒れていくと。もう農民をつくらないと農地も守れない状態になるわけですね。

新聞読んでましたらね、島原市のトレーニングファームということでこれは果実なのですが、この農業技術を3年間で習得させようというプログラムが組まれて、そこでこれは新規参入者に島原、南島原ですけど、島原からとよそからですねいらっしゃっております。トレーニングファームっていうのですね。

これは果実の生産の人材育成や、技術を研修事業としてされて、今回立ち上げがあっております。16名ぐらいいらっしゃいますけど、この関係者が。その内2名ですよ。2名を育てるためこれだけやっぱりするわけ。

だから、減っていく現象をずっと見るのではなくて、作る現象をしないと。人口減少と一緒にすよね。ただ農家さんが減っていくのは自然現象だっただけ見ればもう減っていく一方で、どっかで農家さんを作らないとって。

でもイチゴ農家さんも何とか農家さんもそうですけど、受け入れる側としてこういうのがありますよということを言われましたけど、もう農家、農民さんもつくる時代になってきているわけですよ。こういうね、こういうふうに。

だから波佐見町もやはり2大産業と言われる農業と窯業と言われるのであれば、農民をつくる。農業者をつくる。そういう企画をしないと、もう10年先20年先ということを町長おっしゃっていますけど、もう農業者する人がいなくなって。スマート農業って機械ばかり増えてですね、やる人がおらん。それについていろんな企画を立てていただきたいのですけど、どうですかね課長。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

農業者を育てるためにそういったトレーニングファームですね。多分施設園芸に合わせたところでトレーニングファームをつくってらっしゃるのかなと思っております。そういったことを、やろうと思えば波佐見町単独ではちょっと厳しいのかなと思います。なぜならその専門家っていうのがなかなかいないというようなことになっております。そうなってくれば、作った方がいいが中身がないということになりますね。そしたら外から連れてくるというようなかたちになってまいりますので、なかなか厳しいものかなと思っております。

同じようなですね事例がお隣の県、しかもお隣の町であっております。

これはですねもっと大々的な、武雄市からですね鹿島までの広大な地域で、それぞれに特化したトレーニングファームをつくってやっています。例えば武雄はですねキュウリ。それで鹿島はトマトとかですね。その土地、土地の特産物、特産品といいますか主要作物の生産をされる方をつくるというかたちでトレーニングファームをやっております。

これはもう県それから市町ですね。それとJAがその3つで共同出資してやっているようなところでございますので、そういったところですね参考にするのであれば県央地区ですね。諫早から波佐見町、東彼3町までの2市3町あたりですねそういったトレーニングファームなりを作って、育てていくというのもあるのかなとは思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

そのとおりですよ。別に単独でやってくれていいことは言っていないわけで。やっぱり3町の中でもですね、こういうふうに田畑が広いところ波佐見なのでしょう。そうやっていくと波佐見でやっていいじゃないですか。県・国、周りの市町を巻き込んで。

そうしていかないともう既に遅いのですよね。もう既に遅いのです。どんどんどんどん減っていく。スパイラルに入っていますから、だから作るほう。農家の方が減るのを黙って見ているのではなくて、農家の方をつくる。まして所得が向上できる、所得がしっかりできる。そういう人たちそういうトレーニングファームでできた作物を売る研究をする。

そういうふうなかたちでの全く農業に関係ない人とか、農業に興味のある人がどんどんどんどん農家になっていけば、減る数のそれは追いつかないかもしれないけど、増やす方向にちょっと舵を取らないと駄目じゃないかと思うのですが、そういう方向の検討を始めるというのはどうでしょうか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まさにおっしゃるとおりですね。現状では、農家は減る一方。耕作放棄地は増える一方という状況はもう見てとおりおっしゃるとおりでございます。

農家も今からつくる時代という方向性を、見ながら検討しなければならないというふうに思いますが、現実問題としてはやはり農業に、魅力を感じるかというふうなところから入っていかな

いと、なかなか私の家もちょっと農業しておりましたけども、自分の子供でさえ農業させるのかといえば、農業しないというふうな状況であればなかなかそのあたりの説得するところも難しいところがございます。

ご提案の趣旨についてはよく理解できますので、そういった方向性を持ちながらですね、今後検討すべき課題かなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですね、町長も「継続・変革・進化」です。進化、こういうのを基本概念に持ってらっしゃるところがありますし、今ですね作物をつくる。技術をつくる。その利益があるということで結局のところ何かって言うと、そういうトレーニングをしながら農業の魅力をつくるのですよ。そこに人が寄ってくる。

いつも行政でいろんなことで焼き物とか観光とかおっしゃるには、ここに多くの人がいらっしゃるのは波佐見に魅力があるからです。だから魅力があるところには、人が集まるわけです。魅力ある農業をつくる方向に方向変換してください。

農業からちょっと次のですね、窯業に移ります。一番の問題はということで、農業をお願いしますね。よろしく。

一番の問題はということやはりその人材不足、私も考えました。この窯業界の人材不足って言いながら、波佐見は窯業界でもものすごく頑張っているのです。ものすごく。ふるさと納税のほとんどが焼き物なのです。すごいでしょ、すごいと思いませんか。

しかし担当課長が一番ご苦労されているのは、人材不足なのです。

ここはですね、なぜかという一つ僕が考えるに波佐見町の焼き物づくりの特徴がここにあるのです。分業制なのです。生地をつくる人、型に流し込む人、窯で焼く人、絵付しながら赤絵する人、ずっと分業なのです。

中にはね一貫してされるところがございますよね。普通の会社やったら一貫して進みますよね。何か焼き物以外1人。ただこの分業制だからその業種、業種に人が足らなくなったときにコケてしまうのです。分かりますか。

だからここをどうかするためには、何をしないといけないかと言ったら、さっき農業に農民をつくりましょう。農家をつくりましょうと一緒になのです。

生地屋さんが今少ないから、何とかっておっしゃられましたよね。間に合わないでいろんなことが起きたと。だから生地屋さんをつくるためにご助力されていますよ、商工観光課の課長も。今回も予算あってですよ、コロナで来られなかったって。しかし波佐見町を何とか知ってもらうためにということで予算を腹いっぱい使いましたよね。小さな予算だったですけどね。ただそれだけ頑張っているんですよ。

だから私が言いたいのは、生地屋さんが少ないとコケてしまうのです。

例えばですよ、これも商社が少なくなるとコケてしまうのです。そういう構造なのですよ。だから、できるだけ生地屋さんをつくるにあたって同じようなですね、生地を受ける工場をつかって、そこで技術、機械はいろんなかたちで事業補助をしていただいて、その中で多くの会社から生地を受けてつくる方法もあるのではないかと思ったのですが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

こういう今波佐見町の場合は分業制ですね、その分業の特徴を生かしながらこれまで発展してきたと思っております。非常に分業のいいところが、今波佐見で今ちょっと前まではすごくよかったのですが、今言われるように本当一つの業種がコケると全て、今生地ができる分だけの焼き物しか出荷ができてないので、これがもっとあと倍できていたら、倍売れるっていうような状況ということで、業界の皆さん言われています。それだけ生地が大事だということですよ。

それで今言われた共同の町工場あたりも、もう数年前ぐらいからそういう声も上がっています。その声上がるたびに、いろんな両方の意見があるのです。共同なんて、例えば窯元さんとかそういう人たちは、今までの固定観念があらわれ、分業が一番いいのです。分業が窯元さんにとっては一番いいのです。

でもなかなかね、いろいろしがらみがあってうまくいかないとか、従業員さんサラリーマンになったら、その時間だけしか仕事しないので思うように生産が上がらないのだとか。そういう部分も結構言われます。

ただ一方ではですね、もうそこに舵を切らないといけないという考えを持っているやり手の方もいらっしゃる。そういうところですね。よくいろいろご意見を聞きながらですね、研究していかないといけないというふうに、今のところちょっと考えているところです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

先ほど町長の答弁の中にもやっぱり最大の問題が、人材不足・担い手不足っていうのはやっぱりここにもあるわけですね。

これは農業と窯業に限らずどこでもそうなのです。しかし作ることをやらないと減っていくのです。人口減少もそうだと思うのですが。しかしですね、いろんなかたちで何かを始めないと、10年先20年先は生まれてこないわけですよ。その回転が、分業が。そうしますといろんなかたちで費用が必要になります。最初来られて1人でこられた方に補助をしながら住宅補助だ、ある程度の1か月の費用だと。で生地屋さんのほうに預けられて生地屋さんの技術を習得される。いろんなパターンを考えられて工夫されています。

やはりそのためのやっぱり費用が要るのではないかというふうに思えばですよ、ふるさと納税でこれだけですね、窯元の焼き物が貢献されているから、焼き物でふるさと納税があがった一部をそこにあてるとか。

例えば他にはですね新時代の新税金のあり方とかっていう研究所をしているところがあるので、そういう人たちにおいてはやっぱり法定外目的税をつくってそれに充てるとか。それは時限立法ですね、地方でできる税金ですけど。そういうのを財源としながら、結局課長がおっしゃるようにどこかが崩れたらものがない。ものがないと売上げが上がらない。売上げが上がらなかつたら、極端な言い方したらふるさと納税も落ちます。

だからキープするためには、この負荷を平等に持っていかないとですね、思うわけです。そのためにも今始める。すなわちいろんなかたちで知恵を絞ってですね、やることも一つの方法です。しかし今やらないと10年後は分からないのです。

先ほどおっしゃった、課長がおっしゃったように、しがらみはあるけど。しがらみがある部分をどっかで突破しないとできないのであれば、いろんな人たちが知恵を出し合ってですね、やるべきだと思うのですよ。

そうしないと技術もなくなる、人もいなくなる。機械もそれだけですね、最初から来られた人が自分でやりなさいっていうのは全部揃えないといけないのです。

その工場で4社も5社も注文を受けるような仕事をしながら技術を磨き、最終的には独立すると。そういうパターンのプログラムをつくりながらですね、やることはですねSDGs含めてですね、町長が目指される10年先、20年先のことにつながるのです。

壁はあるのです。農業もあります、窯業もあるでしょ、たくさん。しかしそこに風穴を開けて一歩進むことが今必要なのです。

だから町長はここに進化って書いてあるのですよ。今のままじゃ駄目なのです。維持は今のままを維持すること。今の如何ならないことをするため維持なのですけども、町長はそこを読んでですね、やはり進化を入れられた。進化のためには黙っていても進化はしないのです。ここから一歩前に出ないと進化しないのです。

どうですか、そういうふう窯業界も含めて町長。進化のための施策を一つ、勇気を持って打ってください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、現状のままでは生地屋さんもなくなって、本当に波佐見焼そのものの存亡に関わるような問題であろうかと思えます。一方で、窯元においては、自社製品については内製化して、自分たちで生地をつくっていこうということで、生地工場まで備えて従業員を囲ってなさっているところもございます。

じゃあ全ての窯元がそういうふうに行けるかというところもそういう問題でもございませぬし、ご提案のような一つの生地工場といいますかね。以前私の親戚と言いますか、もうそれ30年か40年前にも生地工場団地といいますか、そういったものの構想があったように一時記憶をしております。そこに生地業者皆さんが集まって、協業化しながらやっていこうかという話も一時期はあつ

たような記憶がございます。

ただし、やはりそういった場合に誰が主に音頭を取ってやるのかと。あるいは作業体系であるなど、いろいろな問題があつて頓挫したような記憶もございます。

だからできないというわけではございませんけども、そういったものも含めながらですね、検討する課題ではあろうかと思いますが、すぐ町が工場をつくってやれよと言われても現段階では一考を要する課題かなというふうには思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

なられたばかりなので、課題は多いのは分かっております。だからといって僕らが言ったから「はい分かりました、すぐやります」ということはおっしゃらないことは分かって言っておりますけども、やはりですねここを打開しないと後がないと。

30年前はいろんなかたちで、多くの人たちがそういうアイデアを出しながらやっても、なかなかやり方も含めて難しいのではないかという結論を出されて頓挫したということであっても、今と30年前は違うのがやっぱあります。技術もそうでしょう。またこの究極に担い手不足がもうびしびし響いてくるような状況になっているのですよ。

だから誰が、誰がじゃなくて、やはり行政が旗を振ってやるしかないのです。民間が、誰が誰がって言っていたらできないことは、行政が旗を振ってやるべきなのです。

そこに一步でいいから、猪木さんが言うじゃないですか「一步前に出ろ」って「そこに道がある」って。一步出ない限り分からないです。何でもそうです。一步出るから、違う環境になって違うこっちに行かないといけないね、あっちに行かないといかないね。という議論が出てくるのです。

そこをやれるのは行政なのです。一步出ること民間だけがやったらそれだけの費用がかかる、人がかかる、時間がかかる。しかしいろんな皆様方は今までに、行政のトップと、町のトップとして行政に知恵、頭脳集団ですからやれるはずなのです。

やれるから今そこに皆さん方座ってらっしゃるのですよ。まさしく今なのです。明日じゃないのです。今なのです。だからきっとできると思ってやらない限り、失敗すると思ったら失敗します、間違いなく。そういうのをどんどん話合いで出しながら前に進んでもらいたい。後ろを振り向く時間なんかありませんよ。多分課長はよく分かってらっしゃると思います。

だからそういう面からですね、今波佐見が置かれているのは農業と窯業のおかげです。だからこそ観光が出てきたんです。ならば窯業と農業にもう1回ですね、力を注入しないですか。大いに期待します。最後に一言町長の決意を聞いて終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに今の波佐見町の発展を支えてきたのは農業、あるいは窯業、この2大産業でございます。

す。ご提案いただいたですねお話を十分検討しながら、今後の町政の中でこういった取組ができるのか。そこらへんはですね、十分に対応すべき課題と思いますが、ご期待のようにではすぐやってみようというふうなことはできませんが、そういったことを考えながらですね、日々の業務の中でも対応は考えさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（百武辰美君）**

以上で10番 三石 孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。本日はこれで散会します。ご起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後5時24分 散 会

## 第 22 日 日（10 月 19 日）（水曜日）

### 諸 報 告

#### 議長報告

- (1) 議会改革調査特別委員会の委員について
- (2) 総務文教委員会の委員について
- (3) 産業厚生委員会の委員について
- (4) 議会運営委員会の委員について
- (5) 総務文教委員会の委員長及び副委員長について
- (6) 産業厚生委員会の委員長及び副委員長について
- (7) 議会運営委員会の委員長及び副委員長について

### 議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第 61 号 令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 議案第 48 号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
(以上 1 件 総務文教委員会委員長報告)
- 第 4 議案第 49 号 波佐見町情報通信技術を活用した行政手続きの推進に関する条例
- 第 5 議案第 50 号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 53 号 令和 3 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 54 号 令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 55 号 令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 56 号 令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第 57 号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第 58 号 令和 3 年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第 59 号 令和 3 年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
(以上 7 件 決算特別委員会委員長報告)
- 第 13 閉会中の継続調査申出について  
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第 22 日 目 ( 10 月 19 日 ) ( 水 曜 日 )

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	三石	孝
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳		
企画財政課長	辻川	尚徳	総務課長	福田 博治
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	商工観光課長	澤田 健一
住民福祉課長	井関	昌男	農業委員会事務局長 税務課長	山口 博道
建設課長	本山	征一郎	農林課長兼	古賀 真悟
長寿支援課長	松添	博	水道課長	中村 和彦
兼会計課長 兼会計管理者	宮田	和子	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
給食センター所長 兼教育次長	朝長	哲也	教育長	森田 法幸
財政管財係長 兼企画財政課	鶴田	秀幸	総務課課長補佐	太田 誠也



---

## 午後 1 時 開 会

### ○議長（百武辰美君）

皆さんご起立お願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから令和 4 年 第 3 回波佐見町議会定例会第 22 日を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

### 諸報告 議長報告（1）

### ○議長（百武辰美君）

これから諸報告を行います。議長報告。

### ○議長（百武辰美君）

議会改革調査特別委員会の委員について、2 名欠員でありました議会改革調査特別委員会の委員に、波佐見町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、濱本秋人議員と前田博司議員を指名しましたので報告します。

### 諸報告 議長報告（2）～（7）

### ○議長（百武辰美君）

次に議長報告（2）総務文教委員会の委員についてから（7）議会運営委員会の委員長及び副委員長についてまでの 6 件については、令和 4 年 11 月 1 日をもって任期終了となるため、11 月 2 日以降の委員会委員等の構成について報告をいたします。

総務文教委員会の委員について、産業厚生委員会の委員について及び議会運営委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりお手元に配付のとおり指名しました。

また各委員会において正副議長の互選が行われ、総務文教委員会委員長に脇坂正孝委員、副委員長に田添有喜委員。

産業厚生委員会委員長に北村清美委員、副委員長に岡村達馬委員。

議会運営委員会委員長に福田勝也委員、副委員長に岡村達馬委員が選出されています。

委員会名簿はお手元に配付のとおりです。

### 日程第 1 提案要旨の説明

### ○議長（百武辰美君）

日程第 1. 提案要旨の説明を求めます。町長。

### ○町長（前川芳徳君）

本定例議会に議案 1 件を追加提案させていただきましたので、その要旨についてご説明を申し上げます。

議案第 61 号 令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 4 号）は今回 6,300 万円を追加し、補正後の予算の総額を 115 億 300 万円としております。

今回の補正は非課税世帯への臨時特別給付金に係る子育て世帯等臨時給付金事業として、給付金及び関係事務費を追加し補正計上するものです。

以上であります。詳細については議案審議の折ご説明いたしますので何とぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

## 日程第2 議案第61号

### ○議長（百武辰美君）

日程第2．議案第61号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

### ○企画財政課長（辻川尚徳君）

議案第61号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明します。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、総額115億300万円とするものです。

今回の補正は9月20日に閣議決定されました、閣議決定され全国的に実施される非課税世帯への臨時特別給付金について所要額を計上しております。

6ページをお願いします。歳入について説明します。14款、2項、2目。民生費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別給付費として6,300万円増額しております。

次に8ページをお願いします。歳出についてですが、3款、1項、6目。子育て世帯等臨時特別支援事業のうち18節。負担金補助及び交付金6,000万円の増額については、今回の給付金は1世帯当たり5万円の給付となっておりますので、令和4年住民税非課税世帯または家計急変世帯として1,200世帯分を計上しているものです。

その他7ページの2款、1項、13目。ほか、この給付金支給に伴う事務的経費についてあわせて計上しております。

以上で令和4年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

### ○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号

○議長（百武辰美君）

日程第3、議案第48号波佐見町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例を議題とします。本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

それでは付託案件につきまして、説明をいたします。報告をいたします。

令和4年10月17日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

総務文教委員会委員長 脇坂 正孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

事件の番号 議案第48号

付託年月日 令和4年9月28日

件名 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

審査結果 原案可決すべきものと決定をいたしました。全会一致でございます。

付託事件審査報告書

議案第48号波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項

「波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」について

2. 第1回審査会

(1) 審査の経過

①審査日時 令和4年10月11日（火） 午前10時から

②審査場所 役場 委員会室

③出席者 委員長 脇坂正孝 副委員長 福田勝也

委員 百武辰美 田添有喜 岡村真由美

澤田昭則 濱本秋人

④説明員 総務課長 福田博治 総務課課長補佐 太田誠也

(2) 審査の概要

①制定の背景

指定管理者制度は、約20年前に地方自治法の改正により制度化されたが、当時、本町においては条例制定に至らなかった。今後、新庁舎完成後の総合文化会館や講堂の活用をはじめ、町の公の施設に指定管理者制度を導入する計画がある。そのため、手続等について基本的な条項を定める必要があり、議案提出に至った。

②制定の目的

本条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めることを目的とするものである。

(3) 質疑等のまとめ

指定管理者制度の必要性、公募の方法・範囲や選定等について、多くの質疑等があった。主な質疑、回答は次のとおりですが読み上げは割愛します。

(4) 採決 全員賛成。

以上のことから、採決の結果、議案第48号波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例については、全会一致で可決すべきものと決定したところでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○10番（三石 孝君）

審査にあたられてご苦労さまでございました。この指定管理に関して現在は今何件、どこの管理になっているのですか。現在の件数と場所を教えてください。

○総務文教委員会委員長（脇坂正孝君）

現在は中尾山にあります「陶芸の里 伝習館」この1件だけでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

いずれこの管理が多くのところ採用されていくと思うのですよ。どれぐらいの件数と場所が分かればお知らせしていただければ助かります。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

説明ではですね、教育委員会関係としまして総合文化会館、講堂、体育センター、農民具資料館、歴史文化交流館。

そして商工観光課の関連では農村会館、失礼しました。陶芸の里と勤労福祉会館ですか。

それから農林課の関係で農村環境改善センター。失礼しました、以上の8か所でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。横山議員。

○9番（横山聖代君）

現在中尾郷にある伝習館が指定管理者となっておりますけれども、そちらのほうは何を根拠に指定管理をされていたのですか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

中尾郷にあります陶芸の里伝習館についてはですね、個別の条例を適用して制定してあるところですね。「波佐見町陶芸の里 伝習館の設置に設置及び管理に関する条例」というのがありまして、その第5条以下に、第5条に指定管理者の業務というのがあります。それから第6条に指定管理者の指定手続、そして第7条に指定管理者指定の基準。こういったものをここだけに適用して、そして指定管理を始めております。

今回の条例はこういったいろんな施設を総括的にまとめて、管理委託をしますよと。そういった内容で制定をされるものですが、ただしそう言いながら個別にはやはり例えば総合文化会館の条例の中に、今後は指定管理でいきますよという条例も、文言も必要と。そういったことになります。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○10番（三石 孝君）

先ほどの今後指定管理をする施設のご説明がございました。その中で歴史文化交流館とおっしゃったように記憶するのですが、この歴史文化交流館の指定管理におけるそのメリット、デメリット。そのあたりについてはどう議論をされましたか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

その時は、特別に議論はあっておりませんが、こういう今後の予定として、こういうのがあるということで聞いておりますが、要するに指定管理の目的というのが住民の福祉がまず第1でありまして、それから民間でやれるところは民間でやると。そういった特別にノウハウを持っているような団体ですか、そういったところに指定管理をして、より効率を上げるというのが大きな目的でございます。

特にただこの個別に、そのときの委員会の中ではじゃあ交流館が指定管理してどのようなメリットがあるかと、そういったところまでの論議はあっておりません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

城後議員。賛成ですか、反対ですか。

#### ○8番（城後 光君）

反対です。

議案第48号 波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について反対の立場から討論いたします。

今回、指定管理者の指定手続に関する条例ということで、指定管理の方法を定められて指定管理を行う前提で進められておりますけれども、先ほど質疑があがったとおり総合文化会館とか、講堂とかですね。歴史文化交流館いろんな施設が検討されていますけれども、今ですね中尾郷にあります陶芸の里伝習館が指定管理をされております。今受託されているのが中尾郷の自治会がされております。

ここはですね、工房の体験とかですね宿泊がありますので、安定的な収益がある程度見込めるかたちになるかと思えます。

一方ですね今後検討されている施設っていうのが本当に公に近い、総合文化会館もそうですし体育館もそうですし歴史文化交流館もそうです。

どちらかというとその収益を前提とするよりも、安定的に町の施設として、運営をしていくっていうのに重きがとられる施設になるかと思えます。

やはり当然指定管理者の手続になりますと、年限を区切って管理する指定業者を業者じゃなくても団体等を指名するかたちになりますけれども、もしですねそういうかたちでトラブルが起きたときに、その地元との協議の中でうまく進められている事業者さんかどうかっていうのがなかなか見出せない。選定の基準の中で見出せないケースっていうのもあるかと思えます。

その意味で、今例えばほかで指定管理を行われているところが例えば公共の宿とかですね。そういうある程度の規模がある発生してですね。民間の事業者さんが、ノウハウがあってやられている部分とは、ちょっと若干波佐見町が今後考えられている公の施設ではちょっと印象が違うのかなと。

そういう部分でやはり、今前回ですね中尾山の伝習館に関しても、指定業者を選定の手続きをされましたけれども、結局民間事業者さんが選定の手続に手をあげられることもありませんでした。

やはりそういう部分ですね、なかなか指定になじまないケースっていうのも多々あると思えますけれども、私は今後考えられている波佐見町の公の施設というのは、指定管理の仕組みよりも、そういうものではなくても今までやられたようなですね、委託の仕組みで十分対応できる施設ばかりではないかと思えますので、改めてここで指定管理というかたちで進めるのを前提に、そういう指定の手続をする条例を制定する必要はないものと考えまして、反対の立場から討論させて

いただきます。

**○議長（百武辰美君）**

次に賛成討論はありませんか。

三石議員。

**○10番（三石 孝君）**

私は今回の指定管理の議案に関して賛成の立場で議論をさせていただきます。といいますのも今抱えている公共施設の管理については、十分その担当課が行使をしているのは事実です。

その中でいろんなこの9月議会においても、人員不足も含めて可能な限り行政側としては、行政の範囲内で仕事をされている中においても、やはり人材不足がかなり言われているのが現実です。

その中においてですね、しっかりした指定業者の選定という手続もこの中には含まれておりますし、適格性がなければ取消しの手続もちゃんと含まれている案件でございます。

したがってですね、それが全てですね住民サービスがなくなるということではなりませんし、このことを契機にいろんなかたちで、外部委託は当然なさつていかないと今のスタッフでは十分できないことは想定できるはずですよ。そうなりますと、こういう手続をとりながら町民サービスを低下させない。低下させないためにはですね、しっかりした業者選定が必要になります。業者のサービスが低下しますと住民サービスに低下につながるということであれば、自然とその声は行政に届くはずですよ。そうなりますと行政に投じた雇用を基準にして、指定業者の取消しというかたちで、さらにいい業者を選定できる可能性を含んでおります。

そういうことから今回の議案。この議案に対して私は賛成してよろしいという結論を導きましたので以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。以上です。

**○議長（百武辰美君）**

次に反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号波佐見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を採決します。本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立多数であります。したがって、議案第48号は委員会報告のとおり可決されました。

ここで子ども・健康保険課長より一般質問の答弁に関し、発言の申出がっておりますので、

これを許可します。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

昨日、一昨日と一般質問がございまして答弁をいたしました。答弁の中の説明の部分で、ちょっと修正といいますか訂正がございまして、ちょっと午前中の流れから言いますとちょっと大変申し訳ないのですけれども、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

2点ございます。一番目が岡村達馬議員の妊産婦への補助ということでご質問受けている中で、物価高騰対策として、国から交付された臨時交付金を財源とする波佐見町の事業の説明をした中で、18歳までの子供に対して現金または商品券の給付というふうに説明をしたところだったのですが、正しくは大学生までの子供さんを対象にした給付を行っております。

続いてですね2点目が、脇坂議員の保育士支援の町単独での給与の上乗せがないのかどうかというところの説明の中で、10月以降ですね、国が処遇改善をするっていうようなところで説明をして、その中で当初の分の訂正をしたっていうところがあったのですが、正しくはですね、当初の説明のとおりで保育士分は公定価格のほうに上乗せをされ、今後委託料と扶助費で対応することになってまいります。またですねこの分は、補正予算を計上することになりますのでまたその際に説明をさせていただきたいというふうに思います。どうも失礼いたしました。

日程第4 議案第49号

○議長（百武辰美君）

日程第4．議案第49号波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第49号についてご説明します。

議案第49号 波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例。

波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月28日提出。

提案理由ですが、情報通信技術を活用した行政手続について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

次ページ別紙をお開きください。

2ページから7ページが条文でございまして、8ページからの説明資料に基づき条例の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

条例の目的ですが、情報通信技術いわゆるICTを活用した行政手続、この場合インターネットを介した電子申請を指しますが、電子申請を推進するため必要な事項について定めるものとしております。

また先に一般質問の答弁もありましたが、今回長崎県汎用的電子申請システムを導入し、電子申請ができるよう準備を進めているところでございます。

条例の内容ですが、国においてひな形が提示されており、それを踏襲するかたちで各自治体が条例を制定しています。本町においてもそのように構成をしているところでございます。見ていただいてなかなか難解な用語が多く、想像が難しい場合もあるかもしれませんが、民間サービスのよう行政もインターネット経由で各種手続ができるよう、現在の技術に合わせるかたちで内容を整理しております。

まず、2 法令等であらかじめ用語の内容が定められているものについて、用語の説明から説明していきます。

電子署名は身近なものとしてマイナンバーカードになります。

電子証明書はマイナンバーカードを使った場合、国等の公的機関がそのマイナンバーが本物であるか電子的に証明していますが、ふだんは自動的に行われておりますのであまり意識することはありません。

3の電子情報処理組織、4の電子計算機は記載のとおりでございます。

これを踏まえて条例の中身についてご説明をいたします。

第1条は冒頭申し上げた条例の目的について定めています。

第2条は用語の定義について定めており、条例等は町の条例、規則ほかになります。

町の機関は、地方自治法に記載の機関となりますが、本町では町長部局、教育委員会、農業委員会など現在窓口で申請できる基幹となります。

書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等の定義は記載のとおりですが、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等をまとめて最後に手続等としております。

第3条は町の電子情報処理組織に対して行われる申請等の内容について定めています。

まず第1項と第2項。資料では(1)と(2)になりますが、既存の条例等により、窓口等における申請様式が定められている場合でも、電子申請による場合はスマートフォンの入力画面を従来の様式によらず、定めることができるとしております。

例えばですが、e-Taxをされた方は分かると思いますが、本来確定申告等の様式は厳密に定められています。しかしそれをスマホでやったときはもうその画面というのは、様式中のほぼなくて、もうスマホの画面に合わせて自由に国が定めていると。そういった内容でございます。

また3項として(3)申請受付のタイミング。

4項として(4)は従来書面において署名等の本人確認を電子署名ですが、可能としております。

第5項として(5)は、申請時に発生する手数料についてキャッシュレス決済ができるように定めております。

第6項として(6)は、インターネット経由で本人確認ができない場合、例外規定として対面

や書面で確認できることを定めております。

第4条の第1項と第2項、資料では(1)と(2)は処分通知等。

例を申し上げますと相手方に行う交付決定通知などがあたりますが、これも既存の条例等にその様式が定められていても、電子申請に対する決定通知等はスマホ等の画面表示を、その様式によらず自由に定めることができるものとしております。

また第3項として(3)は処分通知等の到達の考え方。第4項として(4)は電子署名ができる種類を規則で定めること。

第5項として各項に、本人に対面で行うことができる例外規定を定めております。

第5項は縦覧等について、第3条、第4条で申し上げたとおり規則等によらず、このスマホの画面にあわせて表示できることを定めております。

第6条は既存の条例等により申請様式が定められている場合でも、電子申請によるものは、その様式によらず電磁的に記録、要するに紙で改めて管理することなく、コンピューターに直接保存ができることを定めております。またその記録の本人確認について、電子署名にてできることを定めております。

第7条はこの条例の例外規定を定めたものでございます。

第8条は電子証明、マイナンバー等の利用等があった場合、添付書類の省略ができることを定めております。

第9条は電子申請の受付件数について、随時公表することを定めています。

第10条は条例の施行について規則への委任を定めています。附則として条例の施行日を公布の日とすることを定めています。

次に条例第10条で委任された規則の内容について、参考として13ページから18ページに添付しております。内容は条例の各項目について、具体的な内容を定めており、資料11ページから12ページの表に掲げている内容を定めております。

主なものとして第4条に電子申請する具体的な内容。

第5条に電子証明書の書類。

第6条にキャッシュレス決済における納付情報の収集方法。

第9条に処分通知等の具体的な内容。

第10条に処分通知等を行う場合のパスワード等の設定。

第15条に条例第6条に定める例外規定の詳細について。

第17条に添付書類を省略できる関係法令の書類を定めております。なおこれら一連の手続を町独自のシステム化し申請することは膨大な経費も発生するうえ、人員体制も厳しいものがございます。

冒頭申し上げましたとおり、この条例は国のひな形が整理されるとされていると申し上げましたが、全国的にこのひな形に準じて電子申請が行える民間のシステムが数多くリリースされてお

ります。今般長崎県汎用的電子申請システムも、民間システムから選定されたものであり、これまで条例で説明した内容をシステム上行えるものとなっております。

以上になります。先ほど申し上げた電子申請システムの操作研修も行っておりますので、この条例、規則とあわせて電子申請の手続を推進したいと思います。

以上で議案第49号 波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。横山議員。

○9番（横山聖代君）

一つちょっとお尋ねです。こちらの条例が国のひな形に準じて作成したものでと言われました。言われましたが、そのひな形に追記したもの、もしくは削除したものがあるのであればそちらのほうをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

県内を見渡すと佐世保市さんが、昨年度この条例を制定されております。ほぼ内容は一緒なのですが、本町では国のひな形がその後改定されたために、この第7条の例外規定の追記をしております。

これはやはり電子申請になったからといってですね、そればかりではやはり行政も回りません。どうしても窓口に来られた方等の対応をする必要がございますので、その分で電子申請によらず対応ができる旨規定をしておりますので、その点が若干ではございますが、違うというところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号波佐見町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第49号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第50号

○議長（百武辰美君）

日程第5．議案第50号波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

それではですね議案第50号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月28日提出。

提案理由につきましては、陶芸の里伝習館については、現状一律に一泊につき2,000円を徴収していますが、利用者のニーズの変化にあわせ、また時世に沿った料金体系を構築することを目的として所要の改正を行うものでございます。

次のページご覧ください。別紙について説明をいたします。

改正内容についてなんですけども、この別紙第7表の改正を行っております。この別紙7表の中で、区分として工房と宿泊施設とございますけども、今回改正するのは宿泊施設だけでございます。工房については変更を行っておりません。

宿泊施設についてこれまでは、ただ一行だけで1人1泊2,000円という規定だけがございました。それをちょうど昨年度ですね国の事業を活用しまして、伝習館の宿泊施設の和室部分を全て改修しまして、フローリング張りとしましてドミトリールームとして改修しているところでございます。そこにある程度の個室といたしますか、プライバシーを保てるような2段ベッドを4基、設置をいたしたところでございます。

ベッド一段あたり1泊4,000円と改正するものです。またそのドミトリールームを全室貸し切った場合、1泊3,200円と設定いたしております。すいません、3万2,000円と、失礼しました3万2,000円と設定しております。

あと洋室。これは既存の洋室については、今2部屋ございまして、この1部屋あたり1泊5,000円。この2部屋を同時に借りた、貸切った場合には1万円という設定にしております。

またですね、この宿泊施設を全部1棟丸々貸切った場合については、1泊4万2,000円という設定を行っております。

またですね繁忙期については、料金の2割を超えない範囲で増額できるものということで、できるように今回改正をいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

質問いたします。

まず前年度のですね、宿泊数は何人だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

令和3年度においては12件となっております。コロナの影響で、コロナと施設の改修の影響で、ほとんど宿泊施設を活用できなかったということで、12件の利用にとどまっているところがございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それではコロナ前は、何人ぐらいいらっしやったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今手元に資料が金額ベースでちょっとございますけども、2,000円で割っていただければというところでありまして、平成26年で70万の売上げがっております。そして以下、27から年47万8,000円、28年が40万3,000円、29年が42万1,000円、30年が44万4,000円ということですので、大体40万強の宿泊費がございますので200泊ぐらいの宿泊人数かというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そもそもこの宿泊施設は波佐見にいらっしやって、この中尾の伝習館に来られてですね、陶器のろくろなりなんなり、こうしようということで金額も安く設定されたと思うのですよね。

それが今の時代に合わせてじゃないのですが、普通のビジネスホテル並みに4,000円ってというのは、少し高いのかなあとも感じもいたします。

それとこの1泊ですね、貸切りで4万2,000円と書いておりますが、これは何人ぐらい泊まれるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この伝習館の当初の目的は、今言われたように体験をやりながらそこに住み込んで作陶をしながら、自然を楽しみ波佐見町を楽しむという目的でつくられましたけども、今それだけの目的に限定するとですね、なかなかこの指定管理者制度も敷いておりますので、なかなかそれで収益を上げることも難しいというところもありまして。

もうそれこそ今言いましたちょうど6、7年ぐらい前ぐらいから一般のお客さんにも開放できるようなやり方に指定管理者と協議をしましてですね、門戸を広げたようなかたちでございます。

それでまた旅行のいろんな大手の旅行サイトにも登録をするようなかたちをとりまして、誘客を図ってきたというような経過がございます。そういう中での、また今のいろいろな国のキャンペーンあたりの制度に乗せていくっていうのも考えると、ある程度の料金を頂戴しないとこのサービスの維持ができないということで、逆にもう今までの2,000というのがもう時代遅れで、とてもこの赤字になるような状況で、指定管理者も敷いていますのでそこがおかしかったんじゃないかなというふうにちょっと思っております。

あとですね。すみません、全棟貸し切った場合に今回改修した和室が8人で、居間である宿泊施設、洋室が最高2人ずつとなりますので、全部で12人が宿泊できるようになります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。脇坂正孝議員。

○12番（脇坂正孝君）

指定管理者は料金設定についても、自分たちで提案できるということになっておりますよね。そしてこの場合ですけれども、今まで町の提案でしょうか。それとも指定管理者からの提案でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回の改正については指定管理者側からの提案でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

確認ですけれども和室が8人、洋室が12人ということで、割った場合の1人あたりの金額と違いますよね。同じじゃないですよ。ちょっとすみませんよく分かりませんが。

中に入ったことがないので分からないのですが、この1人2,000円均一ですね。施設を変えられてきれいに、ちょっときれいにしたから上がったっていうのは何となく分かるのですが、この2,000円に含まれていた金額って光熱費と布団代っていうことなのではないでしょうか。何かよく理解ができないのですよね。

このベッドを一つ借りるだけに4,000円というのが高いのだから、中身が分からないので、いいのかなっていうこの表を最初見たときに思いました。

と、もう一つは指定管理者っていう1号が伝習館だというのは、ここで何か知ったのですけれども。私、中尾郷自治会が指定管理者に入ってもらっちゃるといふふう聞いたものですから中尾郷の友人に。自治会で運営しているんだここはって。そこにたまたま通るときがあったので聞きましたら、何か個人のお名前があがったのです。自治会の2年に1回ぐらい変わる自治会の役

員さんたちが、本当の意味で指定管理者になっていらっしゃるのかということ、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まずですね先ほど説明しました部屋ですね。もともとあった和室を改修しまして、一つのフラットなフローリング張りの部屋にしたところに2段ベッドを4つ置いたっていう状況です。

なので4×2で8人が定員でございます。

2段ベッドといいましても、想像されている2段ベッドではなくて、ちゃんとか家具調のしっかりこうプライバシーが保てるような2段ベッドでございます。

そしてもう一つ既存の洋室が2つございまして、そこはベッドルームでございまして、ダブルとツインということで2名ずつということでございます。

なので、ドミトリールームについて通常普通の寝室のツインとかシングルルーム、ダブルルームよりですね料金は安いっていうのが普通の考え方でございます。なので、ちょっと1,000円の差があるということをご理解をお願いしたいと思っております。

そしてこの指定管理を中尾郷のほうに、中尾郷自治会のほうに、指定管理を行っております。役員についても役員さんが責任者としていらっしゃいます。

ただですね、最近ここ何年かですね、2、3年ですかね。この運営がなかなかコロナ禍でまず収益がなかなか上がらないということで、新しい若い人たちの考えも取り入れながら、そういう知恵をいただきながらやっていくっていうところで、若いスタッフとそれを指導するような陶芸の関係の方とかもですね、一緒に入り込んで運営をやっているというところで、その若い人たちが単独で運営しているというわけではございません。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

もう1件ですけれども2,000円が4,000円とか変わったのって、食費とかそういったものが入っているのかどうかというのは。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

これあくまで素泊まりでございまして、この洋室についても実は2、3年前に内装の改修とかを行っております。この先ほどのドミトリ一部分ほど大幅な改修じゃないのですけども、ちょっと少し小綺麗にはしているところでございまして、ただ泊まるだけといいましても、ホテルと同じような機能でございます。

そのため素泊まりのホテルというイメージでお考えになっていいのではないかと考えていますので、それなりの水道代とか水道光熱費はかかりますし、人件費もかかっておりますので、そのくらいは妥当な金額じゃないかなというように判断しております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後 光君）

分かればお伺いしたいのですが、町内にほかにも素泊まり宿、民間の方が運営されると思うのですが大体1泊いくらぐらいで料金設定されてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

素泊まりが、私が知っているところでは最近までは5,000円でされていたのですが、今度ちょっと値上げをしたということで、6,000円で今運営をされているようでございます。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですがしばらく休憩します。14時5分より再開をします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より追加説明についての発言の申出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回の波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の改正に至った経過について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

先ほど議案48号のほうで指定管理者の手続に関して議決をいただきました。本来であれば、公の施設の指定管理に係る使用料については、管理を全面的に委託するわけでございますので、本来であれば指定管理者のほうで定めることができます。

しかし今回の陶芸の里伝習館はこの基本条例、先ほど議決をいただいた基本条例の前にご承認をいただいた施設でございますので、そのときには使用料手数料条例の改正前が適用されておりました。

今回指定管理をお願いしている期間中の料金改定でございますので、そこは指定管理者で定めることができるということもできるのですが、それはやはり議会に対してですね、説明をする上でそれはちょっと乱暴だろうということで、今回指定管理者の協議の上、一つ一つ条例改正をお願いしているわけでございますので、その点を踏まえてご審議をしていただければと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第50号は原案のとおり可決しました。

#### 日程第6～12 議案第53号～59号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第53号令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12．議案第59号令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

以上の7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

委員長。

○決算特別委員長（尾上和孝君）

委員会報告をいたします。

令和4年10月19日

波佐見町議会 議長 百武 辰美 様

決算特別委員会 委員長 尾上 和孝

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、波佐見町議会会議規則第76条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査結果で読み上げます。

議案第53号 令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について

認定すべきものと決定

議案第54号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきものと決定

議案第55号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきものと決定

議案第56号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきものと決定

議案第57号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきものと決定

議案第58号 令和3年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定すべきものと決定

議案第59号 令和3年度工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定すべきものと決定

## 決算審査特別委員会審査報告

議案第53号 令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第59号 令和3年度波佐見町工業用水道事業剰余金の処分及び決算認定についての決算特別委員会における審査の過程と結果を報告します。

### 1. 審査の経過

(1) 審査の方法 二分科会で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告と説明を求め、各分科会間で質疑及び総括的な審査を実施した。

(2) 審査期日

(第一分科会) 令和4年9月29日(木)、10月3日(月)

(第二分科会) 令和4年9月30日(金)、10月4日(火)

(現場確認) 令和4年10月7日(金)

(委員会) 令和4年10月13日(木) これは委員のみとなっております。

(委員会) 令和4年10月19日(水) 今日でございますね。

(3) 審査場所 議場、委員会室、町内各現場

(4) 出席者 全委員(議長及び議会選出の監査委員を除く12名)  
各担当課長、次長、室長、課長補佐、各担当係長等

### 2. 審査内容

(1) 各分科会における報告については、添付の資料のとおりでございます。

(2) 第二分科会における現場確認の箇所については、次のとおりでございます。

①農林課所管：センチピードグラス(芝)の吹きつけ(川内郷)

②建設課所管：災害箇所。こちらは田ノ頭他を見ております。

③商工観光課所管：こちらは鬼木郷の宿泊拠点を見ております。

(3) 決算特別委員会(10月13日)での主な質疑と答弁は、次のとおりでございます。

《第1分科会における質疑の内容》

質疑：議会事務局費でのケーブルテレビにかかる単価内容は、どのようなものを示して

いるか。

答弁：撮影時にかかる1日当たりの費用である。

質疑：マイナンバーカード交付に関して、職員の時間外勤務手当を約80万計上している。令和4年度はもっと増えると思う。

マイナンバーカードの申請が進まない原因は、メリットがないからという答弁を議会でなされてきた。ところが、令和3年度から頻繁に無線放送にて手続き等に関する案内を実施され、また選挙や行事のときにおいても取組みをなされている。

なぜそういうふうに変更されたのかという質疑はなかったのか。

答弁：そこまで突っ込んだかたちの質疑はなかった。

取組強化について、国から指導が相当あっているものと思われる。それに加えてマイナンバーポイントのメリット等もあり、現在、積極的に取り組んでいるものと判断している。

#### 《第2分科会における質疑内容》

質疑：センチピードグラスについて詳しい説明をお願いします。

答弁：雑草が繁茂する場所を、一旦刈りとり焼却し、その生えてくるものに吹きつけて管理しやすい草にしていくという仕組みである。適切に伸びると、夏場は草刈りをしなくて済み、それ以外の時期に適切に管理すれば、雑草が生えてくる量が少なくなるという施工技術である。また、本施工手法は特許権を取っているものであり、適切に管理すれば半永久的にセンチピードグラスが生え雑草を抑制する仕組みとなる。今回、実証が川内郷で行われた。

質疑：センチピードグラスについては、川内郷と鬼木郷だが、自治会などに公募してこの2地区だったのか。また、なぜ、川内郷から着手されたのか。

答弁：着手の意向が一番早くまとまったのが川内郷であった。

質疑：小石原住宅の建て替えは、令和7年度に基本設計、令和9年度に事業着手の予定とある。委員会等の組織は設置されるのか。

答弁：あくまでも現段階での建設課担当者レベルで示された。正式な決定はされていない。委員会等の設置は、以前の住宅建設でも募集されているので小石原住宅建替えに関しても行われると思う。

質疑：福祉医療費について償還払いと現物給付の違いは。

答弁：現物給付は、窓口にて自己負担額のみ支払い、償還払いは窓口で全額を実費で払い、後日、領収書を役場に提出して自己負担額を除いた金額が返還となる。

4日間における分科会を経て、各分科会の報告書の作成を行いました。

### 3. 審査の結果

- (1) 議案第53号「令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について」は、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。
- (2) 議案第54号「令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、討論なく、全会一致で認定すべきものと決定しました。
- (3) 議案第55号「令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、討論はなく、全会一致で認定するものと決定しました。
- (4) 議案第56号「令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、討論なく全会一致で認定すべきものと決定しました。
- (5) 議案第57号「令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定しました。
- (6) 議案第58号「令和3年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定しました。
- (7) 議案第59号「令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定しました。

#### 4. 意見

決算特別委員会では、「令和3年度の各予算が決議した趣旨と目的に従い、適正かつ効果的に執行されたか」、「どのように行政効果が発揮できたか」、「今後の行財政運営において、どのような改善工夫がなされるべきか」に着目し審査を行いました。

- (1) 成果説明書に数字の誤記が多い。誤記がないように慎重に取り組んでもらいたい。
- (2) 説明は次につながる成果説明書になるよう工夫してもらいたい。
- (3) 当初予算に対する執行率を明記してもらいたい。
- (4) 国、県からの収入がどこの所管の収入かを明示してあれば分かりやすい。  
今後は表記してもらいたい。
- (5) 諸事情あれども繰越明許費が件数、金額ともに多い。もっと明確に事業を計画的に執行してほしい。
- (6) 今回は成果説明書の書式が変わった。成果説明書の記載事項の選択はどういうふうに決められているのか。また、良い成果ばかりでなく、成果が低いところも盛り込むべきである。
- (7) 地区からの環境整備の要請については、今後も誠意を持って対応されたい。

#### 5. 総括的な所見

本町の実質公債比率は、改善がみられるが、依然として依存財源の割合は大きく、財源基盤の安定化には乏しい財政状況となっています。歳入では「ふるさとづくり応援寄附金」の大幅増があるものの町税等の減、国、県支出金の増で全体を占める自主財源の割合が下降となり、今後、

ますます厳しい財政運営が強いられることが予想されます。また、歳出では社会保障関係費の増加など厳しい状況が見込まれることから、引き続き財源確保に最大限傾注し地方交付税等を含め必要な財源の確保と充実を望むものである。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。城後議員。

○8番（城後 光君）

今回初めてですね、二つの分科会に分かれて決算特別委員会が審査を行われましたけども、どういった感覚で委員長としては考えられましたでしょうか。

○決算特別委員長（尾上和孝君）

どういった感覚といたしますかですね、今までですね1委員会でも両方いろいろ質問ができたのですが、今回は2委員会ということで、自分の持ちどころの委員会のところをちょっと調査したわけなのですよ。

それも一長一短あってですね、やっぱりほかのところの質問ができなかったっていう声はちょっと聞いております。ですから専門性を見てですね、1委員会でするのもいいのですが、そこあたりもやっぱ今後いろいろこう考えていくところじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず議案第53号 令和3年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第57号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は5件とも認定であります。

以上の5件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第53号から議案第57号までの5件は委員長報告のとおり認定することに決定

しました。

**○議長（百武辰美君）**

次に議案第58号 令和3年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第59号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長の報告は2件とも原案可決及び認定であります。

以上の2件は委員長報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（百武辰美君）**

起立全員であります。

したがって議案第58号及び議案第59号は委員長報告のとおり、原案可決及び認定することに決定しました。

**日程第13 閉会中の継続調査申出について**

**○議長（百武辰美君）**

日程第13. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（百武辰美君）**

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の会議はこれで終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

**午後2時27分 閉 会**

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員